

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成28年 6月30日
- 【発行者名】 中国南方アセット・マネジメント・リミテッド
(南方東英資産管理有限公司)
(CSOP Asset Management Limited)
- 【代表者の役職氏名】 丁晨
(Ding Chen)
最高経営責任者
(Chief Executive Officer)
- 【本店の所在の場所】 香港特別行政区 セントラル コノート・プレイス 8
ツー・エクスチェンジ・スクエア スイート2802
(Suite 2802, Two Exchange Square
8 Connaught place, Central, Hong Kong)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 寺尾 裕 真
- 【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03(6888)1000
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
南方 FTSE 中国A株50 ETF
(CSOP FTSE CHINA A50 ETF)
* 上記記載は、届出の対象とした募集有価証券信託受益証券の
名称です。
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
申込期間(平成28年 7月 1日から平成29年 6月30日まで)
1,000億円を上限とします。
* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出する
ことによって更新されます。
* 上記記載は、届出の対象とした募集有価証券信託受益証券の金
額です。
- 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町 2番 1号

注) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、本受益権(以下に定義されます。)に係る上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約(以下「基本契約」といいます。)、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(以下「信託契約条項」といいます。)ならびに上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書(以下「個別契約」といいます。)(以下、基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」という場合があります。)に定める意味を有します。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている人民元の日本円への換算は、1人民元 = 17.08円(2016年4月25日付ブルームバーグ公表の人民元(CNH) - 日本円の終値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている香港ドルの日本円への換算は、1香港ドル = 14.36円(2016年4月25日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている米ドルの日本円への換算は、1米ドル = 111.41円(2016年4月25日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されているユーロの日本円への換算は、1ユーロ = 125.07円(2016年4月25日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている豪ドルの日本円への換算は、1豪ドル = 85.7円(2016年4月25日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている新台幣ドルの日本円への換算は、1新台幣ドル = 3.44円(2016年4月25日現在の株式会社みずほ銀行の参考相場)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 本書中の表において計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。また、四捨五入にあたり、計数に誤差が生じるおそれがあります。

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有します。

「計算期間」とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間をいいます。ただし、第1計算期間は2012年8月23日から2012年12月31日までとします。

「申込み」とは、サブ・ファンドについて、設定申込または償還申込をいいます。

「申込対象バスケット価額」とは、当該評価日に資産運用会社が申込単位による本香港ETF受益証券の設定および償還のために定める、バスケットを構成するインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の総価額をいいます。

「取消手数料」とは、信託証書の定めに従い、申込みの取消しに関し指定参加者が支払うべき手数料をいい、その料率は本書に定めるとおりとします。

「申込単位」とは、サブ・ファンドについて、本目論見書(訳注：香港において開示されている本香港ETF受益証券に関する目論見書をいいます。以下同様とします。)に定めのあるクラスの本香港ETF受益証券の数もしくはその整数倍、または資産運用会社が一般的にもしくは特定のもしくは複数のクラスの本香港ETF受益証券について受託会社と協議のうえ随時決定し、指定参加者に通知する、あるクラスの本香港ETF受益証券のその他の倍数をいいます。

「監査人」とは、信託証書の規定に基づき資産運用会社が受託会社の事前の承認を得て随時選任する各サブ・ファンドおよび本香港投資信託に係る一または複数の監査人をいいます。

「基準通貨」とは、本書に定めるサブ・ファンドの勘定に係る通貨をいいます。

「基準銘柄」とは、(i)一もしくは複数の参照指標の構成銘柄および/または(ii)資産運用会社が指定する他の一もしくは複数の銘柄のパフォーマンスに連動したまたはその他によりこれを追跡する銘柄をいいます。

「バスケット」とは、申込単位による本香港ETF受益証券の設定および償還において、インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄によるポートフォリオであって、複製戦略により参照指標に連動することを追求するものをいいます。ただし、かかるポートフォリオは、整数のインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄のみによって構成され、整数未満は認められず、または、資産運用会社の決定に従い、取引単位のインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄のみによって構成され、取引単位未満は認められません。

「営業日」とは、資産運用会社および受託会社が別段の合意をした場合を除き、(a)(i)SEHKが通常営業を行っており、(ii)当該インデックス構成銘柄および/もしくは非インデックス構成銘柄の取引が行われている当該証券市場が通常営業を行っているか、または(iii)かかる証券市場が複数存在する場合は、資産運用会社が指定する一つの証券市場が通常営業を行っている日であって、かつ(b)参照指標の作成および発表が行われる日、または資産運用会社および受託会社が随時合意するその他の一もしくは複数の日をいいます。ただし、かかる日のいずれかにおいて、当該証券市場が通常営業を行っている期間が、第8段階台風警報(Number 8 Typhoon Signal)、黒色暴雨警告(Black Rainstorm warning)その他類似の事由により短縮された場合、資産運用会社および受託会社が別段の合意をしない限り、かかる日は営業日には含めません。

「取消補償金」とは、信託証書に基づき申込みの取消しについて指定参加者が支払うべき金額をいいます。

「現金部分」とは、申込単位を構成する本香港ETF受益証券の純資産価額の総額から関連ある申込対象バスケット価額を差し引いたものをいいます。

「CCASS」とは、HKSCCによって構築・運営される香港中央結算系統(Central Clearing and Settlement System)またはHKSCCもしくはその承継人が運営する承継システムをいいます。

「CCASS運営規則」とは、CCASSの運営規則(随時なされる変更を含みます。)をいいます。

「中国」とは、中華人民共和国をいい、本書においては香港、マカオおよび台湾は除きます。

「中国A株式」とは、上海証券取引所または深圳証券取引所に上場する会社が発行する、人民元で売買される株式であって、国内(中国人)の投資家、RQFII保有者およびQFIIが投資可能なものをいいます。

「中国B株式」とは、上海証券取引所または深圳証券取引所に上場する会社が発行する、外貨で売買される株式であって、国内(中国人)の投資家および外国の投資家が投資可能なものをいいます。

「規約」とは、委員会が発行するユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド規約(Code on Unit Trusts and Mutual Funds)(随時なされる変更を含みます。)をいいます。

「委員会」とは、香港証券先物取引委員会(Securities and Futures Commission of Hong Kong)またはその承継人をいいます。

「関係者」とは、会社についていう場合、以下の者をいいます。

- (a) 当該会社の普通株式の20%以上を直接的もしくは間接的に実質所有する者もしくは会社、または当該会社の総議決権の20%以上を直接的もしくは間接的に行使することができる者もしくは会社。
- (b) 上記(a)のいずれか一方または両方に該当する者によって支配される者または会社。
- (c) 当該会社がその一部をなすグループの構成者。
- (d) 当該会社または上記(a)、(b)もしくは(c)の定義による関係者の取締役その他の役員。

「転換代理人」とは、香港証券兌換代理服務有限公司またはサブ・ファンドについて、転換代理人として随時選任されるその他の者をいいます。

「転換代理人契約」とは、資産運用会社、転換代理人およびHKSCCの間で締結される各契約をいい、転換代理人は、同契約により、役務の提供について合意します。

「転換代理人報酬」とは、各指定参加者が行う設定申込および償還申込について、転換代理人の利益のために当該各指定参加者に対して請求されることがある報酬をいい、かかる報酬は、転換代理人が決定し、運営規則および本目論見書に規定されます。

「設定申込」とは、指定参加者または(場合により)指定参加者代理人が、信託証書および関連ある参加契約に定める該当手続きに従って行う、申込単位(またはその整数倍)によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定の申込みをいいます。

「CSRC」とは、中国証券監督管理委員会(China Securities Regulatory Commission)をいいます。

「保管会社」とは、本書に定めるところにより、当該時点においてサブ・ファンドの保管会社として行為するために選任される一または複数の者をいいます。

「取引日」とは、サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドの存続期間に含まれる各営業日または資産運用会社が一般的にもしくは特定の一もしくは複数のクラスの受益証券について受託会社と協議のうえ随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

「取引期限」とは、各取引日について、本書の定めに従い、資産運用会社が一般的にもしくは特定のもしくは複数のクラスの本香港ETF受益証券、本香港ETF受益証券の売買が随時行われる特定の法域、または指定参加者が申込みを行う特定の場所について、受託会社と協議のうえ随時決定する一または複数の時をいいます。

「預託資産」とは、各サブ・ファンドについて、当該時点において信託証書に基づく信託により当該サブ・ファンドの計算で保有されるまたは保有されるとみなされる、受託会社が受領したまたは受領すべきあらゆる資産(現金を含みます。)をいいますが、(i)収益資産および(ii)当該時点において分配勘定(信託証書に定義されます。)に貸記されている金額は除きます。

「デュアル・カウンター」とは、人民元および香港ドル建てで取引されるサブ・ファンドに係る受益証券に対してそれぞれ異なるSEHK上の株式コードを割り当て、かつ本書の定めに従い、かかる受益証券を複数の適格通貨(人民元または香港ドル)によるCCASSにおける預託、清算および決済のために受け入れるシステムをいいます。

「税金および手数料」とは、ある特定の取引または売買について、一切の印紙税その他の税金、課徴金、仲介手数料、銀行手数料、振込手数料、登録手数料、取引手数料、運営規則に定める一切の料金、税金および手数料ならびにその他の税金および手数料(預託資産の組成、預託資産の増加もしくは減少、本香港ETF受益証券の設定、発行、譲渡、取消しもしくは償還、または有価証券の取得もしくは処分等に関連するか否かを問いません。)であって、当該取引または売買に関して支払義務が発生したか、または今後発生するものをいいます(当該取引または売買と同時に発生したものか、その前後に発生したものかを問いません。)。また、本香港ETF受益証券の発行または本香港ETF受益証券の償還に関し、(a)当該本香港ETF受益証券の発行または償還のために本香港投資信託の有価証券を評価する際に用いられた価格と、(b)(本香港ETF受益証券の発行の場合)当該本香港ETF受益証券の発行時に本香港投資信託が受領する現金額をもって、本香港投資信託が同一の有価証券を取得するとしたら用いられるであろう価格、および(本香港ETF受益証券の償還の場合)当該本香港ETF受益証券の償還時に本香港投資信託から支出されるべき現金額を実現するために本香港投資信託が同一の有価証券を売却するとしたら用いられるであろう価格との差額について、本香港投資信託を補償しまたは本香港投資信託に弁済するために課される、資産運用会社または受託会社が決定する金額または料率の手数料(もしあれば)を含みますが、これに限定されません。

「延長手数料」とは、運営規則および本書の定めに従い、指定参加者が自己の計算および利益のために、当該指定参加者による申込みに係る決済延長の請求が資産運用会社によって承認されるたびに受託会社に対して支払う手数料をいいます。

「HKSCC」とは、香港中央結算有限公司(Hong Kong Securities Clearing Company Limited)またはその承継人をいいます。

「香港」とは、中華人民共和国香港特別行政区をいいます。

「香港ドル」とは、当該時点およびその時々における香港の法定通貨をいいます。

「H株式」とは、中国において設立され、SEHKに上場する会社が発行する、香港ドルで売買される株式をいいます。

「収益資産」とは、各サブ・ファンドについて、(a)当該サブ・ファンドの預託資産について受託会社が受領したまたは受領すべき、収益としての性質を有するものとして資産運用会社が(一般的にまたは個別に監査人と協議のうえ)判断する一切の利息、配当その他の金員(税金の還付金がある場合はこれを含み、現金によるものか、ワラント、小切手、金銭、与信その他によるものか、または現金以外の形態により受領された収益資産の売却手取金によるものかを問いません。)、(b)受託会社が当該サブ・ファンドの計算で受領したまたは受領すべき一切の現金部分の支払金、(c)受託会社が当該サブ・ファンドの計算で受領したまたは受領すべき一切の取消補償金、および(d)本定義の(a)、(b)または(c)に関して受託会社が受領したまたは受領すべき一切の利息その他の金員をいいます。ただし、(i)当該サブ・ファンドの預託資産、(ii)当該時点において、当該サブ・ファンドの計算で分配勘定(信託証書に定義されます。)に貸記されているか、または従前に受益者に分配された金額、(iii)有価証券の換価によって生じた当該サブ・ファンドの勘定の増加、ならびに(iv)本香港投資信託が当該サブ・ファンドの収益資産から支出すべき手数料、費用および経費の支払いに充当される金額は除きます。

「インデックス・プロバイダー」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドがその投資対象の連動先とする参照指標の作成を担当し、かつ当該サブ・ファンドに対して当該参照指標の使用を許諾する権利を有する者をいいます。

「インデックス構成銘柄」とは、(i)当該参照指標を構成する有価証券、(ii)インデックス・プロバイダーが今後当該参照指標の構成銘柄として公表するが、現時点では当該参照指標を構成する有価証券には該当しないその他の有価証券をいいます。

「当初募集期間」とは、あるクラスの受益証券について、本目論見書の定めに従い、当該クラスの受益証券の当初募集を行う目的で資産運用会社が決定する期間をいいます。

「支払不能事由」とは、ある者について、(i)かかる者の清算もしくは破産に係る命令が下され、もしくは有効な決議が可決された場合、(ii)かかる者もしくはその資産について、破産管財人もしくはこれに類する者が選任された場合、もしくはかかる者が管財命令の対象となった場合、(iii)かかる者がその一もしくは複数の債権者との間で和議を行った場合、もしくはその債務を支払うことができないとみなされた場合、(iv)かかる者がその事業もしくはその事業の実質的に全部を廃止したか、そのおそれがある場合、もしくはその事業内容に重大な変更を

加えたか、そのおそれがある場合、または(v)資産運用会社が、上記のいずれかの事由が生じる可能性が高いと誠実に判断した場合をいいます。

「本香港投資信託」とは、信託証書によって組成されるユニット・トラストであって、CSOP ETFシリーズと称するものまたは受託会社および資産運用会社が随時決定するその他の名称を有するものをいいます。

「発行価格」とは、各サブ・ファンドについて、特定のクラスの受益証券につき資産運用会社が決定する、当初募集期間における当該クラスの受益証券1口当たりの発行価格をいい、その後は、いずれも本目論見書の定めに従い、信託証書に基づき算定される、受益証券が随時発行されたまたは発行される際の受益証券1口当たりの発行価格をいいます。

「上場代理人」とは、サブ・ファンドについて、資産運用会社が当該サブ・ファンドに係る上場代理人として選任する組織をいいます。

「上場日」とは、本香港ETF受益証券がSEHKに上場される日をいいます。

「資産運用会社」とは、中国南方アセット・マネジメント・リミテッド(CSOP Asset Management Limited)または当該時点において、本香港投資信託の資産運用会社として適宜に選任され、規約に基づき資産運用会社として行為する資格を有するものとして委員会が承認したその他の一もしくは複数の者をいいます。

「純資産価額」とは、サブ・ファンドの純資産価額、または文脈上要求される場合には、信託証書に基づき算出される本香港ETF受益証券1口当たりの純資産価額をいいます。

「非インデックス構成銘柄」とは、資産運用会社が指定するインデックス構成銘柄以外の銘柄および一または複数の当該銘柄のパフォーマンスに連動しまたはその他によりこれを追跡するために用いられる基準銘柄をいいます。

「運営規則」とは、サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還に係る手続き等を定めた運営規則をいい、資産運用会社が受託会社の承認ならびに場合によりHKSCCおよび転換代理人の承認を得て当該参加契約の規定に従い随時行う変更を含みます。

「指定参加者」とは、各サブ・ファンドについて、参加契約を締結した投資仲介業者または投資売買業者(証券先物条例に基づき第一種規制対象業務を行う認可を取得している者)をいい、本書において「指定参加者」に言及する場合、文脈上必要なときには、指定参加者によって任命される指定参加者代理人を含むものとします。

「参加契約」とは、(1)受託会社、資産運用会社および指定参加者(場合によりこれらの当事者と指定参加者代理人の間で締結される追補参加契約による補足を含みます。)または(2)受託会社、資産運用会社、指定参加者、HKSCCおよび転換代理人の間で締結された契約であって、それぞれ当該指定参加者(または場合により指定参加者代理人)による申込みに係る取決め等について定めたものをいい、随時なされる変更を含みます。参加契約に言及する場合において、適切なきときは、運営規則とともに読まれる参加契約を指します。

「指定参加者代理人」とは、HKSCCによってCCASSの直接清算参加者または一般清算参加者(CCASSの総則に定義されます。)として認められ、かつ、指定参加者より受益証券の設定および償還に係る代理人として任命された者をいいます。

「発行市場投資家」とは、指定参加者または指定参加者に口座を開設している株式仲買人に対して、自己を代理して申込みを行うよう請求する投資家をいいます。

「QFII」とは、随時制定および/または改正される関連ある中国の法令に基づき承認された適格外国機関投資家をいいます。

「償還申込」とは、サブ・ファンドについて、指定参加者または指定参加者代理人が信託証書および当該参加契約に定める該当手続きに従って行う、申込単位(またはその整数倍)による受益証券の償還の申込みをいいます。

「償還価格」とは、各サブ・ファンドに係る受益証券について、信託証書に従い算定される、本目論見書の定めに従い、随時受益証券の償還を行う際の特定のクラスの受益証券1口当たりの償還価格をいいます。

「受益者名簿」とは、各サブ・ファンドについて、信託証書に基づき管理される当該サブ・ファンドの受益者名簿をいいます。

「受益者名簿管理人」とは、受益者名簿の管理人として受託会社が随時選任し、資産運用会社が承認する者をいい、当初は受託会社とします。

「人民元」とは、中国の通貨である人民元をいいます。

「RQFII」または「RQFII保有者」とは、随時制定および/または改正される関連ある中国の法令に基づき承認された人民元適格外国機関投資家をいいます。

「SAFE」とは、中国国家外匯管理局(State Administration of Foreign Exchange)をいいます。

「有価証券」とは、証券先物条例別紙1、第1部、第1章に定義される意味を有します。

「SEHK」とは、香港証券取引所(The Stock Exchange of Hong Kong Limited)またはその承継人をいいます。

「流通市場投資家」とは、SEHKの流通市場において本香港ETF受益証券の売買を行う投資家をいいます。

「証券先物条例」とは、香港証券先物条例(香港法第571章)(Securities and Futures Ordinance (Cap.571))をいいます。

「事務代行会社」とは、香港証券兌換代理服務有限公司(HK Conversion Agency Services Limited)またはサブ・ファンドに係る事務代行会社として随時選任されるその他の者をいいます。

「事務委託契約」とは、資産運用会社、受託会社、事務代行会社、HKSCC、受益者名簿管理人ならびに該当する指定参加者および(場合により)指定参加者代理人の間で締結される事務委託契約をいいます。

「決済日」とは、当該取引日から2営業日後の営業日(もしくは、運営規則に基づき許容される当該取引日後のその他の営業日)、または当該取引日から、資産運用会社が一般的にまたは特定の—もしくは複数のクラスの受益証券について受託会社と協議のうえ随時決定し、指定参加者に通知する日数の営業日後の営業日をいいます。

「サブ・ファンド」とは、本香港投資信託に基づき設立される、分別された資産および負債プールを有する個別のトラスト・ファンドをいい、その詳細は、本書に規定されます。

「取引手数料」とは、受託会社の裁量により、信託証書に基づき受託会社(場合により転換代理人または事務代行会社)の計算で、その利益のために各指定参加者に対して請求されることがある手数料をいい、その上限は、本目論見書および関連する契約の条件に従い、受託会社が資産運用会社(および場合により転換代理人または事務代行会社)の同意を得て決定します。

「信託証書」とは、資産運用会社と受託会社の間で2012年7月25日付けで締結された信託証書(2012年11月1日付けの第一追補信託証書、2013年8月27日付けの第二追補信託証書、2013年8月27日付けの第三追補信託証書、2015年1月7日付けの第四追補信託証書、2015年1月7日付けの第五追補信託証書、2015年4月24日付けの第六追補信託証書、2015年9月11日付けの第七追補信託証書、2015年9月11日付けの第八追補信託証書、2015年9月11日付けの第九追補信託証書および2015年9月30日付けの第十追補信託証書による補足を含み、また、随時なされる修正、変更または補足を含みます。)をいいます。

「受託会社」とは、HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)または当該時点において本香港投資信託の受託会社として適式に選任されたその他の—もしくは複数の者をいいます。

「参照指標」とは、関連あるサブ・ファンドの連動先となるインデックスをいいます。

「受益証券」とは、当該クラスのある受益証券によって表章される数または端数の、受益証券が関係するサブ・ファンドにおける不可分の持分をいい、ある特定のクラスの受益証券について言及する場合を除き、受益証券という場合にはすべてのクラスの受益証券を指します。

「受益者」とは、当該時点において、—または複数の本香港ETF受益証券の保有者として受益者名簿に記載される者をいい、文脈上許容される場合は、当該名簿に共同保有者として記載される者を含みます。

「消却手数料」とは、償還申込の受理に伴う受益証券の消却について転換代理人が請求する手数料をいいます。

「米国」とは、アメリカ合衆国をいいます。

「米ドル」とは、当該時点およびその時々におけるアメリカ合衆国の法定通貨をいいます。

「評価日」とは、サブ・ファンドの純資産価額および/または受益証券の純資産価額の算定が行われる各営業日をいい、また、いずれか—または複数のクラスの受益証券に係る各取引日については、資産運用会社はその単独の裁量において(受託会社と協議のうえ)随時決定する取引日または営業日をいいます。資産運用会社の決定により評価日を変更する場合は、かかる変更が効力を生じる少なくとも1暦月以上前に、当該—または複数のクラスの受益証券の受益者に対して事前通知を行わなければならないものとします。

「評価時」とは、サブ・ファンドについて、各評価日の(i)インデックス構成銘柄および/もしくは非インデックス構成銘柄が上場されている証券市場または(ii)サブ・ファンドが保有する商品(もしあれば)の取引が行われている商品市場における正式な取引終了時刻をいい、かかる証券市場または商品市場が複数存在する場合は、当該証券市場または商品市場のうち最後に取引が終了する市場における正式な取引終了時刻をいい、または、資産運用会社が受託会社と協議のうえ随時決定するその他の—もしくは複数の時刻をいいます。ただし、信託証書の規定に基づき当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている場合を除き、各評価日には必ず評価時が存在しなければならないものとします。

「円」または「日本円」とは、日本の法定通貨をいいます。

第一部【証券情報】

有価証券信託受益証券に関する証券情報

銘柄

銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
南方 FTSE 中国A株50 ETF	南方 FTSE 中国A株50 ETF

注1：以下、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」といいます。また、本受益権に係る信託を「本信託」といいます。なお、本信託の愛称として「南方A50」を使用することがあります。

注2：以下、本信託の信託財産である受託有価証券を「本香港ETF受益証券」といいます。また、「本香港ETF受益証券」に係る信託を「本香港ETF」または「本香港投資信託」といいます。

発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

発行価格

申込期間

1口当たり、本香港ETF振替指図日(以下に定義します。)の翌日(かかる日が香港営業日ではない場合、翌香港営業日)の本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額を申込期間に係る受益権付与率(以下に定義します。)で除し、当該純資産額が算出された日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げます。)とします。但し、当該純資産額が算出された日が日本営業日でない場合、直前の日本営業日の当該対顧客電信売買相場仲値により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げます。)とします。

本書において、

「香港営業日」とは、以下に別段の定めのない限り、香港の法令により、香港において銀行の休日と定められ、または休日とすることが認められた日以外の日をいい、

「本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額」とは、当該日付の本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額として資産運用会社が野村證券株式会社(以下「委託者」といいます。)に通知する額をいい、

「日本営業日」とは、以下に別段の定めのない限り、銀行法により、日本において銀行の休日と定められ、または休日とすることが認められた日以外の日をいい、

「本香港ETF振替指図日」とは、申込受付日(以下に定義します。)の翌日(かかる日が香港営業日ではない場合、翌香港営業日)をいい、

「申込受付日」とは、(i)委託者が当初受益者(以下に定義します。)から申込みを受け付けた日の午後4時までに委託者が三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(以下「受託者」と総称します。)に連絡をして受託者が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日をいい、(ii)委託者が当初受益者から申込みを受け付けた日の午後4時より後に委託者が受託者に連絡をして受託者が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日の翌日本営業日(後記の申込不可日を除く。)をいい、

「申込期間に係る受益権付与率」とは、追加設定日の前日における本受益権の発行済口数の総数を同日付の本香港ETF受益証券の口数の総数で除した比率をいい、

「追加設定日」とは、本香港ETF振替指図日の翌日(かかる日が香港営業日ではない場合、翌香港営業日)の翌日(かかる日が日本営業日ではない場合、翌日本営業日)をいいます。

申込単位は、1口以上1口単位とします。

本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額については、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

中国南方アセット・マネジメント・リミテッド

ホームページ http://www.csopasset.com/en/products/china_A50_etf.php

なお、東京証券取引所において本受益権を取得する投資者は、売買手数料を別途支払う必要がある場合があります。売買手数料については、お取引のある第一種金融商品取引業者までお問い合わせください。

利率

利息は支払われません。

申込期間

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

なお、受託者は、次の期日または期間(以下「申込不可日」という場合があります。)における本受益権の申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。

日本営業日以外の日

本信託の計算期日前の一定期間であって、受託者が本信託の決算事務の都合上本受益権の取得申込みの受付を停止する必要があると判断する期間

香港において本香港ETFまたは資産運用会社の年次決算または未監査中間決算が公表される等、金融商品取引法に基づく日本語による開示が行われる必要がある場合には、それが行われるまでの期間

その他類似の理由により、本香港ETF受益証券の購入またはその信託設定が困難である日

後記「申込取扱場所」(2)記載の事由が生じている日

申込証拠金

該当事項はありません。

申込取扱場所

委託者において申込みの取扱いを行います。

(1) 申込みの方法

委託者所定の方法で申し込むものとします。

(2) その他申込み等に関する事項

受託者は、以下に該当する場合には、本受益権の申込みの受付を停止することまたはすでに受け付けた申込みの受付を取り消すことができます。

以下のいずれかの事由により本受益権または本香港ETF受益証券の適正な条件での取得が困難な場合または遅延する場合

- ・ 国内外の金融商品取引所等における取引の停止、遅延
- ・ 決済機能の停止、遅延
- ・ 外国為替取引の停止、遅延
- ・ 申込みに係る口数が極めて多いものと受託者が合理的に判断したこと

天災地変または政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他委託者、受託者またはカストディアンとの支配を超えた事由により、本受益権または本香港ETF受益証券の適正な条件での調達または取得が困難な場合または遅延する場合

払込期日

各申込受付日の追加の信託設定に係る本香港ETF受益証券は、本香港ETF振替指図日の翌日(かかる日が香港営業日ではない場合、翌香港営業日)に、受託者が指定する口座に振り替えられます。

権利の内容

本受益権に係る権利の内容は、以下のとおりです。

分配金

受託者は、本香港ETF受益証券について分配金の支払が行われた場合、当該分配金に係る権利確定日(以下に定義します。)現在の受益者に対して、受益権一口当たりの信託分配単価(以下に定義します。)を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税(地方税を含みます。)を適用される範囲で控除した残額を分配します。

本書において、

「分配金に係る権利確定日」とは、分配金の給付を受ける権利が与えられる受益者を確定するための日として受託者が設定する日をいい、

「受益権一口当たりの信託分配単価」とは、本香港ETF受益証券の分配金として入金された外貨を、変換を行う日にカストディアンまたは受託者が指定する為替銀行が適用するレートに従い、受託者が適当と判断する手法により円貨に変換された円貨総額から、変換された円貨総額を受益権の総口数で除して得られた額のうち1円未満の端数に受益権の総口数を乗じた額を上限とする信託報酬(当該信託報酬は消費税等の相当額を含みます。)を控除した残額を、受益権の総口数で除して算出する額をいいます。

転換請求権(解約による信託財産等の交付)

委託者以外の受益者は、保有する本受益権につき、本信託の全部または一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である本香港ETF受益証券の交付を受けることはできません。これに代わる換金手段として、本受益権を上場することで、金融商品取引所により流通市場を提供するものであります。

信託変更に係る異議申述権および本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べることができます。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、その保有する本受益権について、受託者に取得することを請求できます。

具体的な要件や行使方法等は、以下のとおりです。

(1) 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるときまたはやむを得ない事情が発生したとき(適用ある法令等の改正または解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担もしくは受託者が行うべき事務が加重されまたは受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときを含みます。)は、委託者および資産運用会社の同意を得て(かかる同意は不合理に拒絶されないものとします。)、信託契約条項の内容を変更することができます。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者、資産運用会社および受益者に対し、変更後の信託契約条項の内容を本受益権が上場されている金融商品取引所で開示しますが、信託法第149条第2項に定める通知は行いません。

(2) 但し、本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更(但し、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の受益権の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に限りに、かかる変更以外の変更については上記(1)に従うものとします。)(以下「重要な信託の変更」といいます。)がなされる場合およびかかる重要な信託の変更には該当しないものの、次のいずれかに関する変更であって本信託の受益権の商品としての同一性を失わせることとなる変更(以下「非軽微な信託の変更」といいます。)がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容および変更について異議ある受益者は一定の期間(但し、1箇月以上とします。)内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、または知れている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、信託契約条項の内容を変更することができます。

- ・ 受益者に関する事項
- ・ 受益証券に関する事項
- ・ 指標に関する事項
- ・ 信託財産の給付に関する事項
- ・ 信託期間、その延長および信託期間中の解約に関する事項
- ・ 計算期間に関する事項
- ・ 受託者の受ける信託報酬(但し、第一管理信託報酬(信託契約の定義によります。))について受託者と資産運用会社が信託契約条項に従って別途定める事項を除きます。)その他の手数料の計算方法ならびにその支払いの方法および時期に関する事項
- ・ 受託者の辞任および解任ならびに新たな受託者の選任に関する事項
- ・ 信託の元本の追加に関する事項
- ・ その他受益者の利益を害するおそれのある事項

(3) 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（但し、信託の目的の変更および受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。）は、日本営業日（請求除外日（以下に定義します。）を除きます。）に、受託者に対して、自己の有する本受益権を、本受益権1口当たり、本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額をもとに受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて適正な価額として個別契約で定める方法により算定される価額で取得することを請求することができます。但し、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではありません。

非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記(2)記載の一定の期間内に受託者に異議を述べた受益者に限り、日本営業日（請求除外日を除きます。）に、受託者に対して、自己の有する本受益権を、本受益権一口あたり、当該一定の期間の最終日の翌日本営業日（請求除外日を除きます。）における本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額をもとに受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて適正な価額として個別契約で定める方法により算定される価額で取得することを請求することができます。

本書において、

「請求除外日」とは、銀行営業日（以下に定義します。）以外の日、香港において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日又は本香港ETFの要項に定めるExchangeの取引日以外の日をいい、

「銀行営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）により、日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。

受益者決議手続実施請求権

総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項および受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。具体的な行使方法等については、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は金銭で残余財産の給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。

受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権が上場されている金融商品取引所（以下「本金融商品取引所」といいます。）の全てにおいて本受益権の上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。受託者は、かかる本信託の清算手続において、本香港ETF受益証券の償還により受領した金額または残余財産である本香港ETF受益証券（またはその残余財産）を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額から個別契約で定める手数料およびこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額ならびに信託費用（もしあれば）を控除した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付するものとします。なお、受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。

なお、信託契約条項に定める場合を除いて、資産運用会社、委託者、受託者または受益者のいずれも本信託を終了させることはできません。

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由または次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了します。

- (1) 本香港ETFの終了が決定したとき。
- (2) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 本香港ETF受益証券につき、本香港ETF受益証券上場証券取引所で上場が廃止され、その他の証券取引所に再上場されないとき。
- (4) 法令等（香港等の法令等を含みます。）または裁判所もしくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (5) 個別契約の当事者が信託契約条項または個別契約上の義務につき重大な違反を犯し、他の当事者からその治癒を求める通知を受領した後30日以内に当該義務違反を治癒しなかったとき（但し、性質上その治癒が不可能な重大な義務違反については、当該議事違反が行われたとき。）。
- (6) 受託者の辞任もしくは解任または解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。

- (7) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令または免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (8) 委託者または資産運用会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されずまたは取り下げられなかったとき。
- (9) 信託費用または信託報酬が信託契約条項および個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止または取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法第2条第29号八に規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (13) 純資産総額が個別契約で定める金額を下回ったときであって、資産運用会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (14) 法令等(香港の法令等を含みます。)またはその解釈の変更等により、委託者による転換請求が不可能または著しく困難になったとき。
- (15) 前各号に定める場合以外の事由により本信託の継続が困難であると受託者が判断し、本信託の終了につき信託契約条項の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

権利行使請求の方法・条件

上記「権利の内容」を参照のこと。

決済の方法

上記の他、決済の方法については以下をご参照ください。

本受益権の取得日

各申込受付日の追加の信託設定に係る本受益権は、追加設定日に、委託者の指定する口座に新規記録されます。

名義書換の手続等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第127条の2第1項に規定する振替受益権です。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はありません(但し、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式です。)

(2) 本受益権の譲渡

受益者は、その保有する本受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする本受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等(振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいいます。以下同じ。)に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本受益権の口数の減少および譲受人の保有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできません。

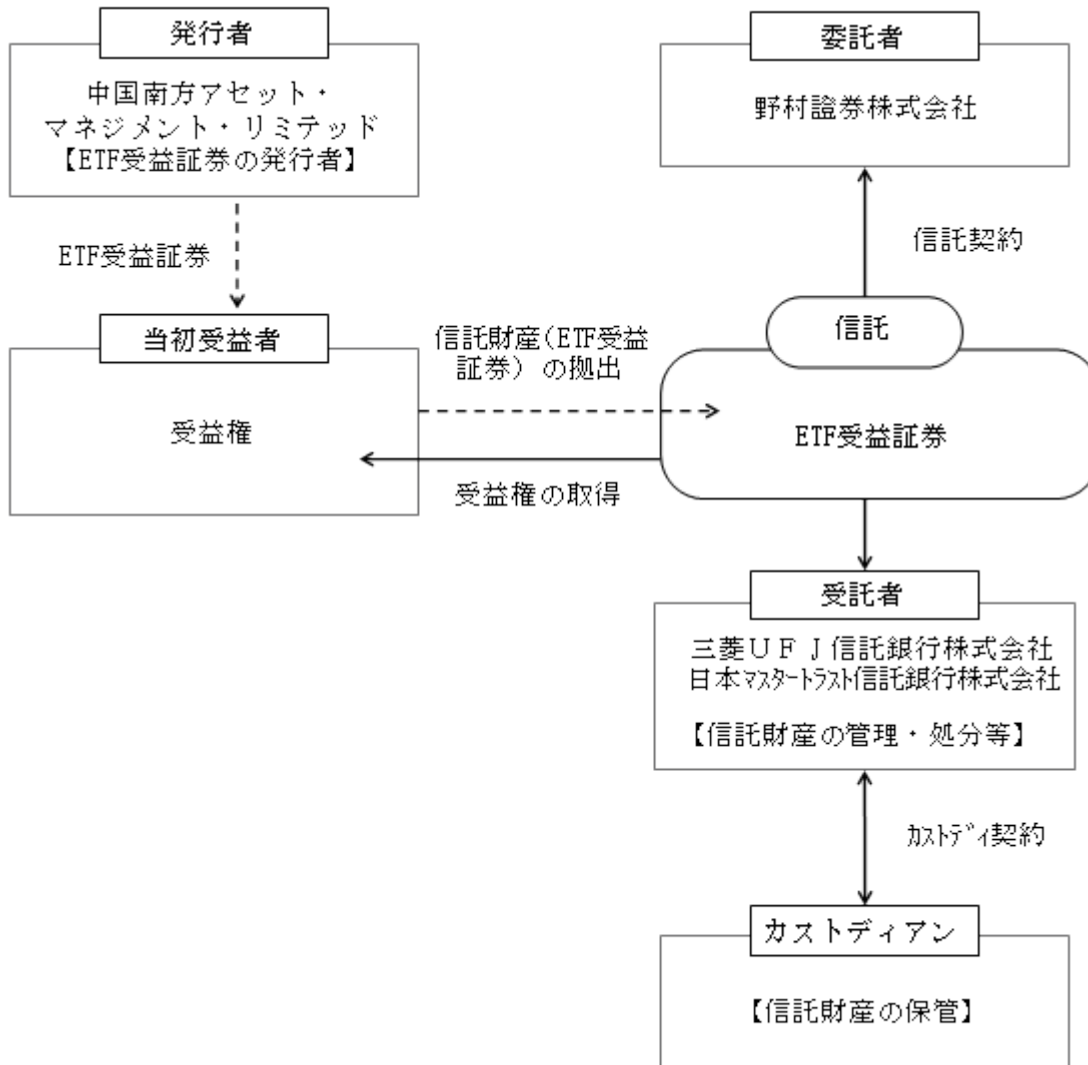
取得格付

本受益権に関し、資産運用会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定および追加信託により拠出した本香港ETF受益証券を管理および処分し、委託者が指定する者(以下「当初受益者」といいます。)が本受益権を取得します。

本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受けま
す。金融商品取引法第2条第5項および金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3
号に基づき、受託有価証券である本香港ETF受益証券の発行者(中国南方アセット・マネジメント・リミテッド)が本
受益権の発行者です。



受託者の情報

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円(平成27年9月30日現在)

主な事業の内容：信託業務、銀行業務

資産運用会社との資本関係：該当事項はありません。

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円(平成27年9月30日現在)

主な事業の内容：資産管理業務

資産運用会社との資本関係：該当事項はありません。

表示される権利に係る特定有価証券の内容

本信託の信託財産である本香港ETF受益証券の概要については、以下の情報に加えて、下記「第二部 ファンド情報」を参照のこと。

本香港ETF受益証券の形態

本信託の信託財産である本香港ETF受益証券に関して、券面は発行されず、無記名式や記名式の別はありません。追加型です。

本信託の信託財産である本香港ETF受益証券に関し、資産運用会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権に関するリスク要因

本受益権のリターンは、本信託の信託財産である本香港ETF受益証券の連動先である指数のパフォーマンスに連動しているため、投資家は、本受益権に投資する前に、本書の「第二部 第1-3 (1)リスク要因」に記載の本香港ETF受益証券のリスク要因を参照の上、十分に検討する必要があります。

本「リスク要因」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因のうち、特に本受益権に直接関連するものについて記載します。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読する必要があります。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権を保有し続けることによって受領し得た金額よりも少ない可能性があります

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本香港ETF受益証券の純資産額相当額から信託契約で定める残余財産給付手数料等を控除した金額を受領することが予定されています。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権を保有し続けることによって受領し得た金額よりも少ない可能性があります。

本受益権の市場価格と本香港ETF受益証券の純資産額や市場価格は乖離する可能性があります

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、本受益権の市場価格は、本香港ETF受益証券の市場価格または連動する指標価格と乖離する可能性があります。

本受益権に係る為替リスク

本受益権の東京証券取引所での市場価格、発行価格、買取価格等は日本円により表示されますが、本受益権の原資産である本香港ETF受益証券に係る支払いは、人民元建てです。本受益権の投資家は、実質的には人民元建資産に投資を行うことになるので、円換算した投資は為替相場の変動により影響を受けます。これにより、円換算した本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがあります。

信託報酬

第一管理信託報酬(信託契約に定義します。)については受託者と資産運用会社が別途定める方法によって負担します。

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりです。但し、租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等にご確認ください。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがあります。

() 個人の受益者に対する課税

< 分配金の受領時 >

本受益権に関して支払われる分配金は、「配当所得」の取扱いとなり、2037年12月31日までについては20.315%(所得税15.315%および地方税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が源泉徴収されます。本受益権に関して支払われる分配金については、確定申告を不要とすることができます。また、本受益権に関して支払われる分配金については、申告分離課税を選択することもできます。

本受益権については、本信託の信託財産である本香港ETF受益証券について納付した所得税(外国所得税(もしあれば)を含みます。)は一定の方法により分配金に係る所得税の額から控除することができます。ただし、分配金が支払いの取扱者を通じて分配される場合には当該控除は適用されない可能性があります。

< 本受益権の売却時 >

本受益権を売却する場合(受益者による委託者買取請求に基づく売却も含みます。以下同様です。)には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、2037年12月31日までについては20.315%(所得税15.315%および地方税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率となります。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます(原則として、確定申告は不要です。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。

< 償還金の受取時 >

本信託の終了により交付を受ける金銭(以下「償還金」といいます。)の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益(譲渡益)は譲渡所得として、2037年12月31日までについては20.315%(所得税15.315%および地方税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます(原則として、確定申告は不要です。)

償還金の受取時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、償還金の受取時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

() 法人の受益者に対する課税

< 分配金の受領時 >

本受益権に関して支払われる分配金は、「配当所得」の取扱いとなり、2037年12月31日までについては20.315%(所得税15.315%および地方税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が源泉徴収されます。

内国法人が引き受けた本受益権については、本信託の信託財産である本香港ETF受益証券について納付した所得税(外国所得税(もしあれば)を含みます。)は一定の方法により分配金に係る所得税の額から控除することができます。ただし、分配金が支払いの取扱者を通じて分配される場合には当該控除は適用されない可能性があります。

< 本受益権の売却時 >

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。東京に本店を置く内国法人に課される実効税率(国税および地方税)は、およそ35%です。

< 償還金の受取時 >

償還金の全額と取得価額との差益(譲渡益)が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税されます。東京に本店を置く内国法人に課される実効税率(国税および地方税)は、およそ35%です。

ファンドに関する証券情報

(1) 【ファンドの名称】

南方FTSE 中国A株50 ETF

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

該当事項はありません(本書による本香港ETF受益証券の日本国内における募集または売出は予定されておりません。以下同様です。)

(3) 【発行（売出）価額の総額】

該当事項はありません。

(4) 【発行（売出）価格】

該当事項はありません。

- (5) 【申込手数料】
該当事項はありません。
- (6) 【申込単位】
該当事項はありません。
- (7) 【申込期間】
該当事項はありません。
- (8) 【申込取扱場所】
該当事項はありません。
- (9) 【払込期日】
該当事項はありません。
- (1 0) 【払込取扱場所】
該当事項はありません。
- (1 1) 【振替機関に関する事項】
該当事項はありません。
- (1 2) 【その他】
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

[別段の記載がある場合を除き、以下の記述は、有価証券信託受益証券に係る受託有価証券を構成する外国投資信託受益証券に係る信託(本香港ETF)に関する情報です。]

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

() ファンドの目的

本香港ETFは、手数料等控除前のパフォーマンスを、参照指標であるFTSE中国A50インデックスのパフォーマンスと緊密に合致させることを目的とします。なお、本香港ETFが投資目的を達成する保証はありません。

() 信託金の限度額

資産運用会社が本香港ETFのためにRQFII割当枠を追加で確保できる保証はありません。本香港ETFは、十分なRQFII割当枠を有さない可能性があります。その他、RQFII制度に関連するリスクについては、下記「第二部 第1 3(1)リスク要因」中の、「RQFII制度に関連するリスク」の項目をご参照下さい。

() ファンドの基本的性格

本香港ETFは、受動的なインデックス追跡型の上場投資信託です。本香港ETFは、手数料等控除前のパフォーマンスを、上海証券取引所または深圳証券取引所に上場する時価総額ベースで上位50社の中国A株式発行会社から構成されるFTSE中国A50インデックスのパフォーマンスと緊密に合致させることを目的とします。資産運用会社は、完全複製戦略を採用しますが、例外的に代表サンプリング戦略も採用する場合があります。

() ファンドの特色

以下は、本香港ETFに関する一定の重要な情報を記載した表です。本書の全文とあわせてお読みください。

投資の種類	規約第8.6章および附属書類Iに基づき委員会により集団投資スキームとして認可された上場投資信託(以下「ETF」といいます。)
参照指標	FTSE中国A50インデックス 導入日：2003年12月13日 構成銘柄数：50銘柄 指標の基準通貨：人民元(CNY)(以下に定義します。)
参照指標の種類	参照指標の構成銘柄に係る配当金(源泉徴収税控除後)の再投資がパフォーマンスに反映されるネット・トータル・リターン・インデックスです。参照指標は人民元建てであり、人民元建てで値付けされます。
インデックス・プロバイダー	FTSE インターナショナル・リミテッド (FTSE International Limited)
投資戦略	資産運用会社は完全複製戦略を採用しますが、例外的に代表サンプリング戦略も採用する場合があります。詳細については、上記「(i)ファンドの目的」及び下記「第二部 第1 2(1)(i)投資方針」をご参照下さい。
上場日	2012年8月28日
SEHKにおける取引開始日	人民元カウンター：2012年8月28日 香港ドルカウンター：2012年11月8日

上場取引所	SEHK - メインボード
コード	人民元カウンター：82822 香港ドルカウンター：02822
略称	人民元カウンター：CSOP A50 ETF-R 香港ドルカウンター：CSOP A50 ETF
取引単位	人民元カウンター：200口 香港ドルカウンター：200口
基準通貨	人民元(CNH)(以下に定義します。)
取引通貨	人民元カウンター：人民元(CNH) 香港ドルカウンター：香港ドル
分配政策	<p>資産運用会社は、本香港ETFの手数料および費用控除後の純利益を考慮して、1年に1度(12月)受益者に対して利益分配を行う予定です。</p> <p>資産運用会社は、その裁量により、資本から分配金を支払うことができます。資産運用会社はまた、その裁量により、総利益から分配金を支払う一方、本香港ETFの手数料および費用の全部または一部を本香港ETFの資本に借記し、あるいは本香港ETFの資本から支払うことができます。これにより、本香港ETFが分配金の支払いに充当するための分配可能利益が増加することとなり、本香港ETFは、実質的に資本から分配金を支払うことができます。資本からの分配金の支払いまたは実質的な資本からの分配金の支払いは、投資家の当初投資の一部の償還もしくは払戻し、またはかかる当初投資に帰属するキャピタル・ゲインからの償還もしくは払戻しに相当します。本香港ETFの資本からの分配金の支払いまたは実質的な資本からの分配金の支払いを伴う分配は、本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額の即時の減額につながる可能性があります。</p> <p>本香港ETFの分配方針の詳細については、下記「第二部 第1 2(4)分配方針」を、資本からの分配金の支払いに伴うリスクについては、下記「第二部 第1 3(1)リスク要因-その他のリスク」の「資本からの分配金の支払いに関するリスク」の見出しのリスク要因をご参照下さい。</p>
設定 / 償還(指定参加者による場合、または指定参加者の仲介による場合に限り、)に係る申込単位	最低500,000口(またはその整数倍)
設定 / 償還の方法	現金(人民元)に限り、ます。

当事者	資産運用会社 / RQFII保有者	中国南方アセット・マネジメント・リミテッド (CSOP Asset Management Limited)
	受託会社兼受益者名簿管理人	HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)
	アドバイザー	南方基金管理有限公司 (China Southern Asset Management Co. Limited)
	上場代理人	東英亜州有限公司 (Oriental Patron Asia Limited)
	保管会社	香港上海滙豐銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)
	中国保管会社	HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド (HSBC Bank (China) Company Limited)
	指定参加者	<p>ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド (ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited)</p> <p>BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ (BNP Paribas Securities Services)</p> <p>中国国際証券有限公司 (BOCI Securities Limited)</p> <p>中国国際金融香港証券有限公司 (China International Capital Corporation Hong Kong Securities Limited)</p> <p>招商証券(香港)有限公司 (China Merchants Securities (HK) Co., Limited)</p> <p>連昌証券有限公司 (CIMB Securities Limited)</p> <p>中信証券經紀(香港)有限公司 (CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)</p> <p>シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド (Citigroup Global Markets Asia Limited)</p> <p>クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)</p> <p>ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited)</p> <p>安信国際証券(香港)有限公司 (Essence International Securities (Hong Kong) Limited)</p> <p>ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド (Goldman Sachs (Asia) Securities Limited)</p>

	<p>国泰君安証券(香港)有限公司 (Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)</p> <p>海通国際証券有限公司 (Haitong International Securities Company Limited)</p> <p>ジェー・ピー・モルガン・ブローキング(ホンコン)リミテッド (J.P.Morgan Broking (Hong Kong) Limited)</p> <p>マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)</p> <p>メリルリンチ・ファー・イースト・リミテッド (Merrill Lynch Far East Limited)</p> <p>モルガン・スタンレー・ホンコン・セキュリティーズ・リミテッド (Morgan Stanley Hong Kong Securities Limited)</p> <p>ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド (Nomura International (Hong Kong) Limited)</p> <p>東英亜州証券有限公司 (Oriental Patron Securities Limited)</p> <p>法国興業証券(香港)有限公司 (SG Securities (HK) Limited)</p> <p>香港上海滙豊銀行有限公司 UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited)</p> <p>元大証券(香港)有限公司 (Yuanta Securities (Hong Kong) Company Limited)</p> <p>本書の提出日現在。</p>
マーケットメイカー	<p><u>人民元カウンター</u>：</p> <p>ブルーフィンHKリミテッド (Bluefin HK Limited)</p> <p>招商証券(香港)有限公司</p> <p>中信証券經紀(香港)有限公司</p> <p>シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド</p> <p>コメルツ・セキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (Commerz Securities Hong Kong Limited)</p> <p>クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド</p> <p>ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド</p> <p>海通国際証券有限公司</p> <p>IMCアジア・パシフィック・リミテッド (IMC Asia Pacific Limited)</p> <p>ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド</p> <p>オブティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Optiver Trading Hong Kong Limited)</p>

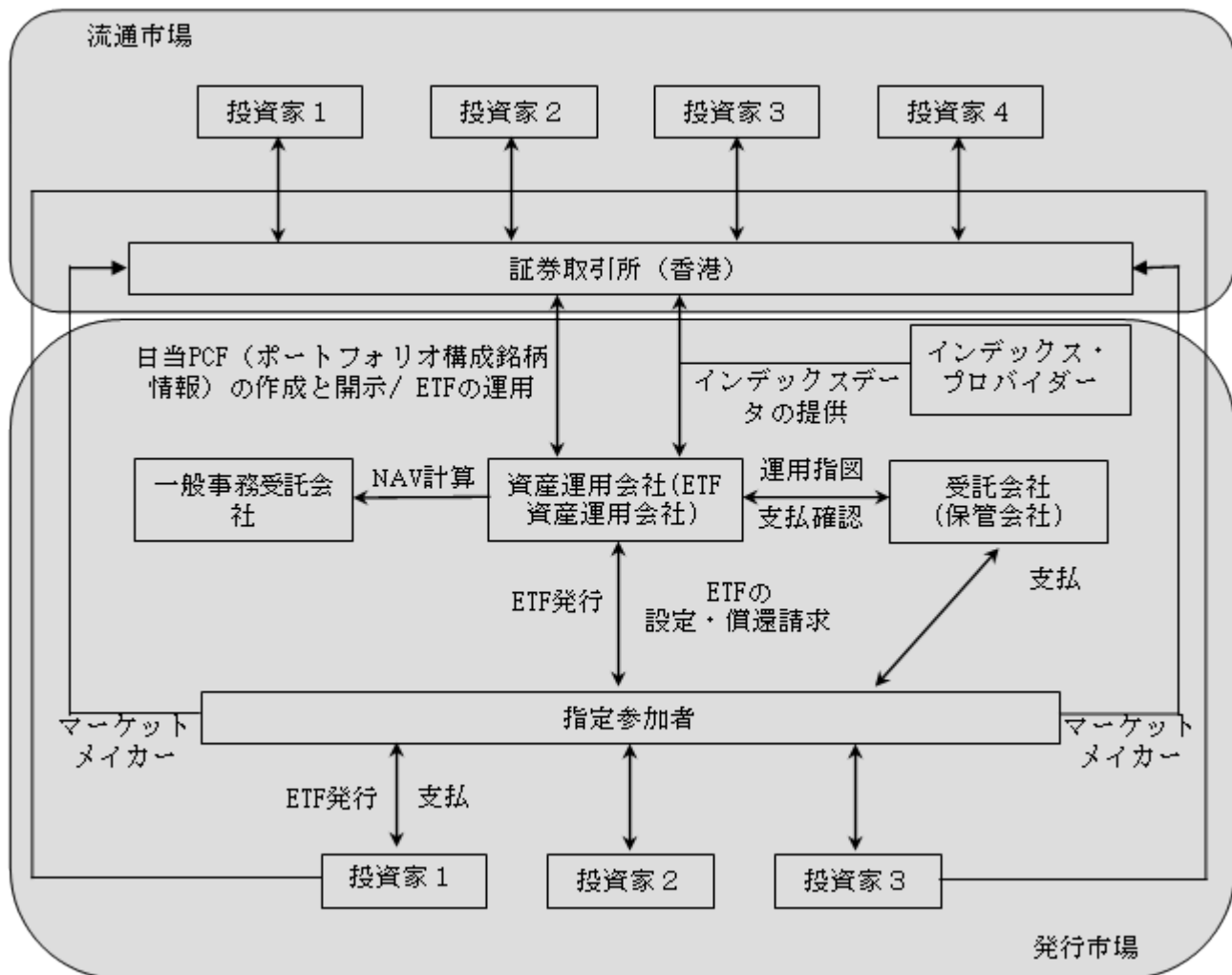
	<p>UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド</p> <p>香港ドルカウンター： ブルーフィンHKリミテッド</p> <p>BNPパリバ・セキュリティーズ(アジア)リミテッド (BNP Paribas Securities (Asia) Limited)</p> <p>コメルツ・セキュリティーズ・ホンコン・リミテッド</p> <p>クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド</p> <p>ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド</p> <p>エクリップス・オプションズ(ホンコン)リミテッド (Eclipse Options (HK) Limited)</p> <p>国泰君安証券(香港)有限公司</p> <p>海通国際証券有限公司</p> <p>IMCアジア・パシフィック・リミテッド</p> <p>ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド</p> <p>オブティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド</p> <p>ティブラ・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Tibra Trading Hong Kong Limited)</p> <p>UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド</p> <p>躍鯤研発有限公司 (Yue Kun Research Limited)</p> <p>本書の提出日現在。</p>
事務代行会社	香港証券兌換代理服務有限公司 (HK Conversion Agency Services Limited)
会計年度	毎年12月31日終了
運用報酬	<p>純資産価額の2%を上限として日々発生し、各取引日に算定されます。現在の料率は純資産価額の0.99%であり、日々発生し、各取引日に算定されます。</p> <p>運用報酬を上限料率まで引き上げる場合は、1か月以上前に投資家に対して事前通知を行います。</p>

(2) 【ファンドの沿革】

日付	詳細
2012年8月28日	当初設定(新規上場：2012年8月28日)
2012年11月8日	上場日(香港ドルカウンター取引開始日)

(3) 【ファンドの仕組み】

() ファンドの仕組み



ETF市場は、ETFが設定され、1口当たり純資産額により償還される発行市場および発行済ETFが売買される流通市場で構成されます。一般に、法人等の機関投資家は発行市場に参加し、ETFは一定の設定単位により設定および償還されます。発行市場において引受けを行うために、投資家は、指定参加者(PD)に対して引受けの請求を行い、所定の現金バスケットを支払います。このプロセスにより発行されるETFは、流通市場で売買することができます。流通市場は、個人投資家および機関投資家がともに参加する取引市場です。流通市場におけるETFの価格は株式市場およびマーケットメイカーが、売買を円滑にするために提示する買い気配/売り気配により決定されます。

() 管理会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
中国南方アセット・マネジメント・リミテッド (CSOP Asset Management Limited)	資産運用会社	<p>資産運用会社は、2008年1月に設立され、証券先物条例第5部に基づき第一種(有価証券取引業)、第四種(有価証券に係る投資顧問業)および第九種(資産運用業)に該当する規制下にある活動を営む許認可を取得しています。</p> <p>南方基金管理有限公司の子会社である資産運用会社は、中国本土のファンドによって資産運用および有価証券に係る投資顧問業を営むことを目的として香港で初めて設立された子会社です。</p> <p>資産運用会社は、投資家のために、中国および世界各国との間の投資の玄関口としての役割を果たします。中国向け投資の場合、中国の事情に精通する資産運用会社は、国際投資家にとって最適な顧問またはパートナーとなります。中国の国外投資の場合、資産運用会社は、中国国内の機関投資家および一般投資家に対し、海外における適切な投資機会を積極的に提供することに尽力しています。資産運用会社は、機関投資家及び投資ファンドの双方に対し、投資一任業および顧問業を提供します。</p> <p>資産運用会社は、本香港投資信託の資産運用を引き受けています。資産運用会社は、サブ・ファンドに関連して投資助言を提供する投資顧問会社を任命することができます。</p>
HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)	受託会社兼受益者名簿管理人	「第三部 第2 2(1)受託会社兼受益者名簿管理人」をご参照下さい。
南方基金管理有限公司 (China Southern Asset Management Co. Limited)	アドバイザー	「第三部 第2 2(2)アドバイザー」をご参照下さい。
東英亜州有限公司 (Oriental Patron Asia Limited)	上場代理人	「第三部 第2 2(3)上場代理人」をご参照下さい。
香港上海滙豐銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)	保管会社	「第三部 第2 2(4)保管会社および中国保管会社」をご参照下さい。
HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド (HSBC Bank (China) Company Limited)	中国保管会社	「第三部 第2 2(4)保管会社および中国保管会社」をご参照下さい。
ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド (ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited)	指定参加者	「第三部 第2 2(5)指定参加者」をご参照下さい。

BNPパリバ・セキュリティーズ・サービス (BNP Paribas Securities Services)	同上です。
中国国際証券有限公司 (BOCI Securities Limited)	同上です。
中国国際金融香港証券有限公司 (China International Capital Corporation Hong Kong Securities Limited)	同上です。
招商証券(香港)有限公司 (China Merchants Securities (HK) Co., Limited)	同上です。
連昌証券有限公司 (CIMB Securities Limited)	同上です。
中信証券經紀(香港)有限公司 (CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)	同上です。
シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド (Citigroup Global Markets Asia Limited)	同上です。
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)	同上です。
ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited)	同上です。
安信国際証券(香港)有限公司 (Essence International Securities (Hong Kong) Limited)	同上です。
ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド (Goldman Sachs (Asia) Securities Limited)	同上です。
国泰君安証券(香港)有限公司 (Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)	同上です。
海通国際証券有限公司 (Haitong International Securities Company Limited)	同上です。

ジェー・ピー・モルガン・ブローキング(ホンコン)リミテッド (J.P. Morgan Broking (Hong Kong) Limited)		同上です。
マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		同上です。
メリルリンチ・ファー・イースト・リミテッド (Merrill Lynch Far East Limited)		同上です。
モルガン・スタンレー・ホンコン・セキュリティーズ・リミテッド (Morgan Stanley Hong Kong Securities Limited)		同上です。
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド (Nomura International (Hong Kong) Limited)		同上です。
東英亜州証券有限公司 (Oriental Patron Securities Limited)		同上です。
法国興業証券(香港)有限公司 (SG Securities (HK) Limited)		同上です。
香港上海滙豐銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)		同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited)		同上です。
元大証券(香港)有限公司 (Yuanta Securities (Hong Kong) Company Limited)		同上です。
ブルーフィンHKリミテッド (Bluefin HK Limited)	人民元カウンターに係るマーケットメイカー	「第三部 第2 2(6)マーケットメイカー」をご参照下さい。
招商証券(香港)有限公司 (China Merchants Securities (HK) Co., Limited)		同上です。
中信証券經紀(香港)有限公司 (CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)		同上です。
シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド (Citigroup Global Markets Asia Limited)		同上です。

コメルツ・セキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (Commerz Securities Hong Kong Limited)		同上です。
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited)		同上です。
海通国際証券有限公司 (Haitong International Securities Company Limited)		同上です。
IMCアジア・パシフィック・リミテッド (IMC Asia Pacific Limited)		同上です。
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド (Nomura International (Hong Kong) Limited)		同上です。
オブティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Optiver Trading Hong Kong Limited)		同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited)		同上です。
ブルーフィンHKリミテッド (Bluefin HK Limited)	香港ドルカウンターに係るマーケットメイカー	同上です。
BNPパリバ・セキュリティーズ(アジア)リミテッド (BNP Paribas Securities (Asia) Limited)		同上です。
コメルツ・セキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (Commerz Securities Hong Kong Limited)		同上です。
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited)		同上です。

エクリプス・オプションズ(ホンコン)リミテッド (Eclipse Options (HK) Limited)		同上です。
国泰君安証券(香港)有限公司 (Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
海通国際証券有限公司 (Haitong International Securities Company Limited)		同上です。
IMCアジア・パシフィック・リミテッド (IMC Asia Pacific Limited)		同上です。
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド (Nomura International (Hong Kong) Limited)		同上です。
オブティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Optiver Trading Hong Kong Limited)		同上です。
ティブラ・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Tibra Trading Hong Kong Limited)		同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited)		同上です。
躍鯤研発有限公司 (Yue Kun Research Limited)		同上です。
香港証券兌換代理服務有限公司 (HK Conversion Agency Services Limited)	事務代行会社	「第三部 第2 2(7)事務代行会社または転換代理人」をご参照下さい。

() 管理会社の概要

(A) 設立準拠法

香港会社条例

(B) 会社の目的

会社の目的は、以下の事業活動を営むことです。

- 1 . 有価証券に係る投資顧問業
- 2 . 資産運用業

(C) 資本金の額(2015年12月31日現在)

発行済資本の額：253,333,333香港ドル

* 改正会社条例(第622章)(2014年3月3日施行)により、授權株式資本は廃止され、香港の会社の株式は無額面化されました。したがって、授權資本の額は記載していません。

(D) 会社の沿革

資産運用会社は、2008年1月に設立され、証券先物条例第5部に基づき第一種(有価証券取引業)、第四種(有価証券に係る投資顧問業)および第九種(資産運用業)に該当する規制下にある活動を営む許認可を取得しています。

南方基金管理有限公司の子会社である資産運用会社は、中国本土のファンドによって資産運用および有価証券に係る投資顧問業を営むことを目的として香港で初めて設立された子会社です。

資産運用会社は、本香港投資信託の資産運用を引き受けています。資産運用会社は、サブ・ファンドに関連して投資助言を提供する投資顧問会社を任命することができます。

(E) 大株主の状況(2015年12月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
南方基金管理有限公司 (China Southern Asset Management Company Limited)	中国 郵便番号518048深圳市福田中心区福華一路6号 免税商務大廈33階	141,866,666	56%
OPフィナンシャル・インベストメント・リミテッド (OP Financial Investment Limited)	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージタウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT号	60,800,000	24%
高良玉 (Gao Liangyu)	中国 深圳市福田区深南大道4009号7座	34,200,000	13.5%
丁晨 (Ding Chen)	中国 深圳市福田区彩田路彩田北路翡翠名園9座602室	16,466,667	6.5%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

証券先物条例第104条

- (1) 委員会に申請された場合、委員会は、適切と判断する場合に、(2)に明記される条件および委員会が適切と判断するその他の条件に従って、集団投資スキームを認可することができます。
- (2) (1)に基づく集団投資スキームの認可は、その認可時において以下を充足することを条件とします。
 - (a) (3)に基づき委員会がスキームに関する通知および決定の送付先として承認された個人が存在すること。
 - (b) 委員会に対し、次に掲げる事項を通知すること。
 - (i) (ii)に従うことを条件に、(a)記載の承認された者の現在の連絡先(承認された者の住所、電話番号、ファックス番号および電子メールアドレス(該当する場合)を含みます。)
 - (ii) (i)記載の連絡先に変更があった場合にはかかる変更から14日以内にその旨の通知が通達されていること。
- (3) (2)(a)において、委員会に対して申請が行われた場合、委員会は、適切と判断する場合に、集団投資スキームに関する当該申請で指定された個人を、委員会による当該スキームに関する通知および決定の送付先として承認された者として承認することができます。また、委員会は、当該者に対する書面による通知をもって、かかる承認を取り消すことができます。
- (4) 委員会は、何時でも、集団投資スキームに係る承認された者に対し、書面により通知することで、当該スキームに関して(1)に基づき授与された認可に関する既存の条件((2)記載の条件を除きます。)を変更もしくは撤回すること、または当該認可に関する新規の条件を付すことができます。
- (5) 委員会(1)に基づく集団投資スキームに対する認可を拒否するその他の根拠に限ることなく、委員会は、認可の授与が一般投資家の利益に資する点について満足しない場合に、その認可を拒否することができます。
- (6) (1)または(3)に基づく申請を行う場合、委員会が要求する情報および書類を添付するものとします。
- (7) (1)または(3)に基づき、委員会が集団投資スキームを認可しない場合、または特定の個人を承認された者として承認しない場合、委員会は、当該申請者に対し、委員会の決定およびその理由を書面により通知します。
- (8) 委員会は、適切と判断する方法により、(1)に基づき認可された集団投資スキームの細則を公表することができます。
- (9) (8)に基づき公表される細則は、香港立法会により授与された権限に基づく補足法ではありません。

香港証券取引所の上場規則第20章

一般条項

20.01 本章は、委員会が認める集団投資スキーム(本章において以下「CIS」といいます。)に係る持分の上場要件について定めるものです。既存のCISおよび新規に設立されたCISの双方に関する申請について取り扱うものとします。

注釈：

- i) 委員会は、証券先物条例第104条に基づき、委員会が随時発行する集団投資スキームに適用される各々の規約の要件に従って集団投資スキームを認可する権限を有します。かかる認可過程では、香港における募集関係書類または様々な規約に基づき要求されるその他の商品説明書(本章において以下「CIS開示書類」といいます。)の審査が含まれます。
- ii) 香港証券取引所は、認可済み集団投資スキームの上場について責任を負うものとし、これには上場関係書類および委員会の規約に規定されていない上場に関するその他の関係書類の審査、上場手続の遂行に関する監督ならびに上場規則の継続的な遵守の監視を含みますが、それぞれ証券取引所の適用規則に従うものとし、
- iii) 委員会の規約上要求される場合には、委員会の承認を受けるため、または届出を行うために、委員会に対しマーケティング資料および告示または通知を提出するものとします。
- iv) 集団投資スキームは、本章に基づき上場されている限り、委員会の認可を引き続き保持する必要があります。
- v) (1) 新規申請者または新規に上場される有価証券の種類に係る上場発行会社の場合、上場予定の有価証券は、当該証券の取引開始日時点において適格証券であるものとします。
 - (2) 新規申請者または上場発行会社は、(1)を遵守するために必要なあらゆる手続きを処理する必要があります。

(3) かかる新規申請者または上場発行会社の有価証券の譲渡可能性または所有権に関する法律の規定のみを理由に、HKSCCが随時決定する適格基準を充足できない新規申請者または上場発行会社には(1)は適用されません。

(4) 証券取引所は、例外的な場合かつその絶対的裁量により、(1)の遵守を免除することができます。

(5) 発行会社は、最大限可能な限り、その有価証券が適格証券であり続けることを確保するものとします。

20.02 通常、香港証券取引所は、委員会から認可された集団投資スキームの上場を認めます。ただし、委員会による認可は、上場が承認される絶対的な保証とはならず、香港証券取引所は、認可済みの集団投資スキームに係る持分の上場申請を受理または拒否する裁量を有します。

20.03 新規申請者(既存の集団投資スキームを含みます。)は、可能な限り早期の段階で香港証券取引所との間で上場予定について協議することが推奨されています。

20.04 香港証券取引所は、集団投資スキームに係る持分の上場に関するすべての申請には、本章における関連要件を遵守する上場関係書類(CIS開示書類を構成します。)を提出することを求めています。

20.04A 香港証券取引所は、新規申請者および上場発行会社から、取引所が受領した「申請書」(証券先物(株式市場上場)規則第2条に定義されます。)および証券先物(株式市場上場)規則第7条(1)および(2)に定義される範囲内の会社開示資料を、証券先物条例第5条(2)および第7条(3)に基づき、委員会に提出する権限を付与されます。また新規申請者および上場発行会社は、香港証券取引所に対し、かかる申請書および会社開示資料を提出することをもって、上記の権限行使に同意するとみなされます。上記の権限の授与は、香港証券取引所から事前の書面による承認を取得しない限り一切変更または撤回されないものとし、香港証券取引所は、かかる承認をする絶対的な裁量を有します。また、香港証券取引所が要求する場合に、新規申請者および上場発行会社は、香港証券取引所の要求に従って、香港証券取引所のために上記の権限の授与を履行する書類を締結するものとします。申請書および当該会社開示資料は、香港証券取引所が随時決定する所定の方法によりかつ写しの数をもって香港証券取引所に提出されるものとします。

20.05 本章におけるすべての要件は、あたかも新規申請者であるかのように、集団投資スキームに係る新しい種類の持分に関するすべての上場申請(既に上場されている一つ以上の持分がある場合を含みます。)に適用されず。

申請手続および要件

事前準備

20.06 CISの新規上場申請者は、以下を行うために十分な経験を有する代理人を任命します。

(1) 香港証券取引所との連絡 - 代理人は、上場申請に関連して生じるあらゆる事項について、香港証券取引所との間の連絡を担当し、本章に基づくすべての適用ある手続上の要件および書類上の要件を確実に遵守します。

(2) 一連の上場手続の全般的な管理 - 代理人は、上場手続が公正に、適時に、かつ秩序正しく管理および遂行されることを確実にします。一般に、上場手続は、以下の行為を含みますがそれらに限定されません。

- a) 募集申込の処理
- b) CISに係る持分の割当て
- c) 引受けおよび販売
- d) 申込リストの一般事務
- e) 申込金の処理

(注)通常、任命された代理人は、CIS運営会社ですがその必要はありません。

20.07 本章に基づく正式な上場申請は、委員会によるCIS開示書類に対する追加コメントがない旨が確認されない限り行うことはできません。

20.08 香港証券取引所に対し、提出書類に基づき上場申請を審査する十分な時間を確保するため、かつ健全な新規発行市場を維持するために、通常、新規申請者は、香港証券取引所に対し、附属書類5のフォームA2の所定の様式による上場申請を、香港証券取引所が別途同意する場合を除き、香港証券取引所によるCISの上場承認予定日から少なくとも10営業日(実日数とします。)前までに提出します。上場申請書には、当初上場手数料として払戻不可の預託金を支払う必要があります。上場申請書には、日程表を組み込むものとします。香港証券取引所は、発行会社が本章に基づき必要な書類を提出しなかった場合には、発行会社に対し、預託金の放棄を条件に、日程表の変更を要請する権利を留保します。

20.09 [2003年9月1日付で廃止]

20.10 [2003年9月1日付で廃止]

20.11 [2003年9月1日付で廃止]

20.12 香港証券取引所による追加コメントが皆無である旨が確認できるまで、上場関係書類の発行は不可とします。

20.13 また、上場申請者は、香港証券取引所が個々の事例において請求する書類および情報を追加で提出する必要があります。

書類上の要件

20.14 本規則20.08に従ってフォームA2を提出する際に、香港証券取引所に対し以下の書類を提出するものとします。

- (1) CIS開示書類を構成する上場関係書類に関して、委員会による追加コメントが皆無である旨が確認できる事前の証明書
- (2) 上場申請対象であるCIS持分の引受けまたは購入に関する申込書のドラフトの写し(4部)
- (3) 香港証券取引所の所定の様式による上場契約(listing agreement)のドラフトの写し(1部)

20.15 香港証券取引所に対し、香港証券取引所が別途同意する場合を除き、香港証券取引所によるCISの上場承認予定日の少なくとも5営業日(実日数とします。)前までに以下の書類を提出するものとします。

- (1) CIS、CIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有する者を代表して署名された、附属書類5のフォームC3の所定の様式による正式な上場関係書類
- (2) (a) 上場関係書類の確定証明書の写し(4部)
(b) 上場申請対象であるCIS持分の引受けまたは購入に関する申込書の確定証明書の写し(4部)
- (3) CIS(新設される場合を除きます。)、CIS運営会社、受託会社または保管会社もしくはその同等の機能を有する者(ならびに(該当する場合には)CISの投資顧問)の直近の年次報告書および財務書類(2部)
- (4) 可能な場合には、附属書類5のフォームC3の所定の様式による上場申請を行うことを承認し、上場契約の締結を承認し、かつ上場関係書類の公表を承認することを内容とする、CISおよびCIS運営会社ならびに保管会社または受託会社、もしくはその同等の機能を有する者の取締役会またはその他の統治機関による決議の謄本(1部)
- (5) CIS開示書類に対する委員会による追加コメントが皆無であるとの確認書
- (6) CIS、CIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有する者のために適式に署名された香港証券取引所の所定の様式による上場契約
- (7) 大券またはその他の権利証券の見本(2部)

20.16 新規申請者の場合、上場申請の承認後可及的速やかに、かつ上場関係書類の公表日前までに、香港証券取引所に対し、以下の書類を提出するものとします。

- (1) 上場関係書類の写し(4部)。このうち1部には、CISの各々の取締役もしくは統治機関の役員または役員の職務を履行する同等の機能を有する者が本人または書面で授権されたその代理人の日付と署名を付し、ならびにCIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有するものが日付および署名を付すものとします。
- (2) 上場申請対象であるCIS持分の引受けまたは購入申込書の写し(4部)
- (3) 上記(1)記載の書類が代理人により署名されている場合には、かかる署名を認証する謄本

20.17 上場関係書類の公表日から可及的速やかに、かつ取引開始前に(20.15(4)に基づき従前に提出済みである場合を除きます。)、香港証券取引所に対し、上場申請に関する決議の謄本および信託証券もしくは基本定款・付属定款の謄本またはCISを構成するその他の書類、ならびに支払義務が発生し、かつ附属書類8において参照される未払の年間上場手数料を提出する必要があります。

上場関係書類

20.18 集団投資スキームによってまたは集団投資スキームを代表して発する各上場関係書類は以下のとおりとします。

- (1) 香港証券取引所に対し、CIS持分の上場および取引認可申請を行う旨の表明が含まれていること。
- (2) 委員会が認可したCIS開示書類およびCISの上場に関連するその他の情報が含まれていること。
- (3) CIS持分のいずれかが上場されている、取引されている、またはその上場・取引申請が現在もしくは将来行われる証券取引所に関する詳細が含まれていること、当初上場される(予定)の証券取引所の名称、かかる各証券取引所および当該証券取引所間の取引および決済に関する細則、または存在しない場合にはその旨の表明が含まれていること。
- (4) 英語で作成されるものとし、(委員会から要求された場合には)中国語の翻訳文を添付すること。ただし、新規申請者の場合、上場関係書類の英語版および中国語版の双方がかかる上場書類の各配布場所にお

いて配布期間中に入手可能であることを条件に、英語版および中国語版をそれぞれ別々に配布できるものとします。

20.19 集団投資スキームによってまたは集団投資スキームを代表して発する追加発行の上場関係書類には、発行済CIS持分が香港証券取引所において上場されている旨の表明が含まれるものとします。

20.19A 申請者が公表するすべての上場関係書類は、印刷物および委員会が認めるその他の様式によるものとします。申請者は、法および申請者の設立証書で認められる範囲内で、CD-ROMにより写しを公衆に提供することができます(同CD-ROMには電子的フォーマットの関連申込書も提出します。)。ただし、申請者は、以下に従うことを条件とします。

(a) CD-ROMには、(i)電子的フォーマットによる上場関係書類および関連申込書の内容とそれらの印刷版の内容とが同一である旨の確認、ならびに(ii)上場関係書類および関連申込書が印刷版でも入手可能である旨の確認およびその入手先の住所が含まれるものとします。

(b) 上場関係書類の補足書類またはその修正版は、印刷版および電子的フォーマットの両方で提供するものとします。また申請者は、「上場関係書類」および「申込書」に関するすべての言及は、上場関係書類および関連申込書の補足書類、または上場関係書類および関連申込書の修正版への言及を意味すると解釈した上で(a)に従うものとします。

上場契約

20.20 各々の集団投資スキームは、香港証券取引所との間で、香港証券取引所の所定の様式による正式な契約を締結する必要があります。当該契約の署名者は、同契約に従ってCIS持分の上場条件として義務を継続的に遵守することを約束します。

20.21 上場契約は、CIS持分が初めて上場される際に締結されるものとし、香港証券取引所が別途同意する場合を除き、香港証券取引所による上場承認予定日の少なくとも5営業日(実日数とします。)までに香港証券取引所に対し提出しなければなりません(本規則20.15(6)をご参照下さい。)。上場契約は、CISの取締役もしくは統治機関の役員(または役員の職務を履行する同等の機能を有するその他の者)、CIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有する者によって署名されるものとします。上場契約の締結を承認するかかる取締役会その他の統治機関(またはその同等の機能を有する者)による決議の謄本を、香港証券取引所に対し、取引開始前に提出する必要があります(本規則20.15(4)および20.17をご参照下さい。)

20.22 集団投資スキーム向け上場契約の内容、その解釈および注記は、附属書類7、G項において記載されています。

20.23 香港証券取引所は、高水準の開示を維持するため、上場集団投資スキームに対し、個々のペースでまたは全般的に、追加情報の公表を要求し、追加の要件を課す場合があります。集団投資スキームは、かかる要件を遵守するものとし、遵守しない場合には、香港証券取引所が集団投資スキームの表明を確認した後に香港証券取引所自らが情報公開する場合があります。

反対に、香港証券取引所は、固有の事例の状況に応じて、上場契約の規定の適用の免除、変更、またはその遵守の免責を行う可能性があります。その場合には、集団投資スキームに対し、かかる適用免除の条件として付随契約の締結を要求することができます。

免責条項

20.24 本章に基づき必要なすべての上場書類の表紙または表紙裏の目立つ位置に、以下の免責条項を明記するものとします。

「香港交易及結算所有限公司および香港証券取引所は、本書の内容に責任を負わず、その正確性または完全性に関して何らの表明を行わず、また本書の内容の全部または一部に派生してまたはそれに依拠する損失に対する責任を明確に放棄するものとします。」

(5) 【開示制度の概要】

() 香港における開示

(A) 取引情報の開示

本香港ETFは、本香港ETFのウェブサイトを通じて、リアルタイムまたはそれに近い時点における見積純資産価額を公表するものとします(これは取引時間中、15秒間隔で更新される予定です。)。取引終了時における最終純資産価額も公表するものとします。

本香港ETFの会計年度末から4か月以内に年次報告書を発行する必要があります。半期報告書は、本香港ETFの上半期末から2か月以内に発行されます。

(B) 継続開示

(I) 評価、売買、取引の停止時にはSFCにその旨を直ちに通知します。本香港ETFの資産運用会社は、投資家に対し停止通知を行い、当該通知後直ちにSFCに提出するものとします。当該通知は、SEHKのウェブサイトおよび本香港ETFのウェブサイトに掲載されるものとします。取引の償還

は、投資家の利益を考慮して可及的速やかに行うものとします。停止を解除する場合には、SFCにその旨を直ちに通知します。償還通知は、SEHKのウェブサイトおよび本香港ETFのウェブサイトに掲載し、その発行後直ちにSFCに提出するものとします。

(II) SFCの事前承認および投資家に対する事前通知が必要な変更として以下の事項があります。

- (i) 本香港ETFの信託証書の変更
- (ii) 主要な運営当事者(例：受託会社 / 保管会社、運用会社および代理人、香港における代表者)ならびにその規制上の身分および支配株主の変更
- (iii) 投資目的、投資方針、投資制限、報酬の仕組みならびに取引および価格設定に関する取決めの変更
- (iv) 投資家の権利または利益に重大な悪影響を及ぼしうるその他の変更

(III) 投資家の権利または利益を損なわないスキーム上のその他の変更については、SFCの事前の承認は必要ではないものの、投資家に対して可及的速やかに通知するべきです。修正目論見書の内容および様式が基本的に従前に承認されたものと同一であることを条件に、SFCから追加の承認を得ることなくかかる修正目論見書を再発行できるものとします。

(IV) SFCの規約上、本香港ETFの資産運用会社は、投資家に対し、自らが知った本香港ETFの主要な相手方当事者の財務状況または事業の大幅な悪化について可及的速やかに通知するべきです。主要な相手方当事者とは、本香港ETFの資産運用会社、受託会社 / 保管会社を含みます。

(V) 上場規則に基づき、本香港ETFの資産運用会社は、SEHKに対し、とりわけ利害を有する投資家がスキームのポジションの評価を可能にし、かつスキームのために誤情報に基づく市場の形成を回避するために必要なその他の情報を直ちに通知します。本香港ETFに重大な影響を及ぼす可能性がある継続開示要件が発生しうる事由は、以下のとおりです。

- ・ 資産運用会社または受託会社兼保管会社に対する清算申立・命令、または規制下の活動を営む許認可または登録に関する懲戒手続の開始
- ・ 本香港ETFまたは資産運用会社 / 受託会社 / 保管会社に対する提訴
- ・ 本香港ETFのためのマーケットメイク取引の中止
- ・ 本香港ETF受益証券の設定および / または償還の停止
- ・ 本香港ETFの純資産価額に影響を及ぼす可能性がある税金または規制上の要件の変更
- ・ 本香港ETFの設立書類に関する重大な違反

() 日本における開示

[以下の記述は、外国投資信託受益証券の日本国内における募集または売出が行われた場合の一般的な情報ですが、本書による本香港ETF受益証券の日本国内における募集または売出は予定されておりません。]

(A) 監督官庁に対する開示

- ・ 金融商品取引法上の開示

資産運用会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資家に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報(()ファンドの名称、()管理会社等の情報、()ファンドの目的・特色、()投資リスク、()運用実績および()手続・手数料等)および(2)追加的情報です。また、投資家から請求があった場合は、有価証券届出書(ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第5 その他」までに掲げる事項を除きます。)と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。

資産運用会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資家およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

資産運用会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、資産運用会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

なお、2014年12月1日以後に計算期間の末日が到来するファンドについては、資産運用会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、ファンドの資産状況に関する投資家にとって重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(B) 日本の受益者に対する開示

資産運用会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

信託証書や資産運用会社からの通知の重要事項の変更を含む受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。

なお、2014年12月1日以後に計算期間の末日が到来するファンドにかかる運用報告書は、上記(A)なお書きにより2種類作成されます。

(6)【監督官庁の概要】

証券先物委員会

香港の証券先物委員会(以下「SFC」といいます。)は、香港の証券および先物市場を規制する独立した法定機関です。SFCは、投資家を保護するため、ならびに香港を国際的な金融センターおよび中国の主要な金融市場として推進するために、秩序ある証券および先物市場を発展させる責任を負っています。SFCは政府の一部門としてみなされるものの、証券先物に関する法令に基づく権限に基づき独立して運営されています。

香港証券取引所

香港取引所(以下「HKEx」といいます。)は、香港証券取引所、香港先物取引所および香港中央結算有限公司の持株会社です。かかる市場組織の統合によって、香港の金融サービス業界を、国内中心市場から世界各国の投資信託を惹きつけるアジアの中央市場へと変貌させました。

HKExは、香港先物取引所およびデリバティブ市場の統合を受けて、2000年6月に上場されました。

HKExは、香港の中央証券・デリバティブ市場の運営担当および規制責任者の役割を果たす上で、上場発行会社の規制、上場・取引・決済規則の管理、主に大量販売レベルで証券取引所および手形交換所の顧客(発行会社および仲介者(投資家に直接サービスを提供する投資銀行、スポンサー、証券デリバティブブローカー、保管銀行および情報ベンダー)を含みます。)に対するサービスの提供を行っています。かかるサービスには、取引、清算、決済、預託およびノミニーサービスならびに情報サービスが含まれます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

() 投資方針

資産運用会社は、本香港ETFの投資目的を達成するために、本香港ETFの資産の全部または実質的に全部を、参照指標を構成するインデックス構成銘柄に対して、下記「(2)投資対象-参照指標」に記載される、当該インデックス構成銘柄の参照指標における組入れ比率とほぼ同一の組入れ比率(すなわち、割合)で直接投資することにより、完全複製戦略を採用する予定です。インデックス構成銘柄が参照指標の構成銘柄でなくなった場合は、参照指標から除外されるインデックス構成銘柄を売却し、その手取金を新たに組み入れられるインデックス構成銘柄に投資すること等によるリバランスを行います。資産運用会社は、例外的な場合を除き、代表サンプリング戦略を用いませぬ。

資産運用会社は、例外的な場合(すなわち、取引制限、取引停止または一部のインデックス構成銘柄の入手困難)において、取引制限もしくは入手困難により参照指標の構成銘柄である特定のA株式を取得することが不可能なとき、および/または、完全複製戦略を採用することが本香港ETFの純資産価額に照らしてコスト効率的でないときには、代表サンプリング戦略を採用して以下の投資対象に投資することがあります。

(i) 参照指標と密接に相関するパフォーマンスを示す代表サンプル(その構成銘柄自体が参照指標の構成銘柄に含まれるか否かを問いませぬ。)および/または

(ii) 他の集団投資スキーム(CIS)。「CIS」とは、A株式に直接投資する上場投資信託および/または非上場インデックス・ファンドであって、参照指標と密接に相関する指標を追跡するものをいいます。規約の要件に基づき、本香港ETFが他のCISに投資する能力は本香港ETFの純資産価額の10%を超えてはならず、本香港ETFが単一のCISが発行する受益証券を10%を超えて保有することはありません。

参照指標のリバランスや参照指標に関連するコーポレート・アクション以外の理由で参照指標の構成銘柄以外の銘柄をポートフォリオに保有する場合、資産運用会社は、透明性を高めるために、当該非構成銘柄および当該他のCISの名称および組入れ比率を、買入後直ちにホームページ上で開示し、処分するまで毎日報告します。本香港ETFは、適用ある法令に従い、現金管理を目的として、純資産価額の5%を超えて公社債投資信託および現金預金の形で保有することはできません。

資産運用会社は、営業日ごとに本香港ETFのポートフォリオに含まれるインデックス構成銘柄の見直しを行います。資産運用会社は、トラッキングエラーを最小限に抑えるために、参照指標における各インデックス構成銘柄の組入れ比率の変更、売買停止、配当および本香港ETFのポートフォリオの流動性等の要素を注意深く監視します。資産運用会社はまた、トラッキングエラーレポート、インデックス手法および参照指標に係るリバランス通知を考慮して、本香港ETFのポートフォリオを定期的に調整します。

本香港ETFは、投資またはヘッジ目的でデリバティブ商品(仕組預金または仕組商品を含みます。)には投資しません。資産運用会社が投資またはヘッジ目的でデリバティブ商品(仕組預金または仕組商品を含みます。)に投資することを希望する場合は、委員会の事前の承認を徴求し、かつ、1か月以上前に本香港ETFの受益者に対して事前通知を行います。

現在、本香港ETFは、SAFEから資産運用会社に付与されたRQFII投資割当枠(詳細は、下記「(2)投資対象-人民元適格外国機関投資家(RQFII)」をご参照下さい。)および/または上海・香港ストックコネク(下記「(2)投資対象-上海・香港ストックコネク」をご参照下さい。)によって中国国内で発行された有価証券に対するエクスポージャー

を直接取得する予定です。資産運用会社は、本香港ETFの純資産価額の最大100%を、RQFIIおよび/または上海・香港ストックコネクトを通じて投資することができます。

資産運用会社が完全複製戦略以外の投資戦略を採用することを希望する場合は、委員会の事前の承認を徴求し、かつ、1か月以上前に受益者に対して事前通知を行います。

*資産運用会社は、キャピタルゲイン税引当金を考慮しない状態で、年間トラッキングエラーを2%に、日次トラッキング差異を0.1%にそれぞれ抑えることを目標としています。

有価証券の貸付取引

資産運用会社は、本香港ETFに代わって、本香港ETFの純資産価額の30パーセントを上限としてポートフォリオを構成する有価証券に関する一時的な売却および移転取引(すなわち、有価証券の貸付け)を締結する場合があります(「有価証券貸付取引」)。資産運用会社はいつでも貸付有価証券を回収することができます。すべての有価証券貸付取引はもっぱら本香港ETFの最善の利益のために、関連する有価証券貸付契約の定めに従って実施されます。資産運用会社はかかる取引を終了する絶対的な裁量を有します。

本香港ETFは、有価証券貸付取引の一環として、貸付有価証券の価額の105パーセント相当の現金担保(利息、配当およびその他の付随的な権利を含みます。)の受入れを義務付けられます。保管会社は、当事者間の合意に従い、現金のみを担保として受け入れます。担保は日次ベースで時価評価され、保管会社によって保管されます。担保の評価は通常、取引日Tに行われます。ある取引日Tにおいて、担保の価値が貸付有価証券の価額の105パーセントを下回った場合、資産運用会社は当該取引日Tに追加担保の差入れを請求し、借入人は取引日T+1の午後4時までに貸付有価証券の価額との差を補填するための追加担保を差し入れなければなりません。

資産運用会社は受入担保の再投資は行いません。貸付有価証券の評価については、年次報告書および半期報告書ならびに資産運用会社のホームページ上で開示されます。

本香港ETFが有価証券貸付取引を実施する場合、本香港ETFは取引から生じた収益の70パーセントを受領し、残る30パーセントは資産運用会社がこれを受領します。資産運用会社はこの他に手数料を受け取りません。有価証券貸付取引に係る費用は、借入人の負担となります。

有価証券貸付取引にはなお、評価リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクおよびカウンターパーティー・リスク等の一定のリスクが伴います。詳細については、「第二部 第13(1)リスク要因-有価証券貸付取引に関するリスク」の項をご参照ください。

() パフォーマンスの構造

本香港投資信託のパフォーマンスは、運用資産の価格変動に左右されます。

(2) 【投資対象】

参照指標

以下に記載の情報は一般に入手可能な文書に基づいており、本香港ETFの募集および上場に関する資産運用会社、受託会社、上場代理人またはアドバイザーにより作成または独自に検証されたものではないことに投資家は留意する必要があります。また、これらのいずれの者もかかる情報の正確性または完全性について一切表明を行うものでなく、また責任を負うものでもありません。

本香港ETFの参照指標は、FTSE中国A50インデックスです。FTSE中国A50インデックスは、FTSEが集計し公表する浮動株調整時価総額加重方式の指数です。資産運用会社はインデックス・プロバイダーとは無関係です。FTSE中国A50インデックスは、FTSE中国Aオール株式インデックスのなかの時価総額が上位50社の中国A株式企業から構成されるリアルタイムで取引可能なインデックスであり、FTSE中国A200インデックスのサブセットです。参照指標は、中国A株式市場の全体を反映しながら取引可能性を備える最適の組み合わせを提供し、上海および深圳の両証券取引所に上場されている株式が含まれています。

参照指標は、インデックス構成銘柄に係る配当金(源泉徴収税控除後)の再投資がパフォーマンスに反映されるネット・トータル・リターン・インデックスです。参照指標は人民元建てであり、人民元建てで値付けされます。

FTSEまたはその系列会社は、参照指標および記名表示FTSE®の運営主体であり絶対的所有者です。FTSEは、資産運用会社との間のインデックス使用許諾契約の諸条項に服するライセンスのもとに、とりわけ、本香港ETFについての参照指標の構成を決定する基礎として参照指標を利用するとともに、本香港ETFをスポンサーし、発行し、設定し、マーケティングし、上場し、流通させる譲渡不能かつ非独占的な権利を資産運用会社に付与しました。

参照指標の算出方式

発行済の中国A株式の全クラスがFTSE中国Aオール株式インデックスへの組入れの対象です。参照指標に組入れられる有価証券の適格性は、()流動性スクリーニング、および()浮動株に基づきます。

() **流動性スクリーニング**：流動性スクリーニングは、有価証券の1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にします。取引量の中央値は、毎日の取引量合計を順位付けし、中央に位置する日を選定することにより算定します。日々取引量合計がゼロの場合も順位付けに含まれ、したがって1か月で半分を超える日について取引が成立しない有

価証券の取引量の中央値はゼロになります。売買停止期間は流動性テストの対象になりません。テスト期間が12か月に満たない場合、流動性テストは案分適用されます。

* 有価証券の1か月当たりの日次取引量の中央値の算定にあたっては、各月につき最低5日の取引日が存在しなければならず、これに満たない月はテストの対象から除外されます。

組入れ適格の有価証券となるためには、1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にして発行済み株式に対する売買高の比率が一定の最低値を上回らなければなりません。組入れ適格証券は、毎年3月の全面的な市場見直しに先立つ一定月数についてかかる売買高最低比率を充足する必要があります。かかる比率を充足するための売買高最低比率および月数は、非構成銘柄、構成銘柄および新株によって異なります。

() **浮動株**：構成銘柄は、浮動株調整がされ、一般投資の対象となり得る株式資本の流通量に応じて組入れ比率が調整されます。浮動株調整は、外部の投資家が自由に購入することができない、流通が制限された株式の保有状況(例えば、政府および他の会社、取締役による戦略的投資や他の主要投資家による保有など)に応じて指標における各会社の組入れ比率を低下させることにより、需給の不均衡の解消を図るものです。これにより市場の全体像を最も正確かつ中立的に反映し、投資家に提示されている正確な投資機会が考慮されることとなります。FTSEは実際の浮動株比率(1%未満の端数は切上げ)を採用しています。浮動株比率の変更は、コーポレート・アクションが発生した際に、また、四半期ごとの見直し時に端数切上げ後の浮動株比率が現在の端数切上げ後の浮動株比率と比べて3%超上昇または低下する際に行われます。浮動株比率が3%以下の企業はインデックスの構成銘柄として適格ではありません。この方式を導入することにより、構成銘柄の浮動株比率は、市場において入手可能な主要株主に関する情報に基づき、より正確に算出されるようになります。また、利用可能な外国人投資枠が限定される場合にも、構成銘柄の投資可能比率の更なる調整が行われます。

(iii) **規模**：FTSE中国50インデックスを組成するためにFTSE中国Aオール株式インデックスの中から時価総額上位50社が選別されます。

選定基準

参照指標を組成するためにFTSE中国Aオール株式インデックスの中から時価総額上位50社が選別されます。

投資家は、選定基準を含む参照指標に関する追加情報について後述の「FTSE中国Aインデックス・シリーズ」を参照する必要があります。

参照指標の維持

参照指標は、当該指標が市場の実態を引続き反映するように3月、6月、9月および12月の四半期毎に見直されます。構成銘柄が変更される場合には、www.ftse.comにおいて事前に通知されます。定期的な見直しのスケジュールは<http://www.ftse.com/sites/indices/china-a50>に公表されます。

後述の「FTSE中国Aインデックス・シリーズ」は、本書日時点において参照指標に適用されるいくつかの主要なグランド・ルールも掲載しています。参照指標の運営に関するグランド・ルール全体も

<http://www.ftse.com/sites/indices/china-a50>において閲覧することができます。インデックス算出方式は随時変更されることがあり、投資家はインデックスの算出方式に関する最新の情報を得るために上記のウェブ・サイトを参照する必要があります。

参照指標は、市場が終了するまで毎秒切れ目なく継続的に計算され、更新されます。

FTSEはブルームバーグ(ティッカー：XIN9I:IND)に終日更新されるリアルタイムのインデックス水準を公表しています。参照指標は、ロイター(ティッカー：FTXIN9)においても見ることができます。

参照指標のインデックス構成銘柄

2016年4月29日現在、参照指標の上位10の構成銘柄は以下のとおりであり、参照指標の約52.32パーセントを占めていました。

順位	銘柄	証券コード	上場取引所	組入れ比率(%)
1	中国平安保険(集団)(A) (Ping An Insurance (Group) Company Of China (A))	601318	上海	8.73
2	興業銀行(A) (Industrial Bank (A))	601166	上海	6.55
3	中国民生銀行(A) (China Minsheng Banking (A))	600016	上海	6.43
4	招商銀行(A) (China Merchants Bank (A))	600036	上海	6.22

5	万科企業(A) (China Vanke (A))	000002	深圳	6.02
6	上海浦東発展銀行(A) (Shanghai Pudong Development Bank (A))	600000	上海	5.22
7	中信証券(A) (Citic Securities (A))	600030	上海	3.78
8	貴州茅台(A) (Kweichow Moutai (A))	600519	上海	3.36
9	中国農業銀行(A) (Agricultural Bank of China (A))	601288	上海	3.26
10	北京銀行(A) (Bank of Beijing (A))	601169	上海	2.74

参照指標の構成銘柄の最新のリストおよび参照指標に関する追加情報は、FTSEのウェブサイト (<http://www.ftse.com/sites/indices/china-a50>) において入手可能です。

インデックス・プロバイダーの免責

本香港ETFは、FTSEインターナショナル・リミテッド(以下「FTSE」といいます。)またはロンドン証券取引所グループの各社(以下「LSEG」といいます。)(両者をまとめて「ライセンサー両当事者」といいます。)がスポンサーとなり、是認し、販売し、または推進するものではなく、ライセンサー両当事者のいずれの者も()FTSE中国A50インデックス(以下「参照指標」といいます。)(本香港ETFは参照指標に基づいています。)の利用から得られる結果、()特定日の特定時刻またはその他において参照指標が示すとされる数値、または()本香港ETFと関連付けられる目的に照らしての参照指標の適合性のいずれについても、明示的か黙示的かを問わず、一切を主張し、予測し、保証しまたは表明するものではありません。ライセンサー両当事者のいずれの者も、中国南方アセット・マネジメント・リミテッドまたはその顧客に対して、参照指標についての財務上または投資上の助言または推奨を行ったことはなく、また今後行うことはありません。参照指標は、FTSEまたはその代理人により計算されます。ライセンサー両当事者のいずれの者も(a)参照指標における過誤について何人に対しても(過失、その他を問わず)責任を負うことは一切なく、また(b)参照指標における過誤について何人に対しても通知する義務を一切負うことはありません。

参照指数に対するすべての権利はFTSEに帰属します。「FTSE®」はLSEGの商標であり許諾のもとにFTSEにより使用されています。

FTSE中国Aインデックス・シリーズ

概要

FTSE中国Aインデックス・シリーズ(以下「シリーズ」といいます。)は、QFIIを経由するA株式投資家および国際投資家が利用可能な中国本土の株式市場のパフォーマンスを示すために設計されています。シリーズは、FTSE中国A50インデックス(以下「参照指標」といいます。)を含むいくつかのA株式インデックスから構成されます。

シリーズはリアルタイムで計算されます。参照指標は、毎秒切れ目なく公表されます。シリーズに関する以下の記載は、参照指標に適用されます。

参照指標は、SSEおよびSZSEが開いている日の午前9時30分に取引が開始され午後3時00分に終了します。

グランド・ルール

FTSEはシリーズを運営する責任を負っています。FTSEはすべての構成銘柄の市場時価の記録を継続的に管理し、また一定の規則(以下「グランド・ルール」といいます。)に従って構成銘柄およびその組入れ比率を変更します。グランド・ルールおよびインデックスに関するニュースは、以下のFTSEのウェブ・サイトで閲覧することができます。

<http://www.ftse.com/sites/indices/china-a50>

FTSEは参照指標を四半期毎に見直し、グランド・ルールの要件に従い見直し結果を踏まえた変更を実行します。構成銘柄の組入れ比率の変更は、グランド・ルールに従いFTSEが行います。FTSEは構成銘柄の組入れ比率の変更を公表する責任を負います。

参照指標は次のように表示されます。ファーム、クローズド、ヘルド、インディカティブ、およびパート。

上記において、「ファーム」とは、参照指標の取引時間中にすべての構成銘柄について当該証券取引所の取引価格を用いて計算されていることを意味します。「クローズド」とは、参照指標は、当日のすべての計算が終了したことを

意味します(「CLOSED」のメッセージがインデックス価額の欄に表示されます。「ヘルド」とは、ファームの時間中に事前に設定された運用パラメータを参照指標が超過し当該問題が解決するまでの間、計算が停止されたことを意味します(「HELD」のメッセージがインデックスの価額欄に表示されます。))。「インディカティブ」とは、参照指標が計算されているいずれかの時点において構成銘柄の価格の質に影響を与えると判断されるシステム・トラブルまたは市場状況が発生していることを意味します(「IND」のメッセージがインデックスの価額欄に表示されます。))。「パート」とは、通常の参照指標の取引時間中に参照指標が計算されているもののファーム価格が入手可能である銘柄が時価総額ベースで構成銘柄の75%未満であることを意味します(含まれているのが一部の価格にとどまることを表示するために「PART」のメッセージが参照指標の欄に表示されます。))。このメッセージを除いて参照指標は、ファームであるかのように引続き表示され、計算されます。

適格証券

発行済の全A株式クラスは、以下に記載されるグランド・ルールに適合することを条件としてシリーズへの組入れ対象となります。構成銘柄の会社について公表相場のあるすべての株式資本は、以下の浮動株制限の適用を条件に時価総額の計算に算入されます。

(A) 浮動株制限には以下が含まれます。

- (1) 国、地域、市、地方の各政府により直接所有されている株式(政府に代わり独立管理する年金制度により保有される株式は除かれます。)
- (2) 各保有比率が10%以上の政府系ファンドにより保有されている株式、その後保有比率が10%を下回った場合、当該株式は保有比率が7%を下回るまで引続き制限されたままです
- (3) 当該会社の取締役、上級管理者および管理者、その家族、直接の親族、並びに関連企業により保有されている株式
- (4) 従業員持株制度により保有されている株式
- (5) 株式公開会社または株式公開会社の非上場子会社により保有されている株式。
- (6) 保有比率が10%以上の創始者、発起人、元取締役、創始ベンチャーキャピタルおよび未公開投資企業、民間企業および個人(従業員を含みます。))により保有されている株式(その後保有比率が10%を下回った場合、当該株式は保有比率が7%を下回るまで引続き制限されたままです。)
- (7) 株式保有者がロックイン条項に服している場合のすべての株式(当該条項の継続中)*
- (8) 公表された戦略的理由により保有されている株式(共同行動をとる複数の保有者による株式保有を含みます。)
- (9) 継続中の契約上の合意(例えばスワップ)の対象となっている株式(通常、制限されているものとして取り扱われます。)
- (10) A株式改革後に転換しなかった会社に保有されている譲渡不能の株式
- (11) ロックインの対象となっている取引不能のA株式(ロックインが解除され、当該株式が取引所において自由に取引可能になるまで)

*ロックインの解除に伴う浮動株比率の変更は、次の四半期ごとの見直し時に実施されますが、ロックイン解除日から指標の見直しが行われる日までの間に20営業日以上あることを前提とします。

(B) 以下は制限対象の浮動株とはみなされません。

- (1) ポートフォリオ保有(年金および保険基金など)**
- (2) 株式事務受託者による保有(規則4.4.1条に定義される浮動株制限に該当する場合は除きます。)
- (3) 投資会社による保有**
- (4) ETF

**ある単一ポートフォリオの保有比率が30%以上の場合、同保有は戦略的とみなされ、したがって制限されます。当該株式は保有比率が27%を下回るまで引続き制限されたままです。

(C) (1) 浮動株調整

浮動株制限は利用可能な公表されている情報を用いて算出されます。浮動株比率が3%を上回る、参照指標に組み入れられた会社の株式については、実際の浮動株比率は、最も近い整数値に切り上げられます。浮動株比率が3%以下の会社は、参照指標への組入れに不適格です。

(2) 浮動株比率の変更基準

当初の浮動株制限の適用後の各構成銘柄の浮動株比率の変更は、端数切上げ後の浮動株比率が当該時点の端数切上げ後の浮動株比率と比べて3%超上昇または低下する場合に限り行われます。ある会社の実際の浮動株比率が99%を超える場合は、この3%基準は適用されず、100%に切り上げられます。

浮動株比率が15%以下の構成銘柄については、上記の3%基準は適用されません。

(D) 浮動株比率が15%以下の会社の取扱い

浮動株比率が15%以下の会社

会社	浮動株比率	市場規模の要件
インデックスの新規構成銘柄	3%超15%以下	時価総額が170億人民元超
インデックスの既存構成銘柄	3%超15%以下	時価総額が100億人民元超
インデックスの既存構成銘柄	3%以下は除外される***	-

(1) 実際の浮動株比率が3%超15%以下の会社は、時価総額が170億人民元を上回る場合には、参照指標への組入れに適格です。

(2) 実際の浮動株比率が3%超15%以下の構成銘柄の会社は、時価総額が100億人民元を上回る場合には、引き続き参照指標にとどまります。

(3) 実際の浮動株比率が3%未満の構成銘柄の会社は、委員会がインデックス・ルールへの例外を決定しない限り参照指標から削除されます。委員会がインデックス・ルールへの例外を決定する場合には、事前に通知が行われます。

(4) 各株主の保有状況が浮動株比率に影響を与えるため、入手可能なすべての公開情報が慎重にチェックされ、制限されるか制限のない浮動株かのいずれかに区分されます。これらの構成銘柄の投資可能性要素は、浮動株比率の実数値を最も近い整数値に切り上げて設定されます。会社は、グランド・ルールに規定されるその他の適格性基準を満たさなければなりません。

***香港ドル建てで取引される本香港ETF受益証券および人民元建てで取引される本香港ETF受益証券のいずれについても、分配金は人民元のみで支払われます。当該受益者が人民元建て口座を保有していない場合、当該受益者は、当該分配金を人民元から香港ドルその他の通貨に換算する際に生じる手数料等を負担しなければならないことがあります。受益者におかれては、分配に関する取決めについて、ご自身の投資仲介業者/代理業者にご確認ください。詳細については、下記「第二部 第1 2(4)分配方針」および「第二部 第1 3(1)リスク要因-デュアル・カウンター取引リスク」の「人民元分配リスク」をご参照下さい。

(E) 会社の株式が部分発行か、または全く発行されていないが、払込請求期日が既に決定され、かつそれが既知の場合、時価総額算出上、時価はかかる払込請求を含むように調整されます(すなわち全額払込済価格)。

(F) 「特別扱い」(すなわち異常な財務状態を示す株式)の指定を受けた株式は、参照指標への組入れに不適格です。

(G) 外国人投資余地率が10%未満の会社の取扱い

FTSEは、「外国人投資余地率(foreign headroom)」を外国人投資家に適用される基礎的な投資可能比率に対する外国人投資家が投資可能な株式の割合と定義しています。

ある既存構成銘柄の投資余地率が10%を下回った場合、当該銘柄の投資可能比率は、外国人保有制限比率と浮動株比率のうちいずれか低率の方に等しくなります。調整は4段階にわたって、すなわち、次回以降の連続する4回の四半期毎の見直しにおいて、均等に実施されます。最終的に外国人投資余地率が10%を上回るまで上昇しても、引下げは取り消されません。浮動株比率が移行期間中に投資可能比率を下回る水準に低下した場合、かかる浮動株比率の変動は次回の見直しの際に反映されます。浮動株比率が移行期間中に上昇した場合でも、投資可能比率は現行の水準で維持されます。

ある既存構成銘柄の外国人投資余地率が、4回目の見直し時またはそれ以降に10%を下回った場合、当該銘柄の投資可能比率は当該四半期毎の見直しにおいて10%引き下げられます。投資可能比率は、投資余地率の水準が10%を上回るまで、その後の四半期毎の見直しにおいても10%ずつ引き下げられます。この過程で投資可能比率が15%以下に下落した場合、当該会社は上記(D)記載の取扱いを受けます。

投資余地率調整の対象となっていた既存構成銘柄の投資可能比率については、当該会社の外国人保有比率が証券取引所による注意喚起の対象ではなくなるか、または残存する投資余地率が20.00%を上回ることを条件として、直近に行われた10%の調整が四半期毎の見直しにおいて取り消されます。当該調整は、その投資可能比率が外国人投資家に適用される投資可能比率に達するまで継続的に実施されます。

外国人投資余地率は定期のインデックス見直しと同時に四半期毎に見直されます。

最新のFTSE中国A50インデックスのグランド・ルールは、以下のウェブサイト上で閲覧可能です。

<http://www.ftse.com/products/indices/china>

流動性基準

有価証券は売買されるだけの十分に流動的なものである必要があります。流動性のない有価証券を排除するために以下の基準が適用されます。

(A) 価格 ある会社の市場価値を決定するにあたっては、正確かつ信頼できる価格が存在していなければなりません。

(B) 取引規模 すべての適格会社がシリーズに組み入れられます。FTSEアジア・パシフィック委員会は、3月に開催される会合において年次ベースでどの会社が組み入れられるかを決定します。時価総額(すなわち投資可能性調整前)の大きい順で全社の98%を構成する上位の適格会社がFTSE中国Aオール株式インデックスに組み入れられます。

(C) 流動性 各有価証券は、1か月当たりの日次取引量の中央値*を算定することにより3月に年次ベースで流動性のテストを受けます。取引量の中央値は、毎日の取引量合計を順位付け、中央に位置する日を選定することにより算定します。日々の取引合計がゼロの場合も順位付けに含めます。したがって1か月で半分を超える日について取引がない有価証券の取引量の中央値はゼロになります。売買停止期間は流動性テストの対象になりません。テスト期間が12か月に満たない場合、流動性テストは案分適用されます。

* 有価証券の1か月当たりの日次取引量の中央値の算定にあたっては、各月につき最低5日の取引日が存在しなければならず、これに満たない月はテストの対象から除外されます。

(1) 全面的な市場見直しに先立つ12か月のうちの10か月の1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にして発行済株式の少なくとも0.05%(浮動株調整後)の出来高に達しない非構成銘柄は、シリーズへの組み入れに不適格となります。

(2) 全面的な市場見直しに先立つ12か月のうちの少なくとも8か月の1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にして発行済株式の少なくとも0.04%(浮動株調整後)の出来高に達しない既存構成銘柄は、シリーズから除外されます。

(3) 12か月の取引記録を持たない新株は、見直し時に最低3か月の取引記録がなければなりません。これらの株式は上場以来の各月当たりの日次取引量の中央値を基準にして浮動株調整後株式の少なくとも0.05%の出来高がなければなりません。この規則は、迅速参入ルール(Fast Entry Rule)に基づき追加された新株には適用されません。

(D) FTSEアジア・パシフィック地域委員会は、地域における流動性のある投資可能な市場をインデックスがより良く反映するようになると同委員会が判断するのであれば、その単独裁量において3月の見直し時に最大0.01%の幅で上記の比率を調整することができます。当該裁量は市場全体についてのみ行使が認められ、個別の有価証券に対して適用することはできません。

(E) 新株の規模によりシリーズへの早期参入(early entrants)の要件を満たさない新株(下記参照)は、正式な無条件取引が開始して以降、見直し時に先立つ少なくとも3か月の取引月の取引記録があり、かつ上場以来の各月当たりの日次取引量の中央値を基準にして浮動株調整後株式の少なくとも0.05%の出来高があることを条件に、構成銘柄の次の四半期毎の見直し時に組み入れ適格になります。

「早期参入」による組み入れには最低取引記録は要求されません。新株の規模が非常に大きい場合(すなわち新株の時価総額が、個別の構成銘柄の投資可能性修正前においてFTSE中国Aオール株式インデックスの時価総額の0.5%以上に達する場合)、当該新株は通常、参照指標の構成銘柄に組み入れられます。

見直し実行日

参照指標についての四半期毎の見直しは、3月、6月、9月および12月に行われます。構成銘柄は、2月、5月、8月および11月の第三金曜日の翌営業日の営業終了時のデータを用いて見直されます。構成銘柄が変更される場合は、見直しの会合と同じ月の第三金曜日の営業終了後に実行されます。インデックスの見直しの結果、インデックスが変更される場合は、各FTSEアジア・パシフィック地域委員会が会合で結論を下した後、可及的速やかに公表されます。

四半期毎および年次見直し時における追加および削除に関するルール

四半期毎および年次見直し時における構成銘柄の追加および削除に関する規則は、シリーズの構成銘柄の選別に持続性を持たせる一方で、時価総額が著しく上昇または下落した会社を組み入れ、または除外することによりインデックスが市場を確実に反映するように設計されています。ある有価証券が時価総額の順位で40位以上となった場合には、定期見直し時に参照指標に組み入れられます。ある有価証券が時価総額の順位で61位以下となった場合には、定期見直し時に参照指標から削除されます。

参照指標についての構成銘柄数は一定に保たれます。削除すべき会社の数よりも多数の会社が参照指標への組み入れに適格な場合には、見直し時に組み入れる会社と削除する会社を同数にするために参照指標に現在組み入れられている最下位の構成銘柄を削除します。同様に、組み入れ適格の会社の数よりも多数の会社が削除されるべき場合には、見直し時に削除される会社数と同数になるように参照指標に現在組み入れられていない中から最上位の会社の有価証券が組み入れられます。

FTSEアジア・パシフィック委員会が開催され、参照指標への定期的変更が承認された場合において、その定期的変更内容が実施される前にある会社が削除される場合には、新しい補欠先リストの中から最上位(現在の構成銘柄を除く。)の会社が当該削除先に取って代わります。

削除および代替

ある構成銘柄が、参照指標の適格構成銘柄ではなくなった場合、または上場廃止された場合、または確定価格で値付けされなくなった場合、または買収の対象となった場合、または存続能力のある構成銘柄(グランド・ルールに定義される。)ではなくなった場合は、当該銘柄は構成銘柄リストから削除され、当該削除の2日前のインデックス計算の終了時点における適切な補欠先リストに掲載されている適格会社で時価総額が最上位にある会社により置き換えられます。

削除および代替は、削除を正当化する事象が発表された日の翌日のインデックス計算開始前に同時に実施されます。インデックス計算終了後の発表は、通常、翌営業日に発表されたものとみなされます。

公開買付に係る条件がすべて充足され、応札比率が最低要件の85%に達した旨および買付企業の新株が上場される旨(該当する場合)の確認が取れた時点で構成銘柄はインデックスから削除されます。買収を受け削除された会社の残余の浮動株比率が15%以下になった場合、6か月の取引記録を有するまではインデックスへの組入れについて再検討されることはありません。

合併、事業再編および複合的買収

合併または買収の効果により参照指標の一方の構成銘柄が他の構成銘柄により吸収される場合、存続会社が参照指標の構成銘柄として残り、空きが一つ発生します。当該空きは当該削除の2日前のインデックス計算の終了時点における適切な補欠先リストで最上位にある有価証券を選定することにより補充されます。

参照指標の構成銘柄の会社が非構成銘柄の会社により買収された場合は、当初の会社は削除され、当該買収の存続会社が適格である場合、同社の銘柄に置き換えられます。かかる存続会社が適格でない場合は、当該削除の2日前のインデックス計算の終了時点における適切な補欠先リストで最上位にある有価証券を選定することにより空きが補充されます。

構成銘柄の会社が分割され、2社以上の会社が形成される場合、形成された各社は、それぞれの時価総額(すなわち投資可能性修正前)に基づき参照指標の構成銘柄への組入れに適格となります。また、他のすべての点について要件を備えれば、例えば2社に分割した構成銘柄は、これらの会社の一方または両方が参照指標に残留することも可能です。この結果、最下位の構成銘柄が参照指標から削除されることとなります。会社分割に伴うインデックスの構成銘柄の変更は、分割発効後の1日目の取引の終値に基づき決定され、2日目取引の終値を用いてインデックスに適用されます。この結果、2日間については参照指標に50を超える会社が含まれる場合があります。

新株

新株の規模が非常に大きい場合(すなわち個々の構成銘柄の投資可能性の調整を加える前の時価総額がFTSE中国Aオール株式インデックスの0.5%以上の場合)には、通常、早期参入要件を満たす新株は、正式取引の5営業日目の終了後に参照指標の構成銘柄に組入れられます。すべての場合において新たな構成銘柄の組入れ時期を確認する事前通知がしかるべく出されます。参照指標に含まれる構成銘柄の中で最下位の構成銘柄の有価証券が削除対象として選定され、関連指標がグランド・ルールに従って調整されます。

早期参入の要件は充足しないが適格証券の基準を満たす会社の新株は、参照指標の構成インデックスとなるほどに十分な大きさがある場合には次回の四半期見直しにおいて組入れ適格となります。

上記目的上、上場停止後3か月以内に再上場された会社、組織再編された会社、社名変更された会社、分割または既存の構成銘柄ではない他の会社の複合的再編から生じる会社は、新株とはみなされません。しかしながら、会社分割から生じる新規上場は新株とみなされます。SSEまたはSZSEにおいて初めてA株式を発行する中国の「B」株式発行会社は、シリーズ上、新株とみなされ、シリーズへの参入資格が認められます。FTSEアジア・パシフィック地域委員会が、通常定期的見直し手続の一環とは別に新株の構成銘柄への組入れを決定する場合には、当該決定は可及的速やかに公表されなければなりません。

売買停止

ある構成銘柄について売買が停止された場合、停止時の株価で最長20営業日の間、参照指標にとどまることが可能です。同期間の間に、FTSEは、当該構成銘柄の取引再開が見込めない場合、株価ゼロで直ちに削除することができます。

参照指標の構成銘柄の取引停止が20営業日目の正午を超えて継続する場合(かつ当該構成銘柄を削除する選択肢がとられない場合)、通常、21取引日目に価格ゼロで参照指標から削除されます。停止が当該構成銘柄の業態悪化に起因するものではなく、停止期間が短期にとどまると見られる場合、当該構成銘柄は停止時の株価で継続することが可能です。

削除される会社が参照指標の構成銘柄である場合、代替する企業は補欠先リストで最上位の会社になります。

売買停止構成銘柄の再上場

指標から削除された売買停止構成銘柄がその後再上場される場合には、以下のルールが適用されます。

(1) 3か月未満の売買停止期間後の再上場時点においてインデックスの最下位の構成銘柄より時価総額が大きい有価証券については、当該有価証券が削除された株価で復活する一方で、時価総額が最下位の構成銘柄が選定されて削除されます。

(2) 3か月未満の売買停止期間後の再上場時点において、削除元のインデックスの最下位の構成銘柄より時価総額が小さい有価証券については、まず削除時の株価で削除元のインデックスに復活し、その後、当該時点において規模の基準を満たすインデックスがあれば、当該インデックスに組入れられます。

3か月を超える継続的な売買停止期間を経て再上場した会社は、インデックス構成銘柄の適格性の観点からは新株とみなされます。

構成銘柄の組入れ比率の変更

シリーズ計算上、多数に上る些少な組入れ比率の変更を回避するために、各構成銘柄の発行株数は、当該インデックス制度が保有する発行済株式の合計が累積ベースで1%を超えて変動した場合にのみ変更されます。発行済株式数の変動を伴うコーポレート・アクションが参照指標の構成銘柄によりとられた場合には、当該コーポレート・アクションと同時に株数の変更が適用されます。

コーポレート・アクション以外の要因による発行済株式の変更で発行済株式数の10%未満1%超の変更については、3月、6月、9月および12月の第三金曜日の取引終了後に四半期毎に行います。かかる変更の基準時は、見直し月の前月の第3水曜日の営業終了時です。発行済株式数の累積ベースでの組入れ未了の変更が発行済インデックス構成銘柄の10%以上、またはその額が一社の時価総額で少なくとも20億米ドルに相当する場合は、四半期の途中で変更が行われます。参照指標の利用者に少なくとも4日の予告をもって通知されます。時価総額の米ドルへの換算にはWM/ロイターズ・スポット・レートが用いられます。20億米ドルの基準値は毎年12月に調整される場合があります。調整はすべて、市況により不可能である場合を除き、当該日のインデックス計算が開始されるまでに行われます。

インデックス・ライセンス契約

資産運用会社は、資産運用会社およびFTSEとの間で締結した2012年2月15日付のインデックス・ライセンス契約(以下「ライセンス契約」といいます。)に従って、本香港ETFの発行、マーケティング、推進および販売に関連して参照指標(すなわちFTSE中国A50インデックス)を利用する非独占的な譲渡不能のライセンスを付与されています。

ライセンス契約は当初期間を2年とし、その後は以下に掲げる状況のもとで一方の当事者により解除されるまで1年間毎に延長されます。

(a) FTSEは以下の場合にライセンス契約を解除することができる。

- () 資産運用会社が2010年英国贈収賄防止法の条項の遵守義務に違反した場合。
- () 資産運用会社がライセンス契約における保証に違反した場合。
- () 資産運用会社が本香港ETFまたは本香港ETF受益証券の売買に関連して罪を犯した場合。
- () 資産運用会社が適用のある法令等に重大な違反をしていると認められた場合。
- () 資産運用会社に対して(または関連して)影響を与える支配の変更が生じたこと。

(b) 資産運用会社が使用料の引き上げ通知をFTSEから受領した場合において、当該増加額が引き上げ前にFTSEが適用していた増額対象の合計金額の15%より大きい場合は、資産運用会社はライセンス契約を解除することができる。

(c) いずれの当事者も以下の場合にはライセンス契約を解除することができる。

- () 相手方当事者がライセンス契約の条件に違反し、当該違反を是正することが不可能な場合。
- () 相手方当事者が重大な義務違反を犯し、当該違反の是正を催告する書面による通知を受領してから15日以内に当該違反が是正されない場合。
- () 相手方当事者が「支払不能事由」(ライセンス契約の定義による。)に見舞われている場合。
- () 相手方当事者に対して3か月を下回らない書面による事前通知が交付された場合。

参照指標に対する重要な変更

参照指標の適合性に影響を与える可能性のあるあらゆる事象について委員会と協議を行う必要があります。参照指標に関連する重要な事象は、受益者に可及的速やかに通知されます。こうした重要な事象には参照指標の集計または計算の方法またはルールの変更、あるいは参照指標の対象物および特性の変更が含まれます。

参照指標の取り替え

資産運用会社は、委員会から事前に承認を取得し、かつ受益者の利益が悪影響を受けないと資産運用会社が判断する場合には、参照指標を取り替える権利を有します。このような変更が発生する状況には次の事象が含まれますが、これらに限定されません。

- (a) 参照指標が存在しなくなること。
- (b) 参照指標を利用するライセンスが終了すること。
- (c) 既存の参照指標に取って代わる新たな指標が利用可能になること。
- (d) 特定の市場の投資家にとってマーケット標準とみなされ、かつ/または既存の参照指標より受益者にとって一段と利便性が高いとみなされる新たな指標が利用可能になること。

- (e) 参照指標を構成するインデックス構成銘柄への投資が困難になること。
- (f) インデックス・プロバイダーが資産運用会社から判断して高額すぎる水準にライセンス使用料を値上げすること。
- (g) 参照指標の質(正確性およびデータの入手可能性を含む。)が低下したと資産運用会社が判断すること。
- (h) 参照指標の方式および計算方法が大幅に変更され、当該指標が受け入れ難くなったと資産運用会社が判断すること。
- (i) 効率的なポートフォリオのために用いる手段および技法が利用可能でなくなったこと。

資産運用会社は、参照指標が変更した場合、あるいはその他の理由がある場合(参照指標の使用ライセンスが終了した場合を含みます。)、本香港ETFの名称を変更することができます。()本香港ETFによる参照指標の使用および/または()本香港ETFの名称が変更される場合には投資家に通知されます。

人民元適格外国機関投資家(RQFII)

中国の現行規制のもとでは、通常、外国投資家が国内有価証券市場に投資できるのは、QFIIまたはRQFIIとしての地位をCSRCから取得し、かつ中国の国内有価証券への投資目的のために自由交換外国通貨(QFIIの場合)または人民元(RQFIIの場合)を中国に送金する割当枠をSAFEにより付与されている一定の適格外国機関投資家等を経由する方法によります。

RQFII制度は、CSRC、人民銀行(以下「PBOC」といいます。)およびSAFEが公表した「資産運用会社または証券会社である人民元適格外国機関投資家を経由する国内有価証券投資のための試験的制度」によって2011年12月16日に導入されましたが、同制度は2013年3月1日に廃止されました。

RQFII制度は現在、(a)CSRC、PBOCおよびSAFEが公表し2013年3月1日に発効した「人民元適格外国機関投資家を経由する国内有価証券投資のための試験的制度」、(b)CSRCが公表し2013年3月1日に発効した「人民元適格外国機関投資家を経由する国内有価証券投資のための試験的制度の実施規則」、(c)SAFEが公表し2013年3月11日に発効した「人民元適格外国機関投資家を経由する国内有価証券投資のための試験的制度に関する問題についての通知」、(d)PBOCが公表し2013年5月2日に発効した「人民元適格外国機関投資家を経由する国内有価証券投資のための試験的制度の実施に係る関連事項についての人民銀行通知」、ならびに(e)関連当局が公表した適用されるその他の規制(以下「RQFII規制」と総称します。)により管理されます。

本香港ETFは、資産運用会社のRQFIIの割当枠を通して中国国内で発行された有価証券に対するエクスポージャーを取得します。資産運用会社は中国におけるRQFIIの地位を有しています。資産運用会社は(RQFII保有者として)、本香港ETFによる中国への直接投資のためにRQFII割当枠を随時提供することができます。資産運用会社は、SAFEのRQFII割当枠管理方針に基づき、保有するRQFII割当枠を複数の異なるオープンエンド型投資信託商品に、または、SAFEの承認を受けることを条件として、オープンエンド型投資信託以外の商品および/もしくは勘定に分散して割り当てる柔軟性を有しています。そのため、資産運用会社は、追加のRQFII割当枠を本香港ETFに割り当て、あるいは本来であれば本香港ETFが利用可能なRQFII割当枠を他の商品および/または勘定に割り当てることができます。資産運用会社は本香港ETF、資産運用会社の他の顧客または資産運用会社が運用する他の商品に割当可能な追加のRQFII割当枠の付与をSAFEに申請することもできます。ただし、資産運用会社が本香港ETFの投資に十分なRQFII割当枠を常に提供するという保証はありません。

保管会社は受託会社および資産運用会社が指名し、RQFII保管契約の条項に従い中国において本香港ETFの資産を受託会社自らまたはその代理人が保有します。中国のA株式を含む有価証券は、中国の規制に従い保管会社の代理人である中国保管会社により香港取引所清算・決済システム(以下「CSDCC」といいます。)にある資産運用会社(RQFII保有者として)および本香港ETFの共同名義の有価証券口座を通じて維持管理されます。人民元の現金口座が中国保管会社に資産運用会社(RQFII保有者として)および本香港ETFの共同名義で開設され、維持管理されます。中国保管会社は、適用のある規制に従って取引決済用の現金決済口座をCSDCCに保有します。

本香港ETFのために資産運用会社(RQFIIとして)により実行される人民元建ての本国送金は、日常的に許可され、本国送金の制限、ロックアップ期間、またはSAFEの事前承認に服していません。

RQFII制度に付随する特有のリスクがあり、投資家は下記「RQFII制度に関連するリスク」の項の「RQFIIリスク」および「中国仲介業務リスク」の見出しのリスク要因に注意して下さい。

資産運用会社は、本香港ETFの資産運用会社および本香港ETFのためのRQFII割当枠の保有者としての二重の役割を引受け、資産運用会社は、すべての取引および売買が信託証書(適用される場合)およびRQFIIとしての資産運用会社に適用のある関連法令および規制に確実に準拠して取扱われることに責任を負います。

資産運用会社は、中国の法律事務所から中国法上の問題として以下の趣旨の意見を取得しています。

(a) CSDCCに開設され中国保管会社により維持管理されている有価証券口座および中国保管会社に開設されている人民元の現金口座(以下それぞれを「有価証券口座」および「現金口座」といいます。)は、資産運用会社(RQFII保有者として)および本香港ETFの共同名義で開設され、当該口座は本香港ETFの便益および使用のみを目的としており、適用ある中国のすべての法令および規制に準拠し、中国のすべての所轄当局の承認を得ています。



ソース：ブルームバーグ(2016年3月31日現在)

人民元の国際化のペースは、中国当局が香港／マカオ／および上海／広東省の4市の間ならびにASEANと雲南/広西の間のクロスボーダーの貿易を人民元で決済することを認めた2009年以降、加速しました。2010年6月、この仕組みは中国の20の省/自治体と海外のすべての国および地域に拡大されました。

以下のグラフは人民元のクロスボーダーの決済動向を示したものです。

中間値：3,706億7千万人民元
 最高値(2015年9月30日)：7,386億2千万人民元
 平均値：3,326億4千万人民元
 最低値(2010年7月31日)：103億5千万人民元



ソース：ブルームバーグ(2016年3月31日現在)

2014年3月17日より、銀行間スポット為替市場における人民元の対米ドル相場の変動幅は1%から2%に拡大されました。つまり、銀行間スポット市場における取引日毎の人民元の対米ドル取引価格は、当該日に中国外貨取引センターによって公表される中心レートの上下2%の値幅の間で変動することとなります。

人民元のオンショア市場対オフショア市場

中国当局が導入した一連の政策により、中国国外の人民元市場は、次第に発展をたどり2009年以降は急速な拡大が始まりました。中国国外で取引される人民元は、しばしば「オフショア人民元」として言及され、「CNH」と表示されます。これにより「オンショア人民元」または「CNY」と区別されます。

オンショア人民元およびオフショア人民元は同一通貨ですが、異なる市場において取引されます。二つの人民元間の資金の流れが厳格に制限され、両者の市場が無関係に運営されていることからオンショアとオフショアの人民元は異なる相場で取引され、動きも同一方向でない場合もあります。オフショア人民元に対する需要が強いためCNHはオンショア人民元に対してプレミアムで取引されるのが常でしたが、ディスカウントが観察されることも時々あります。オンショアとオフショアの相対的強さは著しく変動することもあり、かつ変動が非常に短期間に起きることもあり得ます。

オフショア人民元市場が過去2年間に相当の拡大を示したとはいえ、依然として発展の初期段階にあり、ネガティブ要因や市場の先行き不安には相対的に敏感に反応します。例えば2011年9月の最終週には、株式市場の大量売りのさなかオフショア人民元の価値は一時対米ドルで2%下落しました。一般的にオフショア人民元市場は、流動性が薄いためオンショア市場より乱高下しがちです。

人民元の両市場の収束の可能性が議論されることがありますが、それは経済面からではなく政治的決断に牽引されると考えられています。オンショアおよびオフショアの両人民元市場は、切り離されたまま、しかし高度に関連を持つ市場として向こう数年はこのまま続く一般的な見込まれています。

最近の諸施策

オフショア人民元の取引を緩和するための追加的な諸施策が2010年に公表されました。2010年7月19日、銀行間の人民元資金の振替が目的を問わず認められ、また香港の銀行の法人顧客(中国本土との取引に直接的に関わらない法人顧客も含めて)は、外国通貨を無制限に人民元通貨に両替できるようになりました。1か月後、中国当局は、外国の中央銀行、香港およびマカオの人民元決済銀行、および人民元オフショア決済プログラムに参加するその他の外国銀行に中国の銀行間債券市場を部分的に開放することを公表しました。

2011年3月に採択された国家第12次5か年計画は、オフショア人民元ビジネスの中心として香港の発展を明確に支持しています。2011年8月、中国の李克強副首相は、香港訪問中に追加的な新規の取組策を公表しました。例えばRQFII制度を通じた中国株式市場への投資および香港株を構成銘柄とする上場投資信託の中国における発売の許可などです。また中国政府は、中国の非金融会社に初めてとなる香港における人民元建ての債券発行に承認を与えました。

人民元の国際化は長期目標

中国の経済規模および増大する影響力に鑑みると、人民元は米ドルおよびユーロと並んで国際通貨になる潜在力を有しています。しかしながら中国はまず金融市場の整備を加速化し、徐々に人民元を資本勘定において完全に交換可能な通貨にしていかなければなりません。人民元の国際化は政治的な影響力を増大させ、また為替リスクの減少などのメリットをもたらしますが、同時に人民元の為替レート不安定性を高めるリスクも伴います。

人民元の国際化のプロセスは長期的かつ段階的です。米ドルが英ポンドに取って代わり支配的な準備通貨となるには何十年も要しました。この先人民元が重要性を増すには時間がかかり、今後、米ドルの主要準備通貨としての地位に挑むような立場になることは当面はありません。

中国A株式市場

中国本土の証券取引所

中国本土には2つの証券取引所があり、それぞれの所在地は上海および深圳です。上海証券取引所(以下「SSE」といいます。)は、1990年11月26日に設立され、同年12月19日に取引が開始されました。深圳証券取引所(以下「SZSE」といいます。)は、1990年12月1日に設立されました。両取引所はCSRCの直接管理下にあります。主要な機能には、有価証券取引のための施設および設備の提供、取引所の業務規則の整備、上場申請の受理、有価証券の上場手配、有価証券取引を成立させ監督すること、取引所の会員および上場企業の取締り、および市場情報の管理と開示などが含まれます。

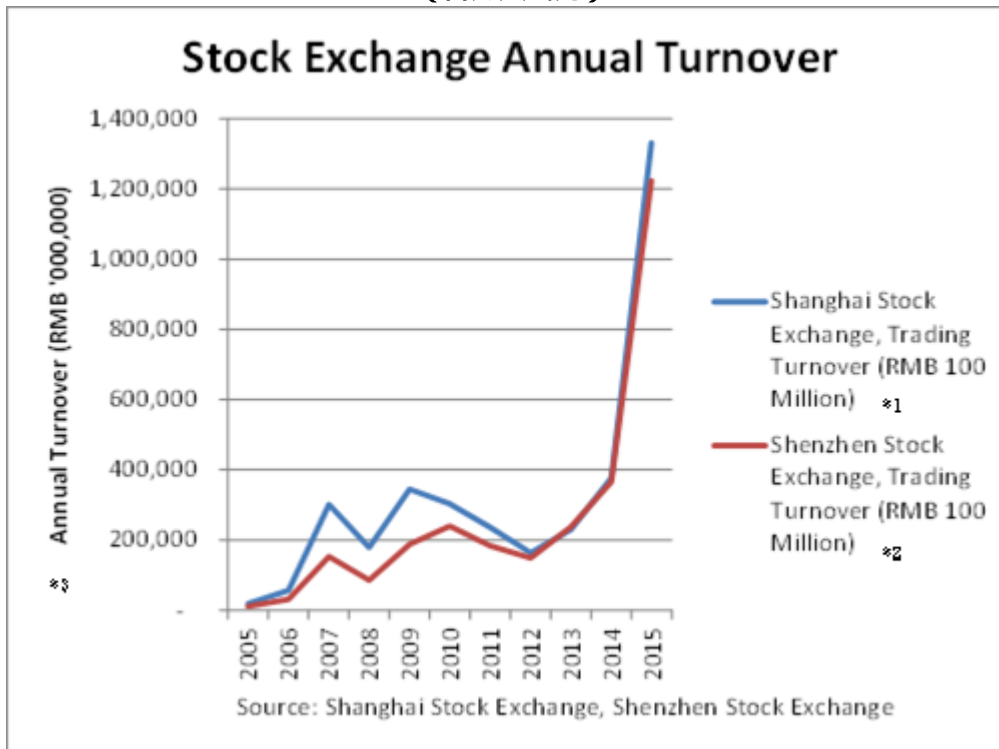
SSEは電子取引のコンピューター・システムを採用しています。すべての上場有価証券取引は取引所の照合装置に送り込まれ、価格優先および時間優先に基づき自動的に注文を照合します。SSEの新取引システムの最大取引処理能力は毎秒80,000件です。同システムは120百万件超の双方向的取引能力を備え、これは一つの市場で一日当たり1.2兆人民元の売買高の規模に相当します。同システムは並列拡張性も備えています。

中国において多層資本市場システムを構築する使命を担うSZSEは、中小企業の発展を全面的に支援し、外国に頼らない国内技術革新の国家戦略の実施を推進してきました。2004年5月にはSZSEは中小企業(以下「SME」といいます。)ボードを正式に発足させ、2006年1月には中関村サイエンス・パークの非上場企業の株式取引のための試験的プログラムを開始しました。2009年10月には成長企業市場(以下「GEM」といいます。)ボードを正式に発足させました。数年にわたる整備の後、SZSEは上記の市場ボードとシステムから構成される多層資本市場システム構造を概ね構築しました。

数年間の持続的発展を経てSSEとSZSEは上場商品および上場数において大きな成果をあげました。今や上場商品は、中国A株式、中国B株式、オープンエンド型ファンド、クローズドエンド型ファンド、上場投資信託および債券を含みます。2015年12月31日現在、上場企業数は2,827社、うち上海が1,081社、深圳が1,746社に上ります。両取引所を合算した時価総額は53.1兆人民元であり、そのうち41.8兆人民元が浮動株です。現在、ワラント債、指数先物のようなデリバティブや固定利付商品もSSEおよびSZSEに上場されています。

以下のグラフはSSEおよびSZSEにおける年間取引高を示したものです。

証券取引所年間取引高
（百万人民币）



* 1 : 上海証券取引所（100百万人民币）

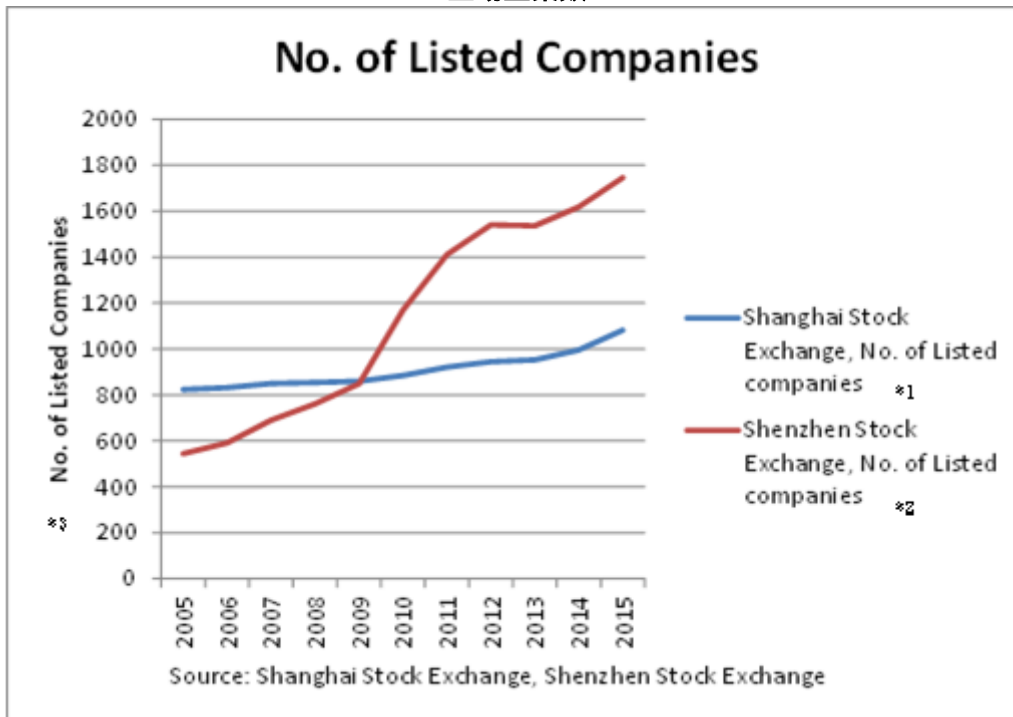
* 2 : 深圳証券取引所（100百万人民币）

* 3 : 縦軸は年間取引高（百万人民币）を表します。

ソース：上海証券取引所、深圳証券取引所

以下のグラフはSSEおよびSZSEにおける上場企業数を示したものです。

上場企業数



* 1 : 上海証券取引所

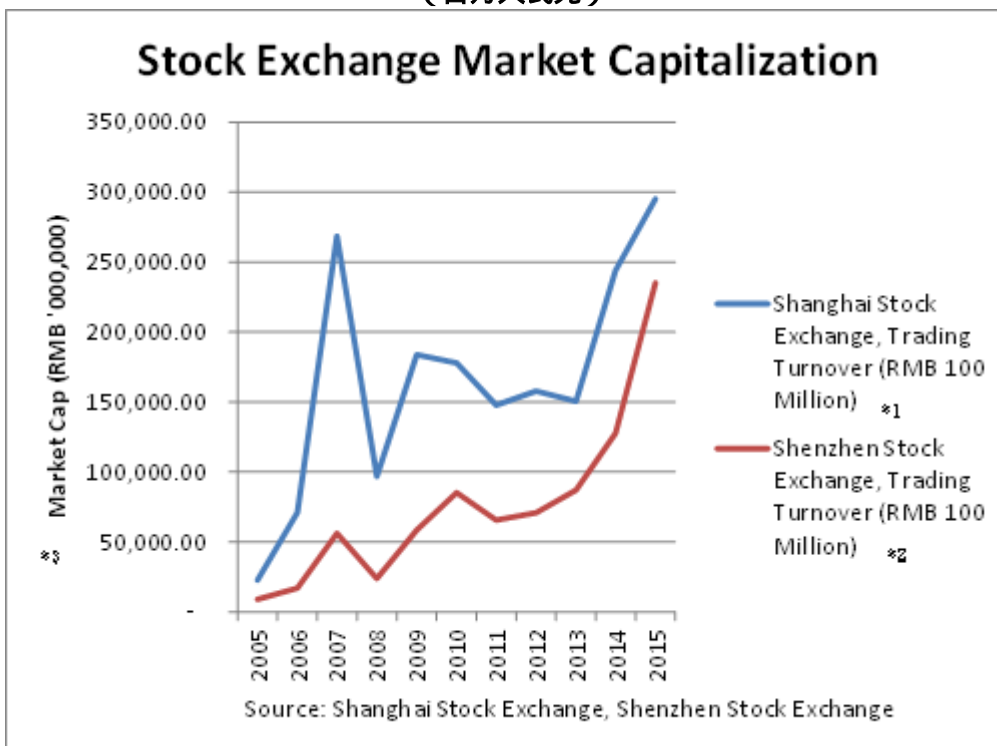
* 2 : 深圳証券取引所

* 3 : 縦軸は上場企業数を表します。

ソース：上海証券取引所、深圳証券取引所

以下のグラフはSSEおよびSZSEの時価総額を示したものです。

証券取引所時価総額 (百万人民元)



* 1 : 上海証券取引所 (100百万人民元)

* 2 : 深圳証券取引所 (100百万人民元)

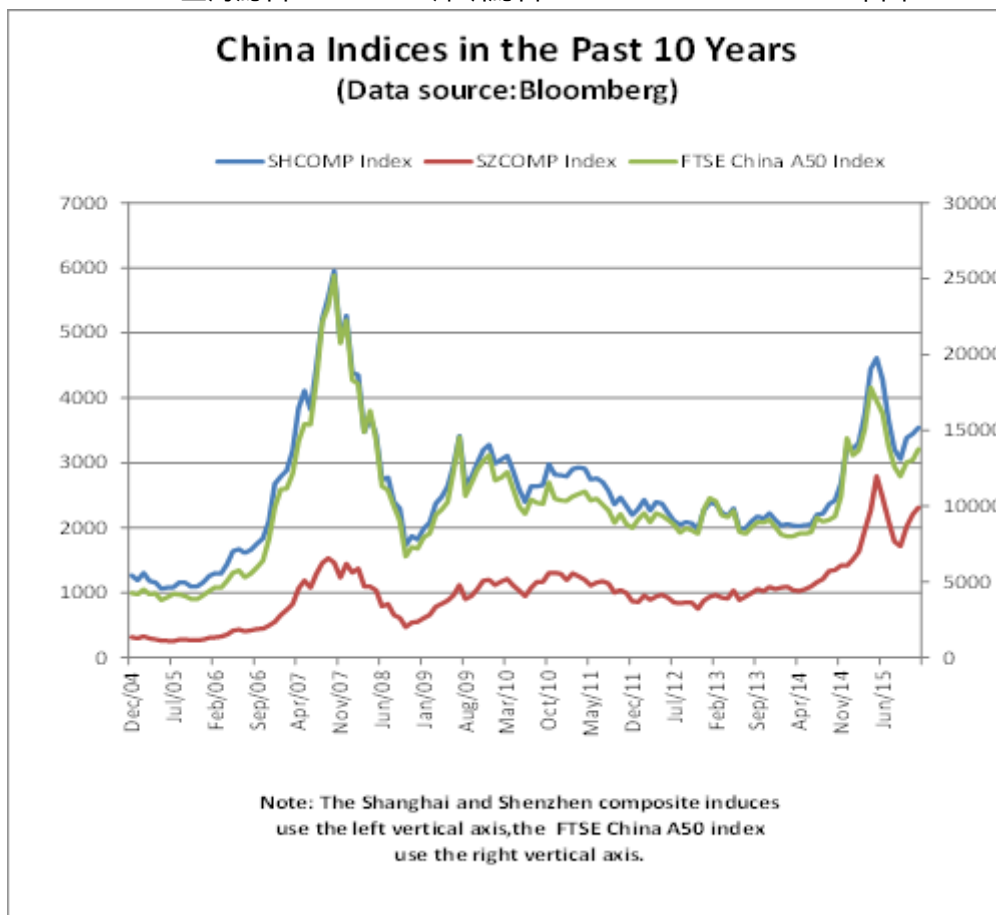
* 3 : 縦軸は時価総額 (百万人民元) を表します。

ソース：上海証券取引所、深圳証券取引所

以下のグラフは、過去10年間の上海総合指数および深圳総合指数ならびに参照指標の指数価格を示したものです。

過去10年間の中国指数 (データソース：ブルームバーグ)

SHCOMP：上海総合 SZCOMP：深圳総合 FTSE China A50：FTSE中国A50



注：上海総合指数および深圳総合指数は左の縦軸、FTSE中国A50指数は右の縦軸を使用しています。

各取引所の規制機関はそれぞれの証券取引所理事会です。理事会は会員理事および非会員理事から構成されます。取引所の最高意思決定機関は総会です。ただし取引所の業務事項は理事会が決定します。理事会は総会に直属し以下の権限を有します。

- ・ 総会の招集、総会への報告、総会決議の実施
- ・ 証券取引所の業務規則の制定、改正
- ・ 最高経営責任者から提出された一般事業計画、予算計画および決算案の承認
- ・ 会員の加入の承認および会員に対する制裁措置の承認
- ・ 証券取引所の内部組織についての決定
- ・ 総会により付与されたその他の権限

中国A株式市場の発展

国内経済の発展に伴う公的資本の膨大な資金需要を背景に政府は1980年代に上海、深圳およびその他のいくつかの都市を手始めに株式会社制度を採用した試験的改革に着手しました。改革・開放により中国における最初の株式「上海Feileオーディオ-ビジュアル」が1984年11月に誕生しました。

次いで1990年、SSEおよびSZSEが正式に発足し、中国株式市場の急速な発展の公式なスタートが切られました。SSEおよびSZSEにおける中国A株式市場は、それぞれ1990年12月19日および1990年12月1日に開始しました。当初、中国A株式の取引は国内投資家のみ制限されていました。一方、中国B株式の方は2001年以降、国内外の投資家に利用可能となりました。2002年12月に改革が実施され、その後、2003年に導入されたQFII制度および2011年に導入されたRQFII制度のもとで外国投資家は中国A株式の取引の取引(制限があります。)が認められるようになっていきます。

20年の進展の後、以来中国A株式市場は世界市場に影響を与えるまでに成長しました。中国A株式市場への参加者は、個人投資家、機関投資家および上場企業を含みます。2015年12月31日現在の両取引所を合算した時価総額合計は53.1兆人民元に達し(浮動株の時価総額は41.8兆人民元)、2015年12月31日現在、SSEおよびSZSEには2,827社の中国A株式が上場されていました。

中国A株式市場と香港市場との主要な相違点

下表は中国A株式市場と香港市場の相違点を要約したものです。

		SEHK	SSE	SZSE
(a)	主要市場指数	ハンセン株価指数 （「HIS」）	SSE総合指数	SZSE総合指数
(b)	取引時間			
	・前場 ・後場	・午前9:30 – 午後12:00 ・ 13:00 – 16:00	・午前9:30 – 午前11:30 ・ 13:00 – 15:00	・午前9:30 – 午前11:30 ・ 13:00 – 15:00
中国A株式市場と香港市場とでは休祭日のスケジュールが異なる。				
(c)	プレオープニング・セッション / プレオーダー入力 / オーダー・マッチング時間	・午前9:00 – 午前 9:15	・午前9:15 – 午前 9:25	・午前9:15 – 午前 9:25
	・プレオープニング・セッション オーダー・マッチング時間	・午前9:15 – 午前9:20 (プレオーダー・マッチング時間) ・午前9:20 – 午前 9:28 (オーダー・マッチング時間) ・午前9:28 – 午前9:30 (ブロッキング時間)	・午前9:30 – 午前11:30および13:00 – 15:00	・午前9:30 – 午前11:30および13:00 – 14:57
	・クローズ・マッチング時間	・該当なし	・該当なし	・ 14:57 – 15:00
(d)	値幅制限	値幅制限なし	日中値幅制限：10%。 上場企業がSSEまたはSZSEにより異常な状況にあるとみなされた場合、当該上場企業の短縮名の前に「ST」が付され、日中の値幅制限が5%に下げられる。	
(e)	売買ルール	香港市場で一部の株式が空売りできないことを除きT+1の売買ルールは適用されない。	T+1の売買ルールが適用される。すなわち取引日Tに購入された株式はT+1（すなわち当該取引日の翌営業日）に限り売却することが可能であり、空売りは試験的プログラムにより許容されている一部の例外（主にETF）を除き認められない。	
(f)	単位株	株式は通常単位株で売買され、端数は仲介業者により特別のボードを介して取扱われなければならない。	株式は100株の倍数によってのみ購入が可能であり、端数単位での購入は不可。ただし売却は株数を問わない（端数単位でも可）。	
(g)	決済サイクル	決済期間は2営業日（すなわちT+2）	決済期間は1営業日（すなわちT+1）	

(h)	継続開示要件	上場企業は年2回財務情報を開示しなければならない。年次報告書は会計年度終了後4か月以内、半期報告書は対象会計期間終了後3か月以内に公表しなければならない。	SSEおよびSZSEの上場企業は、年次報告書を各会計年度末日から4か月以内、半期報告書を各会計年度の上半期末日から2か月以内、四半期報告書を各会計年度の最初の3か月終了時および最初の9か月終了日からそれぞれ1か月以内に作成し開示しなければならない。第1四半期の報告書を開示する時期は、前会計年度の年次報告書の開示時期より早くてはならない。 H株式の上場企業もA株式のスケジュールと一致させて四半期毎に財務情報を開示する。
(i)	売買停止	総会または重要な情報開示のために株式の売買停止は要求されない。	中国A株式は株主総会または重要な情報開示のために売買が停止される。

投資家は、下記「第二部 第1 3(1)リスク要因 - 中国市場 / 中国A株式市場リスク」の項の「香港株式市場と中国株式市場の相違に関連するリスク」の見出しのリスク要因に記載した中国A株式市場と香港市場の相違に付随するリスクについて知識を得ておく必要があります。

中国A株式市場と香港市場の相違に対処するために資産運用会社が採用した諸施策

資産運用会社は、A株式市場と香港市場の相違に対処するために以下の諸施策を採用しました。

(a) 取引時間：取引時間については、インデックス構成銘柄は流動性水準が高いと見込まれるため、中国A株式市場の取引時間の方が短いことが主要リスクになるとは考えておりません。

(b) 取引日：中国A株式市場と香港市場との間に取引日の相違があります。留意すべきこととして申込みは営業日（通常は両市場が開いている日）のみに受理されます。

中国A株式市場が閉じている一方で香港市場が開いている場合には、本香港ETF受益証券は香港市場において取引され、資産運用会社は、下記「第二部 第2 4(1)()その他の事項 - サブ・ファンドに関する情報の公表」の項に記載されている方法で価格を含めた情報を引続き公表します。香港市場が閉じている一方で中国A株式市場が開いている場合には、資産運用会社は投資家にとってのリスクを限定するために必要であればインデックス構成銘柄を取引します。これらの取引は香港市場が休日で閉じている時であっても受託会社が手配した取決めにより適式に決済されます。

(c) 値幅制限：あるインデックス構成銘柄が「値幅制限」に届いた場合、資産運用会社は当該銘柄の売買を妨げられません。このようなことがある特定の日に生じた場合、資産運用会社は当該株式をそれに続く2取引日において必要に応じて売買を続行します。しかしながら値幅制限のために資産運用会社が当初取引日後2取引日目においても依然として当該インデックス構成銘柄を売買できない場合には、資産運用会社は当該インデックス構成銘柄を直近の終値で決済し、本香港ETFは当該インデックス構成銘柄の取引が再開され次第当該取引の埋め合わせをします。資産運用会社は、かかる状況における本香港ETFへの平均的な影響は重大なものではないと考えています。

上海・香港ストックコネク

上海・香港ストックコネクは、HKEx、SSEおよび中国証券登記結算有限責任公司（「チャイナクリア」）が、中国本土と香港の証券市場への相互アクセスを実現することを目的として整備した有価証券の取引および決済にリンクした制度です。

上海・香港ストックコネクの枠組みは、CSRCおよび委員会による2014年4月10日付けの当該制度の原則承認に関する共同発表に記載されました。両地域の証券取引所は、今後も随時、運営規則等の制度の詳細を公表していく予定です。

SSEおよびSEHKは、投資家が現地の証券会社や仲介業者を通じて他方の市場に上場された適格株式を売買できるようにします。上海・香港ストックコネクはノースパウンド・トレーディング・リンク(中国株式への投資向け)とサウスパウンド・トレーディング・リンク(香港株式への投資向け)によって構成されます。ノースパウンド・トレーディング・リンクのもとでは、投資家は、香港籍の仲介業者やSEHKによって設立される予定の証券取引サービス会社を通じてSSEに注文を回送することにより、SSEに上場されている適格銘柄の売買注文を出すことができます。これに対してサウスパウンド・トレーディング・リンクのもとでは、適格投資家は、中国の証券会社やSSEによって設立される予定の証券取引サービス会社を通じてSEHKに注文を回送することにより、SEHKに上場されている適格銘柄の売買注文を出すことができます。

すべての香港および外国の投資家(本香港ETFを含みます。)、は、随時公布される規則および規制に従うことを条件として、上海・香港ストックコネク(のノースパウンド・トレーディング・リンク)を通じてSSE上場銘柄(以下に詳述します。)を売買することができます。

以下にノースパウンド・トレーディング・リンク(本香港ETFが中国に投資するために利用する可能性があります。)の主な特徴を概説します。

適格銘柄

様々な種類のSSE上場有価証券のうち、上海・香港ストックコネクトの対象となるのは中国A株式のみとなります。それ以外の中国B株式、上場投資信託(ETF)、債券その他の有価証券等の商品は対象となりません。

当初は、香港および外国の投資家は、SSE市場に上場された一定の株式(「SSE上場銘柄」)を売買することができます。これには、SSE180インデックスやSSE380インデックスのその時々における全構成銘柄のほか、かかるインデックスの構成銘柄には含まれないものの、SEHKに上場されているH株式に相当するすべてのSSE上場中国A株式が含まれます。ただし、以下は除きます。

- (a) 人民元以外の通貨で売買されるSSE上場株式
- (b) 「リスク・アラート・ボード」に含まれるSSE上場株式

取引日

香港と中国本土とで祝日が異なることから、双方の市場における取引日も異なる場合があります。ある日に中国本土の市場が営業していても、必ずしも本香港ETFがノースバウンド取引により中国A株式に投資できるとは限りません。例えば、香港市場は毎年イースターやクリスマスを取引日としていませんが、これらの日は中国本土では取引日に当たります。

同様に、春節や国慶節の黄金週間中は、中国本土では通常、営業日と週末を入れ替えて7連休とします。中国本土と香港の双方の市場が営業を行っている日でも、祝日以外の理由(悪天候等)により相違が生じる場合があります。上海・香港ストックコネクトの運用の初期段階では、投資家(本香港ETFを含みます。)は双方の市場が取引のために営業を行っており、対応する決済日に双方の市場において銀行サービスが利用可能である日に限り他方の市場で取引を行うことができます。

取引割当枠

上海・香港ストックコネクトによる取引には当初、日次割当枠(「日次割当枠」)に加え、最大クロスボーダー投資割当枠(「総割当枠」)が設定されます。ノースバウンド取引には、個別に総割当枠と日次割当枠が設定され、SEHKがこれを監視します。

総割当枠によってノースバウンド取引に基づく中国への資金流入の絶対額に上限が設定されます。ノースバウンド総割当枠は3,000億人民元です。

日次割当枠は、日々の上海・香港ストックコネクトに基づくクロスボーダー取引の純購入価額に上限を課します。ノースバウンド日次割当枠は130億人民元です。

SEHKは所定の時刻にHKExのホームページ上でノースバウンド総割当枠および日次割当枠の残高を公表します。

決済および保管

清算、決済および保管、ノミニー等の香港市場の参加者や投資家によって執行された取引に関連する業務については、HKExの完全子会社であるHKSCCが担当します。

上海・香港ストックコネクトを通じて売買される中国A株式は、振替様式で発行されるため、投資家は現物の中国A株式は保有しません。上海・香港ストックコネクトの運用の初期段階においては、ノースバウンド取引を通じてSSE上場銘柄を取得した香港および外国の投資家は、CCASS(SEHKにおいて上場または売買される有価証券の清算を行うためにHKSCCが運営する中央清算・決済システム)に開設された当該投資家の仲介業者または保管人の証券口座においてSSE上場銘柄を保有しなければなりません。

コーポレート・アクションおよび株主総会

HKSCCはチャイナクリアの共同証券口座において保有されているSSE上場銘柄に対する財産権は主張しませんが、SSE上場会社の株式登録機関としてのチャイナクリアは、当該SSE上場銘柄に係るコーポレート・アクションの処理に際して、HKSCCを株主の1人とみなします。

HKSCCは、SSE上場銘柄に影響を与えるコーポレート・アクションを監視し、CCASSに参加する関連仲介業者または保管人(「CCASS参加者」)に対し、かかるコーポレート・アクションのうち、参加するに当たりCCASS参加者による対応が必要となるものすべてについて随時情報を提供します。

SSE上場会社は通常、定時株主総会/臨時株主総会に関する情報を総会開催予定日の約1か月前に公表します。すべての決議案について全議決権の投票が求められます。HKSCCはすべての株主総会について、開催予定日時、開催地、決議案数等の詳細をCCASS参加者に通知します。

外国人による株式保有の制限

CSRCは、上海・香港ストックコネクトを通じて中国A株式を保有する場合、香港および外国の投資家は以下の株式保有制限の適用を受ける旨定めています。

- ・ 中国A株式に投資する香港または外国の各投資家の個々の外国人持株比率は、発行済株式総数の10%を上回ることはできません。
- ・ 中国A株式に投資する香港および外国の全投資家の総外国人持株比率は、発行済株式総数の30%を上回ることはできません。

香港および外国の投資家が規則に従い上場会社に対して戦略的投資を行う場合、かかる戦略的投資による株式保有には上記の上限は適用されません。

単一の投資家による中国A株式上場会社に対する持株比率が上記の制限を上回った場合、当該投資家は、所定の期間内に後入先出法により超過分の保有株式に係るポジションを解約するよう求められる場合があります。SSEおよびSEHKは、総持株比率が上限に近づいた場合、警告を発するか、または該当する中国A株式に対する買い注文を制限します。

通貨

香港および外国の投資家がSSE上場銘柄の売買および決済を行う際の通貨は人民元に限られます。したがって、本香港ETFはSSE上場銘柄の売買および決済に人民元建て資金を充当する必要があります。

売買手数料

本香港ETFは、中国A株式の売買に関連して、売買手数料および印紙税の支払いのほか、新たなポートフォリオ手数料、配当税および株式の譲渡益に係る税金等を課される可能性があります。これらに関する管轄当局の決定は現時点ではなされていません。

投資者保護基金による補償

上海・香港ストックコネクトに基づくノースバウンド取引を通じた本香港ETFによる投資は、香港の投資者保護基金の補償の対象にはなりません。

香港の投資者保護基金は、香港の上場商品に関して認可仲介業者または認可金融機関が債務不履行に陥ったことにより生じた金銭的損失について、投資家(国籍を問いません。)に補償金を支払うために設立されたものです。債務不履行の例として挙げられるのは、支払不能、破産または解散、背信、横領、詐欺、失当行為等です。

ノースバウンド取引については、証券先物条例によれば、投資者保護基金は香港の認可証券取引市場(すなわち、SEHK)および認可先物取引市場(すなわち、香港先物取引所(「HKFE」))において売買された商品のみを補償の対象としますが、上海・香港ストックコネクトを通じたノースバウンド取引における債務不履行事由には、SEHKまたはHKFEにおいて上場または売買される商品とは関係しないため、外国証券を売買する投資家の場合と同様に、投資者保護基金による補償の対象とはなりません。

他方、証券投資者保護基金管理方法によれば、中国投資者保護基金(「CSIPF」)の役割には、「証券会社が解散、閉鎖、破産ならびにCSRCによる接管管理等の強制的な規制上の措置や保管人による運営の対象となった場合に、中国の関連ある方針の規定に従い債権者を補償すること」や「国務院が承認するその他の役割」が含まれます。本香港ETFの場合は、香港の証券仲介業者を通じてノースバウンド取引を行っており、かかる仲介業者は中国籍の仲介業者ではないため、中国においてCSIPFによる保護の対象とはなりません。

上海・香港ストックコネクトの詳細は、以下のウェブサイト上で閲覧可能です。

http://www.hkex.com.hk/eng/market/sec_tradinfra/chinaconnect/chinaconnect.htm

（３）【運用体制】

(A) 本香港ETFの日々の投資運用

1. ポートフォリオ・マネージャー(以下「PM」といいます。)は、投資委員会から授与された権限に基づき、本香港ETFの投資責任を負います。PMは、ポートフォリオ管理システム(以下「PMS」といいます。)を通じて取引指示を行います。
2. 午前9時前に、PMは以下の準備を完了します。
 - a. 本香港ETFの状況(すなわち株式持高レベル、現金保有レベルおよび株組入れ比率偏差)を確認すること。
 - b. マーケットメイクした取引の確認をすること。PMは、システムを通じて未履行のマーケットメイクされた取引を確認し、必要な場合には注文を行います。注文は、発注を行った後に取引デスクに送信されます。
 - ・ マーケットメイクされた取引の銘柄が依然として停止されているか確認すること。
 - ・ 従前の株式銘柄の取引高を計算すること。
 - ・ 一つの銘柄について売買注文が行われた場合、買い注文を優先すること。
 - c. 株式持高水準を確認し、調整の必要性の有無を判断すること。PMは、リバランスを担当します。株式持高水準の目標値は、「100% + 未実現のCGT現金バファ」とします。PMが目標値をシステムに入力すると、システムがリバランスの注文を行います。
3. 設定および償還注文を取り扱うこと。PMは、ネットィング方式を利用して申込み合計を取得し、システムにバスケット数を入力します。注文は、システムを通じて行われ、ブルームバーグを通じて取引デスクに送信されます。
4. PMは、発注状況を確認します。PMは、14時50分に、適正な注文の履行を確認するために発注履行手続を確認します。
5. 市場取引の終了後、PMは、本香港ETFの状況を確認し、注文履行結果を分析します。

(B) 本香港ETFのパフォーマンスの評価

1. ETF投資チームは、本香港ETFのパフォーマンスを評価するために会合を週1回開催します。同会合には、リスクおよびコンプライアンス部門の担当者も出席します。
2. ETF投資チームは、各週のファンド運用の概要をまとめた報告書を作成します。当該報告書には以下の情報を入れるものとします。
 - a. 本香港ETFのパフォーマンスおよびインデックスのパフォーマンスのトラッキングの乖離
 - b. 本香港ETFの運用に関する評価
 - c. 本香港ETFのパフォーマンスの要因
 - d. 本香港ETF運用に関する提案
3. リスクおよびコンプライアンス部門は、以下の分野を網羅する、ファンドの運用リスクに関する報告書を作成します。
 - a. 本香港ETFのトラッキングエラー
 - b. インデックス組入れ比率との本香港ETFの比率偏差
 - c. 本香港ETFの運用に係る事由の発生(もしある場合)
4. ETF投資チームは、翌週の本香港ETFの投資計画を提案します。

(C) リスク管理

1. リスク管理責任者は、システム上のすべての所定のパラメータに関する責任を負うものとし、パラメータが有効に設定されているか否かを日々確認し、一日の終わりに当該日の取引高を精査して事前に設定されたリスクの範囲内であるか否かを確認し、投資チームに対して週間評価を提供し、ならびにリスク管理委員会に対してリスク月次報告書を提出します。
2. コンプライアンス・オフィサーは、すべての適用ある規則および規制に従ってRDFII ETFを運用する責任を負います。かかる責任として、RQFII ETFの固有のコンプライアンスプログラムの設置および実施、ならびにRQFII ETFの円滑な運用を確保するためのリスク機能の監督が含まれます。

コンプライアンス部門は、以下の監視項目を毎日チェックします。

- ・ ブルームバークAIMによるトレードアラートに対する認否を決定するために取引前の検査を行うこと。
- ・ 一日の終わりに、RQFII ETFが目論見書記載(訳注：香港において開示されている目論見書を言います。)の投資制限を遵守している旨を確認すること。
- ・ RQFII ETFのポートフォリオがインデックスを正確に再現することを確保するために、一日の終わりに、投資可能な上場有価証券リストおよびRQFII ETFの構成銘柄を比較して確認すること。
- ・ トラッキングの差異を一日の終わりに確認すること。

投資制限監視プログラムの一環として、以下の手続きが行われます。

- ・ RQFII ETFのトラッキングエラーを週1回確認し、誤差許容レベルの範囲内であることを確認します。
- ・ 四半期毎のポートフォリオのリバランスに際して、リーガル・コンプライアンス部門は、資産運用会社の取締役および役員に対し、制限付き銘柄リスト(以下「本リスト」といいます。)を配布します。本リストに掲載された銘柄は、FTSE中国A50インデックスを構成する50銘柄とします。かかる取締役および役員は、現時点において本リスト上の銘柄のいずれかを保有する場合にはその旨を申告する必要があり、また、本リスト上の銘柄について個人取引を行わないことも約束しなければなりません。
- ・ 取締役または役員が本リスト上の銘柄を個人で0.5%超保有していること、または共同で5%超保有していることが判明した場合、かかる取締役または役員は、保有する当該銘柄を処分するものとします。
- ・ この四半期毎の確認の記録は、リーガル・コンプライアンス部門において、少なくとも7年間保管されます。

(4) 【分配方針】

資産運用会社は、本香港ETFの手数料および費用控除後の純利益を考慮して、1年に1度(12月)受益者に対して利益分配を行う予定です。

資産運用会社はまた、本香港ETFの資本から(直接的または実質的に)分配を行うか否かおよびその範囲を決定する裁量権を有します。

資産運用会社は、その裁量により、資本から分配金を支払うことができます。資産運用会社はまた、その裁量により、総利益から分配金を支払う一方、本香港ETFの手数料および費用の全部または一部を本香港ETFの資本に借記し、あるいは本香港ETFの資本から支払うことができます。これにより、本香港ETFが分配金の支払いに充当するための分配可能利益が増加することとなり、本香港ETFは、実質的に資本から分配金を支払うことができます。投資家におかれは、資本からの分配金の支払いまたは実質的な資本からの分配金の支払いが、投資家の当初投資の一部の償還もしくは払戻し、またはかかる当初投資に帰属するキャピタル・ゲインからの償還もしくは払戻しに相当することにご留意ください。本香港ETFの資本からの分配金の支払いまたは実質的な資本からの分配金の支払いを伴う分配は、本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額の即時の減額につながる可能性があり、その結果、受益者の値上益は減少します。

直近の12か月間の分配金の構成(すなわち、分配可能純利益から支払われた分配金と資本から支払われた分配金の相対的な金額)は、請求により資産運用会社から入手可能であり、また資産運用会社のウェブサイト

(www.csopasset.com/etf)上でも閲覧可能です。

分配方針は、委員会の事前の承認を得ることを条件として、かつ1か月以上前に本香港ETFの受益者に対して事前通知を行うことにより変更することができます。

(分配宣言が行われる場合)分配は本香港ETFの基準通貨(すなわち、人民元)によって宣言されます。資産運用会社は、分配を行う前に、当該分配金額を人民元建てでのみ発表します。分配宣言日、分配金額および権利落ち日の詳細は、資

産運用会社のウェブサイトおよびHKEXのウェブサイト

(http://www.hkexnews.hk/listedco/listconews/advancedsearch/search_active_main.aspx) 上で公表されます。分配金が支払われる保証はありません。

各受益者は、(人民元建てで取引される本香港ETF受益証券を保有しているか、香港ドル建てで取引される本香港ETF受益証券を保有しているかにかかわらず)人民元建てで分配金を受領します。当該受益者が人民元建て口座を保有していない場合、当該受益者は、当該分配金を人民元から香港ドルその他の通貨に換算する際に生じる手数料等を負担しなければならないことがあります。受益者におかれては、分配に関する取決めについて、ご自身の投資仲介業者/代理業者にご確認ください。

本香港ETF受益証券に係る分配率は、一般的な経済情勢ならびに当該参照主体の財政状態および配当または分配政策等の資産運用会社または受託会社の支配の及ばない要因によって左右されます。かかる参照主体が配当または分配の宣言または支払いを行う保証はありません。

(5) 【投資制限】

投資および借入制限

投資制限

信託証書には、資産運用会社による一定の投資の取得に係る制限および禁止事項が定められています。各サブ・ファンドは下記の基本的な投資制限に従うものとします。

- (a) サブ・ファンドの純資産価額の10%超を、単一の会社または組織によって発行された有価証券(国債その他の公債等は除きます。)で構成することはできませんが、参照指標における組入れ比率がそれぞれ10%を超える、参照指標を構成する有価証券(以下「構成銘柄」といいます。)に限定される場合は除きます。当該サブ・ファンドの当該構成銘柄の保有比率は、参照指標における当該各構成銘柄の組入れ比率を超過することはできません。ただし、参照指標の構成が変更された結果組入れ比率を超過した場合、およびかかる超過が経過的かつ一時的なものに過ぎない場合はこの限りではありません。
- (b) サブ・ファンドは、(他の一切のサブ・ファンドの保有比率と合算して)単一の発行体が発行した普通株式の10%超を保有することはできません。
- (c) サブ・ファンドの純資産価額の15%超を、国際的に公開され、かつ、当該有価証券が通常取引されている証券取引所、店頭取引市場その他の組織的証券市場において上場、値付けまたは取引されていない有価証券で構成することはできません。
- (d) サブ・ファンドの純資産価額の15%超(支払われたプレミアムの総額を基準とします。)を、ヘッジ目的で保有されるワラントおよびオプション以外のワラントおよびオプションで構成することはできません。
- (e) (i)サブ・ファンドの純資産価額の10%超を、(規約により許容される)非公認法域スキームに該当し、かつ委員会によって認可されていない他の集団投資スキーム(以下「合同運用ファンド」といいます。)の株式または受益証券で構成することはできません。(ii)サブ・ファンドの純資産価額の30%超を、(規約により許容される)公認法域スキームまたは委員会認可スキームに該当する合同運用ファンドの株式または受益証券で構成することはできません。ただし、当該合同運用ファンドが委員会によって認可され、かつ、規約に定める該当開示要件が遵守される場合はこの限りではありません。なお、委員会により認可された合同運用ファンドによる投資について、委員会によって禁止されている投資対象に主に投資することを投資目的とする合同運用ファンドに投資することはできません。また、当該合同運用ファンドが、規約第7章によって制限されている投資対象に主に投資することを投資目的としている場合、当該制限に違反して投資を保有することはできません。
- * 公認法域スキームとは、ルクセンブルク、アイルランドまたは英国に所在するUCITS IIIスキームおよび委員会が随時決定するその他の種類の公認法域スキームをいいます。
- (f) サブ・ファンドが資産運用会社またはその関係者によって運用される合同運用ファンドに投資する場合、当該合同運用ファンドに係る当初手数料は全額放棄(または、すでに支払われた場合は返還)されなければなりません。
- (g) 資産運用会社は、合同投資ファンドまたは合同投資ファンドの運用会社によって課される手数料または費用について割戻しを受けることはできません。
- (h) サブ・ファンドの純資産価額の20%超を、現物商品(金、銀、プラチナその他の貴金属を含みます。)および商品为基础とする投資対象(商品の生産、加工または取引を行う会社の株式は除きます。)で構成することはできません。
- (i) 先物約定価格の純総額(サブ・ファンドが支払者であるか受領者であるかを問わず、ヘッジ目的で締結される先物取引は除きます。)と、当該サブ・ファンドが保有する上記(f)に該当する投資の総額の合計は、当該サブ・ファンドの純資産価額の20%を超過することはできません。
- (j) サブ・ファンドが保有する同一銘柄の国債その他の公債等の価額は、投資時の当該サブ・ファンドの純資産価額の30%を超過することはできませんが、上記(a)に従うことを前提として、資産運用会社は、異なる銘柄であれば、その数にかかわらず、サブ・ファンドの資産の全部を国債その他の公債等に投資することができます。
- (k) サブ・ファンドが証券先物条例の第104条に基づく認可を受けている場合、当該サブ・ファンドの計算で集団投資スキームに投資する際は、規約に基づいて適用される制限を遵守しなければなりません。

本項において「国債その他の公債等」とは、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development)(以下「OECD」といいます。)の加盟国の政府によって発行されたもしくは元本および利息の支払いが保証された投資対象物、または、OECD加盟国内においてOECD加盟国の公的機関、地方自治体もしくは国有産業によって発行された、もしくは受託会社がこれらに類すると判断するその他の組織によって世界のいずれかの場所において発行された債券をいいます。「国債その他の公債等」は、同一の者によって発行された場合であっても、その発行条件(償還日、利率、保証人等)が異なるときは、異なる銘柄であるものとみなされます。

資産運用会社は、サブ・ファンドを代理して以下の行為を行ってはなりません。

- () ある会社または組織のあるクラスの有価証券について、資産運用会社の取締役もしくは役員が個別に当該クラスの全発行済有価証券の額面総額の0.5%超を保有している場合、または資産運用会社の取締役および役員が合計で当該有価証券の5%超を保有している場合、かかる有価証券に投資すること。
- () 種類にかかわらず、不動産(建物を含みます。)または不動産における持分(オプションまたは権利を含みますが、不動産会社の株式または不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)における持分は除きます。)に投資すること。
- () 空売りを行うことによって、当該サブ・ファンドが引き渡さなければならない有価証券の価額が当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超過する場合、または空売りの対象となる有価証券が、空売りが許可されている市場において活発に取引されていない銘柄である場合に空売りを行うこと。
- () アンカバード・オプションを売ること。
- () コール・オプションについて、当該コール・オプションおよび当該サブ・ファンドの計算で売られた他の一切のコール・オプションの行使価格の総額が、当該サブ・ファンドの純資産価額の25%を超過する場合にコール・オプションを売ること。
- () 受託会社の事前の書面による同意を得ることなく当該サブ・ファンドの資産を原資として貸付けを行うこと。ただし、(適用ある投資制限の範囲内での)投資の取得または預金が貸付けに該当する場合はこの限りではありません。
- () 受託会社の事前の書面による同意を得ることなく、ある者の負債または債務についてまたはこれに関連して、引受け、保証、裏書きその他の方法により直接的にまたは偶発的に責任を負うこと。
- () サブ・ファンドを代理して負債を負うこと、また当該サブ・ファンドの計算で無制限の債務の引受けを伴う資産を取得すること。
- () サブ・ファンドの一部を、当該時点において未払込みであるか、または部分的にのみ払い込まれている投資対象であって、当該投資対象に係る未払込金額について払込請求が予定されているものの取得に充当すること。ただし、かかる払込請求に対して、当該サブ・ファンドを構成する現金または現金同等物であって、その他の目的(上記(v)を含みます。)による充当および積立ての対象となっていないものによって全額払い込むことができる場合はこの限りではありません。また、受託会社の同意を得ることなく、当該サブ・ファンドの一部を、受託会社の意見において受託会社が何らかの(偶発その他の)債務を負うことになる可能性が高いその他の投資の取得に充当すること。

借入制限

本目論見書に定める制限に従うことを前提として、資産運用会社は、投資の取得、本香港ETF受益証券の償還またはサブ・ファンドに係る費用の支払いを行うために借入れを行うことができます。サブ・ファンドの借入金額の上限は、当該サブ・ファンドの最新の純資産価額の25%を超過することはできません。借入制限の目的上、バック・ツー・バック・ローンは借入れとはみなされません。当該サブ・ファンドの資産については、当該借入れに係る担保として、あらゆる方法で留置権、質権その他の負担を設定することができます。

上記の投資および借入制限に違反した場合、資産運用会社は、まず、受益者の利益を適宜考慮したうえで、当該違反を是正するべく必要な一切の手続きを合理的な期間内に講じるものとします。資産運用会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の価額の変化、再編もしくは合併、当該サブ・ファンドの資産からの支出、または受益証券の償還の結果、いずれかの投資制限を超過した場合でも、直ちに当該投資対象を売却する必要はありませんが、かかる制限の超過が継続している間は、当該制限のさらなる違反を招来する追加投資を取得してはなりません。

有価証券の貸付取引およびレボ取引

資産運用会社は、本香港投資信託またはいずれかのサブ・ファンドを代理して有価証券の貸付取引およびレボ取引その他類似の店頭取引を締結する場合があります。本香港ETFに関する詳細は、上記「(1)(i)投資方針」をご参照ください。

3【投資リスク】

(1)【リスク要因】

一般的なリスク要因

投資にはリスクが伴います。各サブ・ファンドは、市場変動とともに投資のすべてに本来的に内在するリスクにさらされています。各サブ・ファンドの本香港ETF受益証券の価格およびこれからの収益は、上昇することも下落することもあり、投資家は投資金額の一部または全部を回収できない場合があります。

各サブ・ファンドのパフォーマンスは、以下に記載するリスク要因を含めて数々のリスクにさらされています。リスク要因の一部または全部は、サブ・ファンドの純資産価額、イールド、トータル・リターンおよび/または投資目的の達成能力に悪影響を与える場合があります。サブ・ファンドが投資目的を達成できる保証はありません。以下の一般的なリスク要因は別途の記載がない限り各サブ・ファンドに当てはまります。

どのサブ・ファンドに投資するにしても、投資家はその前に本項に記載した一般的なリスク要因および本書に記載のサブ・ファンドに関連する固有のリスク要因を慎重に検討する必要があります。

中国に関連するリスク要因

中国市場リスク

サブ・ファンドは中国に投資することができます。中国市場への投資はエマージング・マーケットへの投資に共通するリスクおよび中国市場に固有のリスクにさらされます。すなわち政治、経済、社会、規制の不確実性ならびに価格の不安定さおよび市場流動性に結び付いたリスクのそれぞれが高いことに起因して先進国への投資よりも大きい損失リスクを伴います。

1978年以降中国政府は、経済開発において分権化と市場メカニズムの活用を重視する経済改革の諸施策を実施し、従来の計画経済制度から転換してきました。しかしながら経済施策の多くは試験的で前例を欠くことから修正や変更される場合があります。中国の政治、社会、経済面での重要な政策変更は、中国市場への投資に悪影響を与える可能性があります。

中国会計基準および実務慣行は、国際会計基準から大幅に逸脱する場合があります。中国有価証券市場の決済および清算制度は十分に実地経験を積んでいない場合があります。過誤や非効率性のリスクの増大にさらされる可能性があります。

中国企業の資本持分への投資は、中国A株式、B株式およびH株式を通じて行うことができます。中国有価証券市場は過去において大幅な価格の乱高下を経験しており、かかる乱高下が将来発生しない保証はありません。

人民元建て債券への投資は、中国国内外において行うことが可能です。これらの有価証券の数および合算した市場価額の合計は、より発展を遂げた市場との比較で相対的に少ないため、これらの有価証券への投資は、より大きい価格の乱高下とより低い流動性にさらされる可能性があります。

また投資家は、中国課税上の法制の変更が、関連するサブ・ファンドの投資から得られる収益金額および償還される投資元本の金額に影響を与える可能性があることを理解する必要があります。税法の変更は今後も続き、また抵触や不明瞭さを含む場合があります。

外国為替管理リスク

現在、人民元は自由交換通貨ではなく、中国政府により課される為替管理に服します。通貨交換および人民元の為替レートの変動に対するこうした管理は、中国企業の経営成績および財務成績に悪影響を与える可能性があります。サブ・ファンドの資産が中国に投資される限りにおいて、サブ・ファンドは、資金または他の資産の中国からの本国送金に対する中国政府による制限を受けるリスクにさらされ、関連するサブ・ファンドが投資家に対して支払を行う能力を限定することになります。

人民元為替リスク

2005年から開始して人民元の為替レートはもはや米ドルに連動していません。人民元は現在では、外国通貨のバスケットを参照しつつ市場の需給を基礎とする管理変動為替相場に移行しました。銀行間の外国為替市場における人民元以外の主要通貨に対する日々の取引価格は、中国人民銀行が公表する基準値の上下の一定の狭い幅の中での変動が許容されています。為替レートは主に市場メカニズムを基礎とすることから、米ドルおよび香港ドルを含む他の通貨に対する人民元の為替レートは、外的要因に基づく動きに影響を受けやすくなっています。人民元は中国政府の為替管理政策に服するため、現在は自由交換通貨ではないことに留意する必要があります。人民元の上昇が加速化する可能性は排除できません。他方、人民元が切下げられない保証はありません。特に、投資家の基準通貨(例えば香港ドル)に対する人民元の価値が下落しない保証はありません。人民元の下落は、関連するサブ・ファンドに対する投資家の投資の価額に悪影響を与える可能性があります。自己の基準通貨が人民元ではない投資家は、投資家の保有基準通貨に対して人民元が下落した場合、人民元を当該投資家の基準通貨に戻した時にその投資家の投資が減価している可能性があるという点において、悪影響を受ける可能性があります。

さらに中国から人民元を本国送金することに対する中国政府の制限は、香港における人民元市場の奥行きを制限し、関連するサブ・ファンドの流動性を低下させます。人民元の本国送金に遅延が生じた場合、償還を受ける受益者に対

たな税規制の遡及適用や、当該税規制の中国税務当局による解釈の変更等の税務上の進展を考慮して今後調整の必要が生じる場合があります。

資産運用会社は、関連する中国および香港の税務当局による追加指針の公表の有無を注意深く監視し、本香港ETFの源泉徴収方針を適宜調整します。資産運用会社は常に、本香港ETFの最善の利益のために行動します。

(b) 営業税(以下「BT」といいます。)およびその他付加税

2009年1月1日に発効した改訂中国営業税暫定条例(以下「BT法」といいます。)は、市場性のある有価証券の売買から納税者に発生した利得には5%のBTが課されることを規定しています。

財税[2005]155号は、市場性のある有価証券(中国A株式およびその他の上場有価証券を含みます。)の売買からQFIIに発生した利得はBTが免除されると述べています。2009年1月1日に発効したBT法は、本書時点ではこの免除の取扱いに変更を加えていません。しかしながら同様の免除がRQFIIにも拡大適用されるかどうかは明確ではありません。

通達第81号は、香港および外国の投資家(本香港ETFを含みます。)がストックコネクトを通じて中国A株式の売買を行ったことにより生じたキャピタル・ゲインについて、一時的にBTを免除する旨規定しています。

QFIIおよびストックコネクトのもとで売買されている以外の市場性のある有価証券については、BT法は市場性のある当該有価証券の売値と買値の差額に対する5%の課税を適用しています。

しかしながらオフショアの市場性のある中国有価証券(例：H株式)の売買から発生したキャピタル・ゲインにはBTは課せられません。BT法は非金融機関の受取利息についてBTを明確には免除していません。したがって理論的には、国債および社債ともにその利息には5%のBTが課せられますが、実務上、中国の税務当局は、かかる受取利息に対するBTの積極的な徴収は行っていません。

中国における株式投資に対する配当所得または利益の分配については、BT課税の適用外です。

また都市維持建設税(現行税率：1%から7%の範囲)、教育付加税(現行税率：3%)および地方教育付加税(現行税率：2%)がBT税額に基づき課されます。

(c) 印紙税

中国法のもとでの印紙税は、中国印紙税暫定規則に掲げられるすべての課税対象文書の執行および受領に一般的に適用されます。印紙税は、中国の証券取引所で売買される中国A株式およびB株式の販売契約を含む一定の文書の中国での執行または受領に課税されます。中国A株式およびB株式の販売契約の場合、当該印紙税は現在0.1%の税率で買い手ではなく売り手に課税されます。

(d) 一般事項

近年、中国政府により様々な税務改革政策が実施され、税務関連の現行法規制が将来改訂または改正される可能性があります。将来的に中国の税務関連の法律、規制および実務慣行が過去に遡及効力をもって変更される可能性があり、かかる変更が関連するサブ・ファンドの資産価額に悪影響を与える可能性があります。さらに現在外国企業に提供されている税制上の優遇措置があるとすれば、それが廃止されず、また税務関連の現行法規制が将来改訂または改正されない保証はありません。税務上の政策の変更により関連するサブ・ファンドが投資する中国企業の税引後利益を減少させる結果、本香港ETF受益証券からの収益および/または当該受益証券の価額を減少させる可能性があります。

(e) 納税引当金

資産運用会社は、中国有価証券の処分により生じるキャピタル・ゲインに係る潜在的な租税債務を履行するために、かかるキャピタル・ゲインへの源泉所得課税に対する引当金を積み立て、関連するサブ・ファンドの計算において源泉徴収を行う権利を留保します。資産運用会社は、関連するサブ・ファンドの発足時点において、当該サブ・ファンドの投資目的および方針に照らして、上記税金債務に関し当該サブ・ファンドについて納税引当金の設定が必要か否かについて決定します。引当金が設定されたとしても、当該引当金が実際の税金債務を支払う上で十分でない可能性があります。引当金が設定された場合、本書に引当金の水準が開示され、実際の引当金額は、関連するサブ・ファンドの計算書に開示されることとなります。適用される中国税法が不確実であり、また税法が変更され遡及的に税金が適用される可能性があるため、資産運用会社により設定された納税引当金が、関連するサブ・ファンドが保有する投資から得られる利得に係る実際の中国税金債務を支払う上で過大の場合も過小の場合もあり得ます。上記の不確実性が将来解消し、あるいは税法または政策がさらに変更された時点で、資産運用会社は可及的速やかに必要と考える関連の調整を納税引当金に行いません。投資家は納税引当金が設定された場合、かかる引当金が関連するサブ・ファンドが行った投資についての実際の中国税金債務を支払う上で過大の場合も過小の場合もあり得ることに留意する必要があります。関連する中国税務当局の最終的な裁定時点で、結果的に投資家に利益をもたらす場合も不利益をもたらす場合もあり得ます。潜在的な源泉徴収税に対する引当金が全く設定されていない場合において、中国税務当局がかかる源泉徴収税を関連するサブ・ファンドに賦課した場合、当該サブ・ファンドの純資産価額は影響を受ける可能性があります。そのため当該サブ・ファンドが負担する可能性のある税金を十分に考慮しないまま償還手取金または分配金が関連する受益者に支払われてしまう可能性があります。当該税金は当該サブ・ファンドが後に負担することとなり、当該サブ・ファンドの純資産価額と当該サブ・ファンドについて残存する本香

港ETF受益証券に影響を与えます。このような場合、当該不足部分について、当該時点での既存の受益者および新規の受益者が不利益を被ることになります。

他方、引当金が関連するサブ・ファンドに帰属する最終的な中国税金債務を超過している場合、当該超過部分は当該サブ・ファンドに分配され、当該サブ・ファンドの本香港ETF受益証券の価額に反映されます。上記にかかわらず、当該サブ・ファンドの超過引当金の分配が行われる前に当該サブ・ファンドについての本香港ETF受益証券を換金したいいずれの受益者も、当該サブ・ファンドに分配された源泉徴収額(当該金額は当該サブ・ファンドについての本香港ETF受益証券の価額に反映されます。)のいかなる部分についても、いかなる形式においても請求する権利はありません。したがって、本香港ETF受益証券の償還を受けた受益者は、中国税金に対する過大引当に伴う損失を負担したこととなり不利益を受けることになります。

受益者におかれては、サブ・ファンドへの投資に係る自らの税務ポジションについて、ご自身の税務顧問にご相談ください。

中国の現行の税法、税規制および税務は今後変更される可能性があり、これには課税が遡及的に適用される可能性も含まれます。かかる変更の結果、中国投資に係る課税が、現在想定されている金額を上回る可能性があります。

政府による介入および制限

関係する国益に影響を与えるとみなされる企業または産業への投資に対する制限を含めて大々的な政府による経済への介入があり得ます。

政府および規制当局は、売買制限、「裸」空売りの禁止または特定株式の空売りの停止などにより金融市場への介入を行う場合があります。さらに政府または規制当局による介入または制限は、中国A株式または関連するサブ・ファンドの本香港ETF受益証券の取引に影響を与える可能性があります。これによりサブ・ファンドの運営および値付け業務は影響を受ける可能性があり、サブ・ファンドに予期せざる影響を与える可能性があります。さらにこれは関連するサブ・ファンドのトラッキングエラーの増加にもつながります。その上さらに市場へのかかる介入は、市場心理に悪影響を与える可能性があり、それが今度は参照指標のパフォーマンスに影響を及ぼし、結果としてサブ・ファンドのパフォーマンスに影響します。最悪のシナリオの場合には、関連するサブ・ファンドの投資目標が達成できなくなります。

経済的、政治的および社会的リスク

中国経済は計画経済からより市場志向型経済への移行段階にあります。中国経済は、政府介入の水準、開発段階、成長率、外国為替管理および資源配分を含む多くの点において先進国の経済と相違点があります。

中国における政治的変動、社会不安、対外関係の悪化は、収用、没収課税、外国為替管理または関連するサブ・ファンドが投資する構成銘柄の発行体の資産国有化を含む政府による追加的な制限の施行をもたらす可能性があります。

中国の法規制リスク

中国の法制度は成文法に基づいており、したがって判例は、裁判官によりしばしば指針として追従されることはあるものの、拘束力のある法的効果はありません。中国政府は、商事法の包括的な体系を整備し、会社組織、ガバナンス、外国投資、商行為、課税、貿易などの経済的問題を扱う法規制の公布において相当の進展がみられています。しかしながらこうした法規制の施行は不確実かつ不定期であり、また法規制の執行および解釈に整合性が欠ける場合があります。中国の司法制度は、現行法規制の執行面で未だ相対的に経験が浅く、訴訟結果の不確実性が通常よりも高くなっています。中国にそれなりに法律が存在するにしても、当該法律の迅速かつ衡平な執行あるいは他の管轄の裁判所の判決の執行を実現することが難しい場合があります。新たな中国の法令の導入および現行法の解釈は、国内の政治的、社会的変化を反映した政策変更により左右される可能性があります。中国における資本市場および株式会社についての法規制上の枠組は、先進国における枠組と比較して相対的に遅れている面があります。有価証券市場に影響を与える中国の法規制は、相対的に新しく、未だ進展段階にあります。中国法制度が進展する中で、法律の制定や解釈の変化が関連するサブ・ファンドの对中国投資ポートフォリオの事業や見通しに悪影響を与えない保証はありません。

投資リスク

サブ・ファンドへの投資に伴う一般的リスク

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券への投資には、関連する海外有価証券市場の取引所で売買される有価証券のブロード・ベース型ポートフォリオに対する投資と類似したリスク(政治・経済状況、金利の変化、有価証券価格についての市場心理動向などの要因によりもたらされる市場変動が含まれます。)を伴います。投資家の投資価額を減少させる可能性のある主要なリスク要因は以下に掲げるとおりです。

- ・ 流動性が低く効率性が低い有価証券市場
- ・ 特に持分証券に投資するサブ・ファンドが該当するが、価格ボラティリティの高さ
- ・ 為替レートの変動および為替管理
- ・ 発行体について入手可能な公開情報の少なさ
- ・ サブ・ファンドの資金またはその他の資産の本国送金に対する制限
- ・ 取引費用および保管費用の高さ、決済手続における遅延および紛失リスク
- ・ 契約債務の執行上の困難
- ・ 有価証券市場の整備水準の低さ
- ・ 異なる会計処理、開示および報告要件
- ・ 経済に対する大々的な政府関与
- ・ 高いインフレ率
- ・ 極端な市場状況、天災および社会・経済・政治状況の不確実性に起因する正常な市場取引および有価証券の評価額の混乱、資産の国有化または収用リスクならびに戦争またはテロ

投資リスク

サブ・ファンドの元本は保証されていません。本香港ETF受益証券の購入は、参照指標を構成するインデックス構成銘柄に直接投資することと同じではありません。

有価証券リスク

サブ・ファンドへの投資は、すべての有価証券に本来的に内在するリスク(決済リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含みます。)にさらされます。保有価額は上昇することもあれば下落することもあります。現在、世界の市場においてボラティリティと不安定度の水準は極めて高く、この結果、通常時よりリスク(決済リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含みます。)の水準は高くなっています。

持分証券リスク

持分証券への投資は、短期または長期の負債性有価証券への投資の収益率より高い収益率を提供する場合があります。しかしながら持分証券への投資に付随するリスクは、持分証券のパフォーマンスが予想困難な要因に左右されることから一段と高い可能性があります。かかる要因に含まれるのは、突然の、あるいは長期化する市場の下落および個々の企業に付随するリスクです。持分証券ポートフォリオに付随する基本的なリスクは、ポートフォリオが保有する投資価額が突然かつ大幅に値を下げることです。

補償リスク

信託証書では、受託会社および資産運用会社(およびそれぞれの取締役、役員および従業員)は、各当事者側の不正行為、過失、故意の不履行がある場合を除き、それぞれの任務の適正な遂行により負わされるか負担させられる可能性のある法的措置、費用、請求、損害、経費または負債の一切について(法律により与えられている補償に加えて)関連するサブ・ファンドの資産から補償され免責を受ける権利があります。受託会社または資産運用会社が当該補償を受ける権利を抛りどころとする場合には、サブ・ファンドの資産および本香港ETF受益証券の価額を減少させることとなります。

市場リスク

市場リスクには、経済情勢、消費パターン、投資および発行体についての入手可能な公開情報の欠如、投資家期待の変化などの要因が含まれ、投資価額に重要な影響を与える可能性があります。通常、エマージング・マーケットは、先進国市場より不安定であり、価格は大幅に乱高下する可能性があります。したがって市場の動きにより関連するサブ・ファンドの本香港ETF受益証券の1証券当たりの純資産価額に大幅な変動がもたらされる可能性があります。本香港ETF受益証券の価格および収益は下落することもあれば上昇することもあります。

金額の多寡を問わず、投資家が利益を達成し、または損失を回避する保証はありません。サブ・ファンドの資本リターンおよび収益は、当該ファンドが保有する有価証券の資本増価に収益を加えた額から発生した費用を控除した額に基づきます。サブ・ファンドのリターンは、かかる資本増価および収益の変動に対応して変動する可能性があります。

資産クラス・リスク

資産運用会社は、各サブ・ファンドの投資ポートフォリオを継続的に監督する責任を負いますが、サブ・ファンドの投資対象の有価証券の種類からのリターンは、他の有価証券市場または他の資産への投資から得られるリターンを下回る可能性があります。対象有価証券の種類が様々になれば、他の一般の有価証券市場と比較したときに、パフォーマンスが上回る場合と下回る場合とが循環する傾向があります。

トラッキングエラー・リスク

サブ・ファンドのリターンは、いくつかの要因により参照指標から乖離する場合があります。例えば、サブ・ファンドの報酬および費用、市場の流動性、サブ・ファンド資産と参照指標を構成する有価証券との間のリターンの不完全な連動性、株価の端数処理、外国為替費用、参照指標の変更、規制当局の政策は、各サブ・ファンドの参照指標との密接な連動性を達成し、かつ参照指標の構成銘柄の変更に対応してサブ・ファンドのインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の保有状況をリバランスする資産運用会社の能力に影響を与える可能性があります。またサブ・ファンドが保有資産から収益(例えば利息および分配金)を受領する可能性があるのに対して参照指標にはかかる収益源はありません。関連する参照指標のパフォーマンスといかなる時点においても寸分たがわない同一の複製が常にある保証はありません。

資産運用会社は、各サブ・ファンドのトラッキングエラーを定期的に監視していますが、サブ・ファンドが参照指標のパフォーマンスに対して特定水準のトラッキングエラーを示す保証はありません。

集中リスク

サブ・ファンドの参照指標が特定の有価証券または特定産業あるいは特定産業グループの有価証券の集合に集中している場合、当該サブ・ファンドはこれらの有価証券のパフォーマンスに大きく依存し、悪影響を受ける可能性があります。そして価格ボラティリティにもさらされます。なお資産運用会社は、あるサブ・ファンドの資産のかなりの割合またはそのすべてを単一の有価証券か有価証券の単一の集合、または単一の産業か産業の単一のグループに投資する場合があります。その場合、当該サブ・ファンドのパフォーマンスは、当該有価証券、当該有価証券の集合、当該産業、当該産業のグループに密接に連動する可能性があり、他のより分散化したファンドのパフォーマンスより乱高下する可能性があります。また経済、市場、政治、規制上の特定の出来事に対して影響を受けやすくなる可能性があります。

単一国投資リスク

単一国だけに投資を行うサブ・ファンドへの投資は、地域ファンドやグローバル・ファンドほど分散化していません。これが意味することは、当該ファンドは他のミューチュアル・ファンドより乱高下しやすい傾向があり、当該ポートフォリオの価額は当該国固有のリスクにさらされる可能性があります。

外国有価証券リスク

サブ・ファンドは一国または一地域の株式市場に全面的に投資しあるいは関連する場合があります。かかる市場は、政治状況、経済状況に影響される要因を理由とする市場変動を含めて外国投資に付随する特殊リスクにさらされます。非香港企業の有価証券への投資は、香港企業への投資に通常付随しない特殊リスクおよび検討事項が伴います。これらには会計処理方法、開示、会計監査、財務報告基準の相違、サブ・ファンドの資金またはその他の資産の収用または没収課税の可能性、外国地元への投資に影響を与え得る政治的不安定性、国際資本のフローに対する潜在的な制限などが含まれます。非香港企業は、香港企業よりも緩い政府規制が適用されている場合があります。さらに、個々の外国経済は、国内総生産の成長率、インフレ率、資本再投資、資源の自給状況および国際収支状況などの点において香港経済と比較して優位のこととあれば劣位のこととあり得ます。

運用リスク

サブ・ファンドは運用上のリスクにさらされます。これは資産運用会社の運用戦略(その実施はいくつかの制約に服します。)が意図した結果を生まない可能性があるリスクをいいます。いくつかのサブ・ファンドについては、関連する参照指標に連動する完全複製戦略を採用することが資産運用会社の意図ですが、完全複製戦略の実施は、資産運用会社の支配の及ばない制約に服する場合があることから、当該戦略が達成できる保証はありません。また資産運用会社は、サブ・ファンドの利益のために、関連するサブ・ファンドを構成するインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄について株主権を行使する上で絶対的な裁量を持ちます。かかる裁量の行使が関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されることにつながる保証はありません。また投資家は、関連するサブ・ファンドを構成するインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄について、資産運用会社、当該サブ・ファンドまたは本香港ETF受益者のいずれも議決権を有していない場合があることに留意する必要があります。

受動的投資

サブ・ファンドは能動的に運営されていません。各サブ・ファンドは投資メリットに関係なく参照指標に含まれる、または参照指標を反映するインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄に投資します。資産運用会社は個々に有価証券を選別することはなく、また市場の下落局面においてディフェンシブ・ポジションをとることもありません。したがって各サブ・ファンドに本来的に備わる投資の特性に起因する市場変動に適応する裁量がないため、参照指標に関連する下落は、これに対応して関連するサブ・ファンドの価額の下落をもたらすことが見込まれます。

制限の多い市場のリスク

サブ・ファンドは外国人による所有または保有に制約または制限を課す法域(中国を含みます。)の有価証券に対する投資を行なう場合があります。かかる場合、関連するサブ・ファンドは、当該市場に直接または間接に投資を行なわ

なければならない場合があります。直接的にせよ、間接的にせよ法規制上の制限または制約が、本国資金送金の制約、売買制限、不利な税務上の取扱い、手数料費用の高さ、規制上の報告要件、現地の保管会社およびサービス提供者のサービスへの依存などの要因により当該投資の流動性およびパフォーマンスに不利な影響を与える可能性があります。結果、関連するサブ・ファンドのトラッキングエラーが増えることにつながる可能性があります。

倒産可能性リスク

現在の経済環境の下において、世界市場は極めて高水準のボラティリティと企業倒産のリスクの増加を経験しています。参照指標の構成銘柄の中から一つでも(あるいは複数の)支払不能または企業倒産が発生すれば参照指標、したがって関連するサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。投資家はサブ・ファンドへの投資により損失を被る可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

資産運用会社は、サブ・ファンドの勘定において仲介業者、ブローカーディーラーおよび銀行などの金融機関と取引を行なう場合があります。当該サブ・ファンドの投資の関連で取引を行なうこともあります。サブ・ファンドは、取引の相手方当事者である金融機関がその信用面または流動性面の問題に起因して、あるいは当該相手方当事者の支払不能、不正行為、規制上の制裁措置に起因して、市場慣行に沿った取引決済を行うことができず、従って当該ファンドが損失を被るリスクにさらされる可能性があります。

またサブ・ファンドは、有価証券または現金の預入先である保管会社、銀行または金融機関(以下「保管会社または預託機関」といいます。)のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。これらの保管会社または預託機関は、信用関連事由または支払不能または債務不履行のような事由に起因してその債務の履行ができなくなる可能性があります。かかる状況では、当該サブ・ファンドは、特定の取引を解消する必要が発生する可能性があります。当該サブ・ファンドの資産の回収を求める裁判手続きに数年の歳月と困難に遭遇する可能性があります。

借入リスク

資産運用会社の指示に基づき、受託会社は(関連するサブ・ファンドの純資産価額の25%を上限に)償還の円滑化および当該サブ・ファンドの勘定での投資の取得など様々な理由のもとにサブ・ファンドの勘定において借入を行う場合があります。借入は金融リスクの増加を伴い、金利上昇、景気後退、投資裏付け資産の状態悪化などの要因に対する当該サブ・ファンドのエクスポージャーを増大させる可能性があります。当該サブ・ファンドが有利な条件で借入できる保証はなく、また当該サブ・ファンドの債務を当該サブ・ファンドが随時確保し、リファイナンスできる保証はありません。

会計基準および開示

資産運用会社は、香港財務報告基準(以下「HKFRS」といいます。)を適用して本香港投資信託およびサブ・ファンドの年次決算を作成することとしています。しかしながら投資家は、報酬の算定目的上の、または引受および償還目的上の、純資産価額の計算は、必ずしも一般に公正妥当と認められた会計原則すなわちHKFRSに準拠しているわけではないことに留意する必要があります。HKFRSのもとでは、投資は公正価値で評価される必要があります。また買呼値と売呼値は、上場されている長期および短期のそれぞれの投資について公正価値とみなされています。しかしながら後述の「純資産の算定」の項に記載される評価基準のもとでは、上場されている投資は、HKFRSで要件とされる買呼値および売呼値に代えて最終売買価格を参照して評価することができるとされています。したがって投資家は本書に記載されている純資産価額は、資産運用会社がHKFRSの条件を満たすために必要な調整を年次財務報告書に加えている場合があるため、年次財務報告書に報告されている純資産価額と必ずしも同じではないことに留意する必要があります。かかる調整については、HKFRSに準拠して作成された年次報告書に示される価額を、関連する本香港投資信託の評価ルールを適用して得られた価額に調整する照合過程を示した注記を含めて開示されています。

早期終了リスク

信託証書の条項によって、下記「第二部 第2 3(5)その他 - 本香港投資信託またはサブ・ファンドの終了」の見出しの項に要約されているように、資産運用会社または受託会社は、一定の状況下で本香港投資信託またはサブ・ファンドを終了させることができます。

サブ・ファンドの早期終了の場合には、当該サブ・ファンドは、信託証書に従い、サブ・ファンドの資産に対する比例持分を本香港ETF受益者に分配しなければなりません。かかる売却または分配の時点において、当該サブ・ファンドにより保有されている一部の投資が、当該投資の当初原価より価額が低く、結果として、本香港ETF受益者がかなりの損失を被る場合があります。さらに当該サブ・ファンドについての組織関連費用が未だ全額償却されていない場合には、当該サブ・ファンドの当該時点での純資産価額から差引かれることとなります。当該サブ・ファンドの本香港ETF受益者に対する分配金額は、当該受益者が投資した資本より多い場合もあれば少ない場合もあります。

エマージング・マーケット・リスク

サブ・ファンドが投資する可能性があるいくつかの海外市場は、エマージング・マーケット国とみなされています。多くのエマージング・マーケットの経済は、現代における発展では依然初期段階にあり、急激かつ予期しない変化が発生することがあります。多くの場合、政府は経済に対して直接的な強い支配力を保持しており、急激かつ広汎な影響を与える措置をとる可能性があります。また開発段階が低い市場やエマージング・マーケットの経済は、僅かな数の市場(単一市場の場合さえあります。)に高度に依存しており、このため当該市場は国内外のショックの悪影響にますます左右されやすくなります。

またエマージング・マーケット地域は、以下に限定されませんが次のような特殊なリスクにもさらされています。一般的に有価証券市場の流動性が低く非効率なこと、一般的に価格ボラティリティが高いこと、為替レートの変動および為替管理、債務商品のボラティリティが高いこと(特に金利による影響)、資金またはその他の資産の本国送金に対する制限、発行体について入手可能な公開情報の少なさ、税金の賦課、取引費用および管理費用の高さ、決済遅延および紛失リスク、契約執行の困難さ、市場流動性の低さおよび時価総額の少なさ、市場の整備水準の低さとこれに伴う株価の乱高下、政治的不安定、保管および/または決済制度の未整備状態とこれに伴いサブ・ファンドがサブ・カストディアンに対するリスクにさらされる状況におかれること(受託会社は信託証書の規定により責任を負いません。)、資産の取用リスクおよび戦争リスク。

戦争リスクおよびテロ攻撃リスク

サブ・ファンドの投資が所在する市場に対して直接または間接の影響を与える可能性のあるテロ攻撃がないことについて保証はありません。かかる攻撃から発生する付随的な政治的、経済的影響は、サブ・ファンドの運営および収益性に悪影響を与える可能性があります。

クラス横断的負債リスク

信託証書は、受託会社および資産運用会社が本香港ETF受益証券をいくつかのクラス別に発行することを許容しています。信託証書は、本香港投資信託のサブ・ファンドの各種クラスに負債を帰属させる方法を規定しています(サブ・ファンドのうち当該負債が発生した特定のクラスに帰属させます)。当該負債の支払先は(受託会社が当該相手先に担保権を設定していない限り)当該クラスの資産に対して直接の請求権を有していません。ただし、受託会社は本香港投資信託の資産から求償および補償を受ける権利を有しています。この結果、サブ・ファンドの本香港ETF受益証券の一つのクラスの受益者が、自らは所有していない本香港ETF受益証券の他のクラスについて発生した負債の負担を余儀なくされる可能性があります。それは当該他のクラスに帰属する資産が受託会社に対する支払債務に足りない場合です。したがって、サブ・ファンドの一つのクラスの負債は、当該特定クラスに限定されずに、当該サブ・ファンドの他の一つのまたは複数のクラスから支払う必要が生じる可能性があります。

サブ・ファンド横断的負債リスク

本香港投資信託の各サブ・ファンドの資産および負債は、帳簿目的上、他のサブ・ファンドの資産および負債から分別して記録されます。信託証書は、各サブ・ファンドが相互に分別して管理されるべき旨を規定しています。しかしながら、法域を問わず裁判所が負債の限定を尊重し、特定のサブ・ファンドの資産が他のサブ・ファンドの負債の支払に充当されることはないという保証はありません。

分配金が支払われない可能性

サブ・ファンドが本香港ETF受益証券に分配金を支払うか否かは、資産運用会社の分配方針に従い、また参照指標のインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄について宣言され支払われた分配金にも左右されます。受益者に分配金を支払うことに代えて、資産運用会社は、その裁量においてインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄から受領した分配金をサブ・ファンドの費用の支払に充てることもできます。かかるインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の分配金支払率は、一般経済情勢、関連する対象企業の財政状態および分配方針を含めて資産運用会社または受託会社の支配の及ばない要素に左右されます。かかる企業が配当金または分配金を宣言し、また支払を行うという保証はありません。

サブ・ファンドの運営支配権は含まれていないこと

サブ・ファンドへの投資家は、投資、償還の決定を含めて当該サブ・ファンドの日々の運営を管理する権利を有していません。

市場売買リスク

売買リスク

本香港投資信託の設定/償還の特色は、本香港ETF受益証券がその純資産価額近くで売買される可能性が高くなるように設計されていますが、設定および償還に対する混乱(例えば、外国政府による資本規制の導入に伴う混乱)は、サブ・ファンドの売買において純資産価額に対する大幅なプレミアム/ディスカウントをもたらす可能性があります。また本香港ETF受益証券の取引が行なわれる有価証券市場においてサブ・ファンドの本香港ETF受益証券について活発な流通市場が存在しまたは維持される保証はありません。

またサブ・ファンドの純資産価額は、サブ・ファンドが保有するインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の時価の変動および基準通貨と対象通貨との間の為替レートの変動とともに上下します。本香港ETF受益証券の時価は、純資産価額の変動および本香港ETF受益証券が上場されている取引所における需給に応じて変動します。資産運用会社は、本香港ETF受益証券が純資産価額を下回って売買されるのか、同水準なのか、上回って売買されるのかを予測することはできません。価格差が生じるのは、任意の時点における流通市場での本香港ETF受益証券に対する需給の力がインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の個々のまたは全体の売買価格に影響を与えている需給の力と密接に関連はしているものの、全く同じというわけではない事実を要因としている可能性があります。しかしながら、本香港ETF受益証券は(しばしば純資産価額に対して相当のディスカウントまたはプレミアムで売買されることのある多くのクローズドエンド型投資信託の持分と異なり)設定および償還ともに申込単位の集合体として行なわなければならない以上、資産運用会社としては、本香港ETF受益証券の純資産価額

に対する大幅なディスカウントまたはプレミアムが持続することは通常ないと考えています。資産運用会社がサブ・ファンドの本香港ETF受益証券の設定および/または償還を停止する場合には、資産運用会社は本香港ETF受益証券の流通市場価格と純資産価額の間的大幅なプレミアムまたはディスカウントがあると予測しています。

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券が売買される規模を予測するための確かな根拠はありません。サブ・ファンドの本香港ETF受益証券が、投資会社により他の法域で発行されまたはSEHKで売買されている他の上場ファンドと類似したパターンの売買または価格を見せる保証はありません。

本香港ETF受益証券の流通市場が存在していないこと

本香港ETF受益証券がSEHKに上場され、一または複数のマーケットメイカーが指名されるにしてもサブ・ファンドの本香港ETF受益証券について流動的な流通市場が存在しない可能性があります。さらに、本香港ETF受益証券が、投資会社により他の法域で発行されまたはSEHKで売買されている、参照指標以外の指数に基づく他の上場ファンドと類似したパターンの売買または価格を見せる保証はありません。

マーケットメイカーへの依存

本香港ETF受益証券についてマーケットメイカーが常時少なくとも一社いるようにすることが資産運用会社の意図ですが、投資家は、サブ・ファンドについてのマーケットメイカーが存在しない場合には、本香港ETF受益証券の市場流動性が悪影響を受ける可能性があることに留意する必要があります。各サブ・ファンドについてSEHKのマーケットメイカーが一社だけ存在する場合には、マーケットメイカーが単独マーケットメイカーとしての任務を遂行しないとしても、当該サブ・ファンドが当該サブ・ファンドについてのその単独マーケットメイカーを解任することが結果的に現実的でない場合があります。

資産運用会社への依存

受益者は、投資戦略の策定において資産運用会社に依存しなければならず、概ねサブ・ファンドのパフォーマンスは資産運用会社の役員および従業員のサービスおよび手腕に左右されます。資産運用会社またはその主要人員によるサービスの提供が喪失した場合、資産運用会社の業務に重大な中断が発生した場合、資産運用会社において極端な支払不能が発生した場合において、受託会社が後任の運用会社を迅速に探すことができず、さらに同等の条件または同様の質で新たな指名を行うことができない可能性があります。したがってこれらの事象の発生は、サブ・ファンドのパフォーマンスを悪化させ、かかる状況では投資家が損失を被る可能性があります。

指定参加者への依存

本香港ETF受益証券の発行および償還は、指定参加者のみを通じて行なうことができます。指定参加者は当該サービスの提供について報酬を請求することができます。指定参加者は、例をあげれば、SEHKにおける取引が制限または停止されている間、CCASSを通じる有価証券の決済または清算が中断している間、参照指標が集計または公表されていない間は、本香港ETF受益証券の発行または償還を行なうことができません。また指定参加者は、サブ・ファンドの純資産価額の計算を妨げる事象が発生した場合、またはサブ・ファンドの有価証券ポートフォリオの処分が実行できない場合は、本香港ETF受益証券の発行または償還を行なうことができません。指定参加者がCCASS関連の一定の業務を委託する指定参加者代理人を任命する場合において、かかる任命が終了し、指定参加者が後任の指定参加者代理人を任命することができないとき、または、指定参加者代理人がCCASSの参加者でなくなったときは、当該指定参加者による受益証券の設定または償還にも影響が及ぶ可能性があります。指定参加者数は常に限られ、指定参加者が一社の場合もあり得ることから、投資家が常に自由に本香港ETF受益証券を設定または償還できるとは限らないリスクがあります。

活発な市場/流動性が存在しないリスク

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券は、SEHKへの上場時当初は広く保有されない可能性があります。したがって本香港ETF受益証券を小量だけ購入する投資家は、売却しようとする場合に、他の買い手を必ずしも探すことができない可能性があります。このリスクに対処するために一つまたは複数のマーケットメイカーが指名されています。

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券について活発な流通市場が整備され維持される保証はありません。またサブ・ファンド自体を構成するインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄についての流通市場が限定的な場合、またはスプレッドが広い場合には、本香港ETF受益証券の価格および投資家が当該受益証券を希望価格で売却する能力に悪影響を与える可能性があります。活発な市場が存在していない時に投資家が本香港ETF受益証券を売却する必要がある場合、本香港ETF受益証券について受領する価格は(売却が可能として)、活発な市場が存在していた場合に受領した価格より低いことが見込まれます。

さらに、インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄がリバランス操作その他のためにサブ・ファンドにより購入または売却され得る価格および本香港ETF受益証券の価額は、当該サブ・ファンドの有価証券ポートフォリオの流通市場が限定的か、非効率か、存在しないか、あるいは買呼値と売呼値のスプレッドが広い場合には、悪影響を受ける可能性があります。

本香港ETF受益証券の設定および償還に対する制限

投資家はサブ・ファンドが香港において公衆に募集される通常の個人向け投資ファンド(通常、受益証券は資産運用会社から直接購入され償還されます。)とは異なることに留意する必要があります。サブ・ファンドの本香港ETF受益証券は、直接、指定参加者(指定参加者の自己勘定としてか、または指定参加者に口座を開設した株式仲介業者を通じた投資家の代理としてのいずれか)によってのみ申込単位の規模で設定および償還されます。その他の投資家は、指

定参加者を通じて申込単位の規模で本香港ETF受益証券の設定または償還の依頼(投資家が個人投資家の場合には指定参加者に口座を開設済みの株式仲介業者を通じて依頼)を行うことができるにとどまります(指定参加者は、一定の状況のもとでは、投資家からの本香港ETF受益証券の設定または償還の依頼の受理を拒絶する権利を留保しています。)。投資家は、代替的に本香港ETF受益証券を株式仲介業者などの仲介機関を通してSEHKにおいて売却することにより本香港ETF受益証券の価額を換金することが可能です。設定および償還の申込を拒絶できる状況についての詳細は、「設定申込の拒否」および「償還申込の拒否」の項をご参照下さい。

本香港ETF受益証券が純資産価額以外の価格で売買される可能性

サブ・ファンドの純資産価額は、本香港ETF受益証券の買値または売値の公正価値に相当します。いずれの上場ファンドと同じように、本香港ETF受益証券の時価はしばしば純資産価額より高い場合もあれば低い場合もあります。したがって受益者が純資産価額に近い価格で売買できない可能性のリスクがあります。純資産価額からの乖離はいくつかの要因により左右されますが、インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄に対する市場の需給の不均衡が大きい場合に乖離が広がります。「売買」スプレッド(すなわち潜在的買い手による買呼値と潜在的売り手による売呼値との差額)も純資産価額からの乖離のもう一つの原因です。売買スプレッドはマーケット・ボラティリティすなわち市場の不確実性が高い時期に広がり、純資産価額からの乖離を増加させます。またある投資家が本香港ETF受益証券を流通市場からプレミアム付きで購入する事実は、投資家が支払うプレミアム分のリターンを当該投資家に保証されていることを意味するものではないことに留意して下さい。投資家が支払うプレミアム分を取り返せない場合、当該投資家は本香港ETF受益証券を売却した時に損失を被ります。

本香港ETF受益証券の売買費用リスク

SEHKでの本香港ETF受益証券の売買には、すべての有価証券取引に適用される様々な種類の費用がかかります。本香港ETF受益証券を仲介業者経由で売買した場合、投資家は仲介業者により課される仲介手数料やその他諸費用を負担することになります。また流通市場の投資家は、売買スプレッド、すなわち本香港ETF受益証券のために投資家が支払う用意のある価格(買呼値)と売り手が本香港ETF受益証券を売る用意のある価格(売呼値)との差額を負担することになります。頻繁な売買は投資成果を損なう可能性があります。また本香港ETF受益証券への投資は、小口投資を恒常的に行なう投資家には特にお勧めできないかもしれません。

投資評価の難しさ

サブ・ファンドのために取得した有価証券が、その後当該有価証券の発行体に関連する事象、市場および経済状態、規制上の制裁に起因して非流動的になる場合があります。サブ・ファンドの有価証券ポートフォリオについての明確な価額表示が入手できない場合(例えば、有価証券が売買されている流通市場が非流動的になった場合)、資産運用会社は信託証書に従い、当該有価証券の公正価値を確定するために評価手法を用います。

有価証券のボラティリティ・リスク

有価証券の価格は乱高下する場合があります。有価証券の価格変動は予測が困難であり、特に需給関係の変化、政府取引、財政政策、金融政策、為替管理政策、内外政治状況、経済状況、市場に本来的に備わるボラティリティにより影響されます。サブ・ファンドの価額はかかる価格変動の影響を受けて特に短期間に乱高下する場合があります。

償還の効果

本香港ETF受益証券について相当規模の償還が指定参加者から請求された場合、かかる償還が請求された時点においてサブ・ファンドの投資を清算することが恐らく不可能で、さもなければ当該投資の真の価額を反映していないと資産運用会社が考える価格によってのみ資産運用会社は清算を行うことが可能となり、その結果、投資家のリターンに悪影響が生じることになります。本香港ETF受益証券について相当規模の償還が指定参加者から請求された場合、サブ・ファンドに対する本香港ETF受益証券の当該時点における発行済合計数の10%(または資産運用会社が決定するこれよりも高い比率)を超える償還を請求する指定参加者の権利は繰延べることができるか、または償還手取金の支払期間を延長することができます。

また資産運用会社は特定の状況においては、サブ・ファンドの純資産価額の決定を任意の期間についてその全部または一部を停止することもできます。詳細については「純資産価額の決定の停止」の項をご参照下さい。

流通市場の売買リスク

サブ・ファンドが本香港ETF受益証券の引受または償還の注文を受理していない時に本香港ETF受益証券がSEHKにおいて売買されることがあります。かかる期間中、本香港ETF受益証券は、サブ・ファンドが引受および償還の注文を受理している時よりも大幅なプレミアムまたはディスカウントで売買されることがあります。

規制リスク

法規制リスク

サブ・ファンドは、サブ・ファンド自体とサブ・ファンドによる投資制限に対して影響を与える規制上の制約および法律の変更に従わなければなりません。これに伴い、サブ・ファンドの投資方針および投資目的の変更を要求される場合があります。さらに、かかる法律の変更は、市場心理に影響を与え、それがサブ・ファンドの構成銘柄にも及び、結果としてサブ・ファンドのパフォーマンスに影響を受けることとなります。法律の変更による影響がサブ・ファンドにとってプラスかマイナスかを予測することは不可能です。最悪のシナリオでは、受益者はサブ・ファンドへの投資の重要部分を失う可能性があります。

委員会による許可取消リスク

各サブ・ファンドは、関連の参照指標のパフォーマンスと密接に対応する投資成果の提供を目指しています。一つまたは複数のサブ・ファンドは、証券先物条例第104条に基づき委員会により規約上の集団投資スキームとしての許可を受けています。しかしながら、委員会は、例えば一つのサブ・ファンドについて、関連する参照指標が委員会にもはや受入れ難いとみなす場合には、当該許可を取消す権利を留保しています。委員会の許可は、サブ・ファンドを推奨または是認するものではなく、またサブ・ファンドの商業的メリットおよびパフォーマンスを保証するものでもありません。委員会の許可は、サブ・ファンドがすべての投資家にふさわしいことを意味するものではなく、また特定の投資家もしくは特定クラスの投資家にとっての適合性を是認するものでもありません。

上場廃止に関連するリスク

SEHKは本香港ETF受益証券を含む有価証券のSEHKでの継続的上場のために一定の要件を課しています。投資家は、各サブ・ファンドがSEHKでの本香港ETF受益証券の上場を維持するために必要な要件を充足し続けること、およびSEHKが上場要件を変更しないことについて保証されることはあり得ません。本香港ETF受益証券がSEHKから上場廃止された場合は、資産管理会社は受託会社と協議の上、非上場のサブ・ファンドとして当該サブ・ファンドを運営することについて委員会の事前承認を申請するか(当該サブ・ファンドのルールに所要の変更を加える必要があります。)、または当該サブ・ファンドを終了させ、投資家にしかるべく通知を行います。

SEHKにおける売買停止リスク

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券のSEHKにおける売買が停止された場合、またはSEHKにおける売買が全面的に停止された場合には、当該受益証券を取引する流通市場がなくなります。投資家保護のために売買を停止することが適切で公正かつ秩序の利益にかなうとSEHKが決定した時には随時、本香港ETF受益証券の売買を停止することができます。本香港ETF受益証券の売買が停止された場合には、本香港ETF受益証券の引受および償還も停止されることがあります。

課税

サブ・ファンドへの投資は、各受益者のそれぞれの状況に応じて受益者にとっての税務上の影響が発生する可能性があります。投資を検討するにあたっては、各位の税務アドバイザーに相談の上、本香港ETF受益証券への投資が各位にもたらす可能性のある税務上の影響について助言をを求めることを強く勧めます。

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関連するリスク

1986年米国内国歳入法(その後の改正を含み、以下「内国歳入法」といいます。)第1471条ないし第1474条(以下「FATCA」といいます。)によって、本香港投資信託、サブ・ファンド等の非米国人に対する一定の支払い(米国の発行体の有価証券に係る利息および配当ならびにかかる有価証券の売却による総手取金を含みます。)に対して新たな規則が課されます。かかる支払いはすべて、30%の税率による源泉徴収課税の対象となります。ただし、その受取人が、米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)が、かかる支払いに対する持分を有する米国人(内国歳入法に定義される米国人をいいます。)を特定できるようにすることを目的とした一定の要件を充足した場合はこの限りではありません。本香港投資信託、サブ・ファンド(および、通常、米国外で組成されたその他の投資信託)等の外国金融機関(以下「FFI」といいます。)が、自身が受け取る支払いに対する源泉徴収課税を回避するためには、一般的にIRSとの間で協定(以下「FFI協定」といいます。)を締結する必要があります。FFIは、かかるFFI協定において、自己の米国人たる直接所有者または間接所有者を特定し、当該米国人所有者に関する一定の情報をIRSに報告することに同意します。

通常、FFI協定を締結しないか、またはその他により適用除外とならないFFIは、米国を源泉とするすべての「源泉徴収可能な支払い」(配当、利息および2014年7月1日以降になされた一定の派生的支払いを含みます。)に対して30%の懲罰的源泉徴収税を課されます。また、2017年1月1日以降は、米国を源泉とする配当または利息を生じる株式および債券の売却手取金や償還金等の総手取金は、「源泉徴収可能な支払い」とみなされます。FATCAに基づく源泉徴収課税の対象となる金額に帰属する一定の米国を源泉としない支払い(以下「パススルー支払い」といいます。)についても、FATCAに基づく源泉徴収課税の対象となる見込みですが、米国財務省規則における「パススルー支払い」の定義は現時点では確定していません。

香港は、2014年11月13日に米国との間で、FATCAの実施に係る政府間協定(以下「政府間協定」といいます。)を締結し、「モデル2」政府間協定を採用しました。この「モデル2」政府間協定に基づき、本香港投資信託、サブ・ファンド等の香港のFFIは、IRSとの間でFFI協定を締結し、IRSに登録し、かつ、FFI協定の条件を遵守することを求められます。これらを行わない場合、かかる香港のFFIに対してなされた該当する米国源泉の支払いには、30%の源泉徴収税が課されます。

香港と米国の間で政府間協定が締結されたため、FFI協定を遵守する本香港投資信託、本香港ETF等の香港のFFIは、(i)通常は上記の30%の源泉徴収税は課されず、かつ、(ii)非協力口座(すなわち、口座名義人がFATCAに基づくIRSへの報告および開示に同意しない口座)に対する支払いについて源泉徴収を行い、またはかかる非協力口座を閉鎖する義務を負いませんが(ただし、かかる非協力口座に関する情報をIRSに報告することを条件とします。)、FFI協定を遵守しないFFIに対する支払いについては源泉徴収を義務付けられる可能性があります。

本香港投資信託および各サブ・ファンドは、源泉徴収税を回避するために、FATCA およびFFI協定に定める要件を遵守するよう努めます。本香港投資信託またはサブ・ファンドがFATCA またはFFI協定に定める要件を遵守することができず、本香港投資信託または当該サブ・ファンドが、かかる不遵守の結果として、自らの投資に米国源泉徴収税

を課されることとなった場合、本香港投資信託または当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶ可能性があります。その結果本香港投資信託または当該サブ・ファンドが多額の損失を被る可能性があります。

受益者が請求された情報および/または書類を提出しない場合(実際に本香港投資信託または当該サブ・ファンドによる不遵守、あるいは本香港投資信託または当該サブ・ファンドがFATCAに基づく源泉徴収税を課税されるリスクにつながるか否かを問いません。)、資産運用会社は、本香港投資信託および当該各サブ・ファンドを代理して、あらゆる措置を講じ、かつ/または、利用可能なあらゆる救済手段を追求する権利を留保します。かかる措置等には、適用ある法令により許容される範囲で、(i)当該受益者の関連情報をIRSに報告すること、および/または(ii)当該受益者の口座から源泉徴収、控除を行い、もしくはその他の方法により当該受益者から当該租税債務を回収することを含みますが、これらに限定されません。資産運用会社は、かかる措置を講じ、またはかかる救済手段を追求するにあたって、誠実に、合理的根拠に基づき、かつ一切の適用法令を遵守して行動します。本書の日付現在、サブ・ファンドの受益証券はすべてHKSCCノミニーズ・リミテッドの名義で登録されています。資産運用会社は、HKSCCが「モデル2政府間協定に基づく報告金融機関」としてIRSへの登録を完了しているものと理解しています。

サブ・ファンドは、本書の日付においてIRSに登録しています。資産運用会社は、適切な税務上の助言を得ており、FATCAを遵守するうえで、本香港投資信託自体はIRSへの登録を義務付けられないことを確認します。

受益者および投資予定者におかれましては、FATCAが自らの税務上の取扱いに及ぼす潜在的な影響について、ご自身の税務アドバイザーにご相談ください。

参照指標に付随するリスク

参照リスクは変動します。

本香港ETF受益証券のパフォーマンス(報酬および費用控除前)は、参照指標のパフォーマンスに密接に対応します。参照指標が乱高下または下落すれば、それに応じて本香港ETF受益証券は変動または下落します。

参照指標を使用するライセンスは解除される可能性があります。

資産運用会社は、関連する参照指標に基礎を置くサブ・ファンドを設定するために関連する参照指標を利用し、かつ関連する参照指標についての一定の商標および著作権を使用するライセンスを各インデックス・プロバイダーにより付与されています。資産運用会社および関連するインデックス・プロバイダーとの間のライセンス契約が終了した場合には、サブ・ファンドはその目的を実現することができない可能性があり、サブ・ファンドを終了させることができます。サブ・ファンドについてのライセンス契約の当初期間および当該ライセンス契約を見直す方法は本書に記載されています。概略としては、ライセンス契約は資産運用会社または関連するインデックス・プロバイダーの双方の合意により終了することができ、ライセンス契約が永続的に更新される保証はありません。サブ・ファンドのライセンス契約を解除できる根拠についての詳細は、本書に記載されています。また関連する参照指標の集計および公表が終了し、関連する参照指標の計算に用いられていた計算方法と同一か、または十分に類似している計算方法を用いる代替参照指標がない場合にはサブ・ファンドを終了させることもできます。

参照指標の集計

各サブ・ファンドは、関連するインデックス・プロバイダーによるスポンサーを受け、承認を受け、販売され、推進されているものではありません。各インデックス・プロバイダーは、広くインデックス構成銘柄もしくは先物への、あるいはとりわけ関連するサブ・ファンドへの、投資の妥当性について、関連するサブ・ファンドへの投資家またはその他当事者に、明示的か黙示的かを問わず、一切の表明または保証を行うものではありません。各インデックス・プロバイダーは、関連する参照指標の決定、構成または計算において、資産運用会社または関連するサブ・ファンドへの投資家のニーズを勧告する義務は一切ありません。インデックス・プロバイダーが関連する参照指標を正確に集計している保証および関連する参照指標が正確に決定され、構成され、計算されている保証はありません。したがって、インデックス・プロバイダーの行為が、関連するサブ・ファンド、資産運用会社または投資家の利益を害さない保証はありません。

参照指標の構成は変化する可能性があります。

関連する参照指標を構成するインデックス構成銘柄の構成は、インデックス構成銘柄が上場廃止され、新しい有価証券または先物が関連する参照指標に組入れられると変化することになります。このようなことが発生した場合、サブ・ファンドにより所有されるインデックス構成銘柄は、投資目的を達成するために適切と資産運用会社が考える組入れ比率または構成に変更されます。このように本香港ETF受益証券に対する投資は、通常、関連する参照指標を反映します。なぜならば投資構成が変化し、必ずしも本香港ETF受益証券に対する投資を行った時の構成状況のままではないからです。しかしながら、特定のサブ・ファンドが関連する参照指標の構成を常に正確に反映する保証はありません。上述の「投資リスク」の項の「トラッキングエラー・リスク」をご参照ください。

参照指標の構成方法の変更リスク

関連する参照指標の構成方法は、市場条件の重要な変化への適応が必要とインデックス・プロバイダーが認める時に変更される場合があります。このようなことが起きた場合、サブ・ファンドにより所有されるインデックス構成銘柄は、改訂後の参照指標のもとで投資目的を引続き達成するために適切と資産運用会社が考える組入れ比率または構成に変更されます。このように本香港ETF受益証券に対する投資は、通常、関連する参照指標を反映します。なぜならば構成銘柄が変化し、必ずしも本香港ETF受益証券に対する投資を行った時の構成状況のままではないからです。

投資家は本香港ETFに特有の追加的リスクの詳細について以下の記述に留意する必要があります。

上記「一般的なリスク要因」の項に記載したすべてのサブ・ファンドに共通する一般的なリスク要因に加えて、投資家は以下に記載の事項を含む本香港ETFへの投資に付随する特有のリスクについても検討する必要があります。以下の記述は、これらのリスクのうちいくつかについての要約として意図されたものです。これらは本香港ETFへの投資の適合性についての助言を提供するものではありません。投資家は、本香港ETF受益証券に投資するかどうかを決定する前に以下に記載されているリスク要因を本書に含まれているその他の関連情報とともに注意深く検討する必要があります。委員会の許可は、商品の推奨または是認でもなく、また商品の商業的メリットを保証するものではありません。

中国市場 / 中国A株式市場リスク

中国市場 / 単一国投資

本香港ETFは中国本土において発行された有価証券に大部分を投資する以上、中国市場に本来的に内在するリスクと、その上でさらに集中リスクにもさらされます。上記「中国に関連するリスク要因」の項および「投資リスク」の項の中の「制限の多い市場のリスク」、「エマージング・マーケット・リスク」および「単一国投資リスク」の各見出しの箇所をご参照下さい。

中国A株式市場の売買に依存することに関連するリスク

中国A株式のための流動性のある流通市場の存在は、当該中国A株式に対する供給と需要が存在するかどうか依存します。本香港ETFによりインデックス構成銘柄を売買できる価格および本香港ETFの純資産価額は、中国A株式の流通市場が限定されているかまたは存在しない場合には悪影響を受けます。投資家は、中国A株式が売買されるSZSEおよびSSEは発展段階にあり、両取引所の時価総額および取引高は先進国市場の取引所と比較して少ないことに留意する必要があります。中国A株式市場は(例えば、特定株の売買停止または政府介入により)先進市場との比較で乱高下しやすく不安定である可能性があります。指定参加者は、インデックス構成銘柄の入手が可能でない場合、本香港ETF受益証券を設定または償還できなくなる可能性があります。中国A株式市場の市場ボラティリティおよび決済面での困難さは、同市場で売買されるインデックス構成銘柄の株価に大幅な変動をもたらすことにもなり、本香港ETFの価額に影響を与える可能性があります。

中国A株式市場の停止に関連するリスク

中国の証券取引所は、当該取引所で売買されるいずれの有価証券の売買を停止または制限する権限を有しています。停止されると資産運用会社がポジションを清算することが不可能になり、本香港ETFを損失にさらすこととなります。このような状況のもとでは、本香港ETF受益証券の設定 / 償還が停止される一方で、資産運用会社の裁量次第で、SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買は停止される場合もあれば停止されない場合もあります。参照指標を構成するいくつかの中国A株式の売買が停止された場合、資産運用会社が本香港ETFの純資産価額を算定することが困難になる可能性があります。参照指標を構成する相当数の中国A株式の売買が停止された場合、資産運用会社は本香港ETF受益証券の設定および償還の停止、ならびに / または償還申込に関する金員の支払の延期を決定することができます。中国A株式市場が停止している場合において、SEHKにおける本香港ETFの売買が継続している時は、本香港ETFの売買価格は純資産価額から乖離する可能性があります。

中国の証券取引所により中国A株式に対して課されている値幅制限の結果、指定参加者が本香港ETF受益証券を営業日に設定 / 償還することが可能でない場合があります。理由はインデックス構成銘柄について値幅制限を超えればインデックス構成銘柄は入手不可能であり、またポジションを清算することが不可能となるからです。このためトラッキングエラーが増えることとなり、本香港ETFは損失にさらされる場合があります。さらに本香港ETF受益証券の価格は、純資産価額に対してプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。資産運用会社は、上記「第二部 第1 2(2)投資対象 - 中国A株式市場と香港市場の相違に対処するために資産運用会社が採用した諸施策」の項に開示しているように値幅制限に対応するための諸施策を実施しています。

香港株式市場と中国株式市場の相違に関連するリスク

SZSEおよびSSEは、本香港ETF受益証券の値が付いていないときにも開いていることから、本香港ETFポートフォリオに保有されるインデックス構成銘柄の価額は、投資家が本香港ETF受益証券を売買できない日にも変動する場合があります。さらに取引時間の違いのためにSEHKの一部または全部の売買セッションの間にSZSEおよびSSEに上場されているインデックス構成銘柄の時価が入手できない場合があります。この結果、本香港ETF受益証券は純資産価額に対してプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。

またSSEおよびSZSEとSEHKとの間の取引時間の違いは、純資産価額に対する本香港ETF受益証券の価格のプレミアム / ディスカウント水準を上昇させる可能性があります。これはSEHKが開いている時にSSEおよび / またはSZSEが閉まっている場合、参照指標の水準が入手できないためです。したがって、マーケットメイカーにより値付けされる価格は、参照指標が入手できないことに起因して発生する市場リスクを考慮して調整されることとなります。その結果、純資産価額に対する本香港ETF受益証券の価格のプレミアム / ディスカウント水準は高くなる可能性があります。

香港では値幅制限はありません。しかしながら値幅制限は中国A株式に対して中国の証券取引所により課されており、日中に売買価格が値幅制限を超えて上昇または下落した場合、当該証券取引所における中国A株式の売買は停止

されることとなります。中国A株式の売買が停止されると本香港ETFが本香港ETF受益証券の設定/償還を反映させるためにインデックス構成銘柄を取得し、あるいはポジションを清算することが不可能になります。この結果、トラッキングエラーが増え、本香港ETFを損失にさらす可能性があります。本香港ETF受益証券も純資産価額に対して大幅なプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。

人民元関連リスク

人民元通貨リスク

人民元は、中国政府により課されている外国為替管理および本国送金を制限する財政政策に服することから、現在は自由交換通貨ではありません。将来かかる方針が変更される場合には、本香港ETFまたは投資家のポジションは、悪影響を受ける可能性があります。上記「中国に関連するリスク要因」の項の「人民元為替リスク」の見出しの箇所のリスク要因をご参照下さい。

発行市場の投資家は本香港ETF受益証券を引受けることを要し、償還手取金を人民元で受け取ります。本香港ETFは人民元建てであることから、人民元に基づかない投資家は、当該投資家の基準通貨に対する人民元の為替レートの変動にさらされ、外国為替リスクによるかなりのキャピタル・ロスを被る可能性があります。人民元が切り下げられない保証はありません。切り下げられた場合には、当該投資家の投資は悪影響を受けることとなります。サブ・ファンドにより支払われる償還手取金および分配金(香港ドルで取引される本香港ETF受益証券および人民元で取引される本香港ETF受益証券ともに人民元建て)あるいは売却代金(人民元で取引される本香港ETF受益証券は人民元建て)を他通貨に交換することを投資家が望むか意図する場合、投資家は当該為替リスクにさらされており、当該通貨交換による損失および付随する手数料を負担する可能性があります。

オフショア人民元市場リスク

オンショア人民元(以下「CNY」といいます。)は、中国の唯一の公式通貨であり、中国において個人、国家および企業の間でのすべての金融取引に使用されます(以下「オンショア人民元市場」といいます。)。香港は中国国外において人民元預金の受入れを許可された最初の法域です(以下「オフショア人民元市場」といいます。)。2010年10月以来、オフショア人民元(以下「CNH」といいます。)が正式に取引され、香港金融管理局およびPBOCが共同して規制しています。香港と中国間のクロスボーダーの人民元の移動に対する規制の結果、オンショア人民元市場およびオフショア人民元市場は、一定程度分離されており、それぞれの市場は人民元に適用される異なる規制上の要件に服することが許されています。したがってCNYはCNHとは異なる外国為替レートで取引することが許されています。オフショア人民元に対する需要が強いことからCNHはオンショア人民元に対してプレミアムで取引されてきていますが、ディスカウントされることもあります。本香港ETFへの投資は、潜在的にCNYおよびCNHの両方に対するエクスポージャーが生じる場合があります。したがって本香港ETFはより高い外国為替リスクおよび/またはより高い投資費用(例えば他の通貨をCNHの為替レートをを用いて人民元に交換する場合)にさらされる可能性があります。

しかしながら中国国外に存在する人民元建ての金融資産の現在の規模は限られています。2016年3月31日現在、香港において人民元銀行業務を営む許可を受けている機関が保有する人民元(CNH)預金の合計金額は約7,594億人民元です。さらに、人民元業務参加公認機関は香港金融管理局により人民元預金の25%を下回らない一定の合計額の人民元資産(特に現金および人民元決済銀行に開設してある当該機関の決済勘定残高、中国財務部が香港で発行した人民元国債の保有ならびに中国銀行間債券市場を経由した債券投資の形態での人民元資産)を維持することが要求されています。このため人民元業務参加公認機関が顧客のために通貨交換サービスに利用可能な人民元の資金源を一段と制限しています。人民元業務参加銀行はPBOCからの直接の流動性サポートは受けられません。人民元決済銀行に限りPBOCからのオンショアの流動性サポートへのアクセス(PBOCによる年次および四半期毎の割当枠に従います。)を有しています。これは限定された取引についての人民元業務参加銀行のオープン・ポジション(クロスボーダー貿易決済に関連する企業向けの通貨交換サービスなどから発生するオープン・ポジションを含みます。)をスクエア・ポジションにするためにアクセスを認められているものです。人民元決済銀行はその他の外国為替取引または通貨交換サービスから発生するオープン・ポジションを人民元業務参加銀行のためにスクエアにする義務はありません。人民元業務参加銀行が当該オープン・ポジションをスクエアにするためにオフショア市場から人民元を調達する必要があります。

オフショア人民元市場は引続き市場の奥行きおよび規模において成長していくことが見込まれますが、その成長は外国為替に対する中国法規制により多くの制約要因に左右されます。オフショア人民元の利用可能性を制限する効果をもたらす新たな中国法規制が将来的に公布、終了、修正されない保証はありません。中国国外の限られた利用可能な人民元は、本香港ETFの流動性に影響を与える可能性があります。資産運用会社がオフショア市場において人民元の資金調達を必要とする限り、そのようになった場合において当該人民元を満足な条件で資金調達できる保証はありません。

オフショア人民元(「CNH」)送金リスク

人民元は現在、自由交換通貨ではありません。過去数年にわたり經常勘定のもとでの日常業務的な外国為替取引の管理を中国政府は大幅に削減してきたものの、中国政府は人民元と外国通貨との交換を引続き規制しています。香港における人民元業務参加銀行は、2009年7月に導入された試験的制度のもとでの人民元貿易取引決済への従事を認められてきました。これは經常勘定取引に該当します。試験的制度は2010年6月に拡充されて中国の20の省および地方自治体が対象となり、人民元建ての貿易および他の經常勘定項目の決済が世界のすべての国において利用可能になりました。2011年2月25日、商務部(以下「MOFCOM」といいます。)は外国投資管理に関する通知(以下「MOFCOM

通知」といいます。)を公表しました。MOFCOM通知は、外国投資家がクロスボーダーの貿易決済から得たか、または中国国外から適法に取得した人民元を用いて中国に投資を行おうとする場合(新会社の設立、既存の会社の登録資本の増加、オンショア企業の取得、融資枠の供与のいずれであるかは問われませんが)、MOFCOMの書面による事前の同意が必要となる旨を述べています。MOFCOM通知は、外国投資家による人民元の中国への還流送金についてMOFCOMの書面による同意取得を要件として明示的に規定していますが、当該外国投資家は、資本勘定項目の取引についてPBOCおよびSAFEなど他の規制当局からの承認取得も要求される場合があります。PBOCおよびSAFEは、資本勘定項目の決済について中国への人民元送金について具体的規制を公表していないため、外国投資家は、ケース・バイ・ケースで関連当局から具体的承認を取得した時点で、株主貸付金または資本拠出などの資本勘定の目的ではオフショア人民元に限り送金することが可能です。将来、中国政府がロスボーダーの人民元送金に対する規制を引き続き段階的に自由化していく保証、あるいは2009年7月に導入された試験的制度(2010年6月に拡充)が中止されない保証、あるいは中国国内または国外向けの人民元の送金を制限または廃止する効果を有する中国規制が公布されない保証はいずれもありません。かかる事象が発生した場合には、償還を行い人民元で償還手取金を支払う本香港ETFの能力および現金で設定または償還を行い、対象の顧客に人民元で決済を行う指定参加者の能力を含めて本香港ETFの運営には深刻な悪影響を与える可能性があります。またかかる制限はSEHKにおいて本香港ETF受益証券が当該1証券当たりの純資産価額に対して大幅なディスカウントで売買される事態を招く可能性があります。

現在、中国銀行(香港)有限公司(Bank of China (Hong Kong) Limited)は、香港におけるオフショア人民元の唯一の決済銀行です。決済銀行は、他の人民元業務参加銀行の人民元のネット・ポジションをスクエアにするためにPBOCから人民元の資金調達が可能なおフショア銀行を指します。2004年2月1日、中国銀行(香港)有限公司(Bank of China (Hong Kong) Limited)は、PBOCの指名を受けて人民元決済サービスを開始しました。中国への人民元資金の送金は、当該目的のために中国銀行(香港)有限公司(Bank of China (Hong Kong) Limited)により開発された運用システムに依存しており、送金に遅延が発生しない保証はありません。

RQFII制度に関連するリスク

RQFIIリスク

本香港ETFはRQFIIではありませんが、RQFIIのRQFII割当枠を直接使い、中国A株式およびその他の許容投資へのアクセスを確保することができます。本香港ETFは、資産運用会社のRQFIIの地位を経由して適格有価証券投資に対して直接に投資を行なうことができます。

投資家はRQFIIの地位が停止または取消される場合があります。その場合には、本香港ETFはその保有有価証券を処分することが求められる可能性があるため本香港ETFのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。またRQFIIに対して中国政府により課せられる一定の制限は、本香港ETFの流動性およびパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。

SAFEは同委員会の「人民元適格外国機関投資家を經由する国内有価証券投資のための試験的制度に関連する問題についての通知」に基づき、RQFIIによる中国からの資金の本国送金を規制し監視しています(以下「RQFII措置」といいます。)本香港ETFのようなオープンエンド型RQFII投資信託に関するRQFIIによる人民元で行われる本国送金は、現在は日常的に許可されており、SAFEによる制限または事前承認に服していません。ただし、中国保管会社により真正性およびコンプライアンスのチェックが行われ、また送金および本国送金に関する月次報告が中国保管会社からSAFEに提出されることとなります。しかしながら、将来において、中国のルールおよび規制が変更されない、あるいは本国送金の制限が課せられない保証はありません。さらに、中国の規則および規制に対するかかる変更が適時的に発効する可能性があります。投資資本および純利益の本国送金に対する制限は、受益者からの償還請求を充足する本香港ETFの能力に影響を与える可能性があります。さらにまた、保管会社または中国保管会社による真正性およびコンプライアンスのチェックは、本国送金毎に行われることから本国送金の実行が遅延し、RQFII規制の遵守違反の場合には保管会社または中国保管会社により拒絶されることさえあり得ます。かかる場合、償還手取金は償還受益者に対して可及的速やかに、関連する本国送金完了後、3営業日以内に支払われるものと見込まれています。関連する本国送金の完了に要する実際の期間は、資産運用会社の支配の及ぶところではないことにご留意下さい。

SAFEはRQFIIまたは中国保管会社がRQFII措置の規定に違反した場合、規制上の制裁措置を課す権限を付与されています。違反があればRQFII割当枠の取消またはその他規制上の制裁措置の結果を招く可能性があり、また本香港ETFによる投資に配分されたRQFII割当枠の部分に悪影響を与える可能性があります。

投資家は、関連する法規制の不利な変更により、RQFIIが引続きRQFIIの地位を維持し、また自らのRQFII割当枠を提供すること、本香港ETFが本香港ETFに対する引受申込のすべてに応じるだけの十分な割当枠をRQFIIから割り当てられること、また償還請求が適時に処理できることについて何らの保証もないことにご留意ください。本香港ETFがSAFEからRQFII(すなわち、資産運用会社)に付与されるRQFII割当枠のすべてを独占的に使用できるとは限りません。これは、RQFIIに、本来であれば本香港ETFに提供されたであろうRQFII割当枠を他の商品に割り当てる裁量権が与えられているためです。このような制限はそれぞれ本香港ETFの申請却下および取引停止の結果を招く可能性があります。極端な状況においては、RQFII割当枠不足、投資能力の限定により相当の損失を被る可能性があり、またRQFIIに対する投資制限、非流動的な中国国内有価証券市場および/または売買執行または取引決済の混乱により本香港ETFは投資目的または投資戦略を十分に実施し、または追求することができない可能性があります。

現行のRQFII関連の法律、規則および規制は変更されることがあり、遡及的に発効することもあります。またRQFII関連の法律、規則および規制が廃止されない保証もありません。中国市場にRQFIIを経由して投資を行う本香港ETFは、かかる変更の結果、悪影響を受ける可能性があります。

RQFII規則の適用

上記「第二部 第1 2(2)投資対象 人民元適格外国機関投資家(RQFII)」に記述したRQFII規制は運用の初期段階にあり、その運用および進展には不確実性が伴う可能性があります。当該規則の適用は関連の中国当局から出される解釈に依存する場合があります。中国当局および規制機関は、このような投資規制においては裁量を広く与えられており、またかかる裁量が現在および将来どのように行使されるかについて前例がなく確実性に欠けます。

当該規則が変更された場合、本香港ETFに対する投資家の投資に悪影響を与える可能性があります。最悪のシナリオでは、関連規則の適用における変更のために本香港ETFを運営することが合法的ではなくなり存続不能な場合には、資産運用会社は本香港ETFを終了させる決定を行なう可能性があります。

RQFII制度リスク

現行のRQFII規制には本香港ETFに適用される投資制限についての規則が含まれています。

取引の執行または決済、中国での資金または有価証券の振替における中国保管会社の不履行が発生した場合には、本香港ETFは資産の回収遅延に遭遇する可能性があります。そのため本香港ETFの純資産価額に影響を与える可能性があります。

インデックス構成銘柄の流動性に関連するリスク

インデックス構成銘柄の潜在的な流動性の制約に起因して、資産運用会社が設定申込および償還申込の取引を本香港ETFのファンド価額(すなわち既存の投資家の利益)に悪影響を及ぼすことなく効率的に処理することができない可能性があります。したがって資産運用会社は一日当たり設定または償還できる本香港ETF受益証券の合計数に制限を設けることができます。

中国保管会社リスク

受託会社は本香港ETFの資産をその保管下またはその支配下に置き、受益者のために当該資産を信託形式で保有します。有価証券口座に保有/貸記されている資産は、中国保管会社の自己資産から分離、独立しています。しかしながら投資家は、中国法のもとでは、中国管理会社に開設されている本香港ETFの現金口座(RQFII保有者としての資産運用会社と本香港ETFの共同名義で維持されています。)に預けられている現金は中国管理会社から分離されず、預金者としての本香港ETFに対する中国管理会社の債務となることに留意する必要があります。当該現金は中国管理会社の他の顧客または債権者に帰属する現金と混合します。中国保管会社が破産または清算した場合には、本香港ETFは当該現金口座に預入されていた現金に対して所有権を持たず、中国保管会社に対する他のすべての無担保債権者と同順位の無担保債権になります。上記「第二部 第1 2(2)投資対象 人民元適格外国機関投資家(RQFII)」の中国弁護士からの意見についての開示をご参照下さい。中国弁護士は、当該法的立場は中国の現行法の理解を基礎とするとしており、当該意見が最終的ではない可能性があります。最終的には関連する中国法規制の解釈および運用は、中国の司法および/または規制当局に依拠します。

本香港ETFは当該債務の回収に際して困難に直面し、かつ/または遅延に遭遇する可能性があり、債務を全額までは回収できないか、あるいは全く回収できない可能性もあります。その場合本香港ETFは損失を被ります。

中国仲介業務リスク

取引の執行はRQFIIが指名する中国仲介業者により執行されることになるでしょう。中国では、事実上、各証券取引所について指名されることができるのは中国仲介業者一社だけです。このように本香港ETFは、中国の証券取引所毎に中国仲介業者一社にだけに依存することになり、それが同一の中国仲介業者である可能性があります。資産運用会社が指名した中国仲介業者を中国において利用することができない場合には、本香港ETFの運営は悪影響を受け、本香港ETFはその純資産価額に対してプレミアムまたはディスカウントで売買される原因になり、また本香港ETFが参照指標に連動できなくなる可能性があります。さらに中国仲介業者の作為または不作為で本香港ETFの運営が悪影響を受ける可能性があり、その結果、トラッキングエラーが増え、あるいは本香港ETFが純資産価額に対して大幅なプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。

単一の中国仲介業者が指名された場合、本香港ETFは必ずしも市場において入手可能な最も安価な手数料を支払うことにはならない可能性があります。しかしRQFIIは、中国仲介業者の選定に際して、手数料水準の競争力、関連する注文の規模および執行の質などの要素を考慮に入れることとなります。

本香港ETFは、中国仲介業者の不作為、倒産または資格喪失により損失を被る可能性があります。このような事象が発生した場合、本香港ETFは取引の執行において悪影響を受ける可能性があります。結果として、本香港ETFの純資産価額も悪影響を受ける可能性があります。

適用される法規制に従い本香港ETFは、中国仲介業者が本香港ETFの有価証券を当該仲介業者の有価証券から適式に分別するための適切な手続きを設けていることについて確信を得るための取決めを整えます。

RQFII割当枠の不足から発生するプレミアムに関連するリスク

設定申込のすべての要請を満たすだけの追加のRQFII割当枠が取得できる保証はありません。そのため指定参加者の要請が資産運用会社に拒絶される場合があります。その結果、本香港ETFの追加引受を終了させる必要が資産運用会社に生じます。それは純資産価額に対して大幅なプレミアムが本香港ETFの売買価格に生じることにつながります。

上海・香港ストックコネクトに関連するリスク

本香港ETFは、上海・香港ストックコネクトを通じて投資を行うことがあり、以下の追加的なリスクを負います。

割当枠の制限

上海・香港ストックコネクトは割当枠に制限があります。特に、ノースバウンド日次割当枠の残高がゼロとなるか、またはオープニング・コール・セッション中にノースバウンド日次割当枠を超過した場合、新たな買い注文は拒否されます(ただし、投資家は、割当枠の残高にかかわらず、クロスボーダー有価証券を売却することができます。)。したがって、割当枠の制限により、本香港ETFが上海・香港ストックコネクトを通じて適時に中国A株式に投資する能力は制限される可能性があり、本香港ETFはその投資戦略を効果的に追求することができないおそれがあります。

取引停止リスク

SEHKおよびSSEの両市場とも、秩序ある公正な市場およびリスクの健全管理を確保するうえで必要な場合には、ノースバウンドおよび/またはサウスバウンド取引を停止する権利を留保する予定です。取引停止を実施する場合には、事前に管轄当局の承認が要求されます。上海・香港ストックコネクトを通じたノースバウンド取引が停止された場合、本香港ETFが中国市場にアクセスする能力に悪影響が及びます。

取引日の相違

上海・香港ストックコネクトは、中国および香港の双方の市場が取引のために営業しており、かつ、対応する決済日に両市場の銀行が営業している日に限り営業します。したがって、中国市場の通常の日であるにもかかわらず、本香港ETF等の香港の投資家が中国A株式の売買を実行することができない場合があります。その結果、本香港ETFは、上海・香港ストックコネクトの取引時間外にも中国A株式の株価変動リスクにさらされる可能性があります。

運営リスク

上海・香港ストックコネクトは香港および外国の投資家が中国株式市場に直接アクセスするための新たな手段を提供するものです。

上海・香港ストックコネクトは、関連する市場参加者の運営システムが機能することを前提としています。市場参加者は、関連する取引所および/または清算機関が定める一定のIT能力、リスク管理等に関する要件を満たせば、この制度に参加することができます。

上海・香港ストックコネクトは、市場参加者に運営システムおよび技術システムを設定および調整する十分な機会が与えられたうえで初めて運用が開始される予定ですが、両市場の証券制度および法制度は大きく異なること、また、試験プログラムを運用するうえで、市場参加者は継続的にかかる相違から生じる課題に対処する必要に迫られる可能性があることを理解する必要があります。

また、上海・香港ストックコネクト制度の「接続性」は、境界を越える注文の回送を要します。そのため、SEHKおよび取引所参加者側では、新たなITシステム(すなわち、取引所参加者が接続を求められる、SEHKが構築する新たな注文回送システム(「中国ストックコネクト・システム」)の整備が必要となります。SEHKおよび市場参加者のシステムが正常に機能し、あるいは両市場における変化や進展に適切に続けるという保証はありません。当該システムが正常に機能しない場合、ストックコネクト制度を通じた両市場での取引に障害が生じる可能性があり、本香港ETFが中国A株式市場にアクセスする能力(ひいては、自己の投資戦略を追求する能力)に悪影響が及びます。

事前モニタリングによる売却制限

中国の規制は、投資家が株式を売却する前に、口座に十分な株式がなければならないと定めています。この要件を見たさない場合、SSEは当該の売り注文を拒否します。SEHKは、売り過剰とならないよう、参加者(すなわち、株式仲買業者)の中国A株式の売り注文について、取引前確認を実施します。

本香港ETFが、保有する中国A株式を売却しようとする場合、売却日(取引日)に市場が開くまでに当該中国A株式を各仲買業者の口座に振り替えなければなりません。この期限を守らなかった場合、本香港ETFは取引日にかかる株式を売却することはできません。本香港ETFは、この要件のために、保有する中国A株式を適時に売却することができない可能性があります。

適格銘柄からの除外

ある株式が上海・香港ストックコネクトを経由した取引に適格な銘柄から除外された場合、当該株式は、売却のみ可能となり、購入は制限されます。この場合、資産運用会社が適格銘柄から除外された株式の購入を希望するときなどに、本香港ETFの投資ポートフォリオまたは投資戦略に影響が及び可能性があります。

清算・決済リスク

HKSCCおよびチャイナクリアは、クリアリング・リンクを構築し、それぞれが他方の参加者となってクロスボーダー取引の清算および決済を円滑に行います。一方の市場において発生したクロスボーダー取引について、当該市場

の清算機関は一方では自己の清算参加者との間で清算および決済を行い、他方で相手方の清算機関に対し自己の清算参加者の清算・決済義務を履行します。

チャイナクリアは、中国証券市場の国家中央清算機関として、清算、決済および株式保有に係るインフラの包括的なネットワークを運用します。チャイナクリアは、CSRCによる承認および監督を受けたりスク管理の枠組みおよび施策を定めています。チャイナクリアが債務不履行に陥る可能性はごくわずかなものと思われる。

可能性はごくわずかと考えられているチャイナクリアの債務不履行が現実となり、チャイナクリアが債務不履行者としての宣告を受けた場合、ノースバウンド取引におけるHKSCCの清算参加者に対する市場契約上の債務は、清算参加者によるチャイナクリアへの請求の申立てを支援することに限定されます。HKSCCは、利用可能な法的手段またはチャイナクリアの清算を通じて、チャイナクリアから未回収の株式および金員を回収するべく誠実に努めます。この場合、本香港ETFは、回収手続の遅滞による影響を受け、あるいはチャイナクリアから損失を全額回収することができない可能性があります。

中国A株式の保有に係るノミニー制度

HKSCCは、香港および外国の投資家が上海・香港ストックコネクトを通じて取得したSSE上場銘柄の「ノミニー保有者」となります。

CSRCストックコネクト規則が明示的に規定するところによれば、投資家は、適用ある法律に従って上海・香港ストックコネクトを通じて取得したSSE上場銘柄に係る権利および利益を享受します。

CSRCストックコネクト規則は、中国において法的効力を有する省令ですが、かかる規則の適用については実例がなく、中国の裁判所が中国企業の清算手続等においてかかる規則を認容する保証はありません。

CCASS規則により、ノミニー保有者としてのHKSCCは中国その他の地域において、SSE上場銘柄に関し、投資家を代理して権利を執行するために訴訟を提起したまたはその他の裁判所手続を採る義務を負わないことにご留意ください。したがって、本香港ETFの所有権が最終的に認められた場合でも、本香港ETFが中国A株式に対する権利を執行するにあたり困難が伴い、または遅滞が生じる可能性があります。

コーポレート・アクションおよび株主総会への参加

HKSCCは、SSE上場銘柄に係るコーポレート・アクションについてCCASS参加者に随時情報を提供します。香港および外国の投資家(本香港ETFを含みます。)は、各仲介業者または保管人(すなわち、CCASS参加者)が定める手続および期限を遵守しなければなりません。SSE上場銘柄に係る一定の種類のコポレート・アクションについて手続を講じるための期間は場合によってはわずか1営業日にまで短くなる可能性があります。そのため、本香港ETFは、一部のコーポレート・アクションに適時に参加することができない場合があります。

本香港ETF等の香港および外国の投資家は、仲介業者や保管人を通じて上海・香港ストックコネクト経由で取引されるSSE上場銘柄を保有します。現行の中国本土の実務により、複数の議決権行使代理人を立てることはできません。したがって、本香港ETFは、SSE上場銘柄に係る株主総会に出席または参加するための代理人を任命することができない可能性があります。

投資者保護基金による補償の不存在

上海・香港ストックコネクトを経由する投資は、仲介業者を通じて行われ、かかる仲介業者が債務不履行に陥るリスクにさらされます。上記「上海・香港ストックコネクト」の項において開示したとおり、上海・香港ストックコネクトに基づくノースバウンド取引を通じた本香港ETFによる投資は、香港の投資者保護基金の補償の対象にはなりません。そのため、本香港ETFは、ストックコネクト制度を通じた中国A株式の取引において採用する仲介業者の債務不履行リスクにさらされます。

規制リスク

上海・香港ストックコネクトは全く新しい制度であり、規制当局によって制定された規制ならびに中国および香港の証券取引所によって策定された実施規則の適用を受けます。また、上海・香港ストックコネクトのクロスボーダー取引に伴う運用およびクロスボーダーでの法律の執行に関連して規制当局によって随時新たな規制が制定される可能性があります。

かかる規制はまだ試行されておらず、その適用方法は不透明であることにご留意ください。また、現行の規制は変更される可能性があります。上海・香港ストックコネクトが廃止されないという保証はありません。本香港ETFは、上海・香港ストックコネクトを通じて中国市場に投資する可能性があり、かかる変更により悪影響を受けるおそれがあります。

課税リスク

2014年11月14日、中国財政部および中国国家税務総局は、ストックコネクトに係る課税規則に関する財税[2014]第81号(「通達第81号」)を共同で発表しました。かかる通達第81号により、2014年11月17日以降、香港および外国の投資家(本香港ETFを含みます。)がストックコネクトを通じて中国A株式の売買を行ったことにより生じた利益について、一時的に法人所得税、個人所得税および事業税が免除されます。一方、配当については、10%の源泉徴収税が課され、配当を行う企業は、源泉徴収義務を負います。配当の受領者が条約により上記よりも低率で課税を受ける権利を有する場合は、管轄税務局に還付を請求することができます。

デュアル・カウンター取引リスク

デュアル・カウンターに関するリスク

SEHKのデュアル・カウンター・モデルは上場ファンドにとって比較的新しい制度です。本香港ETFが採用するデュアル・カウンター取決めにより、本香港ETFへの投資には追加的なリスクを伴い、当該投資のリスクはシングル・カウンターの上場ファンドへの投資リスクより高くなる可能性があります。例えば、一方のカウンターの本香港ETF受益証券がある取引日の最終決済時にCCASSに交付された場合において、カウンター間のデイトレーディングについて何らかの理由で決済事故が発生した場合には、他方のカウンターに当該本香港ETF受益証券を同日に振替える十分な時間がない可能性があります。

さらに、本香港ETF受益証券について香港ドルカウンターと人民元カウンターのカウンター間振替が何らかの理由（例えば事務処理またはシステム上の障害）により停止した場合には、受益者は該当するデュアル・カウンターの通貨でのみ本香港ETF受益証券の売買ができます。したがってカウンター間振替は、常時利用可能ではない可能性があることに留意する必要があります。投資家は、デュアル・カウンター売買およびカウンター間振替について仲介業者／仲介機関の準備態勢をチェックすることをお勧めします。

人民元口座を有していない投資家は、香港ドルで取引される本香港ETF受益証券に限り売買することが可能です。当該投資家は人民元で取引される本香港ETF受益証券を売買することはできません。また当該投資家は、人民元でのみ分配が行なわれることに留意する必要があります。したがって、投資家は、分配金を受領するために、外国為替損を被り、外国為替に付随する手数料および諸費用を負担する可能性があります。

カウンター間取引リスク

投資家は、同日に、一方のカウンターから買い、それを他方のカウンターで売ることは可能ですが、仲介業者／仲介機関およびCCASS加入者のいかによっては、精通していないために（ ）一方のカウンターで本香港ETF受益証券を買い、他方のカウンターで本香港ETF受益証券を売ること、（ ）本香港ETF受益証券についてカウンター間振替を実行すること、（ ）同時に人民元カウンターと香港ドルカウンターで本香港ETF受益証券の取引を行なうこと、を行えない可能性があります。上記（ ）から（ ）の場合、他の仲介業者、仲介機関またはCCASS加入者を利用する必要があります。このため、人民元で取引される本香港ETF受益証券および香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の両方について取引が妨げられ、あるいは遅延が発生する可能性があります。このことは、投資家が本香港ETF受益証券を一通貨でのみ取引できることを恐らく意味します。投資家は、デュアル・カウンター取引およびカウンター間振替について仲介業者／仲介機関の準備態勢をチェックすることをお勧めします。

したがって投資家は、仲介業者／仲介機関がこの関連で提供できるサービスおよび付随するリスクと手数料について仲介業者／仲介機関に相談しておく必要があります。特に、仲介業者／仲介機関によってはカウンター間取引および／またはカウンター間デイトレーディングを遂行するために必要なシステムおよび制御機器を設置していない可能性があります。

取引価格の乖離リスク

各カウンターの市場流動性、市場の需給および人民元と香港ドルの為替レート(オンショアおよびオフショアとも)などの様々な要因により、香港ドルで取引される本香港ETF受益証券のSEHKでの時価が人民元で取引される本香港ETF受益証券のSEHKでの時価から乖離する可能性があるというリスクがあります。香港ドルで取引される本香港ETF受益証券または人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引価格は市場メカニズムで決定され、実勢為替レートを乗じた本香港ETF受益証券の取引価格と同じにはなりません。したがって香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の売り、または香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の買いの場合において、投資家が当該本香港ETF受益証券の取引を人民元で行なった場合に対応する人民元の金額より少ない金額を受領し、または多い金額を支払う(逆の場合も同じ)可能性があります。各カウンターにおける本香港ETF受益証券の価格が同じである保証はありません。

為替リスク

香港ドルカウンターから香港ドルで本香港ETF受益証券を購入した投資家は、本香港ETF受益証券の資産が人民元建てであり、本香港ETF受益証券の純資産価額が人民元で計算されることから為替リスクにさらされます。

人民元分配リスク

投資家は、受益者が香港ドルカウンターで取引される本香港ETF受益証券を保有する場合、当該受益者は分配金を香港ドルではなく人民元でのみ受領することに留意する必要があります。当該受益者が人民元口座を持っていない場合には、受益者は分配金の人民元から香港ドルまたは他の通貨への交換に付随する手数料および諸費用を負担しなければならない可能性があります。受益者は分配金のための取決めについて仲介業者に確認しておくことをお勧めします。

人民元取引、売買および決済に関連するリスク

発行市場：

人民元以外の通貨で償還されるリスクまたは遅延して償還されるリスク

現在、人民元は中国に向けて自由に送金することができず、かかる送金は一定の制限に服します。香港から中国に向けて人民元の送金が中断した場合、本香港ETFがインデックス構成銘柄を取得する能力に影響を与える可能性があ

ります。これはさらにトラッキングエラーをもたらし、本香港ETFはかかる状況下、参照指標を完全に複製することができなくなる可能性があります。

他方、特殊な状況において、受託会社に協議した上での資産運用会社の判断として、本香港ETF受益証券の償還時における人民元資金の送金または支払が、信託会社および資産運用会社の支配が及ばない法規制の状況に起因して正常に実行できない場合、償還手取金は遅らせることが可能であり、例外的な状況においては必要であれば、人民元に代えて(受託会社との協議後に資産運用会社が決定する為替レートで)米ドルまたは香港ドルで支払うことが可能となっています。したがって投資家が人民元で決済を遅延して受領するか、または人民元で償還手取金を受領できない可能性(すなわち手取金が米ドルまたは香港ドルで支払われる可能性)のリスクがあります。

流通市場：

人民元で売買され決済される本香港ETF受益証券のリスク

人民元建ての有価証券は、SEHKに比較的最近上場され売買されています。したがって人民元で売買される本香港ETF受益証券の売買および決済は、香港で最近になって展開されたものであり、システムに問題が生じない保証はなく、またその他後方的支援面での問題が発生しない保証もありません。人民元で取引される本香港ETF受益証券の売買および決済は、想定されているとおりに実行できない可能性があります。

上場人民元商品の売買と決済の徹底的な模擬テストの立会い時間と試験的支払が2011年にSEHKにより実施されましたが、株式仲介業者によってはこれらの試験的立会い時間および予行演習に参加せず、また参加した業者もその全部が試験的立会い時間と予行演習を首尾よく終了できたわけではないようであり、人民元建ての有価証券の取引に対する仲介業者の準備態勢については保証の限りではありません。投資家は、全株式仲介業者が人民元で取引される本香港ETF受益証券書の売買および決済の準備が整い実行できるわけではないこと、したがって投資家は一部の株式仲介業者経由で本香港ETF受益証券を取引できないこともあり得ることに留意する必要があります。投資家は仲介業者/仲介機関がデュアル・カウンター取引またはカウンター間振替に従事する意図があるかどうかをあらかじめチェックし、当該仲介業者/仲介機関が提供できるサービス(および付随する手数料)を十分に理解しておく必要があります。取引所参加者によってはカウンター間振替またはデュアル・カウンター取引サービスを提供しない場合があります。

加えて、本香港ETF受益証券が売買される人民元の流動性及び売買価格は、中国国外における人民元の可能性が限られていることおよび外国通貨と人民元との間の換算が制限されていることに悪影響を受ける可能性があります。これにより、本香港ETFに純資産価額に対して大幅なプレミアム/ディスカウントが生じる可能性があります。

商品の性質に関連するリスク

本香港ETFのクロスボーダー性に照らしてのリスク

本香港ETFは、本来制限付きのアクセスの市場である中国A株式市場に直接的に投資を行う、取引所において売買される人民元建ての上場ファンドとして、比較的新しい種類の商品であり、RQFII制度に基づき中国市場に投資を行います。本香港ETFのクロスボーダー性に照らして、中国A株式市場以外の市場に直接的に投資を行う従来型の上場ファンドよりリスクが高く、したがって事務処理リスクおよび決済リスクにさらされます。事務処理リスクは、情報伝達およびトレーディング・システムの技術的障害ならびに資産運用会社の担当職員による関連事務処理方針または指針違反から発生します。資産運用会社は、かかる事務処理リスクの発生を減少させるために内部統制制度、事務処理指針および非常事態マニュアルを整備してはいますが、資産運用会社の支配の及ばない事象(例えば売買過誤、システム・エラー)が発生しない保証はありません。かかる事象が発生した場合、本香港ETFの価額に悪影響を与える可能性があります。

本香港ETFが中国A株式市場を取引対象とする限りにおいて、本香港ETFは決済手続きに関連したリスクにもさらされる可能性があります。取引決済または振替登録の大幅な遅延は、本香港ETFのポートフォリオの価額を確定する能力に影響を及ぼし本香港ETFに悪影響を与える可能性があります。

親会社への依存

資産運用会社は、香港における本香港ETFの運営について中国親会社の支援を得るために関連インフラストラクチャーおよびノウハウを大々的に要請することが可能です。資産運用会社の中国親会社は、中国で上場され売買されている現物中国A株式の上場ファンドの運用および運営に十分な経験とノウハウを有していますが、本香港ETFが想定しているとおりに運営される保証はありません。資産運用会社の親会社からの支援が中断した場合、本香港ETFに悪影響を与える可能性があります。

本香港ETFの参照指標に関連するリスク

参照指標に関連するリスク

本香港ETFは参照指標に関連する次のリスクにさらされる可能性があります。

() 参照指標が中止された場合、または関連するライセンス契約に基づくインデックス・プロバイダーからの資産運用会社のライセンスが終了した場合、資産運用会社は、受託会社と協議の上で、参照指標を、売買可能かつ参照指標と類似の投資目的を持つインデックスと取り替えることについて委員会の事前承認を申請することができます。資

資産運用会社により参照指標を取り替えることができる状況について後出の「参照指標の取り替え」の項をご参照下さい。かかる変更は信託証書の規定に従い、委員会の事前の承認を得て行われます。疑義をさけるために付言すれば、インデックスの連動が本香港ETFの投資目的です。

資産運用会社は、FTSEインターナショナル・リミテッド(以下「FTSE」といいます。)により本香港ETFの構成を決定する基礎として参照指標を利用するとともに当該指標の中の一定の商標を使用するライセンスを付与されています。付与されたライセンスは、当初期間を契約日(すなわち2012年2月15日)から開始して2年間とし、その後は契約に基づき解除されない限り1年毎に自動的に更新されます。ライセンス契約が永続的に更新される保証はありません。

また参照指標の集計は、それぞれFTSEとSSEおよびSZSEとの間のデータ・ライセンス契約に基づいて行われます。各データ・ライセンス契約は、当該契約に基づき解除されない限り1年毎に自動的に更新されます。データ・ライセンス契約が永続的に更新される保証はありません。データ・ライセンス契約が更新されなかった場合、参照指標は中止される可能性があります。

本香港ETFは、参照指標が中止された場合、および/またはインデックス・ライセンス契約が終了し、参照指標の計算に用いられていたのと同様か、または十分に類似していると資産運用会社が判断する算定式を用いており、かつ規約の第8章6(e)の是認基準を充足する適切な代替インデックスを資産運用会社が特定し、使用条件についてインデックス・プロバイダーとの間で合意することができない場合、終了させることができます。いずれの代替インデックスについても規約に基づき委員会の事前の承認が条件となり、また受益者は代替インデックスについて適式に通知を受けます。したがって投資家は本香港ETFの参照指標への連動能力は、参照指標またはふさわしい代替インデックスに関するインデックス・ライセンス契約の存続に依存していることに留意する必要があります。本香港ETFは、参照指標が集計または公表を中止し、かつ参照指標の計算に用いられていたのと同様か、または十分に類似していると資産運用会社が判断する算定式を用いる代替インデックスが存在しない場合にも終了させることができます。

資産運用会社およびインデックス・プロバイダーは、インデックス・ライセンス契約の条項がもはや履行不能となるような不可抗力の事象が発生した場合、双方の合意によりインデックス・ライセンス契約に基づく両当事者の義務を終了させるか、延期することができます。関連する参照指標のパフォーマンスといかなる時点においても全く同一の複製は保証の限りではありません。

参照指標についてのライセンス契約の解除できる根拠の詳細については上記「第二部 第1 2(2)投資対象インデックス・ライセンス契約」をご参照下さい。

() 参照指標の構成銘柄は随時変更される場合があります。例えばある構成銘柄が上場廃止され、新しい適格有価証券が参照指標に追加される場合があります。このような場合、本香港ETFの投資目標を達成するために資産運用会社はバスケットの構成をリバランスすることがあります。本香港ETF受益証券の価格は、これらの変動を受けて上昇することもあれば下落することもあります。このように本香港ETF受益証券への投資は、その構成銘柄が折々に変更されて必ずしも本香港ETF受益証券への投資が行われた時点の構成状況ではないことから概して参照指標を反映します。参照指標の集計方法の詳細については本書後出の「参照指標」の項をご参照下さい。

() 参照指標の計算および集計の処理過程および基準、関連する各算定式、構成銘柄および構成要素は、インデックス・プロバイダーが随時、通知することなく変更できます。参照指標、その計算または関連する情報の正確性および完全性に関しては、投資家に対して瑕疵担保責任、表明または保証を一切与えていません。

有価証券貸付取引に関するリスク

カウンターパーティー・リスク

借入人は借り入れた有価証券を適時にまたは全く返還できない場合があります。その結果、本香港ETFは貸付有価証券の回収に際し損失または遅延を被る可能性があります。これにより償還請求に伴う引渡義務または支払債務を履行する本香港ETFの能力が制限されるおそれがあります。

担保リスク

本香港ETFは、有価証券貸付取引の一環として、貸付有価証券の価額の105パーセント以上相当を担保として受け入れなければなりません(かかる担保は日次ベースで時価評価されます。)。しかしながら、担保の評価の不正確性、市場における担保価値の不利な変動または貸付有価証券の価額の変動により、担保価値に不足が生じるリスクがあります。その結果、借入人が借り入れた有価証券を返還することができない場合、本香港ETFに多大な損失が生じるおそれがあります。

オペレーショナル・リスク

本香港ETFは、有価証券貸付取引を実施することにより、決済の遅延または不能等のオペレーショナル・リスクにさらされます。かかる決済の遅延または不能により、償還請求に伴う引渡義務または支払義務を履行する本香港ETFの能力が制限されるおそれがあります。

その他のリスク

運営リスク

本香港ETFのパフォーマンスが参照指標のパフォーマンスと同一であることは確約されていません。本香港ETFが支払うべき報酬、税金および諸費用の水準は純資産価額との関連で変動します。本香港ETFの一部の通常費用の金額を見積もることは可能ですが、本香港ETFの成長率、および(したがって)その純資産価額は予想できません。それ故に、本香港ETFのパフォーマンスまたはその実際の費用水準についての保証はありません。信託證書の条項のもとでは、下記「第二部 第2 3(5)その他 - 本香港投資信託またはサブ・ファンドの終了」に要約されているように、資産運用会社は本香港ETFを終了させることができます。本香港ETFの終了とともに本香港ETFは清算され、投資家は現金の分配金を受領します。ただし資産運用会社は正金による分配金の決定を行う権限を有しています。

人民元マーケットメイカーへの依存

投資家は、人民元カウンターにおける本香港ETF受益証券は人民元で売買され決済されることに留意する必要があります。マーケットメイクを行う潜在的マーケットメイカーが人民元建ての人民元で売買される本香港ETF受益証券に対して興味を示すことは少ない可能性があります。さらに人民元の入手可能性に混乱が生じた場合、本香港ETF受益証券のためにマーケットメイカーが流動性を供給する能力に悪影響が生じる可能性があります。

本香港ETF受益証券について市場が存在しないリスク

本香港ETFはSEHKに上場予定であり、人民元カウンターで売買される本香港ETF受益証券のために最低限1社とされるマーケットメイカーと香港ドルカウンターで売買される本香港ETF受益証券のために最低限1社とされるマーケットメイカーが存在するように資産運用会社が確保することが要件となっています。しかしながら、投資家は、本香港ETF受益証券のための流動性のある流通市場は存在しない可能性があること、また当該マーケットメイカーはその任務の遂行を停止する可能性があることを承知している必要があります。さらにSEHKで売買されインデックスに基礎を置く他の上場ファンドの場合と類似の売買または価格決定傾向を本香港ETF受益証券が示す保証はありません。

マーケットメイカーが終了するリスク

書面による事前の通知を行うことを含めて契約の条項に従い、マーケットメイカーが本香港ETF受益証券のいずれのカウンターでもマーケットメイカーの任務を終了する可能性があります。各カウンターでの本香港ETF受益証券のための最低限1社とされるマーケットメイカーの終了通知期間は90日です。人民元で売買される本香港ETF受益証券および香港ドルで売買される本香港ETF受益証券のためのマーケットメイカーがそれぞれ存在しなくなった場合、人民元で売買される本香港ETF受益証券および香港ドルで売買される本香港ETF受益証券の流動性は影響を受ける可能性があります。資産運用会社は、関連の取引通貨(すなわち人民元および香港ドル)による本香港ETF受益証券の効率的な売買を促進するために、各カウンターについて本香港ETF受益証券のために最低限1社とされるマーケットメイカー(これらのマーケットメイカーが同一企業である可能性があるものの)を確保するつもりです。本香港ETFの各カウンターについてSEHKのマーケットメイカー1社だけが存在することもあり得るし、あるいは資産運用会社がマーケットメイカーからの通知期間の終了前までに代替のマーケットメイカーを手配することができないこともあり得ます。なおマーケットメイクが効率的に行われる保証はありません。

流動性リスク

本香港ETF受益証券は新しい有価証券であり、SEHKへの上場の後、本香港ETF受益証券が広汎に保有されることは当初は見込まれません。したがって少量の本香港ETF受益証券を購入した投資家が売却を望む場合に他の買手を必ずしも探し得ない可能性があります。このリスクに対処するために最低1社のマーケットメイカーが指名されています。また人民元の交換には数々の制限があります。これらの要因はSEHKの本香港ETF受益証券に投資家が投資するために利用可能な人民元の金額に影響を与える可能性があり、そのため本香港ETF受益証券に対する需要に悪影響を与えます。さらにその結果、流動性と流通市場における本香港ETF受益証券の取引価格に影響を及ぼします。したがって受益者は、香港で上場されている香港ドル建ての他の持分商品のように適時に流通市場で本香港ETF受益証券を売却できない可能性があります。取引価格は本香港ETF受益証券の本質的価値を十分に反映しない可能性があります。

他のCISへの投資に係るリスク

本香港ETFは、例外的に純資産価額の10%を上限として他のCISに投資することがあります。かかるCISに係る手数料および費用は本香港ETFが負担します。資産運用会社は、本香港ETFおよびその受益者の最善の利益に適うと考える場合に限りかかるCISへの投資を行います。かかるCISが各々の投資目的を達成する保証はなく、かかるCISのトラッキングエラーは、本香港ETFのトラッキングエラーにつながります。また、資産運用会社は、本香港ETFの参照指標と高い相関性を有する指標を追跡する他のCISにのみ投資しますが、当該CISが追跡する指標の構成銘柄と、参照指標の構成銘柄は異なるため、これもトラッキングエラーにつながる可能性があります。また、他のCISによって計上された税金引当金は、中国本土の実際の租税債務よりも過大または過小となる可能性があります。かかる税金引当金が不足した場合、当該他のCISのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

トラッキングエラー・リスク

資産運用会社はトラッキングエラーを軽減するために完全複製戦略を採用しますが、制限や入手困難により、参照指標の構成銘柄であるインデックス構成銘柄の一部を取得することができない場合等には、例外的に代表サンプリング戦略も採用することがあります。そのため、参照指標のパフォーマンスを常に正確にあるいは完全に複製する保証

はありません。本香港ETFの手数料および費用、本香港ETFの資産とインデックス構成銘柄の間の相関性が不十分であること、参照指標の構成銘柄の変更に応じた、本香港ETFが保有するインデックス構成銘柄のリバランス不能、インデックス構成銘柄の価格の端数処理、規制方針の変更等の要因により、資産運用会社が参照指標との緊密な相関性を実現する能力に影響が及び可能性があります。かかる要因は本香港ETFのリターンを参照指標から乖離させる可能性があります。

資本からの分配金の支払いに関するリスク

資産運用会社は、その裁量により、資本から分配金を支払うことができます。資産運用会社はまた、その裁量により、総利益から分配金を支払う一方、本香港ETFの手数料および費用の全部または一部を本香港ETFの資本に借記し、あるいは本香港ETFの資本から支払うことができます。これにより、本香港ETFが分配金の支払いに充当するための分配可能利益が増加することとなり、本香港ETFは、実質的に資本から分配金を支払うことができます。投資家におかれては、資本からの分配金の支払いまたは実質的な資本からの分配金の支払いが、投資家の当初投資額の一部またはかかる投資額に帰属するキャピタル・ゲインの償還または払戻しに相当することにご留意下さい。かかる分配は、本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額の即時の減額につながる可能性があります。

(2)【リスクに対する管理体制】

経営陣による監督は、下表に詳述される3つの委員会を通じて行われます。緊急事態の場合には、各部は別の委員会に上申するものとします。

投資チームは、投資委員会にすべての上申を行うものとし、緊急事態の発生の有無は投資委員会が判断するものとします。投資委員会は、緊急事態が発生したと判断した場合、従前に設定されている緊急事態対応手続を遂行するために監督責任を緊急事態対応委員会に委譲します。

その他のチームまたは部は、緊急事態対応手続の開始の有無を判断するために、緊急事態対応委員会に対してすべての上申を行うものとします。

委員会	職務	責任部門
投資委員会委員： 丁晨(ディン・チェン) 郭雁鳴(グオ・ヤンミン) 王志華(ワン・ジューファ)	<ul style="list-style-type: none"> 投資チーム作成の月次投資レポートをレビューするために月次会議を開催し、PMに対し投資助言を行うこと。 インデックスのリバランス前にリバランス計画を精査し、決定すること。 投資チームの上申を早急に精査し、緊急事態対応手続の開始の有無を判断すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 最高投資責任者(以下「CIO」といいます。)は投資委員会の月次会議を開催します。 PMは、パフォーマンスレポートおよびリバランス計画を精査し、投資助言を行います。 CEOは、特別な事由について緊急会議を招集し(または単独で判断する)、かつ緊急事態対応手続の開始の有無を判断します。
リスク管理委員会委員： 丁晨(ディン・チェン)(CEO) 郭雁鳴(グオ・ヤンミン)(CEO代理) 黄家欣(ウォン・ミシエル)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理責任者から提出されたリスク管理報告書を精査して各リスク違反に対応すること。 リスク管理パラメータおよび/または投資および運用リスクの管理手続を変更するか否かを判断すること。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理責任者は、リスク管理手続に関する問題を提起します。 リスク管理委員会は、リスク管理手続を調整する必要性の有無を判断します。
緊急事態対応委員会委員： 丁晨(ディン・チェン) 黄家欣(ウォン・ミシエル) 王軼丁(ワン・ジャック)(CMO)	<ul style="list-style-type: none"> 異なる部門(投資チームを除きます。)からの上申を早急に精査し、緊急事態対応手続の開始の有無を判断すること。 緊急事態対応手続全体を監督し、従前に設定されている緊急事態対応手続に従って各手続が適正に取り扱われていることを確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> CEOは、緊急事態の場合には、株主全員の同意を得ることなく緊急事態管理手続を開始できます。 CEOと連絡不能である場合、リーガル・コンプライアンス部長の勧告により緊急事態対応手続を開始することができます。

参考情報

サブファンドの年間騰落率および
分配金再投資純資産価額の推移

※純資産価額は1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価額および実際の純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(日本円ベース)

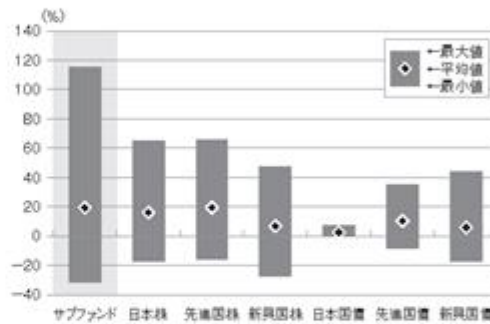
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(日本円ベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(日本円ベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本)(日本円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより日本円換算しています。

サブファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

サブファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	115.44%	65.04%	65.75%	47.44%	7.41%	34.94%
最小値	-31.63%	-17.00%	-15.56%	-27.42%	0.40%	-9.55%
平均値	19.49%	16.14%	19.51%	6.82%	2.59%	10.33%

※上記はサブファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがサブファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、サブファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、サブファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。サブファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※サブファンドの年間騰落率は、サブファンドの基準通貨である人民幣で計算されており、日本円への換算がなされていません。したがって、日本円への換算を行った場合、上記とは異なる騰落率となります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

該当事項はありません。

(3)【管理報酬等】

() 本香港投資信託

本香港投資信託および各サブ・ファンドに現在適用ある手数料等は、下記のとおりです。

運用報酬および業務報酬

資産運用会社は、信託証書の規定に基づき、1か月以上前に当該受益者に対して書面による事前通知を行うことにより、サブ・ファンドについて支払われるべき運用報酬または業務報酬の料率を、上限料率である当該サブ・ファンドの純資産価額の2%(年率)まで、または信託証書の規定に従い当該受益者が承認するこれより高い料率まで引き上げることができます。かかる報酬は日々発生し、各取引日に算定され、毎月支払われます。

各サブ・ファンドについて支払われるべき運用報酬または業務報酬の詳細については、下記「()サブ・ファンド」をご参照下さい。

受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬

受託会社は、信託証書の規定に基づき、1か月以上前に当該受益者に対して書面による事前通知を行うことにより、サブ・ファンドについて支払われるべき受託会社報酬の料率を、上限料率である当該サブ・ファンドの純資産価額の1%(年率)まで、または信託証書の規定に従い当該受益者が承認するこれより高い料率まで引き上げることができます。受託会社報酬は日々発生し、各取引日に算定され、毎月支払われます。

受託会社はまた、受益者名簿管理人としても報酬を受領する権利を有します。

各サブ・ファンドについて支払われるべき受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬の詳細については、下記「()サブ・ファンド」をご参照下さい。

受託会社は、自らが任命した保管者または副保管者に対する報酬を支払うものとします。受託会社報酬には、保管会社(およびその代行者)に対して支払われる報酬も含まれます。

受託会社は、受託会社および受益者名簿管理人としての業務の遂行に関連して自己が負担した一切の立替費用についても弁済を受けるものとします。

事務代行会社または転換代理人報酬

事務代行会社または転換代理人は、下記「()サブ・ファンド」に定める報酬および費用を請求します。

その他の手数料等

各サブ・ファンドは、信託証書に定める、自らに直接帰属する費用を負担します。サブ・ファンドに直接帰属しない費用については、資産運用会社が受託会社と協議のうえ、その配賦方法を決定します。かかる費用には、以下のものを含みますが、これらに限定されません。(a)一切の印紙税その他の税金、課徴金、仲介手数料、委託手数料、為替に係る費用および手数料、銀行手数料、振込に係る手数料および費用、登録に係る手数料および費用、資産運用会社が同意する、当該サブ・ファンドの全部または一部が関与する取引に係る受託会社の取引報酬、保管者または副保管者および議決権行使代理人に係る報酬および費用、回収に係る手数料および費用、保険および担保費用、ならびに投資その他の資産または現金、預金もしくは貸付けの取得、保有および換価に関し支払われるその他一切の費用、手数料または経費(かかる現金等に係る利益の請求もしくは回収またはその他の権利を含み、また、受託会社もしくは資産運用会社またはそのいずれかの関係者が、報酬または費用が生じる役務を提供しもしくは取引を実行した場合において、受託会社もしくは資産運用会社または当該関係者が請求を受けたまたは負担した報酬または費用を含みます。)、(b)監査人、受益者名簿管理人および事務代行会社(または場合により転換代理人)の報酬および費用(適用ある場合。)、(c)受託会社が、本香港投資信託の資産またはその一部の評価ならびにサブ・ファンドに係る受益証券の発行価格および償還価格の算定に関連して請求する報酬、(d)本香港投資信託の運用および信託事務に関連する費用、(e)本香港投資信託に関連して資産運用会社および/または受託会社が負担する一切の法務費用、(f)受託会社および/または資産運用会社がかつら自己の職務の遂行(該当する場合、担保もしくは信用補完の取得、または当該サブ・ファンドのカウンターパーティ・リスクその他のリスクを最小化するためのその他の対策もしくは手続きの実行を含みます。)にあたりその全額を負担した立替費用、(g)資産運用会社および/または受託会社が本香港投資信託および/または

当該サブ・ファンドの設立にあたり負担した費用および経費ならびに各クラスのサブ・ファンドに係る受益証券の当初発行に伴う費用および経費(かかる経費は、その同額を、最初の5会計年度または資産運用会社が監査人と協議のうえ決定するその他の期間で、各サブ・ファンドの純資産価額に応じて各サブ・ファンドについて費用処理することにより(または、資産運用会社および受託会社が随時決定するその他の割合もしくは方法により)、償却することができます。)、(h)受託会社が当該サブ・ファンドの運営に関連して行う書類の検討および作成(本香港投資信託に対する管轄権を有する規制当局に対する年次報告書その他の書類の提出を含みます。))に要する時間および資源に関連する受託会社の報酬および費用であって、資産運用会社が同意したもの、(i)信託証書の追補証書の作成に係るまたはこれに付随する費用、(j)受益者総会の開催および受益者に対する通知に係る費用、(k)資産運用会社が選択した一もしくは複数の証券取引所におけるサブ・ファンドに係る受益証券の上場および上場維持、本香港投資信託もしくはサブ・ファンドの承認もしくは認可の取得および維持またはかかる上場の承認もしくは認可に関連してなされた約束もしくは締結された契約の履行もしくはかかる上場の承認もしくは認可に適用される規則の遵守に関する費用および経費、(l)本香港投資信託または当該サブ・ファンドの終了および資産運用会社が同意する追加的な役務の提供について受託会社が請求する費用および経費、(m)資産運用会社が別段の決定をした場合を除き、信託証書に基づき受益者に支払いを行う際に発生する銀行手数料、(n)資産運用会社が同意した保証人の報酬(サブ・ファンドの保証人として行為する受託会社または受託会社の関係者に対する報酬を含みます。)、(o)指数の使用に関し、当該指数の所有者に対して支払う使用料および費用、(p)一または複数のサブ・ファンドを代理して受託会社が全額出資する会社の設立、存続および運営に係る報酬および費用、(q)上記の一般性を損なうことなく、純資産価額ならびにサブ・ファンドに係る受益証券の発行価格および償還価格の発表に係る一切の費用、信託証書の規定に基づく一切の計算書、決算書および報告書の作成、印刷および配布に係る一切の費用(監査人報酬を含みます。)、本目論見書の作成および印刷に係る費用、ならびに資産運用会社が受託会社と協議のうえ、いずれかの政府当局その他の規制機関の法令または指令(法的拘束力の有無を問いません。))の改正もしくは導入またはユニット・トラストに関する規約の条項の遵守にあたりまたはこれらに関連して発生したものと判断したその他の費用、(r)受託会社および/または資産運用会社が、自己の職務遂行により本香港投資信託の管理に伴い適正に支出されたと判断するその他一切の合理的な費用、手数料および経費、(s)資産運用会社、受託会社、監査人もしくは本香港投資信託に対して役務を提供するその他の主体の退任もしくは解任または新たな資産運用会社、受託会社、監査人もしくは本香港投資信託に対して役務を提供するその他の新たな役務提供者の任命に関連して発生する一切の報酬および費用、ならびに(t)一般法に基づき受託会社が本香港投資信託に請求する権利を有するものと認められる一切の手数料、費用、経費および支出。

設立費用

資産運用会社および受託会社が本香港投資信託およびその当初サブ・ファンドである本香港ETFを設立するにあたり発生する費用および経費の額は2.5百万香港ドルと想定されています。かかる費用は、資産運用会社が別段の決定を行った場合を除き、本香港ETFがこれを負担し、本香港投資信託の最初の5会計年度(資産運用会社がこれより短い期間が妥当であると判断した場合は除きます。)で償却されます。

その後設立される各サブ・ファンドの設立費用は、当該サブ・ファンドがこれを負担し、資産運用会社が決定し、本書に定める期間で償却されます。

() サブ・ファンド

運用報酬および業務報酬

資産運用会社は、日々発生し、各取引日に算定され、毎月後払いされる運用報酬を受領する権利を有します。現在の料率は本香港ETFの純資産価額の0.99%(年率)となっています。

受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬

受託会社は、本香港ETFの純資産価額の1%(年率)を上限とする報酬を受領する権利を有します。現在の受託会社報酬は、本香港ETFの純資産価額に対する百分率(年率)で計算され、純資産価額の最初の200百万人民元に対して0.16%、次の純資産価額1,000百万人民元に対して0.14%、次の純資産価額1,000百万人民元に対して0.12%、次の純資産価額1,000百万人民元に対して0.10%、残りの純資産価額に対して0.08%(いずれも年率)となります。受託会社報酬は日々発生し、各取引日に算定され、毎月後払いされますが、最低報酬月額は40,000人民元とします。

受託会社報酬には、保管会社および中国保管会社に対して支払われる報酬も含まれます。

受託会社はまた、受益者名簿管理人の資格において、取引1件につき、1指定参加者当たり120人民元の報酬を受領する権利を有します。

受託会社は、自己が負担した一切の立替金についても、本香港ETFの資産から弁済を受けることができます。

事務代行会社報酬

事務代行会社は、調整報酬月額として、資産運用会社から5,000香港ドルを受領する権利を有します。1か月に満たない期間についての調整報酬は、資産運用会社が日割計算を行ったうえで支払われます。

本香港ETFに係るその他の手数料等

本香港ETFが支払うべきその他の手数料等については、上記「(i)本香港投資信託-その他の手数料等」をご参照下さい。

本香港ETFの設立費用

本香港ETFの設立費用については、上記「(i)本香港投資信託-設立費用」をご参照下さい。

(4)【その他の手数料等】

その他の手数料等については、上記「第二部 第1 4(3)管理報酬等」をご参照下さい。

(5)【課税上の取扱い】

投資家は、自らの法域における関連法に基づく本香港ETF受益証券の取得、保有、償却、譲渡または売却の効果(税効果、印紙の貼付および押印に関する要件ならびに為替管理を含みます。)について、自らの専門的な財務アドバイザーにご相談下さい。投資家に対する税金控除の適用の有無およびその控除額を含むかかる効果は、各投資家の市民権、居住地、住所地または設立地の国の法律および慣習ならびに各人の個々の状況に応じて異なります。

() 日本

該当事項はありません。

() 香港

サブ・ファンド

利益税

サブ・ファンドは、証券先物条例第104条に基づき集団投資スキームとして認可されることにより、香港において認可された活動を行ううえでは、香港の利益税の課税を免除されます。

印紙税

1999年10月20日に庫務署秘書長によって発出された課税免除命令に基づき、指定参加者が現物設定のみを採用するサブ・ファンドの受益証券の割当てに対する対価として、当該サブ・ファンドにバスケットを譲渡する際に課税される香港印紙税(固定印紙税および従価印紙税)は、免税または還付されます(発行市場における場合)。同様に、サブ・ファンドの受益証券の償還時に現物償還のみを採用するサブ・ファンドが指定参加者にバスケットを譲渡する際に課税される香港印紙税も免税または還付されます(発行市場における場合)。

受益者

サブ・ファンドに係る受益証券の処分/償還に伴う利益に係る利益税は、もっぱら香港において取引または事業を行う受益者に対して、かかる香港における取引または事業により収益の性質を有する利益が生じた場合に課税されません。

受益者が本香港ETF受益証券への投資により受領する分配金は、通常、香港における(源泉徴収その他の方法による)課税の対象にはなりません。

印紙税

サブ・ファンドの受益証券の譲渡取引のために2015年2月13日以降に実施される譲渡については、2015年印紙税(改正)条例に基づき印紙税は放棄されます。

() 中国

中国への投資を行うサブ・ファンドは、中国における源泉徴収税その他の税金の課税対象となることがあります。中国の税務および関連するリスクの詳細については、上記「第二部 第1 3(1)リスク要因-中国に関連するリスク要因」の「中国税務上の検討」の項に記載のリスク要因をご参照下さい。

中国の税金に対する引当金

中国の税務および関連するリスクの詳細については、上記「第二部 第1 3(1)リスク要因-中国に関連するリスク要因」の「中国税務上の検討」の項に記載のリスク要因をご参照下さい。

資産運用会社は、QFIIおよびRQFIIに対する課税規則に関する財税[2014]第79号に基づき中国財政部および中国国家税務総局が共同で発表した最近の通達に鑑み、2014年11月17日以降は、中国A株式の売買から発生する未実現および実現キャピタル・ゲイン総額に対してWIT引当金を計上しません。

2014年11月17日より前にRQFIIを通じて行った中国A株式の売買から生じた実現キャピタル・ゲイン総額については、関連取決めにに基づき、税務上の香港居住者に一定の免税措置が適用されます。かかる免税措置の1つは、税務上の香港居住者が税務上の中国居住者である企業から株式の譲渡を受けた場合に生じたキャピタル・ゲインは、以下のいずれかに該当する場合に限り、中国において課税されるというものです。

- ・ 当該税務上の中国居住者である企業の資産の50パーセント以上が、直接または間接に、中国国内に所在する不動産によって構成されていること（「不動産の構成比が高い企業」）。
- ・ 当該税務上の香港居住者が譲渡前12か月間のいずれかの時点で、当該税務上の中国居住者である企業の株式の25パーセント以上を保有していること。

関連する中国の税規制に基づき香港の納税者が関連取決めに基づく免税を享受するためには、事前に管轄中国税務当局の承認を得る必要があります。また、かかる承認取得のために、香港内国歳入庁（「IRD」）が発行する税務上の香港居住者証明書（「HKTRC」）を管轄中国税務当局に提出しなければなりません。

資産運用会社は、本香港ETFに代わってHKTRCの発行申請をIRDに対して行い、本香港ETFの設定日から2014年12月31日終了暦年までの各暦年について本香港ETFのHKTRCを取得しました。かかるHKTRCは、関連取決めに基づく、不動産の構成比が高い企業以外の企業が発行する中国A株式の売買から生じた実現キャピタル・ゲイン総額に対する免税を申請するために上海税務当局に提出されました。

資産運用会社は、RQFIIとして、上海税務当局の要請に従い、2015年9月に、不動産の構成比が高い企業が発行する中国A株式の売買から生じた実現キャピタル・ゲイン総額について支払われるべきWITを申告し、関連取決めに基づく、不動産の構成比が高い企業以外の企業が発行する中国A株式の売買から生じた実現キャピタル・ゲイン総額に対するWITの免税を申請するために、本香港ETFに代わって、請求された情報および書類を中国税務当局に提出しました。本香港ETFが関連取決めに基づく利益を享受する資格を有することについて上海税務当局から承認を取得するための申請の一環として、上記の本香港ETFのHKTRCも同時に提出されました。

上海税務当局は、上記の本香港ETFによる税申告および租税条約の適用申請の検討を完了し、公式ホームページ上で、租税条約の適用申請の結果を本香港ETFに通知する文書を公表しました。同文書には、上海税務当局が本香港ETFの提出した租税条約の適用申請を承認する旨記載されています。これに伴い、2014年11月17日より前に行われた中国A株式（不動産の構成比が高い企業が発行する中国A株式を除きます。）の譲渡により本香港ETFが稼得した実現キャピタル・ゲイン総額は、関連取決めに基づくWITの免税適格となります。その後、本香港ETFは、設定日から2014年11月14日まで（同日を含みます。）の期間に不動産の構成比が高い企業が発行した中国A株式の処分により本香港ETFが稼得した実現キャピタル・ゲイン総額に対するWITを納付しました。本書の日付現在、上記期間中に本香港ETFが行った中国A株式の処分により生じたキャピタル・ゲインについて、追加の引当金の計上は行っていません。

投資家におかれては、上記の税申告および租税条約の適用が、提出時においてな上海税務当局の税規則および税実務に従っていることにご注意ください。本香港ETFの純資産価額については、新たな税規制の遡及適用や、当該税規制の中国税務当局による解釈の変更を含むの税務上の変化を考慮して今後調整の必要が生じる可能性があります。

中国の税規則が変更され、遡及的に課税される可能性があることにもご注意ください。最終的な租税債務や受益証券の申込および/または換金時期により、受益者に不利益が生じる場合があります。受益者におかれては、本香港ETFへの投資に係る自らの税務ポジションについて、ご自身の税務顧問にご相談ください。

5【運用状況】

本香港ETFの運用状況は、以下のとおりです。

（1）【投資状況】

(2016年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 人民元	投資比率(%)
株式	中国	18,623,245,931.04 (318,085,040,502円)	98.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		194,238,089.50 (3,317,586,569円)	1.03

合計(純資産)	18,817,484,020.54 (321,402,627,071円)	100
---------	---	-----

(注) 投資比率とは、本香港ETFの純資産に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年4月30日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	数量	業種 (株式の場合)	金利(%) / 償還期限 (債券の場合)	帳簿価額		時価 (人民元)		投資比率 (%)
							単価	合計金額	単価	合計金額	
1	平安保険-A (PING AN INSURANCE GROUP CO-A)	中国	株式	51,785,840	金融	該当なし	該当なし	該当なし	32.04	1,659,218,313.60	8.82
2	興業銀行-A (INDUSTRIAL BANK CO LTD -A)	中国	株式	77,154,349	金融	該当なし	該当なし	該当なし	16.12	1,243,728,105.88	6.61
3	中国民生銀行-A (CHINA MINSHENG BANKING-A)	中国	株式	131,320,963	金融	該当なし	該当なし	該当なし	9.3	1,221,284,955.90	6.49
4	招商銀行-A (CHINA MERCHANTS BANK-A)	中国	株式	66,571,916	金融	該当なし	該当なし	該当なし	17.75	1,181,651,509.00	6.28
5	上海浦東發展銀行-A (SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A)	中国	株式	55,609,174	金融	該当なし	該当なし	該当なし	17.83	991,511,572.42	5.27
6	万科企業-A (CHINA VANKE CO LTD -A)	中国	株式	40,362,768	金融	該当なし	該当なし	該当なし	19.54	788,688,486.72	4.19
7	中信証券-A (CITIC SECURITIES CO-A)	中国	株式	43,713,088	金融	該当なし	該当なし	該当なし	16.44	718,643,166.72	3.82
8	貴州茅台-A (KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A)	中国	株式	2,542,027	生活消費財	該当なし	該当なし	該当なし	251.2	638,557,182.40	3.39
9	農業銀行-A (AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A)	中国	株式	198,449,047	金融	該当なし	該当なし	該当なし	3.12	619,161,026.64	3.29
10	北京銀行-A (BANK OF BEIJING CO LTD -A)	中国	株式	50,607,733	金融	該当なし	該当なし	該当なし	10.3	521,259,649.90	2.77
11	中国工商銀行-A (IND & COMM BK OF CHINA-A)	中国	株式	121,332,653	金融	該当なし	該当なし	該当なし	4.26	516,877,101.78	2.75
12	交通銀行-A (BANK OF COMMUNICATIONS CO-A)	中国	株式	94,935,747	金融	該当なし	該当なし	該当なし	5.38	510,754,318.86	2.71

13	海通証券-A (HAITONG SECURITIES CO LTD-A)	中国	株式	33,729,003	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	15.03	506,946,915.09	2.69
14	中国中車-A (CRRC CORP LTD-A)	中国	株式	43,855,573	工業	該当なし	該当 なし	該当 なし	9.45	414,435,164.85	2.20
15	中国銀行-A (BANK OF CHINA LTD-A)	中国	株式	118,549,209	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	3.35	397,139,850.15	2.11
16	中国太保-A (CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A)	中国	株式	14,164,899	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	27.61	391,092,861.39	2.08
17	中国建筑-A (CHINA STATE CONSTRUCTION -A)	中国	株式	67,482,952	工業	該当なし	該当 なし	該当 なし	5.51	371,831,065.52	1.98
18	平安銀行-A (PING AN BANK CO LTD-A)	中国	株式	33,810,075	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	10.57	357,372,492.75	1.90
19	美的集团-A (MIDEA GROUP CO LTD-A)	中国	株式	9,840,131	一般消費財	該当なし	該当 なし	該当 なし	32.1	315,868,205.10	1.68
20	中国船舶重工-A (CHINA SHIPBUILDING INDUSTR-A)	中国	株式	49,560,533	工業	該当なし	該当 なし	該当 なし	6.3	312,231,357.90	1.66
21	中国光大銀行-A (CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A)	中国	株式	78,371,699	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	3.65	286,056,701.35	1.52
22	上汽集团-A (SAIC MOTOR CORP LTD-A)	中国	株式	13,026,324	一般消費財	該当なし	該当 なし	該当 なし	20.34	264,955,430.16	1.41
23	中国石化-A (CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A)	中国	株式	53,760,402	エネルギー	該当なし	該当 なし	該当 なし	4.87	261,813,157.74	1.39
24	中国建設銀行-A (CHINA CONSTRUCTION BANK-A)	中国	株式	50,899,466	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	4.69	238,718,495.54	1.27
25	中国中鉄-A (CHINA RAILWAY GROUP LTD-A)	中国	株式	31,448,048	工業	該当なし	該当 なし	該当 なし	7.48	235,231,399.04	1.25
26	華泰証券-A (HUATAI SECURITIES CO LTD-A)	中国	株式	12,899,952	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	17.41	224,588,164.32	1.19

27	広発証券-A (GF SECURITIES CO LTD-A)	中国	株式	12,982,027	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	15.81	205,245,846.87	1.09
28	申万宏源集団-A (SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A)	中国	株式	23,402,725	金融	該当なし	該当 なし	該当 なし	8.4	196,582,890.00	1.04
29	大秦鉄道-A (DAQIN RAILWAY CO LTD -A)	中国	株式	29,947,882	工業	該当なし	該当 なし	該当 なし	6.54	195,859,148.28	1.04
30	中国聯合通信-A (CHINA UNITED NETWORK-A)	中国	株式	47,684,571	電気通信 サービス	該当なし	該当 なし	該当 なし	4.04	192,645,666.84	1.02

主要銘柄の種類別及び業種別の投資比率

(2016年4月30日現在)

種類別及び業種別		投資比率(%)
株式	金融	72.33
	一般消費財	4.92
	生活消費財	3.39
	工業	10.51
	エネルギー	3.16
	素材	0.74
	公益事業	1.25
	ヘルスケア	0.49
	電気通信サービス	1.02
	情報技術	1.16
合計	98.97	

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

各計算期間の末日、2015年5月から2016年4月までの間の各月末日および本書の提出日の直近日の純資産総額および1口当たり純資産額の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産額	
	(人民元)	(円)	(人民元)	(円)
第1計算期間の末日 (2012年12月31日)	16,772,831,681.40	286,479,965,118	8.2890	142
第2計算期間の末日 (2013年12月31日)	20,863,824,165.00	356,354,116,738	7.1451	122
第3計算期間の末日 (2014年12月31日)	30,196,914,185.00	515,763,294,280	11.3972	195
第4計算期間の末日 (2015年12月31日)	18,331,141,985.70	313,095,905,116	10.6887	183
2015年5月末日	22,333,431,273.69	381,455,006,155	13.3613	228
2015年6月末日	24,621,866,935.75	420,541,487,263	12.7475	218
2015年7月末日	18,741,833,484.81	320,110,515,921	11.0441	189
2015年8月末日	16,690,401,519.39	285,072,057,951	9.9348	170
2015年9月末日	17,932,921,153.07	306,294,293,294	9.4409	161
2015年10月末日	21,666,110,035.20	370,057,159,401	10.1576	173
2015年11月末日	19,226,234,531.69	328,384,085,801	10.3478	177
2015年12月末日	18,331,141,985.70	313,095,905,116	10.6887	183
2016年1月末日	14,610,947,259.60	249,554,979,194	8.7438	149
2016年2月末日	15,481,621,774.27	264,426,099,905	8.5818	147
2016年3月末日	18,917,386,665.28	323,108,964,243	9.4753	162
2016年4月末日	18,817,484,020.54	321,402,627,071	9.3970	161
2016年5月9日	17,612,675,002.21	300,824,489,038	9.1518	156

証券取引所における取引価格の推移

	香港取引所取引価格(1口当たり終値)	
	(人民元)	(円)
第1計算期間の末日 (2012年12月31日)	8.60	147
第2計算期間の末日 (2013年12月31日)	7.14	122
第3計算期間の末日 (2014年12月31日)	11.08	189
第4計算期間の末日 (2015年12月31日)	10.58	181
2015年5月末日	13.44	230
2015年6月末日	12.74	218
2015年7月末日	10.98	188
2015年8月末日	9.54	163
2015年9月末日	9.36	160
2015年10月末日	10.12	173
2015年11月末日	10.26	175
2015年12月末日	10.58	181
2016年1月末日	8.77	150
2016年2月末日	8.58	147
2016年3月末日	9.47	162
2016年4月末日	9.36	160
2016年5月9日	9.04	154

【分配の推移】

	人民元	円
第1計算期間 (自 2012年8月23日 至 2012年12月31日)	該当なし	該当なし
第2計算期間 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	336,840,000.00	5,753,227,200

第3計算期間 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	1,416,240,000.00	24,189,379,200
第4計算期間 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	413,750,000	7,066,850,000

【収益率の推移】

期別	収益率(%) (注)
第1計算期間 (自 2012年8月23日 至 2012年12月31日)	13.39
第2計算期間 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	-12.34
第3計算期間 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	63.41
第4計算期間 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	-4.03

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間の末日の本香港ETFの1口当たり純資産額(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 前計算期間の末日の1口当たり純資産額(第1計算期間の場合、1口当たり当初発行価格)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

各計算期間中の販売および買戻しの実績ならびに当該計算期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数(口)	買戻口数(口)	発行済口数(口)
第1計算期間 (自 2012年8月23日 至 2012年12月31日)	2,023,500,000	0	2,023,500,000
第2計算期間 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	1,070,000,000	173,500,000	2,920,000,000
第3計算期間 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	2,877,500,000	3,148,000,000	2,649,500,000
第4計算期間 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	2,564,500,000	3,499,000,000	1,715,000,000

(注) 日本における販売および買戻しは行われておりません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）【海外における販売手続等】

サブ・ファンドへの投資

現在、サブ・ファンドへの投資方法は2種類あります。

発行市場における投資

- ・ 発行市場投資家は、指定参加者または(指定参加者に口座を開設している)株式仲買人に対して、自らを代理して設定申込または償還申込を行うよう申請することができます。
- ・ 投資金額(すなわち、申込単位)によっては、発行市場において指定参加者を通じてサブ・ファンドに係る受益証券の設定または償還を行うことが要求されます。この投資方法は、機関投資家およびプロ投資家により適しています。
- ・ 指定参加者は、サブ・ファンドに係る受益証券の設定または償還に係る設定申込または償還申込を当該サブ・ファンドに対して直接行うことができます。

設定申込に係る手続については、下記「申込単位による設定および償還(発行市場)」をご参照下さい。指定参加者によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還は、信託証書、運営規則および当該参加契約に従って行われます。

流通市場(SEHK)における投資

- ・ 流通市場投資家は、SEHKの流通市場においてサブ・ファンドに係る受益証券の売買を行うことができます。この投資方法は、投資金額が小さいことから個人投資家により適しています。
- ・ サブ・ファンドに係る受益証券は、SEHKにおいて、当該サブ・ファンドに係る受益証券の純資産価額に対して割増価格または割引価格で取引することができます。

SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の売買に関する詳細については、下記「SEHK(流通市場)におけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引」をご参照下さい。

申込単位による設定および償還(発行市場)

一般

本項は、本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還に関する一般的な情報を記載しています。サブ・ファンドに関する詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

サブ・ファンドがデュアル・カウンターを採用している場合、指定参加者は、資産運用会社と取り決めることにより、CCASSに対して、自らが設定するサブ・ファンドに係る受益証券を人民元カウンターまたは香港ドルカウンターのいずれに預託するかを選択を行うことができますが、すべてのサブ・ファンドに係る受益証券の現金による設定および償還は、常に当該サブ・ファンドの基準通貨建てで行わなければなりません。

発行市場投資家による申請

発行市場投資家とは、指定参加者または(指定参加者に口座を有する)株式仲買人に対して、自らを代理して申込みを行うよう申請する投資家をいいます。

各当初指定参加者は、資産運用会社に対して、(i)通常の市場環境であること、(ii)当該指定参加者と発行市場投資家の間で申請の取扱いに係る報酬に関する合意が交わされること、ならびに(iii)マネー・ロンダリングの防止および/または顧客の本人確認に関する手続きおよび要件が履行されることを前提として、一般的に、自らの顧客である発行市場投資家からの設定または償還申請を受理し、実行する意思を有することを表明しています。ただし、下記の例外的な場合においてはこの限りではありません。投資家におかれては、資産運用会社は本香港投資信託の運営を注意深く監視する義務を負っているものの、受託会社および資産運用会社のいずれも、指定参加者に対して、発行市場投資家からの設定または償還申請を受理するよう強制する権限は有しないことにご注意ください。個人投資家である発行市場投資家は、指定参加者に口座を有する株式仲買人を通じて行う場合に限り、設定または償還申請を行うことができます。

また、指定参加者は、誠実に行為することを前提として、例外的な場合においては、自らの顧客である発行市場投資家からの設定または償還申請を拒否する権利を留保します。かかる例外的な場合とは以下の場合を含みますが、これらに限定されません。

- (a) 信託証書の規定に基づき、(i)サブ・ファンドに係る受益証券の設定もしくは発行、(ii)サブ・ファンドに係る受益証券の償還および/または(iii)サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間に該当する場合
- (b) 市場混乱事由、市場における不正行為の疑いまたは当該参照指標に含まれるインデックス構成銘柄に係る取引停止等の取引規制または取引制限が存在する場合

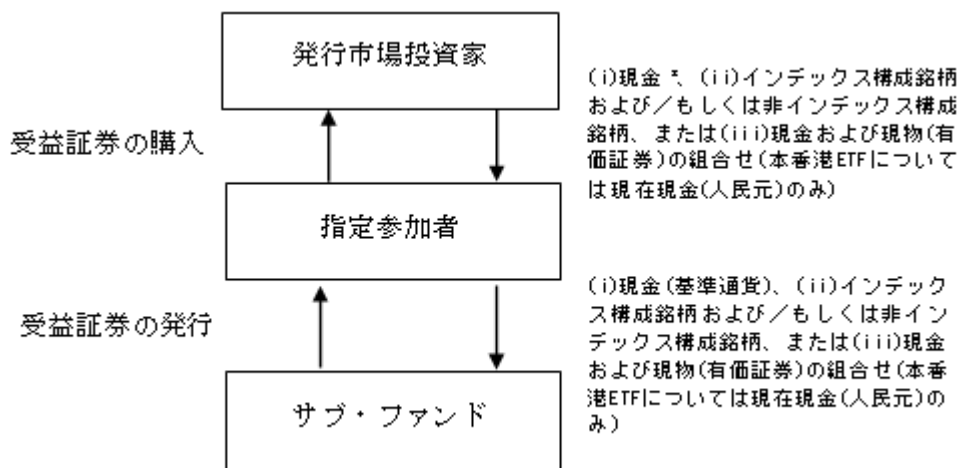
(c) 設定または償還申請を受理することにより、指定参加者が、何らかの規制上の制限もしくは要件、または指定参加者および/もしくはそのいずれかの関係者の法令遵守もしくは内部統制に係る内部規則もしくは要件に違反することとなる場合

(d) あらゆる実質的な目的において設定または償還申請を処理することが不可能となる、指定参加者の支配の及ばない事由が生じた場合

投資家におかれては、サブ・ファンドに係る受益証券の設定または償還の申込みを取り次ぐ指定参加者および株式仲買人が、所定よりも早い取引期限を設定することがあること、申込みに際し追加的な関係書類の提出を求められることがあること、および本目論見書においてサブ・ファンドについて定められたものとは異なる内容の取引手続を採用することがあることにご注意下さい。例えば、指定参加者または株式仲買人が設定する取引期限は、本目論見書においてサブ・ファンドについて定められた取引期限よりも早期に到来することがあります。したがって、投資家におかれては、適用ある取引手続について、場合に応じて該当の指定参加者または株式仲買人にご確認ください。

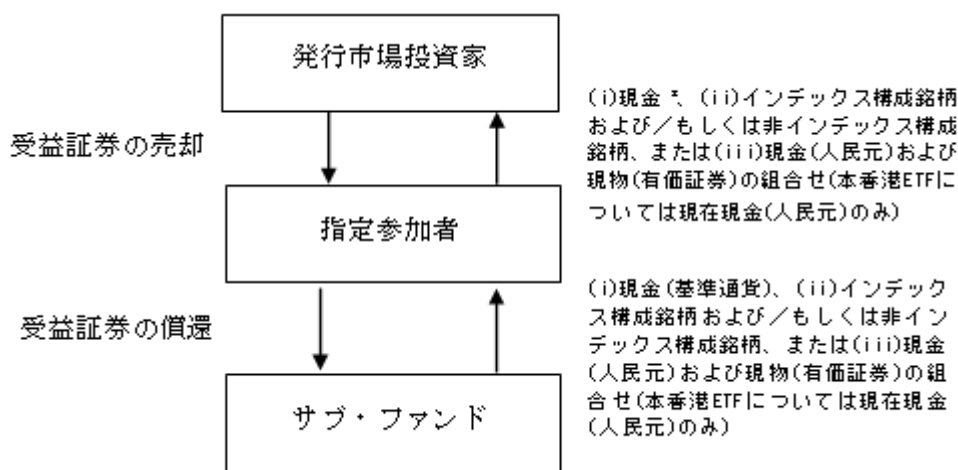
指定参加者および株式仲買人はまた、発行市場投資家からの設定または償還申請の取扱いに際し、投資費用を増加させるかつ/または償還金を減少させるような報酬および手数料を課することがあります。かかる報酬および手数料は通常、当該サブ・ファンドの基準通貨または指定参加者および株式仲買人が決定するその他の通貨建てで支払われます。指定参加者および株式仲買人はまた、発行市場投資家によるサブ・ファンドに係る受益証券の保有に対して追加的な条件および制限を課することがあり、かつ/またはその内部方針に基づき、発行市場投資家からの設定または償還申請の受理もしくは拒否を判断することがあります。資産運用会社は本香港投資信託の運営を注意深く監視する義務を負っているものの、受託会社および資産運用会社のいずれも、指定参加者または株式仲買人に対して、特定の顧客との間で合意した報酬その他の占有情報もしくは秘密情報を資産運用会社もしくは受託会社に対して開示すること、または第三者からの申込みに係る申請を受理することを強制する権限を有しないことにご注意下さい。適用ある報酬、費用その他の条件については、該当の指定参加者または株式仲買人にご確認ください。

以下の図は、発行市場投資家の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行の流れを示したものです。



* 発行市場投資家は、決済通貨について指定参加者との間で合意することができます。

以下の図は、発行市場投資家の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の償還の流れを示したものです。



* 発行市場投資家は、決済通貨について指定参加者との間で合意することができます。

発行市場投資家は、当該指定参加者が採用するサブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還の方法について当該指定参加者にご相談下さい。

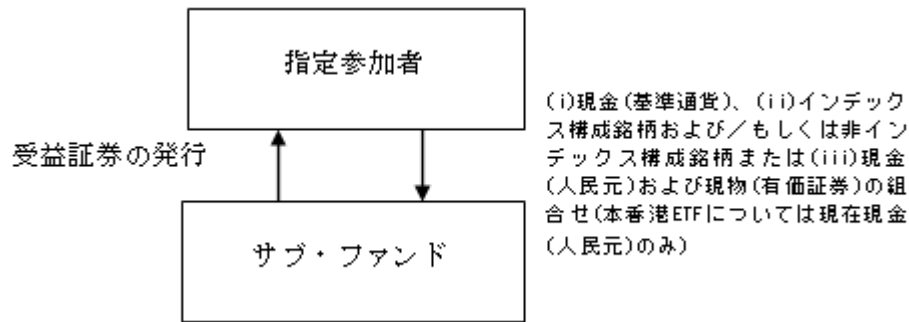
指定参加者による設定申込

資産運用会社が受託会社と協議のうえ別段の決定をした場合を除き、当初募集期間中または申込単位もしくはその整数倍を構成するサブ・ファンドに係る受益証券の取引日において、指定参加者または指定参加者代理人（該当する場合）のみが、信託証書および当該参加契約の規定に従い、ある取引日について設定申込を行うものとします。サブ・ファンドの申込単位については、本書の該当箇所をご参照下さい。

当初募集期間、取引期限およびサブ・ファンドに係る受益証券の設定申込に関するその他の関連情報の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。取引期限が経過した後に受領された設定申込は、翌取引日に受領されたものとみなされます。ただし、資産運用会社は、その合理的な支配の及ばないシステム障害または自然災害が発生した場合において、当該サブ・ファンドの他の受益者の利益を考慮したうえで受託会社の承認を得ることにより、取引期限の経過後に受領されたある取引日に係る申込みについて、かかる申込みが当該取引日の評価時より前に受領されたのであれば、これを受理する裁量権を行使することができます。上記にかかわらず、受託会社の合理的な判断において、受託会社の運営上の仕様がかかる申込みの受理に対応していない場合は、資産運用会社は申込みを受理する裁量権を行使することはできません。

現在、本香港ETFの受益証券について、資産運用会社は現金払込みによる設定のみを認めています。

以下の図は、指定参加者の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行の流れを示したものです。



受益証券の設定手続

一般事項

一度提出された設定申込は、資産運用会社の同意なく取消しまたは撤回することはできません。

有効に設定申込を行うためには、信託証書、運営規則および当該参加契約に定めるサブ・ファンドに係る受益証券の設定に係る要件を遵守するとともに、受託会社および/または資産運用会社とその絶対的な裁量において要求する証書および法律意見書を添付しなければなりません。

受益証券の設定方法

資産運用会社が有効な設定申込を受理することにより、資産運用会社および/または資産運用会社が当該目的のために適式に任命した者は、受託会社に対して、本香港投資信託の計算で、申込単位またはその整数倍による、あるクラスのサブ・ファンドに係る受益証券の設定を行うよう指図する排他的な権利を有します。かかる設定は、当該指定参加者が、受託会社に対してまたはその計算で、以下のものを引き渡すことと引換えに行われます。

(a) 当該申込対象バスケット価額に相当する現金(預託資産として会計処理されるものとします。)、資産運用会社は、かかる現金を一または複数のバスケットを構成するインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の購入に充当します。資産運用会社はまた、その単独の裁量において、各指定参加者に対して、(当該サブ・ファンドの計算で)、税金および手数料に対する適切な引当金(当該インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の購入に適用される(または将来の購入に適用されると予測される)印紙税その他の取引費用または税金に対する引当金を含みますが、これに限定されません。)となる追加金額を請求する権利を有するものとします。

および

(b) 現金部分が正数である場合は、当該現金部分の金額に相当する現金、現金部分が負数である場合は、受託会社が当該指定参加者に対して、当該現金部分の金額(正数で表示されます。)に相当する現金を支払わなければならないものとします。当該サブ・ファンドが、当該サブ・ファンドが支払うべき現金部分の支払いに必要な現金に不足する場合、資産運用会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの預託資産を売却するようまたは必要な現金を賈うために借入れを行うよう指図することができます。

現金払込みによる設定のみが採用されている場合の払込条件

現金払込みによる設定が採用されている場合、資産運用会社は現在、当該サブ・ファンドの基準通貨建ての現金による払込みのみを受理しています(デュアル・カウンターを採用するサブ・ファンドの場合も同様です。)、デュアル・カウンターの有無にかかわらず、現金払込みによる設定にあたり指定参加者が払い込むべき現金は、サブ・ファンドに係る受益証券がCCASSに人民幣で取引される受益証券として預託されているか、香港ドルで取引される受益証券として預託されているかにかかわらず、当該サブ・ファンドの基準通貨建てでなければなりません。人民幣カウンターおよび香港ドルカウンターのいずれにおいて預託される場合であっても、サブ・ファンドに係る受益証券の設定の流れに違いはありません。

資産運用会社は、現金払込みによる設定に関し、以下の価格の差異について本香港投資信託を補償またはこれに弁済するために、税金および手数料に相当する追加金額の支払いを指定参加者に要求する権利を留保します。

(a) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の発行を目的として当該サブ・ファンドについて本香港投資信託の当該インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄を評価する際に使用した価格

(b) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の発行により当該サブ・ファンドについて本香港投資信託が受領する現金額をもって、当該サブ・ファンドについて本香港投資信託が同一のインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄を取得するとしたら、取得の際に使用されるであろう価格

指定参加者は、かかる追加金額を該当する投資家に転嫁することができます。

基準通貨および受益証券の発行

サブ・ファンドに係る受益証券は、(資産運用会社が別段の決定をした場合を除き)当該サブ・ファンドの基準通貨建てとなります。受託会社は、端数のサブ・ファンドに係る受益証券の設定または発行は行わないものとします。サブ・ファンドに係る受益証券が設定された場合、資産運用会社は受託会社に対して、当該サブ・ファンドの計算で、受益証券を当該指定参加者に発行するよう指図します。各サブ・ファンドの基準通貨については、本書の該当箇所をご参照下さい。

発行価格

サブ・ファンドに係る受益証券の発行価格については、本書の該当箇所をご参照下さい。なお、発行価格には、指定参加者が支払うべき税金および手数料または報酬は反映されていません。

サブ・ファンドに係る受益証券の発行または売却に関して資産運用会社が代理人その他の者に支払う手数料、報酬その他の金員は、当該サブ・ファンドに係る受益証券の発行価格には加味されないものとし、本香港投資信託はかかる手数料等を負担しないものとします。

受益証券の設定および発行

ある取引日の取引期限までに設定申込が受領されまたは受領されたときみなされ、かつ受理された場合、当該設定申込に基づくサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行は、当該取引日に行われるものとします。ただし、以下のとおりとします。

- (a) もっぱら評価の目的のために、サブ・ファンドに係る受益証券は当該取引日に係る当該評価日の評価時より後に設定および発行されたものとみなされるものとします。
- (b) 受益者名簿の更新は、設定申込が受理されたときみなされる取引日に係る当該評価日の評価時より後に行われるものとします。ただし、受託会社が、いずれかの時点で、サブ・ファンドに係る受益証券の発行が信託証書の規定の不遵守に当たると判断した場合は、受益証券の受益者名簿への記載(または第三者による記載の許可)を拒否する権利を有するものとします。

設定申込に係る報酬

資産運用会社は、設定申込1件につき所定の報酬および手数料を請求する権利を有し、受託会社および/または事務代行会社もしくは転換代理人は取引手数料を請求する権利を有します。報酬および手数料等の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。かかる報酬および手数料等は、当該指定参加者またはその代理人によって支払われるものとし、当該設定申込に関して当該指定参加者に対して支払われるべき現金部分と相殺し、かかる現金部分から差し引くことができます。

設定申込の拒否

資産運用会社は、合理的かつ誠実に行為することを前提として、以下の場合(これに限定されません。)、設定申込を拒否する絶対的な権利を有します。

- (a) 信託証書の規定に基づき、(i)当該サブ・ファンドに係る受益証券の設定もしくは発行、(ii)当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還および/または(iii)当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間に該当する場合
- (b) 資産運用会社の合理的な判断において、設定申込の受理が、本香港投資信託または当該サブ・ファンドに悪影響もしくは税務上の悪影響を及ぼす場合、違法である場合、または受益者の利益に悪影響を及ぼす場合
- (c) 市場混乱事由、市場における不正行為の疑いまたは当該参照指標に含まれるインデックス構成銘柄に係る取引停止等の取引規制または取引制限が存在する場合
- (d) 設定申込を受理することにより、資産運用会社が、何らかの規制上の制限もしくは要件、または資産運用会社および/もしくはそのいずれかの関係者の法令遵守もしくは内部統制に係る内部規則もしくは要件に違反することとなる場合
- (e) 資産運用会社の支配の及ばない例外的な事由(市場の混乱または設定申込の受理が当該サブ・ファンドに重大な悪影響を与えることとなる場合等)により、設定申込を処理することが不可能である場合
- (f) 設定申込が信託証書に定める様式および方法で行われない場合
- (g) 当該指定参加者について支払不能事由が発生した場合
- (h) 設定申込に係るバスケットの構成にあたり、資産運用会社および/または本香港投資信託が入手可能なインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄に不足がある場合

ただし、資産運用会社は、本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドの受益者の利益に重大な悪影響が及ばないようにするために、受益者の利益を考慮するものとします。資産運用会社は、上記に加え、本書の該当箇所に定めるその他の場合においても設定申込を拒否することがあります。

資産運用会社は、設定申込を拒否する場合、運営規則に従い、当該指定参加者、転換代理人(該当する場合)および受託会社に対して、設定申込の拒否決定について通知するものとします。

資産運用会社が有する設定申込の拒否権は、指定参加者が、誠実に行為することを前提として、例外的な場合において当該指定参加者の顧客からの設定の申請を拒否する権利とは別個のものであり、これに追加して存在するものとします。資産運用会社は、指定参加者が顧客からの一定の設定申請を受理し、これに伴い有効な設定申込を行った場合でも、本項に定める場合に当該設定申込を拒否する権利を行使することがあります。

設定申込の取消し

受託会社は、以下の場合、資産運用会社の指図に従い、設定申込ならびに当該設定申込について設定および発行されたものとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券を取り消すことができます。

サブ・ファンドに係る受益証券と引換えに払い込まれる現金、現金部分(該当する場合)ならびに／または設定申込について支払われるべき税金および手数料その他の報酬および費用は、当該参加契約に定める時および方法において、即時現金化可能資金で受領されなければならないものとします。受託会社またはその代理人が上記のとおり即時現金化可能資金を受領しなかった場合、受託会社は、資産運用会社の指図に従い、設定申込ならびに当該設定申込により設定および発行されたものとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券を取り消すことができます。受託会社は、上記の場合に加え、運営規則に定める時までにはいずれかの設定申込に係る現金手取金を投資することができないと判断した場合にも、資産運用会社の指図に従い、設定申込ならびに当該設定申込により設定および発行されたものとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券を取り消すことができるものとします。

上記に従い設定申込ならびに設定申込により設定されたものとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券が取り消された場合、または、指定参加者が、信託証書において企図されるものとは異なる状況において、資産運用会社の承認を得て、設定申込を撤回した場合、当該サブ・ファンドに係る受益証券は、あらゆる目的において、一度も設定されなかったものとみなされ、当該指定参加者は、かかる取消しについて、資産運用会社、受託会社および／または事務代行会社もしくは転換代理人に対して何らの権利または請求権も有しないものとします。ただし、以下のとおりとします。

- (a) 交換のために預託され、受託会社に完全に帰属するバスケットを構成するインデックス構成銘柄および／もしくは非インデックス構成銘柄ならびに／または取消しの対象となったサブ・ファンドに係る受益証券について受託会社またはその代理人が受領した現金は、利息を付さずに当該指定参加者に返還されます。
- (b) 資産運用会社は、当該指定参加者に対して、受託会社の計算で、かつその利益のために、取消手数料ならびに運営規則に定めるその他の報酬および手数料を請求する権利を有します。
- (c) 資産運用会社は、その絶対的な裁量において、当該指定参加者に対して、取消しの対象となった各サブ・ファンドに係る受益証券について、当該サブ・ファンドの計算で、取消補償金を受託会社に支払うよう要求することができます。取消補償金は、当該各サブ・ファンドに係る受益証券の発行価格の、当該指定参加者が当該サブ・ファンドに係る受益証券が取り消された日において、償還申請を行っていたとしたら、当該各サブ・ファンドに係る受益証券に適用されたであろう償還価格に対する超過金額(もしあれば)とします。
- (d) 受託会社は、当該指定参加者に対して、受託会社の計算で、かつその利益のために、設定申込について支払われるべき取引手数料を請求する権利を有します。
- (e) 資産運用会社は、当該指定参加者に対して、当該サブ・ファンドの計算で、かかる設定申込の取消しによって本香港投資信託に発生した税金および手数料(もしあれば)を受託会社に支払うよう要求することができます。支払われた金員は、当該サブ・ファンドの利益のために留保されます。
- (f) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の取消しに伴い、サブ・ファンドについて従前に行われた資産の評価が再開または無効化されることはないものとします。

指定参加者による償還申込

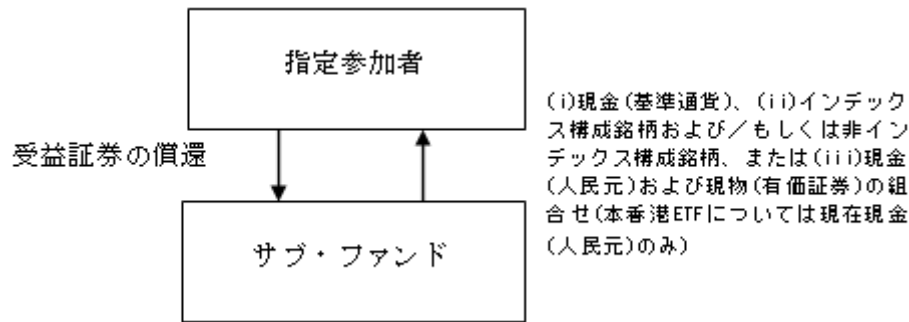
資産運用会社が受託会社と協議のうえ別段の決定をした場合を除き、申込単位またはその整数倍を構成するサブ・ファンドに係る受益証券の取引日において、指定参加者または指定参加者代理人（該当する場合）のみが、信託証書および当該参加契約の規定に従い、ある取引日について償還申請を行うものとします。

取引期限およびサブ・ファンドに係る受益証券の償還申請に関するその他の関連情報の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

取引期限が経過した後に受領された償還申請は、翌取引日に受領されたものとみなされます。ただし、資産運用会社は、その合理的な支配の及ばないシステム障害または自然災害が発生した場合において、当該サブ・ファンドの他の受益者の利益を考慮したうえで受託会社の承認を得ることにより、取引期限の経過後に受領されたある取引日に係る申込みについて、かかる申込みが当該取引日の評価時より前に受領されたのであれば、これを受理する裁量権を行使することができます。上記にかかわらず、受託会社の合理的な判断において、受託会社の運営上の仕様がかかる申込みの受理に対応していない場合は、資産運用会社は申込みを受理する裁量権を行使することはできません。

現在、本香港ETFの受益証券について、資産運用会社は現金支払いによる償還のみを認めています。

以下の図は、指定参加者の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の償還の流れを示したものです。



受益証券の償還手続

一般事項

一度提出された償還申込は、資産運用会社の同意なく取消しまたは撤回することはできません。

有効に償還申込を行うためには、信託証書、運営規則および当該参加契約に定めるサブ・ファンドに係る受益証券の償還に係る要件を遵守するとともに、受託会社および/または資産運用会社が要求する証書および法律意見書を添付しなければなりません。

償還金の支払方法

資産運用会社が有効な償還申込を受理することにより、資産運用会社は、受託会社に対して、信託証書および当該参加契約に従い、決済日に当該サブ・ファンドに係る受益証券を消却し、指定参加者に以下のものを引き渡すよう指図します。

(a) 現金による償還金。資産運用会社は、その単独の裁量において、各指定参加者に対して、(当該サブ・ファンドの計算で)、税金および手数料に対する適切な引当金(当該インデックス構成銘柄および/もしくは非インデックス構成銘柄の売却に適用される(または将来の売却に適用されると予測される)印紙税その他の取引費用または税金に対する引当金を含みますが、これに限定されません。)となる追加金額を請求する権利を有するものとします。

および

(b) 現金部分が正数である場合は、当該現金部分の金額に相当する現金。当該サブ・ファンドが、当該サブ・ファンドが支払うべき現金部分の支払いに必要な現金に不足する場合、資産運用会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの預託資産を売却するようまたは必要な現金を賙うために借入れを行うよう指図することができます。現金部分が負数である場合は、指定参加者が受託会社に対してまたは受託会社の指図に従い、当該現金部分の金額(正数で表示されます。)に相当する現金を支払わなければならないものとします。

現金支払いによる償還のみが採用されている場合の支払条件

現金支払いによる償還のみが採用されている場合、資産運用会社は現在、当該サブ・ファンドの基準通貨建ての現金による償還金の支払いのみを認めています(デュアル・カウンターを採用するサブ・ファンドの場合も同様です。)、デュアル・カウンターの有無にかかわらず、現金支払いによる償還にあたり指定参加者が受領する現金は、当該サブ・ファンドの基準通貨建てでのみ支払われます。人民元で取引されるサブ・ファンドに係る受益証券および香港ドルで取引されるサブ・ファンドに係る受益証券のいずれも、(指定参加者を通じた)償還申込によって償還することができます。指定参加者が香港ドルで取引されるサブ・ファンドに係る受益証券の償還を希望する場合であっても、人民元で取引されるサブ・ファンドに係る受益証券の場合と償還の流れには違いはありません。

資産運用会社は、現金支払いによる償還に関し、以下の価格の差異について本香港投資信託を補償またはこれに弁済するために、税金および手数料に相当する追加金額の支払いを指定参加者に要求する権利を留保します。

- (a) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還を目的として当該サブ・ファンドについて本香港投資信託の当該インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄を評価する際に使用した価格
- (b) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還により当該サブ・ファンドについて本香港投資信託が支払わなければならない現金額を実現するために当該サブ・ファンドについて本香港投資信託が同一のインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄を売却するとしたら、売却の際に使用されるであろう価格

指定参加者は、かかる追加金額を該当する投資家に転嫁することができます。

償還価格

サブ・ファンドに係る受益証券の償還価格については、本書の該当箇所をご参照下さい。なお、償還価格には、指定参加者が支払うべき税金および手数料または報酬は反映されていません。

償還金の支払い

(i)適式に作成された償還申込の受領から(ii)当該指定参加者に対する償還金(当該サブ・ファンドの基準通貨建ての現金に限ります。)の支払いまでにかかる期間は、最長でも1暦月を超えてはならないものとします。ただし、当該サブ・ファンドの投資の大部分が行われている一または複数の市場が法律または規制上の要件(外貨管理等)の適用を

受け、その結果、上記期間内に償還金の支払いを行うことが現実的でない場合は除きます。この場合は、委員会の事前の承認を得ることを前提として、支払いを延期することができますが、償還金の支払いに係る延長期間は、当該市場特有の事情に照らして必要な追加の時間を反映した期間であるものとします。上記を前提として、現金による償還金の支払いは通常、当該取引日から3営業日以内に行われます。

償還申込の拒否

資産運用会社は、合理的かつ誠実に行為することを前提として、例外的な場合において償還申込を拒否し、または異なる最低償還単位要件を課す絶対的な権利を有します。かかる例外的な場合とは、以下の場合を含みますが、これらに限定されません。

- (a) 信託証券の規定に基づき、(i)当該サブ・ファンドに係る受益証券の設定もしくは発行、(ii)当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還および/または(iii)当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間に該当する場合
- (b) 資産運用会社の合理的な判断において、償還申込の受理が、本香港投資信託または当該サブ・ファンドに悪影響を及ぼす場合
- (c) 市場混乱事由、市場における不正行為の疑いまたは当該参照指標に含まれるインデックス構成銘柄に係る取引停止等の取引規制または取引制限が存在する場合
- (d) 償還申込を受理することにより、資産運用会社が、何らかの規制上の制限もしくは要件、または資産運用会社および/もしくはそのいずれかの関係者の法令遵守もしくは内部統制に係る内部規則もしくは要件に違反することとなる場合
- (e) 資産運用会社の支配の及ばない事由(市場の混乱または償還申込の受理が当該サブ・ファンドに重大な悪影響を与えることとなる場合等)により、償還申込を処理することが不可能である場合
- (f) 償還申込が信託証券に定める様式および方法で行われない場合

ただし、資産運用会社は、本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドの受益者の利益に重大な悪影響が及ばないようにするために、受益者の利益を考慮するものとします。資産運用会社は、上記に加え、本書の該当箇所に定めるその他の場合においても償還申込を拒否することがあります。

資産運用会社は、償還申込を拒否する場合、運営規則に従い、当該指定参加者および受託会社に対して、償還申込の拒否決定について通知するものとします。

資産運用会社が有する償還申込の拒否権は、指定参加者が、誠実に行為することを前提として、例外的な場合において当該指定参加者の顧客からの償還の請求を拒否する権利とは別個のものであり、これに追加して存在するものとします。資産運用会社は、指定参加者が顧客からの償還請求を受理し、これに伴い有効な償還申込を行った場合でも、本項に定める場合に当該償還申込を拒否する権利を行使することがあります。

償還申込の繰延べ

資産運用会社はまた、ある取引日に償還されるサブ・ファンドに係る受益証券の数を、当該サブ・ファンドに係る発行済受益証券の総数(サブ・ファンドに係る受益証券の償還が申込単位の整数倍によってのみ行われるために必要な範囲で端数を切り捨てるものとします。)の10%に制限する権利を有します。この場合、かかる制限は、当該取引日に同一のサブ・ファンドに係る受益証券の償還を有効に請求した当該サブ・ファンドのすべての指定参加者が、当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還を同一の割合で受けることができるように、比例的に適用されるものとします。(本来であれば償還されるはずであったものの)償還されなかったサブ・ファンドに係る受益証券は、上記の制限に従うことを前提として繰り延べられ、当初の請求がすべて履行されるまで、直後の取引日およびその後のすべての取引日(かかる取引日についても、資産運用会社は同一の制限権を有します。)において優先的に償還されます。

受益証券の償還に係る報酬

資産運用会社は、償還申込1件につき所定の報酬および手数料を請求する権利を有し、受託会社および/または事務代行会社もしくは転換代理人(該当する場合は)は取引手数料を請求する権利を有します。報酬および手数料等の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。かかる報酬および手数料等は、当該指定参加者またはその代理人によって支払われるものとし、当該償還申込に関して当該指定参加者に対して支払われるべき現金部分または現金による償還金と相殺し、これらから差し引くことができます。

資産運用会社はまた、税金および手数料、(受託会社の計算による、その利益のための)取引手数料ならびに指定参加者が支払うべきその他の報酬、手数料および支払金に対する適切な引当金となる金額(もしあれば)を、サブ・ファンドに係る受益証券の償還により指定参加者に支払われるべき現金による償還金または現金部分から差し引き、これらと相殺することができます。

転換代理人は、各償還申込につき消却手数料を請求することができます。

償還申込に基づく受益証券の消却

有効な償還申込に基づくサブ・ファンドに係る受益証券の償還については、以下のとおりとします。

- (a) 当該サブ・ファンドの資金は、当該サブ・ファンドに係る受益証券の消却により減少したものとみなされ、また評価の目的のために、当該サブ・ファンドに係る受益証券は、償還申込が受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に係る評価日の評価時の経過後に償還および消却されたものとみなされます。

(b) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の受益者の氏名・名称は、償還申込が受理されたまたは受理されたとみなされる取引日に係る評価日の評価時の経過後に受益者名簿から削除されます。

償還申込の取消し

償還申込に関し、当該サブ・ファンドに係る受益証券に関する必要書類が当該参加契約および/または運営規則に定める時まで、かつこれらに定める方法で資産運用会社に提出されなかった場合、償還申込は一度もなされなかったものとみなされますが、当該償還申請に係る(受託会社の計算による、その利益のための)取引手数料の支払義務は存続するものとします。この場合、以下のとおりとします。

(a) 資産運用会社は、当該指定参加者に対して、受託会社の計算により受託会社に支払われるべき取消手数料ならびに運営規則に定めるその他の報酬および手数料を請求する権利を有します。

(b) 資産運用会社は、その絶対的な裁量において、当該指定参加者に対して、各サブ・ファンドに係る受益証券について、当該サブ・ファンドの計算で、取消補償金を受託会社に支払うよう要求することができます。取消補償金は、当該各サブ・ファンドに係る受益証券の償還価格の、当該指定参加者が償還申込の対象となった当該サブ・ファンドに係る受益証券に係る必要書類の提出期限となっている日において、設定申込を行っていたとしたら、当該各サブ・ファンドに係る受益証券に適用されたであろう発行価格に対する不足金額(もしあれば)とします。

(c) 償還申込の不実行に伴い、当該サブ・ファンドについて従前に行われた資産の評価が再開または無効化されることはないものとします。

ただし、資産運用会社は、受託会社と協議のうえ、自己の裁量により、自らが決定する条件(延長手数料の支払いに関するものを含みますが、これに限定されません。)に基づき決済期間を延長することができます。

設定および償還の停止

資産運用会社は、以下の期間中、自己の裁量により、受託会社に通知を行ったうえで、サブ・ファンドに係る受益証券の設定または発行を停止すること、サブ・ファンドに係る受益証券の償還を停止すること、および/または償還申込に係る金員の支払いを延期することができます。

(a) SEHKにおける取引が制限または停止されている期間

(b) インデックス構成銘柄(当該参照指標の構成要素)が主に上場されている市場または当該市場の公式の清算決済預託機関(もしあれば)が閉鎖されている期間

(c) インデックス構成銘柄(当該参照指標の構成要素)が主に上場されている市場における取引が制限または停止されている期間

(d) 資産運用会社の判断において、当該市場の公式の清算決済預託機関(もしあれば)におけるインデックス構成銘柄の決済または清算に障害が発生しているとされる期間

(e) 当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間または下記「第二部 第2 3(1)資産の評価 純資産価額の決定の停止」に定める事由が発生している期間

資産運用会社による停止の宣言をもって停止の効力が生じます。停止期間中は、以下のとおりとします。

(a) 指定参加者による申込みは行われぬものとし、当該停止期間中に該当するある取引日について申込みが受領された場合であって別途撤回されていないときは、当該申込みは停止の終了直後に受領されたものとみなされます。

(b) 当該サブ・ファンドの計算によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還は行われません。

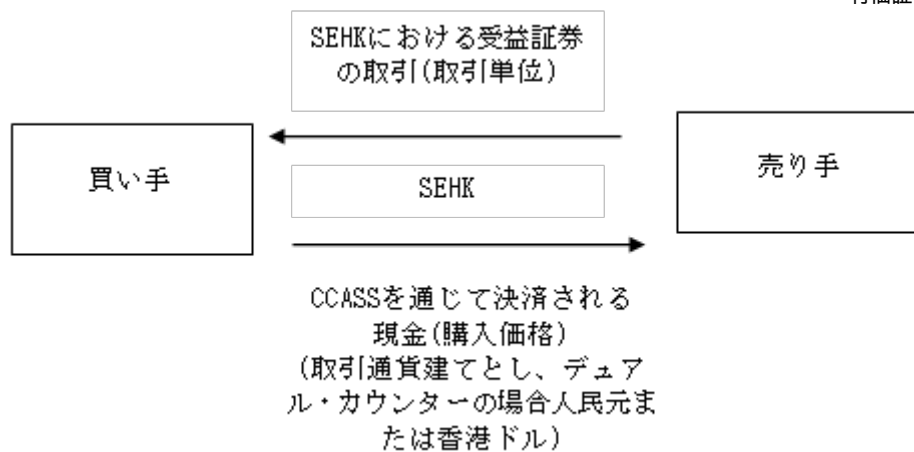
資産運用会社は、サブ・ファンドに係る受益証券の取引が停止される場合は委員会に対して届出を行い、かつ、停止の直後および停止期間中に少なくとも月に1度、自己のウェブサイトまたは自らが決定する刊行物において、停止の通知を公表するものとします。

指定参加者は、停止の宣言が行われた後およびかかる停止が終了する前のいつでも、資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより、かかる停止の前に行った申込みを撤回することができ、資産運用会社は受託会社にその旨を速やかに通知するものとします。資産運用会社が、かかる停止が終了するまでにかかる申込みの撤回の通知を受領しなかった場合、受託会社は、信託証書に従い、当該申込みの対象となるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還を行うものとし、当該申込みはかかる停止の終了直後に受領されたものとみなされます。

(i) 資産運用会社が、受託会社に通知したうえで停止の終了を宣言したとき、または(ii)いかなる場合も停止の原因となった事由が消滅した最初の営業日の翌日に、信託証書に基づき停止が認められるその他の事由が存在しない場合、当該停止は終了します。

SEHK(流通市場)におけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引

流通市場投資家は、サブ・ファンドに係る受益証券を、当該サブ・ファンドの上場日またはそれ以降、SEHKにおいて自らの株式仲買人を通じて売買することができます。以下の図は、SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引の流れを示したものです。



証券先物条例第5部にに基づき第一種規制対象業務を営む許可を取得していない香港区内の仲介業者に対して金銭を支払うべきではありません。

流通市場投資家は、取引が行われる日のいつでも、投資仲介業者に自らの保有するサブ・ファンドに係る受益証券をSEHKにおいて売却するよう注文を出すことができます。当該投資家は、保有するサブ・ファンドに係る受益証券の売却または新たな購入を行うためには、株式仲買人等の仲介業者または銀行その他の金融アドバイザーが提供する証券取引業務を利用する必要があります。

SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引価格は、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額とは異なる場合があります。当該受益証券について流動性のある流通市場が存在する保証はありません。

サブ・ファンドに係る受益証券を売却(および購入)する際には、仲介手数料、印紙税その他の報酬が課される場合があります。適用ある仲介手数料、印紙税その他の報酬の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

サブ・ファンドに係る受益証券がSEHKに上場された後も上場が維持されるという保証はありません。

取引

取引所における上場および取引

SEHKにおいて、人民元で取引される本香港ETF受益証券および香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の取引はすでに開始されています。

現在のところ、本香港ETF受益証券は、SEHKのみで上場および取引されており、本書の日付現在、それ以外の証券取引所における上場申請または取引許可取得の検討はなされていませんが、資産運用会社は、本香港ETF受益証券を表章する日本預託証券(以下「JDR」といいます。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)へのの上場申請を行い、承認を取得しました。JDRは2013年2月27日に東京証券取引所に上場されました。今後、適用あるRQFII規制(上記「第二部 第1 2(2)投資対象 人民元適格外国機関投資家(RQFII)」の項において定義されます。)に従い、SEHK以外の証券取引所に対して本香港ETF受益証券の上場申請を行う場合があります。

SEHKにおいて本香港ETF受益証券の取引が停止された場合またはSEHKにおいて全面的に取引が停止された場合、当該本香港ETF受益証券の取引を行う流通市場は存在しなくなります。

SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買

流通市場投資家は、SEHKの営業中いつでも、自らの株式仲買人を通じて、SEHKにおいて本香港ETF受益証券の売買を行うことができます。本香港ETF受益証券の売買は取引単位(またはその整数倍)によって行うことができます。現在の取引単位は、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターのいずれについても200口です。

ただし、SEHKの流通市場における取引は、流通市場における本香港ETF受益証券に係る需給動向、流動性および取引スプレッドのサイズの影響により、1日を通して変動し、また本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額とは異なる場合もある市場価格にて行われることにご注意下さい。また、その結果、流通市場における本香港ETF受益証券の市場価格は、本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額と比べて上下する可能性があります。

SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買に関する詳細については、上記「SEHK(流通市場)におけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引」をご参照下さい。

デュアル・カウンター取引

デュアル・カウンター取引の導入(流通市場)

資産運用会社は、SEHKの流通市場において本香港ETF受益証券のデュアル・カウンター方式による取引が可能になるための手続きを行いました。本香港ETF受益証券は人民元建てです。本香港ETFは、流通市場取引のために、SEHKにおいて人民元カウンターおよび香港ドルカウンターの2つの取引カウンターを投資家にご用意いたします。

両カウンターで取引される本香港ETF受益証券は、下表のとおり、それぞれに割り当てられたコード、略称および固有かつ個別のISINの番号によって区別することができます。

カウンター	コード	略称	取引通貨	ISIN番号 (カウンターごとに 割り当てられるISIN)
人民元カウンター	82822	CSOP A50 ETF-R	人民元	HK0000112307
香港ドルカウンター	02822	CSOP A50 ETF	香港ドル	HK0000127412

人民元カウンターで取引される本香港ETF受益証券は人民元で決済され、香港ドルカウンターで取引される本香港ETF受益証券は香港ドルで決済されます。人民元カウンターおよび香港ドルカウンターはそれぞれ別個の独立した市場であるため、決済が異なる通貨で行われることに加え、それぞれのカウンターにおける本香港ETF受益証券の取引価格も異なる可能性があります。

デュアル・カウンターは利用可能ですが、発行市場における新たな本香港ETF受益証券の設定および償還は引き続き人民元でのみ行われることにご注意下さい。

投資家は、取引されている本香港ETF受益証券の売買を同一のカウンターで行うことができます。あるいは、一方のカウンターで本香港ETF受益証券を購入し、もう一方のカウンターでこれを売却することも可能ですが、投資仲介業者/代理業者またはCCASS参加者が同時に香港ドルおよび人民元の取引サービスを提供していること、ならびにデュアル・カウンター取引を可能にするカウンター間振替サービスを提供していることが前提となります。ただし、投資家におかれては、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターにおいて取引される本香港ETF受益証券の取引価格が異なる可能性があること、また各カウンターにおける市場の流動性、市場の需給動向および人民元と香港ドルの為替レート(国内市場および国際市場の別を問いません。)等の要因の違いにより、香港ドルで取引される本香港ETF受益証券のSEHKにおける市場価格が、人民元で取引される本香港ETF受益証券のSEHKにおける市場価格から大幅に乖離するリスクが存在することにご注意下さい。

複数の取引が同一の売買日に行われる場合でも、カウンター間売買は可能です。投資家におかれては、投資仲介業者/代理業者によっては、運営システム上の制限、関連する決済リスクその他の事業上の要因等のさまざまな理由により、カウンター間デイトレードサービスを提供していない場合があることにご注意下さい。投資仲介業者/代理業者がかかるサービスを提供している場合でも、所定より早い決済締切時刻、その他の手続きおよび/または手数料を課すことがあります。

デュアル・カウンターに関する詳細については、HKExのウェブサイトに掲載されているデュアル・カウンターに関するFAQ(www.hkex.com.hk/eng/prod/secprod/etf/dc.htm)をご参照下さい。

デュアル・カウンターに係る手数料、期限・期間等、手続きおよび運営(カウンター間振替を含みます。)についてご不明な点がある場合は、ご自身の投資仲介業者にご相談下さい。また、上記「第二部 第1 3(1)リスク要因 デュアル・カウンター取引リスク」の項に記載のリスク要因にもご留意下さい。

振替可能性

両カウンターにおいて取引されている本香港ETF受益証券はカウンター間での振替えが可能です。人民元カウンターにおいて取引されている本香港ETF受益証券は、カウンター間振替により個別に香港ドルカウンターに振り替えることができ、逆もまた同様です。

本香港ETF受益証券のカウンター間振替は、CCASS内に限って実行および処理されます。

人民元株式人証港幣交易通(Renminbi Equity Trading Support Facility)(以下「TSF」といいます。)を利用して購入される本香港ETF受益証券については、TSF CCASS参加者は、顧客を代理して、カウンター間振替を行う前にTSFにおける株式のリリース手続きを講じる必要があります。投資家におかれては、TSFにおける本香港ETF受益証券のリリース手続きの実施に係るスケジュールについて、ご自身の投資仲介業者/代理業者にご相談下さい。

受益者の権利

本香港ETF受益証券は、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターの別にかかわらず、本香港ETFにおいて同一のクラスに属します。受益者は、保有する本香港ETF受益証券が取引されているカウンターの別にかかわらず同一の権利を有し、したがって平等とみなされます。

手数料およびその他の取引費用

SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買について流通市場投資家が負担する手数料および費用は、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターの別にかかわらず同一です。

KHSCCは、各CCASS参加者に対して、本香港ETF受益証券のカウンター間振替の実行に係る指図1件につき5香港ドルの手数を課しています。

指定参加者による設定申込および償還申込

指定参加者による設定申込および償還申込に係る一般的な条件および手続きについては、上記「申込単位による設定および償還(発行市場)」をご参照下さい。かかる項目は、以下の本香港ETF固有の条件および手続きと合わせてお読み下さい。

資産運用会社は現在、本香港ETF受益証券について、現金払込みによる設定および現金支払いによる償還のみを認めています。デュアル・カウンターにかかわらず、現金払込みによる設定にあたり指定参加者が払い込むべき現金は、人民元建てでなければなりません。設定された本香港ETF受益証券は、当初はCCASSの人民元カウンターに預託されます。

本香港ETF受益証券の引受けに係る現金による決済は、運営規則に従い、当該取引日の運営規則に定める時までに行われます。

本香港ETF受益証券に係る申込単位は500,000口です。申込単位によらない本香港ETF受益証券の設定申込は受理されません。本香港ETFに係る最低引受単位は1申込単位とします。

人民元で取引される本香港ETF受益証券および香港ドルで取引される本香港ETF受益証券はいずれも、(指定参加者を通じた)償還申込によって償還することができます。人民元カウンターに預託された本香港ETF受益証券も香港ドルカウンターに預託された本香港ETF受益証券も、償還手続きに違いはありません。デュアル・カウンターにかかわらず、指定参加者が現金支払いによる償還によって受領する現金の償還金は、人民元でのみ支払われます。

取引期間

本香港ETFの設定申込または償還申込に係る各取引日の取引期間は、午前9時(香港時間)に開始し、取引期限である午前11時(香港時間)に終了します。かかる時刻は資産運用会社によって随時変更される可能性があります。取引期限の経過後に受領された設定申込または償還申込は、翌取引日に受領されたものとみなされます。ただし、資産運用会社は、その合理的な支配の及ばないシステム障害または自然災害が発生した場合において、本香港ETFの他の受益者の利益を考慮したうえで受託会社の承認を得ることにより、取引期限の経過後に受領されたある取引日に係る申込みについて、かかる申込みが当該取引日の評価時より前に受領されたのであれば、これを受理する裁量権を行使することができます。上記にかかわらず、受託会社の合理的な判断において、受託会社の運営上の仕様がかかる申込みの受理に対応していない場合は、資産運用会社は申込みを受理する裁量権を行使することはできません。設定申込に係る即時現金化可能資金は、当該取引日の午後12時30分または受託会社、資産運用会社および当該指定参加者が合意するその他の時刻までに受領されなければならないものとします。

発行価格および償還価格

いずれのクラスの本香港ETF受益証券についても、発行価格は当該評価日の評価時に算定される当該クラスの本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額とします(小数点第5位で四捨五入、すなわち0.00005は切上げとします。)

いずれのクラスの本香港ETF受益証券についても、償還価格は当該評価日の評価時に算定される当該クラスの本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額とします(小数点第5位で四捨五入、すなわち0.00005は切上げとします。)

四捨五入により利益が生じた場合は、本香港ETFがこれを留保します。

本香港ETFの「評価日」は、本香港ETFの取引日または資産運用会社が決定するその他の日と一致し、かかる日を意味します。

本香港ETFによる他の集団投資スキーム(上記「第1-2(1)(i)投資方針」に定義されます。)への投資は、当該他の集団投資スキームの純資産価額にて評価されます。なお、本香港ETFが集団投資スキームに投資する場合、当該集団投資スキームの純資産価額は、本香港ETFの純資産価額の決定が停止されている場合を除き、常に、各評価日の評価時刻におけるものとします。

本香港ETF受益証券の最新の純資産価額は、資産運用会社のウェブサイトに掲載され、または資産運用会社が決定するその他の刊行物において発表されます。

取引日

本香港ETFについて「取引日」とは、各営業日を意味します。

本香港ETFに係る設定申込の拒否

資産運用会社は、上記「設定申込の拒否」の項に記載される場合に加えて以下の場合にも、合理的かつ誠実に行為することを前提として、本香港ETFに係る設定申込を拒否する絶対的な裁量を有するものとします。

- (a) 設定申込を受理することにより、中国A株式市場に重大な悪影響が及ぶ場合
- (b) 資産運用会社が本香港ETFについてRQFIIとして取得しているRQFII割当枠の減額もしくは取消しがなされた場合、または本香港ETFに係る設定申込に応じるうえで十分でない場合

人民元による支払いおよび口座開設手続

投資家は、当該指定参加者から別段の同意を得た場合を除き、申請に必要な金員および関連する手数料を支払うに足る人民元を有する場合に限り、指定参加者を通じて本香港ETF受益証券に係る申請を行うことができます。投資家に

おかれては、人民元が中国における唯一の公式通貨であることにご注意下さい。オンショア人民元(以下「CNY」といいます。)およびオフショア人民元(以下「CNH」といいます。)はいずれも同一の通貨ですが、それぞれ異なる独立した市場で取引されます。両人民元市場は独立して運営されており、市場間の流通は厳しく制限されていることから、CNYおよびCNHは異なるレートで取引されており、その値動きも同一方向に連動するとは限りません。多額の人民元がオフショア(すなわち、中国国外)で保有されていますが、CNHを自由に中国国内に送金することはできず、送金には一定の制限が課されます。これは中国国外への送金についても同様です。そのため、CNHおよびCNYはいずれも同一の通貨であるものの、中国国外の人民元には一定の特別な制限が適用されます。本香港ETFの流動性および取引価格は、中国国外の人民元の入手が困難であること、またかかる人民元に制限が課されることに起因して悪影響を受ける場合があります。

指定参加者から本香港ETFへの申込みに係る金員の支払いは人民元でのみ行うことができます。したがって、指定参加者が(顧客である)投資家に対して、CNHの支払いを求める場合があります。(支払いに関する詳細は、顧客向けの申請書等の当該指定参加者の書類に記載されます。)そのため投資家は、指定参加者が当該投資家を代理して本香港ETF受益証券の引受けを行う場合、(決済のための)銀行口座および証券取引口座を開設していなければならないことがあります。これは、少なくとも発行価格および関連費用の合計を指定参加者に支払うに足るCNHを預金しておく必要があるため、または指定参加者に対する申請が成立しないか、もしくは部分的にのみ成立した場合に、指定参加者が支払済みの金員の全額もしくは該当する一部を、CNH建て銀行口座に貸記することによって当該投資家に返還する必要があります。同様に、投資家がSEHKの流通市場において本香港ETF受益証券を売買することを希望する場合は、ご自身の投資仲介業者に証券取引口座を開設する必要がある可能性があります。支払いに関する詳細および口座開設手続については、当該指定参加者および/またはご自身の投資仲介者にご確認下さい。

流通市場において人民元で取引される本香港ETF受益証券を売買することを希望する投資家は、ご自身の投資仲介者にご連絡のうえ、人民元で取引される本香港ETF受益証券について、当該投資仲介者が人民元建て有価証券の取引および/または決済取引に対応可能であるかどうかお問い合わせいただくとともに、SEHKがその参加者による人民元建て有価証券の取引の取扱いについて随時公表しているその他の関連情報をご確認いただくようお願いいたします。CCASS投資家参加者は、人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引について、自己のCCASS投資家参加者口座を利用して決済することを希望する場合、または人民元建てで分配金を受領することを希望する場合、必ず事前にCCASSに人民元建て指定銀行口座を開設して下さい。

人民元で取引される本香港ETF受益証券を流通市場から購入することを検討している投資家におかれては、必要な人民元資金および当該購入に係る決済方法について、ご自身の株式仲買人にご相談下さい。香港ドルまたは人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引を可能にするためには、事前に株式仲買人に証券取引口座を開設し、これを維持しなければならない可能性があります。

投資家におかれては、人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引を決済するうえで十分なCNHを有することをご確認下さい。口座開設手続および人民元建て銀行口座に係る条件については、銀行にご相談下さい。銀行によっては、人民元建ての小切手用口座および第三者口座への資金移動について制限を課している場合があります。一方で銀行以外の金融機関(投資仲介業者等)にはかかる制限は適用されないため、両替サービスに関する規定について、必要に応じてご自身の投資仲介者にご相談下さい。

SEHKにおける本香港ETF受益証券の取引に係る取引費用には、HKExに支払われる取引手数料および委員会により課される取引税が含まれます。流通市場取引に関連するこれらの手数料および費用は香港ドルで徴収され、人民元で取引される本香港ETF受益証券の場合は、売買が行われる日に香港金融管理局が決定する、各売買日の午前11時にHKExのウェブサイト上で公表される為替レートに基づき算定されます。

取引に関連する手数料および費用ならびに仲介手数料の支払方法および支払通貨については、ご自身の投資仲介業者または保管者にご相談下さい。

人民元による支払いが小切手で行われる場合は、人民元建て小切手の振出しについて特別な要件が存在するか否かについて、事前に人民元建て銀行口座を開設している銀行にご相談下さい。特に、銀行によっては、顧客の人民元建て小切手用口座の残高について、または顧客が1日に振り出すことができる小切手の金額について、内部制限(通常80,000人民元)を課している場合があります。かかる制限は(指定参加者を通じた)本香港ETF受益証券の設定申請に係る資金調達に影響を及ぼす可能性があることにご注意下さい。

香港居住者である個人投資家が人民元建て銀行口座を開設する場合または人民元による支払いを決済する場合、当該個人投資家には、中国国内への1日当たりの送金上限金額は80,000人民元であり、送金サービスは自己名義の人民元建て預金口座から中国への送金を行う口座名義人のみが利用することができ、また、中国における口座の口座名義は、香港の銀行に開設している人民元建て銀行口座の口座名義と同一でなければならないという制限が適用されます。

一方、香港居住者ではない個人投資家は、香港に人民元建て銀行口座を開設し、他の通貨を制限なく人民元に両替することができます。ただし、非香港居住者は、中国の規則および規制に基づき承認を得ない限り、中国に人民元を送金することはできません。

人民元に関するリスクについては、上記「第二部 第1 3(1)リスク要因 人民元関連リスク」をご参照下さい。

人民元株式人証港幣交易通(TSF)

TSFは2011年10月24日にHKExによって導入されました。TSFは、流通市場において人民元で取引される株式(人民元株式)の購入を希望する投資家が、十分な額の人民元を有しない場合または他のルートで人民元を入手することが困難である場合に、香港ドルで人民元株式を購入できるようにしたシステムです。TSFの利用対象は、2012年8月6日より人民元で取引される株式関連の上場投資信託および不動産投資信託にも拡大されました。そのためTSEは現在、本香港ETFに投資し、SEHKにおいて人民元で売買することを希望する投資家にもご利用いただけます。TSFの詳細については、HKExのウェブサイト(http://www.hkex.com.hk/eng/market/sec_tradinfra/tsf/tsf.htm)をご参照下さい。TSFについてご不明な点は、ご自身のアドバイザーにご相談下さい。

(2) 【日本における販売手続等】

本香港ETFに係る受益証券について、日本における勧誘または販売は行われておりません。

2 【買戻し手続等】

(1) 【海外における買戻し手続等】

上記「第二部 第2 1(1)海外における販売手続等」をご参照下さい。

(2) 【日本における買戻し手続等】

本香港ETFに係る受益証券について、日本における買戻しは行われておりません。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

評価および停止

純資産価額の決定

当該サブ・ファンドの純資産価額は、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの資産を評価し、かつ当該サブ・ファンドに帰属する負債を控除することによって、当該クラスの受益証券の各取引日に係る当該評価日の評価時(または資産運用会社が受託会社と協議のうえ決定するその他の時)に、当該サブ・ファンドの基準通貨にて決定されるものとしてします。

本香港投資信託の投資対象の評価の決定に関する信託証書の適用ある主要規定の概要は以下のとおりです。

(a) 証券市場において値付け、上場または通常取引される投資対象(集団投資スキームにおける持分は除きます。)の評価額は、資産運用会社が当該状況において公正な基準になると判断する量の当該投資対象について、資産運用会社が当該投資対象の値付け、上場または通常取引が行われている証券市場における最終取引価格もしくは最終の買値、最新の市場売値と最新の市場買値の中値または公式終値であるとみなす価格を参照して算定されるものとしてします。ただし、以下のとおりとします。

() 投資対象の値付け、上場または通常取引が行われている証券市場が複数存在する場合、資産運用会社は、その判断において、当該投資対象に係る主要な市場となっている証券市場における価格または最終取引価格を採用するものとしてします。

() 証券市場において値付け、上場または通常取引が行われているものの、何らかの理由により当該時点において当該証券市場における価格が入手できない場合における投資対象の評価額は、資産運用会社が、または受託会社が要求する場合は資産運用会社が受託会社と協議のうえ、かかる目的のために選任する、当該投資対象の取引を行っている会社または機関による認証を受けるものとしてします。

() 利息が発生する投資対象については、評価が行われる日(同日を含みます。)までに発生した利息を考慮するものとしてします(ただし、当該利息が買値または上場価格に含まれる場合は除きます。)

上記の評価目的において、資産運用会社および受託会社は、証券市場における当該投資対象の値付けについて随時適切であると思料する一または複数の情報源から電子的に送信された情報を使用し、これに依拠することができるものとし、その結果導き出された価格は最終取引価格とみなされます。

(b) 証券市場において値付け、上場または通常取引が行われていない投資対象(集団投資スキームにおける持分は除きます。)の評価額は、下記に従い確定される当該投資対象の当初価額または下記に従い行われる最新の再評価によって査定された価額とします。すなわち、本(b)において、以下のとおりとします。

() 取引価格の存在しない投資対象の当初評価額は、当該サブ・ファンドがその取得の際に支出した金額とします(いずれの場合も、かかる取得および信託証書の目的による受託会社への信託に伴い発生した印紙税、手数料その他の費用を含みます。)

() 資産運用会社は、受託会社が請求する時または頻度で、取引価格の存在しない投資対象について、受託会社がかかる取引価格の存在しない投資対象を評価する資格を有する者として承認する専門家による再評価を受けるものとします。

上記にかかわらず、資産運用会社は、額面価額に対して割引価格で取得された債券への投資を定額法で評価する旨決定することができるものとします。

(c) 現預金および類似の投資対象は、その額面価額(および経過利息)にて評価されるものとします(ただし、資産運用会社の判断において、その価値を反映するために調整が必要である場合は除きます。)

(d) 集団投資スキームの受益権、株式その他の持分の評価額は、当該集団投資スキームの受益権、株式その他の持分1口当たりの最新の純資産価額、または資産運用会社が決定する方法により随時決定される価額とします。

(e) 上記にかかわらず、資産運用会社は、通貨、適用金利、満期、市場性および資産運用会社が関連があるとみなすその他の事項を考慮して、投資対象の公正価値を反映するためには調整または他の手法の採用が必要であると判断した場合は、受託会社の同意を得たうえで、当該投資対象の評価額を調整し、または他の評価手法の採用を認めることができるものとします。資産運用会社または受託会社はまた、投資対象について、適切であると思料する定期的かつ独立した評価を行うこともできるものとします。

(f) 基準通貨以外の通貨による投資対象(有価証券によるものか、現金によるものかを問いません。)の評価額は、資産運用会社が関連ある割増しまたは割引きおよび為替費用を考慮したうえで当該状況において適切であると判断する(公式その他の)為替レートにて基準通貨に換算されるものとします。

受託会社および資産運用会社は、以下のとおりとします。

(a) 当該サブ・ファンドの資産を評価する目的で、電子的価格フィードならびに機械化および/または電子化された価格/評価額提供システムを通じて提供された価格データおよび/またはその他の情報にこれらを検証せずに依拠することができ、当該システムによって提供された価格は最終取引価格とみなされます。

(b) 市場相場、または(資産運用会社の判断において)かかる値付けを行う資格を有する計算代理人、事務管理会社、投資仲介業者、専門家、会社もしくは協会による認証を、サブ・ファンドの資産の評価額またはその原価もしくは売却価格の十分かつ確定的な証拠として受け入れることができます。ただし、本(b)の何らの記載も資産運用会社に対して、かかる相場または認証の取得を義務付けるものではありません。受託会社は、資産運用会社がいずれかのサブ・ファンドの資産の価格決定について責任を負い、またはその他の方法により関与している場合は、その範囲において、検証を行うことなくかかる価格を受け入れ、使用し、かつこれに依拠することができるものとします。

(c) 当該計算代理人、自動値付けサービス、投資仲介業者、マーケットメイカーまたは仲介業者、(受託会社が本(c)に依拠する場合)資産運用会社または(資産運用会社が本(c)に依拠する場合)受託会社およびサブ・ファンドが投資するその他の集団投資に係る事務管理会社または評価代理人等の第三者から提供を受けた財務情報に依拠することができ、その正確性について責任を負わないものとします。

(d) 適格受渡しの要件および類似の事項について決定する際にサブ・ファンドの資産その他の財産の取引が随時行われている市場並びにその委員会および役員が確立された慣行および決定に依拠することができるものとし、かかる慣行および決定は、すべての者にとって確定的であり、かかる者を拘束するものとします。

受託会社および資産運用会社はまた、自らの詐害行為、故意または過失によりそれぞれが損失について責任を負う場合を除き、サブ・ファンド、受益者その他の者が上記に関連していかなる損失を被った場合でも、かかる損失について責任を負わないものとします。

純資産価額の決定の停止

資産運用会社は、受託会社に通知を行ったうえで、以下の期間中を通してまたはその一部について、サブ・ファンドの純資産価額の決定の停止を宣言することができるものとします。

(a) 当該サブ・ファンドの投資対象の大部分が通常取引されている商品市場もしくは証券市場の閉鎖もしくはかかる市場における取引の制限、障害もしくは停止または資産運用会社もしくは受託会社(場合に応じて)が投資対象の価格を確定しもしくは当該サブ・ファンドの純資産価額もしくは当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価額を決定するにあたり通常採用する手段の障害が発生している期間

(b) 前(a)以外の理由により、資産運用会社が当該サブ・ファンドの計算で保有または取引する投資対象の大部分の価格を、資産運用会社の合理的な判断において、合理的に、速やかにまたは公正に確定させることができない期間

(c) 資産運用会社の合理的な判断において、当該サブ・ファンドの計算で保有または取引されている投資対象を現金化することが合理的に実行不可能となる、または当該クラスの受益者の利益に深刻な損害を与えることなく現金化することが不可能となるような事由が存在するとされる期間

(d) 当該サブ・ファンドの投資対象の現金化もしくは当該投資対象に係る支払いまたは当該クラスのサブ・ファンドに係る受益証券の引受けもしくは償還に関係するまたはその可能性のある資金の送金もしくは本国送金が禁止、制限、遅延されている期間または資産運用会社の合理的な判断において、通常の為替レートで速やかに実行できないとされる期間

(e) 当該参照指標の編成または公表が行われない期間

- (f) 当該サブ・ファンドの純資産価額もしくは当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価額、発行価格もしくは償還価格を確定させる際に通常用いられる通信システムおよび/もしくは通信手段に障害が生じている期間、またはその他の理由により当該クラスの純資産価額を速やかにもしくは正確に確定させることができない期間
- (g) バスケットに含まれるインデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄の引渡または当該時点において当該サブ・ファンドの資産に含まれる投資対象の処分を、資産運用会社の判断において、通常の方法または受益者の利益を損なうことなく実行することができなくなるような事態が存在しているとされる期間
- (h) 委員会が発出した命令または指令に基づきサブ・ファンドに係る受益証券の取引が停止されている期間
- (i) 資産運用会社の合理的な判断において、法律または適用ある司法手続によりかかる純資産価額の決定を停止することが要求されているとされる期間
- (j) 資産運用会社、受託会社、受益者名簿管理人および/または本香港投資信託の運営に関するそれぞれの受託者の事業が、疫病、戦争、テロ行為、暴動、革命、秩序不安、反乱、ストライキまたは天災により著しく阻害されまたは閉鎖されている期間

資産運用会社による停止の宣言をもって停止の効力が生じます。停止期間中は、以下のとおりとします。

- (a) 当該サブ・ファンドの純資産価額または当該クラスのサブ・ファンドに係る受益証券の発行価格もしくは償還価格の決定は行われぬものとします。
- (b) 指定参加者による申込みは行われぬものとし、当該停止期間中に該当するある取引日について申込みが受領された場合であって別途撤回されていないときは、当該申込みは停止の終了直後に受領されたものとみなされます。
- (c) 資産運用会社は、当該サブ・ファンドの預託資産のリバランスを行う義務を負いません。
- (d) 当該サブ・ファンドの計算によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還は行われません。
- (i) 資産運用会社が、受託会社に通知したうえで停止の終了を宣言したとき、または(ii)いかなる場合も停止の原因となった事由が消滅した最初の営業日の翌日に、信託証書に基づき停止が認められるその他の事由が存在しない場合、当該停止は終了します。

資産運用会社は、サブ・ファンドに係る受益証券の取引が停止される場合は委員会に対して届出を行い、かつ、停止の直後および停止期間中に少なくとも月に1度、自己のウェブサイトまたは自らが決定する刊行物において、停止の通知を公表するものとします。

指定参加者は、停止の宣言が行われた後およびかかる停止が終了する前のいつでも、資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより、かかる停止の前に行った申込みを撤回することができ、資産運用会社は受託会社にその旨を速やかに通知するものとします。資産運用会社が、かかる停止が終了するまでにかかる申込みの撤回の通知を受領しなかった場合、受託会社は、信託証書に従い、当該申込みの対象となるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還を行うものとし、当該申込みはかかる停止の終了直後に受領されたものとみなされます。

SEHK(流通市場)におけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引の停止

SEHKは、投資家保護もしくは市場秩序の維持を目的としてまたはSEHKが適切であると思料するその他の状況において必要と判断した場合、SEHKが定める条件に従って、SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引またはSEHKにおける取引全般を随時停止することがあります。

(2)【保管】

本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券について、券面は発行されません。本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券はすべて、受益者名簿管理人によって、HKSCCノミニー・リミテッドの名義で当該サブ・ファンドの受益者名簿に記載され、かかる名簿がサブ・ファンドに係る受益証券の所有権の証拠となります。本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券に投資する個人投資家の受益権は、CCASSの参加者における口座を通じて設定されます。

(3)【信託期間】

本香港投資信託は、早期に終了しない限り80年間有効とします。

(4)【計算期間】

本香港投資信託の会計年度は、毎年12月31日に終了します。

当該報告書等のハードコピーは、受益者の請求により、資産運用会社の事務所において、毎日(土日祝日は除きます。)、通常の営業時間内であればいつでも、無償で入手することができます。

(5)【その他】

（ ）本香港投資信託またはサブ・ファンドの終了

本香港投資信託の終了をもってサブ・ファンドも終了するものとします。本香港投資信託は、下記のいずれかの場合に終了されるまで存続しますが、信託証書の締結日から80年目の応当日をもって自動的に終了するものとします。

受託会社が書面の通知を行うことにより本香港投資信託を終了することができる場合の概要は以下のとおりです。

- (a) 資産運用会社が清算される場合(ただし、受託会社が事前に書面にて承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする任意清算の場合は除きます。)、破産した場合または資産運用会社の資産のいずれかについて管財人が任命され、90日以内に解任されない場合
- (b) 誠実に行為する受託会社が、資産運用会社が自己の義務を満足に履行することができないと合理的に判断した場合、もしくは資産運用会社が実際に自己の義務を満足に履行することができなかった場合、または資産運用会社が受託会社の判断において本香港投資信託の評判を損なうもしくは受益者の利益を損なうことになると予想されるその他の行為を行った場合
- (c) 本香港投資信託が証券先物条例に基づく認可を喪失した場合または本香港投資信託を存続させることが違法となるもしくは受託会社の判断において実行不可能もしくは不得策となる法案が可決された場合
- (d) 資産運用会社が何らかの理由により資産運用会社ではなくなり、その後60日または30日(受託会社の清算の場合もしくは受託会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合)以内に、受託会社が他の適格な会社を後任の資産運用会社に任命していない場合
- (e) 受託会社が資産運用会社に対して辞任を希望する旨の通知を行い、かつ資産運用会社がその後60日または30日(資産運用会社の清算の場合もしくは資産運用会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合)以内に、資産運用会社が受託会社の後任として行為する資格を有する会社を見つけない場合

資産運用会社が書面の通知を行うことによりその絶対的な裁量において本香港投資信託および/またはサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドに係る受益証券のクラスを終了させることができる場合には、以下の場合を含みます。

- (a) いずれかの日において、本香港投資信託の場合、サブ・ファンドに係る全受益証券の純資産価額の総額が1億人民元または本書に定めるその他の金額を下回ったとき、またはサブ・ファンドの場合、未償還の当該クラスの受益証券の純資産価額の総額が1億人民元を下回った場合
- (b) 本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドを存続させることが違法となるもしくは資産運用会社の判断において実行不可能もしくは不得策となる法案が可決された場合
- (c) 本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドが証券先物条例に基づく認可その他の公的な承認を喪失した場合またはSEHKその他の公認証券市場における上場を廃止した場合
- (d) 当該サブ・ファンドの参照指標をベンチマークに用いることができなくなった場合(ただし、資産運用会社が(受託会社と協議のうえ)参照指標に代えて別の指標を用いることが可能、適切、実行可能かつ受益者の最大の利益に資すると判断した場合は除きます。)
- (e) 本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドが指定参加者を有しなくなった場合

上記の場合において本香港投資信託またはサブ・ファンドを終了するときには、受益者に対して1か月以上前の事前通知を行うものとします。

（ ）信託証書の変更

いずれかのサブ・ファンドが証券先物条例第104条に基づく認可を受けている場合、委員会の事前の承認を得ることを前提として、受託会社および資産運用会社は、追補証書により信託証書を変更する旨合意することができます。ただし、かかる変更は、受託会社および資産運用会社の判断において、(i)受益者の利益を著しく損なうものではなく、受託会社、資産運用会社その他の者について受益者に対する責任を著しく免除する作用を有するものではなく、本香港投資信託の資産から支払われるべき費用および手数料の金額を増加させることにもならないこと、(ii)財務上、法令上もしくは公的な要件(法的拘束力の有無を問いません。)を遵守するために必要であること、または(iii)明らかな誤謬を訂正するためになされるものであることを条件とします。

上記以外の変更については常に、変更の影響を受ける受益者の特別決議の可決および委員会の事前の承認が必要となります。

（ ）関係法人との契約の更改等に関する手続

(A) RQFII保管契約

RQFII保管契約は、以下の場合に終了することができます。

- (a) 一当事者は、他の当事者のいずれかがRQFII保管契約の重要な規定またはRQFII保管契約上の表明保証のいずれかを遵守しなかった場合に、他の当事者に対する事前の通知をもってRQFII保管契約を直ちに終了できます。

(b) 一当事者は、他の当事者のいずれかが有効な許認可および承認を存続できなかった場合に、RQFII保管契約を直ちに終了できます。

(c) 一当事者は、他の当事者に対し、30日前に書面により事前の通知をした場合にRQFII保管契約を何時でも終了できます。

(d) 本香港ETFが終了する場合、本香港投資信託が清算する場合または受託会社の本香港投資信託の受託者を務めない場合に終了できます。

(B) RQFIIファシリティおよび保管取決めに関する参加契約(以下(B)において、「本契約」といいます。)

本契約は、本香港ETFまたは本香港投資信託が終了する場合に自動的に終了します。各当事者は、他の当事者に対し、30日以上前に書面による通知を行うことにより本契約を終了することができます。ただし、以下の場合には、直ちに効力が生じる書面による通知をもって本契約を即時に終了することができます。

- () 他の当事者のいずれかが、その義務につき重大な違反を犯し、かかる違反に対する是正通知を受領してから30日を超えない合理的な期間内にかかる違反の是正措置をとらない場合
- () 他の当事者のいずれかが、本契約の履行に関連して、詐欺行為、意図的な不正行為、過失による作為・不作為を行った場合、または適用法令もしくは本契約に違反した場合
- () 他の当事者のいずれかが清算手続に入った場合
- () CSRCが、資産運用会社のRQFII許認可を撤回した場合
- () SAFEが資産運用会社のRDFII投資割当枠を取り消した場合
- () 保管会社または中国保管会社が、RQFIIに保管業務を提供できる適格な保管者としての地位を喪失した場合
- () RQFII保管契約が終了する場合

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

() 受益者総会

信託証書には、受益者総会に関する詳細規定が定められています。受託会社、資産運用会社または発行済みのサブ・ファンドに係る受益証券の価額の10%以上を表章する受益者は、21日以上前の事前通知を行うことにより、総会を招集することができます。総会の招集通知は、受益者に郵送されるとともにHKExのウェブサイト(www.hkex.com.hk)に掲載されます。受益者は議決権行使代理人を任命することができ、かかる代理人は受益者である必要はありません。普通決議の可決に必要な定足数は、当該時点において発行済みのサブ・ファンドに係る受益証券の10%以上を保有するものとして名簿に記載されている、本人または代理人が出席する受益者によって構成され、特別決議の可決に必要な定足数は、当該時点において発行済みのサブ・ファンドに係る受益証券の25%以上を保有するものとして名簿に記載されている、本人または代理人が出席する受益者によって構成されます。延会の場合は、受益者の人数または受益者が保有するサブ・ファンドに係る受益証券の口数にかかわらず、本人または代理人が出席する受益者によって構成されます。総会において特別決議を可決することにより、信託証書の規定を変更することができます。かかる変更の内容には、サービス提供者に対する報酬の上限額、資産運用会社の解任またはサブ・ファンドの随時の終了が含まれます。所定の総会開催時刻から30分以内に定足数が満たされない場合、当該総会は15日以内のいずれかの日に延期されます。別途の招集通知が行われる延会の場合は、本人または代理人が出席する受益者が定足数を構成します。

通常決議とは、通常決議案として提案され、行使された議決権総数の50%超の過半数によって可決されるものをいいます。特別決議とは、特別決議案として提案され、行使された議決権総数の75%超の過半数によって可決されるものをいいます。

信託証書はまた、特定のサブ・ファンドまたはクラスの受益者の利益にのみ影響が及ぶ場合に、サブ・ファンドおよびクラス別の受益者総会を個別に開催することについても規定しています。

() 議決権

信託証書は、あらゆる受益者総会において、上記のとおり自らまたは議決権行使代理人が出席する受益者のいずれも、自らが保有するサブ・ファンドに係る受益証券1口につき1個の議決権を有する旨規定しています。

受益者が(証券先物条例に定める)公認清算機構(またはそのノミニー)である場合、当該受益者は、適切であると思料する一または複数の者に対して、受益者総会またはあるクラスの受益者総会において自己の代表者または議決権行使代理人として行為することを授權することができるものとします。ただし、複数の者に対してかかる授權を行う場合は、委任状または議決権代理行使委任状において、当該被授權者それぞれに委任されるサブ・ファンドに係る受益

証券の口数およびクラスを特定しなければならないものとします。上記により授権された者は、適式に授権された事実を証明する権原証書、認証済みの委任状および/または追加の証書を提出する必要なく(ただし、受託会社は、当該被授権者に対して、その身元を証明する証拠の提出を求めることができます。)適式に授権されたものとみなされ、当該清算機構またはそのノミニーが本香港投資信託の個人受益者であれば行使することができるものと同一の権限を当該公認清算機構に代わって行使することができるものとします。なお、公認清算機構(またはそのノミニー)である受益者は、適用あるCCASSの規則および/または運営に関する規則に従って議決権を行使するものとします。

() 残余財産分配請求権

信託証書に定める信託期間の終了または信託証書に定める方法に従って本香港投資信託が終了する場合、資産運用会社は、信託証書に基づき、本香港投資信託に属する資産を投資家に分配することができます。

() その他の事項

資産運用会社の解任および辞任

資産運用会社は、以下のいずれかの場合、受託会社による1か月以上前の書面による事前通知をもって解任されるものとします。

- (a) 資産運用会社が清算される場合(ただし、受託会社が事前に書面にて承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする任意清算の場合は除きます。)または資産運用会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合
- (b) 誠実に行為する受託会社が、正当かつ十分な理由に基づき、資産運用会社を変更することが受益者の利益にとって望ましいと合理的に判断し、その旨を資産運用会社に書面により通知した場合
- (c) 当該時点において未償還のサブ・ファンドに係る受益証券(本(c)において、資産運用会社が保有するまたは保有するとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券は未償還とはみなされないものとします。)の価額の50%以上を表章する受益者が、受託会社に対して、資産運用会社の辞任請求を書面により行った場合
- (d) 委員会が、資産運用会社の本香港投資信託の資産運用会社としての承認を取り消した場合

資産運用会社は、信託証書の規定に従い、資格を有する他の資産運用会社のために辞任する権限を有するものとします。とりわけ資産運用会社は、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの全受益者に対して、60日(もしくは受託会社の清算の場合もしくは受託会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合は30日または委員会が許容するその他の期間)以上前の書面による事前通知を行うものとします。

受託会社の解任および辞任

受託会社は、資産運用会社による1か月(または当事者間で合意するこれより短い通知期間)以上前の書面による事前通知をもって解任されるものとします。上記にかかわらず、資産運用会社は、以下のいずれかの場合、通知を行うことにより受託会社を解任することができます。

- (a) 受託会社が清算される場合(ただし、資産運用会社が事前に書面にて承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする任意清算の場合は除きます。)または受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合もしくは受託会社について司法上の管理人が任命された場合(または受託会社についてこれらに類する手続きが行われた場合もしくはこれらに類する人物が任命された場合)
- (b) 受託会社が事業を廃止した場合
- (c) 当該時点において未償還のサブ・ファンドに係る受益証券(本(c)において、受託会社が保有するまたは保有するとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券は未償還とはみなされないものとします。)の価額の50%以上を表章する受益者が、受託会社の辞任請求を書面により行った場合
- (d) 委員会が、受託会社の本香港投資信託の受託会社としての承認を取り消した場合
- (e) 信託証書に基づく受託会社の義務の重大な違反があった場合において、かかる違反が是正可能であるときは、受託会社が、資産運用会社から書面による具体的な是正の要求を受けてから60日以内にかかる違反を是正せず、かつ誠実に行為する資産運用会社が、正当かつ十分な理由に基づき、受託会社を変更することが望ましく、受益者全体の最大の利益に資すると合理的に判断し、その旨を受託会社に書面により通知した場合

上記通知が行われた場合でも、資産運用会社が、当該サブ・ファンドが証券先物条例第104条に基づく認可を受けているときは委員会の事前の承認を得て、適用ある法律に基づき解任される受託会社の後任受託会社として適格な会社を任命していない限り、受託会社の解任または辞任は行われずものとします。

受託会社は、任意で辞任することができるものとします。受託会社は、委員会の書面による事前の承認を得ることを前提として、資産運用会社に対して60日(あるいは資産運用会社の清算の場合もしくは資産運用会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合は30日)または委員会が承認するこれより短い通知期間以上前の書面による事前通知を行うことにより、辞任することができます。受託会社が辞任を希望する場合、資産運用会社は、受託会社からその旨の通知を受領した日から60日(または30日)以内に、適用ある法律に基づき受託会社として行為する資格を有する会社である新たな受託会社を見つけ、信託証書の規定に従い、かつ当該サブ・ファンドが証券先物条例第104条に基づく認可を受けている場合は委員会の事前の承認を得て、かかる新たな受託会社を辞任する受託会社の後任受託会

社に任命するものとします。なお、受託会社は、後任の受託会社が任命され、かつ委員会の事前の承認が得られた場合に限り辞任するものとします。

信託証書

本香港投資信託は、2012年7月25日付の信託証書(随時なされる変更、修正または追補を含みます。)により香港の法律に基づいて設立されました。サブ・ファンドに係る受益証券の保有者は全員、信託証書の利益を享受することができ、信託証書に拘束され、かつ信託証書の規定を認識しているものとみなされます。

補償および責任の制限

信託証書は、一定の場合における受託会社および資産運用会社の補償ならびにこれらの責任の免除について規定しています。

受託会社および資産運用会社は、信託証書において様々な補償の利益を享受しています。信託証書に定める場合を除き、受託会社および資産運用会社は、本香港投資信託に係る自己の義務の適正な履行により直接・間接に生じた責任、費用、請求権または要求について、一般的に当該サブ・ファンドまたは本香港投資信託から補償を受けることができ、またこれらに対する求償権を有するものとします。信託証書のいずれの規定の内容も、いかなる場合においても、香港の法律に基づき課される責任または受託会社および資産運用会社とその職務に関連して責任を問われる可能性がある詐害行為もしくは過失による信託違反に係る責任について、受託会社および資産運用会社を免責または補償せず、受託会社および資産運用会社のいずれも、受益者によりまたは受益者の費用負担で、かかる責任について補償を受けることはできないものとします。

受益者および申請を検討されている方は、補償等の詳細について、信託証書の規定をご確認ください。

閲覧可能な書類

信託証書、事務委託契約または転換代理人契約、参加契約およびその他の重要な契約がある場合は当該契約(本書において記載されています。)ならびに直近の年次および半期報告書(もしあれば)の写しは、資産運用会社の事務所において、毎日(土日祝日を除きます。)、通常の営業時間内であればいつでも、無償で閲覧することができます。

信託証書、事務委託契約または転換代理人契約、参加契約およびその他の重要な契約がある場合は当該契約(本書において記載されています。)の写しは、合理的な手数料を支払うことにより、資産運用会社から購入することができます。直近の年次および半期報告書(もしあれば)の写しは、請求により無償で入手することができます。

証券先物条例第XV部

証券先物条例の第XV部は、香港の上場会社に適用される香港の持分開示制度について定めています。当該制度はSEHKに上場されているユニット・トラストには適用されません。したがって、受益者はサブ・ファンドにおける持分を開示する義務を負いません。

マネーロンダリング防止規制

マネーロンダリングの防止に関する受託会社、資産運用会社および指定参加者の責任の一貫として、また資産運用会社、受託会社、サブ・ファンド、本香港投資信託または当該指定参加者が準拠するあらゆる適用法令を遵守するために、上記の者が投資家の身元および申請に係る資金の源泉の詳細な確認を求める場合があります。各申請の状況に応じて、以下の場合には詳細な確認は必要とされないこともあります。

- (a) 申請者が本人名義で公認金融機関に開設している口座から支払いを行う場合
- (b) 申請が公認仲介業者を通じて行われる場合

これらの例外は、当該金融機関または仲介業者が、十分なマネーロンダリング防止規制が設けられていると認められる国内に所在する場合に限って適用されます。

受託会社、資産運用会社、当該指定参加者およびそれぞれの受託者または代理人は、申請者の身元および資金の源泉を確認するために必要な情報を請求する権利を留保します。申請者が身元等確認のために要求された情報の提供を遅延または怠った場合、受託会社および/または資産運用会社および/または当該指定参加者および/またはそれぞれの受託者もしくは代理人は、申請および申請に係る金員の受理を拒否することがあります。資産運用会社、受託会社、当該指定参加者ならびにそれぞれの受託者および代理人のいずれも、申請処理の遅延もしくは拒否に起因する損失について、投資家または申請者に対する責任を負わず、かかる遅延または拒否に伴う利息の支払いに係る請求は受け付けられないものとします。

受託会社、資産運用会社および当該指定参加者はそれぞれ、受託会社、資産運用会社、当該指定参加者またはそれぞれの受託者もしくは代理人が、ある受益者または投資家に対して償還金を支払うことにより、いずれかの者がいずれかの該当する法域において適用あるマネーロンダリング防止法その他の法令に違反することとなる可能性があるとの疑いを持つか、もしくはその旨通知された場合、または償還金の支払いを拒否することが本香港投資信託もしくは当該サブ・ファンドもしくは受託会社、資産運用会社もしくは当該指定参加者によるいずれかの該当する法域における上記法令の遵守を確保するうえで必要もしくは望ましいと判断した場合に、当該受益者または投資家に対する償還金の支払いを拒否する権利を留保するものとします。

受託会社、資産運用会社、当該指定参加者ならびにそれぞれの受託者および代理人はいずれも、引受けの申請または償還金の支払いの拒否または遅延に起因して当該受益者または投資家が被ったいかなる損失についても、当該受益者または投資家に対して責任を負わないものとします。

サブ・ファンドに関する情報の公表

資産運用会社は、サブ・ファンドに関する重要なニュースおよび情報(参照指標に関するものを含みます。)を、英語および中国語で、自己のウェブサイトおよびHKExのウェブサイト(www.hkex.com.hk)上で公表します。かかるニュースおよび情報には、以下のものを含みます。

- ・ 本目論見書(随時なされる変更および追補を含みます。)
- ・ サブ・ファンドの最新の商品重要事項説明書
- ・ サブ・ファンドの英語版の最新の年次および半期財務報告書
- ・ サブ・ファンドによる発表事項(当該サブ・ファンドおよび参照指標に関する情報、純資産価額の算定停止の通知、報酬および手数料の変更、サブ・ファンドに係る受益証券の取引の停止および再開、本目論見書またはサブ・ファンドの商品重要事項説明書もしくは設立関係書類の重要な変更または追加に関する通知を含む、投資家に影響を与える可能性のあるサブ・ファンドに関する重要な変更の通知を含みます。)
- ・ SEHKの通常の取引時間中のサブ・ファンドに係る受益証券 1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測
- ・ サブ・ファンドに係る純資産価額およびサブ・ファンドに係る受益証券 1口当たり純資産価額の終値
- ・ 当該サブ・ファンドの構成(毎日更新されます。)
- ・ 指定参加者およびマーケットメイカーの最新のリスト

サブ・ファンドに係る受益証券 1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測ならびにサブ・ファンドに係る純資産価額およびサブ・ファンドに係る受益証券 1口当たり純資産価額の終値の公表に関する詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

資産運用会社は、ウェブサイト上で提供される情報が公表時において正確なものであるよう最善の努力を尽くしますが、不可抗力による価格の算定もしくは公表の誤りもしくは遅延または不公表について、いかなる責任も負いません。

資産運用会社のウェブサイトには、HKExのウェブサイト(www.hkex.com.hk)へのリンクが貼られています。HKExのウェブサイトでは、買呼値 / 売呼値、待機状況表示、前日の純資産価額の終値に関する情報が入手できます。

当該参照指標に関するリアルタイムの更新情報は、他の金融データ提供業者からも入手することができます。本書の該当箇所において開示されているウェブサイトを通じて参照指標に関する追加および最新の情報(参照指標の算定方法に関する説明、参照指標の構成の変更、参照指標の編成および算定方法の変更に関するものを含みますが、これらに限定されません。)を入手される場合には、自己の責任において行って下さい。

通知

資産運用会社および受託会社に対する通知および連絡はすべて書面により、それぞれの住所宛てに送付されるものとし、

FATCA その他の適用法令の遵守証明書

各受益者は、(i)受託会社または資産運用会社の要求に従い、受託会社または資産運用会社が合理的に請求し、承認する、本香港投資信託またはサブ・ファンドが(A)本香港投資信託またはサブ・ファンドが受領する支払いの源泉地または中継地における源泉徴収課税(FATCA に基づき義務付けられる源泉徴収課税を含みますが、これに限定されませんが、これを回避し、または軽減税率での源泉徴収もしくは予備源泉徴収の適用を受ける資格を有するため、ならびに / あるいは(B)内国歳入法典および同法典に基づき制定された米国財務省規則に基づく申告その他の義務を履行するため、または各地域の適用法令もしくは税務当局・財政当局との合意に関連する義務を履行するために必要な様式、証明書その他の情報を提供することを義務付けられ、(ii)かかる様式、証明書その他の情報をその条件または事後の変更に従い更新または差し替え、かつ、(iii)その他、米国、香港その他の地域により課される報告義務(将来の立法により課される報告義務を含みます。)を遵守します。

税務当局に情報を開示する権限

香港の適用法令に従い、本香港投資信託、該当サブ・ファンド、受託会社もしくは資産運用会社またはこれらの授権を受けた者(適用ある法令により許容される場合は、各地域の政府機関、規制当局または税務もしくは財政当局(IRS)を含みますが、これに限定されませんが、)に対し、本香港投資信託または該当サブ・ファンドが適用法令または税務当局との間の合意(FATCA に基づく適用法令または合意を含みますが、これらに限定されませんが、)を遵守するために、受益者に関する一定の情報の報告または開示を求められる場合があります。かかる情報には、受益者の名前、住所、納税者番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および受益者の保有状況に係る一定の情報が含まれますが、これらに限定されませんが、

閲覧可能な追加書類

本香港ETFに係る重要な契約は以下のとおりです。

- (a) RQFII保管契約
- (b) RQFII参加契約

上記の重要な契約は、資産運用会社の事務所において、毎日(土日祝日を除きます。)、通常の営業時間内であればいつでも、無償で閲覧することができます。

上記以外の閲覧可能な書類の一覧については、上記「閲覧可能な書類」の項をご参照下さい。

本香港ETFに関する情報の公表

本香港ETFに関する以下の情報は、資産運用会社のウェブサイト上で公表されます。

- ・ SEHKの通常の取引時間中の、人民元建ておよび香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測
- ・ 本香港ETFの純資産価額の終値(人民元建てのみ)と、人民元および香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の終値

香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測は、気配値であり、もっぱら参照の便宜のために提供されるものです。かかる予測はSEHKの取引時間中に更新されます。香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測には、リアルタイムの香港ドル対CNH為替レートを使用し、人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測に、SEHKの営業中に寧波森浦信息技术有限公司により提供されたリアルタイムの香港ドル対CNH為替レートを乗じることによって算定されます。香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測は、SEHKの営業時間中15秒ごとに更新されます。参照先の中国A株式市場が営業を行っていない場合、人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の予測は更新されないため、当該期間中に香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の予測に変更があった場合は、もっぱら為替レートの変更に起因するものです。

香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の終値は、気配値であり、もっぱら参照の便宜のために提供されるものです。かかる終値は人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の終値に、同一の取引日の午後3時(香港時間)にロイターが提示するCNH為替レートをを用いた想定為替レートを乗じることによって算定されます。参照先の中国A株式市場が営業を行っていない場合、人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の公式終値および香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の気配終値は更新されません。

場合により、有価証券貸付取引に関する以下の情報も資産運用会社のウェブサイト(www.csopasset.com/etf)上で継続的に投資家に提供されます。

- 本香港ETFの貸株方針および貸株に関するリスク管理方針の概略(ヘアカット方針、貸株取引の相手方の選定基準、担保方針等)
- 有価証券貸付取引の相手方に関する情報および関連するエクスポージャー((i)有価証券貸付取引の相手方一覧、(ii)本香港ETFが前月においてエクスポージャーを有していた有価証券貸付取引の相手方一覧、および(iii)本香港ETFが純資産価額の3パーセントを上回るエクスポージャーを有する有価証券貸付取引の相手方の数を含みます。)
- 貸付有価証券の額(実際の額および本香港ETFの純資産価額に占める割合)および担保水準
- 本香港ETFに生じた純リターン(少なくとも過去12か月間の情報)
- 担保に関する情報(通貨および為替レートを含むもの)
- 貸株取引から生じた利益の本香港ETFと資産運用会社の間での割当て

資産運用会社のウェブサイト上で公表されるその他の情報については、上記「サブ・ファンドに関する情報の公表」の項をご参照下さい。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本香港ETF受益証券の分配金および償還金の送金に関して、香港における外国為替管理上の規制はありません。

(3) 【本邦における代理人】

関東財務局長に対する募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、以下の者です。

弁護士 平川 修

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

(4) 【裁判管轄等】

本香港投資信託は、香港法を準拠法とし、本香港ETFは香港法に基づき解釈されます。投資家は、本香港ETFに関連する訴訟を提起する場合には香港で行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

(1) 本香港ETFの直近2計算期間に係る日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、下記(3)および(4)で示す円換算額の記載を除きます。)、本香港ETFの原文の財務書類は、「特定有価証券の内容等に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(「財務諸表等規則」)第131条第5項但書の規定の適用を受けています。

(2) 本香港ETFの原文の財務書類は、香港において、独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)の監査を受けております。なお、プライスウォーターハウスクーパースは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(3) 本香港ETFの原文の財務書類は香港ドル又は人民元で表示されています。財務書類の日本語訳には、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、主要な計数についての円換算額を併記しています。日本円への換算は2016年4月25日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=14.36円)および同日付ブルームバーグ公表の人民元(CNH) - 日本円の終値(1人民元(CNH)=17.08円)を使用しております(円未満の金額は四捨五入)。なお、円換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、香港ドル又は人民元の額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではありません。

(4) 円換算額の記載は本香港ETFの原文の財務書類には含まれておらず、上記(2)の監査の対象にもなっておりません。

(5) 本香港ETFの日本文の財務書類中、「CSOP FTSE中国A50 ETF」、「サブファンド」は本香港ETFを指します。

(1) 【貸借対照表】
CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

財政状態計算書

2015年12月31日現在

	注記	2015年 人民元	2014年 人民元	2015年 日本円	2014年 日本円
資産					
固定資産					
中国決済機関預託準備金		4,519,200	9,744,000	77,187,936	166,427,520
流動資産					
投資	7(c), 8(a)	18,232,458,944	30,195,508,721	311,410,398,764	515,739,288,955
未収利息		13,191	17,406	225,302	297,294
預金残高	7(c)	211,123,590	1,100,950,201	3,605,990,917	18,804,229,433
		<u>18,443,595,725</u>	<u>31,296,476,328</u>	<u>315,016,614,983</u>	<u>534,543,815,682</u>
資産合計		<u>18,448,114,925</u>	<u>31,306,220,328</u>	<u>315,093,802,919</u>	<u>534,710,243,202</u>
負債					
流動負債					
納税引当金	6	-	55,577,523	-	949,264,093
参加ディーラーへの未払金		50,270,324	1,025,177,102	858,617,134	17,510,024,902
ブローカーへの未払金		45,247,158	-	772,821,459	-
未払い管理報酬	7(a)	15,335,223	26,186,658	261,925,609	447,268,119
その他未払金		6,617,109	2,364,860	113,020,222	40,391,809
		<u>117,469,814</u>	<u>1,109,306,143</u>	<u>2,006,384,423</u>	<u>18,946,948,922</u>
負債合計		<u>117,469,814</u>	<u>1,109,306,143</u>	<u>2,006,384,423</u>	<u>18,946,948,922</u>
資本					
受益者に帰属する純資産	4	<u>18,330,645,111</u>	<u>30,196,914,185</u>	<u>313,087,418,496</u>	<u>515,763,294,280</u>

7ページから30ページ(訳注:CSOP FTSE中国A50 ETFの財務書類原文のページ番号であり、当該ページ番号は本書には含まれていない。)に掲載されている財務諸表は、2016年4月27日に受託会社および管理会社の承認を受けている。それを証するため、次の両名が各社を代表してここに署名する。

代表

代表

CSOPアセット・マネジメント・リミテッド
(管理会社)

HSBCインスティテューショナル・トラスト・
サービスズ(アジア)リミテッド
(受託会社)

11~30ページ(訳注:CSOP FTSE中国A50 ETFの財務書類原文のページ番号であり、当該ページ番号は本書には含まれていない。)の注記は、本財務諸表の重要な部分である

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

包括利益計算書

2015年12月31日終了会計年度

	注記	2015年12月31日 終了会計年度 人民元	2014年12月31日 終了会計年度 人民元	2015年12月31日 終了会計年度 日本円	2014年12月31日 終了会計年度 日本円
収益					
配当収入		515,836,928	1,059,632,544	8,810,494,730	18,098,523,852
利息収入		1,266,203	1,093,690	21,626,747	18,680,225
投資純利益／（損失）	5	1,169,787,362	16,083,270,839	19,979,968,143	274,702,265,930
その他の収益		136,361,232	101,440,098	2,329,049,843	1,732,596,874
純利益／（損失）合計		1,823,251,725	17,245,437,171	31,141,139,463	294,552,066,881
費用					
管理報酬	7(a)	(219,184,399)	(281,436,408)	(3,743,669,535)	(4,806,933,849)
受託報酬	7(b)	(19,071,871)	(24,102,336)	(325,747,557)	(411,667,899)
投資に係る取引費用		(124,580,526)	(85,515,132)	(2,127,835,384)	(1,460,598,455)
監査報酬		(571,094)	(175,740)	(9,754,286)	(3,001,639)
証券保管および預金費用		(1,255,328)	(212,963)	(21,441,002)	(3,637,408)
弁護士およびその他の 専門家報酬		(145,009)	(52,147)	(2,476,754)	(890,671)
ライセンス料	7(d)	(22,984,953)	-	(392,582,997)	-
その他営業費用		(761,532)	(1,370,521)	(13,006,967)	(23,408,499)
営業費用合計		(388,554,712)	(392,865,247)	(6,636,514,481)	(6,710,138,419)
営業利益		1,434,697,013	16,852,571,924	24,504,624,982	287,841,928,462
税金	6	1,099,713	(42,691,404)	18,783,098	(729,169,180)
包括利益合計		1,435,796,726	16,809,880,520	24,523,408,080	287,112,759,282

11～30ページ（訳注：CSOP FTSE中国A50 ETFの財務書類原文のページ番号であり、当該ページ番号は本書には含まれていない。）の注記は、本財務諸表の重要な部分である。

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

受益者帰属純資産変動計算書

2015年12月31日終了会計年度

	注記	2015年12月31日 終了会計年度 人民元	2014年12月31日 終了会計年度 人民元	2015年12月31日 終了会計年度 日本円	2014年12月31日 終了会計年度 日本円
受益者に帰属する純資産の年度当初残高		30,196,914,185	20,863,824,165	515,763,294,280	356,354,116,738
受益証券発行代金		28,808,943,850	20,210,064,800	492,056,760,958	345,187,906,784
受益証券の償還に係る支払い		(41,697,259,650)	(26,270,615,300)	(712,189,194,822)	(448,702,109,324)
受益証券取引による純減		(12,888,315,800)	(6,060,550,500)	(220,132,433,864)	(103,514,202,540)
受益者への分配金	9	(413,750,000)	(1,416,240,000)	(7,066,850,000)	(24,189,379,200)
当年度包括利益合計		1,435,796,726	16,809,880,520	24,523,408,080	287,112,759,282
受益者に帰属する純資産の年度末残高		18,330,645,111	30,196,914,185	313,087,418,496	515,763,294,280

11～30ページ（訳注：CSOP FTSE中国A50 ETFの財務書類原文のページ番号であり、当該ページ番号は本書には含まれていない。）の注記は、本財務諸表の重要な部分である。

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

キャッシュフロー計算書

2015年12月31日終了会計年度

	2015年12月31日 終了会計年度 人民元	2014年12月31日 終了会計年度 人民元	2015年12月31日 終了会計年度 日本円	2014年12月31日 終了会計年度 日本円
営業活動によるキャッシュフロー				
有価証券の取得の支払額	(35,542,981,175)	(25,758,520,431)	(607,074,118,469)	(439,955,528,961)
有価証券の売却代金	48,721,065,472	32,442,568,099	832,155,798,262	554,119,063,131
受取配当金	51,583,928	1,059,632,544	8,810,494,730	18,098,523,852
受取利息	1,270,418	1,097,513	21,698,739	18,745,522
その他受取金	136,361,232	101,440,098	2,329,049,843	1,732,596,874
管理報酬の支払額	(230,035,834)	(272,425,912)	(3,929,012,045)	(4,653,034,577)
取引費用の支払額	(124,580,526)	(85,515,132)	(2,127,835,384)	(1,460,598,455)
法人税支払額	(54,477,810)	(111,742,446)	(930,480,995)	(1,908,560,978)
その他営業費用の支払額	(40,537,538)	(27,227,518)	(692,381,149)	(465,046,007)
中国決済機関預託準備金	5,224,800	(4,564,000)	89,239,584	(77,953,120)
営業活動による／（で使用された） ネット・キャッシュフロー	<u>13,387,145,967</u>	<u>7,344,742,815</u>	<u>228,652,453,116</u>	<u>125,448,207,280</u>
財務活動によるキャッシュフロー				
受益証券発行代金	28,808,943,850	20,210,064,800	492,056,760,958	345,187,906,784
参加ディーラー（への支払金）／からの 前受金	(974,906,778)	969,229,725	(16,651,407,768)	16,554,443,703
受益証券の償還に係る支払い	(41,697,259,650)	(26,270,615,300)	(712,189,194,822)	(448,702,109,324)
分配金の支払額	(41,375,000)	(1,416,240,000)	(7,066,850,000)	(24,189,379,200)
財務活動で使用されたネット・ キャッシュフロー	<u>(14,276,972,578)</u>	<u>(6,507,560,775)</u>	<u>(243,850,691,632)</u>	<u>(111,149,138,037)</u>
現金および現金同等物の（減）／増純額	(889,826,611)	837,182,040	(15,198,238,516)	14,299,069,243
年度当初の現金および現金同等物	<u>1,100,950,201</u>	<u>263,768,161</u>	<u>18,804,229,433</u>	<u>4,505,160,190</u>
年度末の現金および現金同等物	<u>211,123,590</u>	<u>1,100,950,201</u>	<u>3,605,990,917</u>	<u>18,804,229,433</u>
現金および現金同等物残高の内訳 預金残高	<u>211,123,590</u>	<u>1,100,950,201</u>	<u>3,605,990,917</u>	<u>18,804,229,433</u>

11～30ページ（訳注：CSOP FTSE中国A50 ETFの財務書類原文のページ番号であり、当該ページ番号は本書には含まれていない。）の注記は、本財務諸表の重要な部分である。

CSOP FTSE中国A50 ETF （CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記

1. 一般情報

CSOP ETFシリーズ（以下「トラスト」）は、2012年7月25日付信託証書（改訂）（以下「信託証書」）に準拠したアンブレラ・ユニット・トラストであり、香港証券先物取引法第104（1）節に従って香港証券先物取引委員会（以下「SFC」）の認可を受けている。信託証書の条項は香港法に準じている。2015年12月31日現在、トラストはCSOP FTSE中国A50 ETF（以下「サブファンド」）、CSOP CES中国A80 ETF、CSOP MSCI T50 ETF、CSOP SZSE ChiNext ETF、CSOP中国CSI 300スマートETF、CSOP MSCI中国AインターナショナルETFという6本のサブファンドを設定している。サブファンドの設定日は2012年8月23日である。またサブファンドは、香港証券取引所に上場している。サブファンドの管理会社であるCSOPアセット・マネジメント・リミテッドは、サブファンド受益証券にあたる日本版預託証券（以下「JDR」）の東京証券取引所（以下「TSE」）上場を申請し、その承認を受けた。サブファンド受益証券に相当するJDRは、2013年2月27日にTSEに上場した。

サブファンドの管理会社はCSOPアセット・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」）、受託会社はHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッド（以下「受託会社」）である。

サブファンドの投資目的は、ベンチマークとするFTSE中国A50インデックス（以下「ベンチマーク・インデックス」）のパフォーマンスに報酬・費用控除前で連動した運用成果をあげることである。サブファンドの投資目的を実現するため、管理会社は、サブファンドの資産のすべてもしくはほぼすべてをベンチマーク指数構成銘柄に、ベンチマーク指数とほぼ同じ構成比（比率）で直接投資することで、完全法の戦略を採用する。管理会社は、例外的な状況下では、代表サンプリング戦略も利用する。

2015年2月27日より前は、サブファンドはFTSE中国A50の価格リターン・インデックスをベンチマークとしていた。2015年2月27日から、サブファンドのベンチマーク・インデックスを価格リターン・インデックスから純トータル・リターン・インデックスに変更した。管理会社は、ベンチマーク・インデックスの変更により、現金の停滞を減らすだけでなく、サブファンドの追従誤差を減らすことができると信じている。

中華人民共和国（以下「中国」）の現行規制の下で、外国人投資家は一般に、中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」）から適格外国機関投資家（以下「QFII」）もしくは人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」）として認定され、かつ中国国家外為管理局（以下「SAFE」）から中国国内の証券市場への投資を目的として自由に交換可能な外貨（QFIIの場合）または人民元（RQFIIの場合）を中国に送金できる投資枠を割り当てられた特定の適格海外機関投資家を通じてのみ、中国国内の証券市場に投資することができる。また外国人投資家は、上海・香港株式市場の相互接続を通じて（以下「株式市場相互接続」）中国国内の証券市場に投資することができる。

サブファンドは、管理会社のRQFII投資枠、および株式市場相互接続を経由して、中国国内の発行証券にエクスポージャーを取る。管理会社は、サブファンドの代理人として中国におけるRQFIIの認定を受け、RQFII投資枠を割り当てられている。管理会社がサブファンドの代理人として、RQFII投資枠を上限まで使用した場合、管理会社は適用される要件を条件として、RQFII投資枠の上限引き上げを申請することができる。一方で、管理会社は取得したRQFII投資枠を積極的に管理して、適切と見なした場合には設定（クレーション）申請に制限を課すこともできる。

本財務諸表は、サブファンドのみに関して作成されたものである。CSOP CES中国A80 ETF、CSOP MSCI T50 ETF、CSOP SZSE ChiNext ETF、CSOP中国CSI 300スマートETF、CSOP MSCI中国AインターナショナルETFの財務諸表は別途作成されている。

CSOP FTSE中国A50 ETF （CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略

本財務諸表の作成にあたり適用した主要な会計方針の概略は、以下のとおりである。こうした方針は、別段の記載がない限り、全表示年度に一貫して適用されている。

(a) 作成基準

サブファンドの財務諸表は、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」）が公表した香港財務報告基準（以下「HKFRS」）に準拠して作成された。また本財務諸表は、投資再評価により修正済みの原価主義で作成されている。

HKFRSに準拠した財務諸表の作成は、一定の重要な会計上の見積りを用いる必要がある。また、受託会社および管理会社（以下「経営者」と総称）が、サブファンドの会計方針を適用するプロセスにおいて、自ら判断を下すことも求められる。高度な判断もしくは複雑性を伴う分野、または財務諸表にとって仮定および見積りが重要な分野については、注記3を参照のこと。

2015年1月1日現在発効している基準および既存の基準の改正

2015年1月1日から始まる会計年度に初めて発効し、サブファンドに重大な影響を及ぼすと予想される他の基準、解釈指針、もしくは既存の基準の改正はない。

サブファンドに関連するが、まだ実施されておらず、サブファンドが早期適用していない、2015年1月1日以降に実施される新基準および基準への改訂

HKFRS第9号「金融商品」は、金融資産および金融負債の分類、測定、および認識を規定するものである。HKFRS第9号の完全なバージョンは、2014年7月に発表された。同基準は、金融商品の分類と測定に関する香港会計基準（以下「HKAS」）39号に取って代わる指針である。HKFRS第9号は、入り混じった測定モデルを維持しているが簡略化し、金融資産に関する主要な3つの測定カテゴリー（償却原価、その他の包括利益（以下「OCI」）を通じた公正価値評価、損益を通じた公正価値評価）を設定した。分類の基礎は、事業体の事業モデルとその金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性に左右される。持分商品への投資は、当初撤回不能な選択により、損益を通じた公正価値で測定し、公正価値の変動は戻し入れられないOCIに表示することを要求される。現在、新しく予想損失モデルが、HKAS第39号で利用された発生損失モデルに取って代わられた。金融負債については、分類および測定に変化はないが、損益を通じた公正価値測定に指定されている負債に関しては、自身の信用リスクの変動をその他の包括利益に認識しなければならない。HKFRS第9号は、有効性評価における定量的基準を置き換えることで、ヘッジの有効性に関する要件を緩和している。当基準では、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が要求され、「ヘッジ比率」については、マネジメントがリスク管理目的で実際に利用しているヘッジ比率と同じ比率が要求されている。

同時の文書化はまだ義務付けられているが、HKAS第39号で現在作成されている文書とは異なる。当基準は、2018年1月1日以降に開始する会計期間から適用される。早期適用は容認されている。管理会社は、サブファンドに対するHKFRS第9号の影響全部をまだ評価していない。

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略（続き）

(a) 作成基準（続き）

HKFRS第15号「顧客との契約から生じる利益」は、収益の認識を取扱い、事業体の顧客との契約について生じる収益とキャッシュフローの性質、金額、タイミング、および不確実性について、財務諸表の利用者にとって有益な情報の報告に関する原則を設定している。収益は、顧客が商品またはサービスの支配を取得し、商品またはサービスを直接利用し、その利益を享受する能力を持った場合に、認識される。本基準は、HKAS第18号「収益」およびHKAS第11号「建設契約」および関連解釈と置き替えられる。本基準は2018年1月1日以降に開始する年度から実施され、早期適用は容認されている。サブファンドの管理会社はHKFRS第15号による影響を評価中である。

以上の他に、まだ実施されていないが、サブファンドに重大な影響を及ぼすと予想されうる他の基準、解釈指針、もしくは既存の基準の改正はない。

(b) 投資

(i) 分類

サブファンドは、投資を損益を通じて公正価値で測定した金融資産として分類している。これらは、サブファンド組入時に、経営者により損益を通じて公正価値で測定した金融資産に指定される。経営者により損益を通じて公正価値で指定された金融資産とは、サブファンドの投資戦略書に従って公正価値ベースで管理され、パフォーマンスが評価される金融資産である。サブファンドの方針により、経営者は、これらの金融資産に関する情報を、その他関連する財務情報と一緒に公正価値ベースで評価するよう求められている。

(ii) 認識および認識中止

投資の売買は、取引日ベースで会計処理される。投資先からキャッシュ・フローを受け取る権利が失効した場合、もしくはサブファンドが所有に伴うリスクおよびリターンをほぼすべて譲渡した場合、投資の認識は中止される。

(iii) 測定

投資は、当初、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書で費用計上される。

当初認識された後、すべての投資は公正価値で測定される。実現および未実現投資損益は、発生した会計年度に包括利益計算書で認識される。

(iv) 公正価値の見積り

公正価値とは、市場参加者間で、測定日に、秩序だった取引において、資産を売却するときに受け取るか、負債を譲渡するために支払う価格である。活発な市場で取引される金融資産および負債（上場デリバティブおよびトレーディング証券など）の公正価値は、報告日の最終取引の相場価格に基づく。サブファンドは、最終取引価格がビッド・アスク・スプレッドの範囲内である場合、上場金融資産および負債の両方について、最終取引価格を利用している。最終取引価格がビッド・アスク・スプレッドの範囲内ではない場合、管理会社は公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッドの範囲内の価格を決定する。

CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

財務諸表の注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略（続き）

(b) 投資（続き）

(iv) 公正価値の見積り（続き）

活発な市場で取引されていない金融資産（店頭デリバティブなど）の公正価値は、ブローカー価格または評価手法を用いて決定される。これらの証券の公正価値の見積りの詳細は、注記8（d）に開示されている。

(v) 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動は、報告期間期首に発生したものとみなされる。

(c) 参加ディーラーからの未収金および参加ディーラーへの未払金

参加ディーラーからの未収金は、報告年度末現在の参加ディーラーからの未収応募金を、参加ディーラーへの未払金は、報告年度末現在の参加ディーラーへの未払償還金を示す。これらの金額には利息は付かず、また要求があり次第払い戻される。

(d) 配当収入および利息収入

配当収入は配当落ち日に計上され、対応する外国源泉徴収税が費用計上される。

利息収入は、実効金利法を用いて期間比例ベースで認識される。

(e) 受益者への分配金

受益者への分配金は、管理会社の承認を受け次第、受益者帰属純資産変動計算書で認識される。

(f) その他の収益 / 費用

その他の収益 / 費用とは、主に、参加ディーラーから受け払いされた代金と投資の売買費用との差額を示している。

(g) 取引費用

取引費用とは、金融資産または金融負債を損益を通じた公正価値で取得、売却するために生じる費用である。代理人、ブローカー、ディーラーへの支払報酬および手数料を含む。取引費用が生じた場合、直ちに費用として損益に計上される。

(h) 費用

費用は、発生主義で会計処理される。

(i) 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、手許現金、要求払預金、流動性が高く当初満期が3ヵ月以下のその他短期投資、および当座貸越もしくは当座借越が含まれている。

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略（続き）

(j) 外貨換算

機能通貨および表示通貨

財務諸表計上項目は、サブファンドが事業を営む主たる経済環境の通貨（以下「機能通貨」）を用いて測定される。サブファンドは中国国内でA株に投資し、サブファンドのパフォーマンスは人民元建てで測定され、受益者に報告される。管理会社は、人民元を組入銘柄の取引、事象、および状況の経済的影響を最も誠実に表す通貨と考えている。本財務諸表は、サブファンドの機能通貨であり表示通貨でもある人民元で表示されている。

取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建て資産および負債は、報告日の実勢レートを用いて機能通貨に換算される。

換算により発生した為替差損益は、包括利益計算書に計上される。

損益を通じて公正価値で評価される金融資産および金融負債に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「投資純利益」に計上される。

(k) 償還可能受益証券

サブファンドは償還可能受益証券を発行する。この証券は受益者の任意で償還される可能性があり、サブファンドのプッタブル（プット可能）金融商品にあたる。サブファンドはHKAS 32号（改正）「金融商品：表示」に準拠して、このプッタブル金融商品を資本として分類している。かかるプッタブル金融商品は、次の基準を満たしているためである。

- ・ プッタブル金融商品により、純資産価値の比例持分に対する権利が受益者に与えられる。
- ・ プッタブル金融商品は、返済順位が最も劣後する発行済み受益証券で、受益証券の特性は同等である。
- ・ 現金もしくは別の金融資産を受け渡す契約債務を伴わない。
- ・ 残存期間にわたるプッタブル金融商品による予想キャッシュ・フロー合計は、事実上、サブファンドの損益に基づく。

受益証券は発行時におけるサブファンドの1口当たり純資産価値に基づく価格で発行され、償還時におけるサブファンドの1口当たり純資産価値に基づく価格で、受益者の任意により償還される。サブファンドの1口当たり純資産価値は、受益者に帰属する純資産を発行済み受益証券口数合計で除して算出される。

投資ポジションは、サブファンドの目論見書に従い、サブファンドの設定（クリエーション）や償還のために1口当たり純資産価値を決定することを目的に、最終取引の市場価格に基づき評価される。

(l) 税金

サブファンドでは、現在、中国が投資収益に課す源泉徴収税が発生している。投資収益は、源泉徴収税を含めた総額で包括利益計算書に計上される。源泉徴収税は、税金として包括利益計算書に計上される。

CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

財務諸表の注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略（続き）

(l) 税金（続き）

繰延税金に関しては、資産および負債の課税標準と財務諸表計上額の間で発生する一時差異について、負債法を用いて引当金が計上される。ただし、取引時に会計上の損益にも課税損益にも影響を及ぼさない取引における資産もしくは負債の当初認識から発生する場合、繰延税金は会計処理されない。繰延税金は、財政状態計算書日までに施行もしくは事実上施行されており、関連する繰延税金資産が実現利益化した時、もしくは関連する繰延税金負債が決済された時に適用される見込みの税率（および税法）に基づいて算定される。

将来課税利益を獲得でき、かつそれと一時差異を相殺できる可能性が高い場合に限り、繰延税金資産が認識される。

当期税金資産と当期税金負債を相殺できる法的強制力がある権利がある場合、および繰延税金資産および繰延税金負債が、同じ税務当局が残高を差金決済する意向を持つ単一の課税主体もしくは複数の異なる課税主体に課す法人税に関係するものである場合、繰延税金資産と繰延税金負債は相殺される。

(m) 設立費

設立費は、発生した会計年度に費用として認識される。

3. 重要な会計上の見積りと判断

管理会社は将来について一定の見積りと仮定を立てる。結果として得られる会計上の見積りは、当然のことながら、実際の結果と一致することは滅多にない。見積りは継続的に評価され、過去の経験、およびその状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想を含む、他の要因に基づく。翌年度の資産および負債の帳簿価額の大幅な調整に繋がる重大なリスクを伴う見積りおよび仮定は、以下のとおりである。

中華人民共和国（「PRC」）税引当金

本財務諸表の作成にあたり、管理会社は将来の潜在的な事象に左右される税債務に関して、特定の仮定を置くとともに様々な見積りを使用している。結果として得られる会計上の見積りは、実際の結果と一致しない可能性がある。

2014年12月31日終了会計年度

サブファンドは、管理会社のRQFII投資枠を通じて、中国国内で発行されるA株に投資している。中国の法人所得税法の一般的な課税条項の下で、RQFIIによるA株譲渡益には10%の源泉徴収税が課される可能性がある。管理会社は、2014年12月31日終了年度について、A株譲渡益に中国の税金が課されるか否かは定かでないとして判断し、サブファンドがA株譲渡益に関して税債務を負うか否か、また負う場合の税債務額、2014年12月31日までにこうした税が課される確率を評価するにあたり、自ら判断を下した。その時点で、重大な不確定要素を伴ったため、管理会社の見積りは実際の結果と著しく異なる可能性がある。管理会社は、中国税関総局（以下「SAT」）が将来の姿勢を明確化すること、また税務上の香港居住者に対する香港と中国本土間の二重課税回避協定適用が管理会社の予想とは大きく異なる可能性があることにより、管理会社の見積りは大きく影響を受ける可能性があると考えた。

**CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）****財務諸表の注記（続き）****3. 重要な会計上の見積りと判断（続き）****中華人民共和国（「PRC」）税引当金（続き）**2014年12月31日終了会計年度（続き）2014年2月17日現在の税引当金の戻し入れ

2013年12月31日終了年度の後、RQFII制度の動向を受けて、また中国A株に係る源泉徴収税（以下「WIT」）に関する知識を蓄えたこともあって、管理会社はWIT引当方法を再評価した。管理会社は、サブファンドが中国本土と香港特別行政区間の所得税二重課税回避・脱税防止に関する協定（以下「協定」）の恩恵を享受できるか、という点に関して2013年12月31日終了年度後に受けた独立した立場の専門家による税務上の助言を検討した上で、かかる助言に従い、管理会社は、サブファンドが協定が意図するところの税務上の香港居住者に該当するため、協定に基づき、不動産の構成比が低い中国A株上場企業の株式の譲渡に起因するキャピタルゲイン総額に、一定のWIT免税を適用できると考えている。そこで管理会社は、2014年2月17日より、次のように処理することを決めた。

- (i) 中国A株の取引に起因する未実現および実現キャピタルゲイン総額に対して、WIT引当金を計上しない。ただし、サブファンドによるこれらの株式の譲渡前の3年以内に、資産の50%以上が直接的もしくは間接的に中国内の不動産で構成されている（以下「不動産の構成比が高い企業」）税務上の中国居住者が発行した中国A株の取引に起因するキャピタルゲイン総額を除く。
- (ii) 不動産の構成比が高い企業にあたる税務上の中国居住者が発行した中国A株の取引に起因するサブファンドの未実現および実現キャピタルゲイン総額については、引き続き10%の税率でWIT引当金を計上する。

その結果、サブファンドは、不動産の構成比が低い企業にあたる税務上の中国居住者が発行した中国A株の取引に起因する未実現キャピタルゲイン65,556,367人民元および実現キャピタルゲイン41,926,788人民元の総額に係る2014年2月14日現在のWIT引当金107,483,155人民元を、2014年2月17日に戻し入れた。

2014年11月14日に発表された通達

2014年11月14日、中国財政部（以下「MoF」）、SAT、中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」）は共同で、「QFIIおよびRQFIIによる中国国内株式のような株式投資資産の譲渡に起因するキャピタルゲインへの法人所得税の暫定的免除に関する通達」（以下「通達」）を発表した。

通達によれば、以下の通りである。

- (i) 2014年11月17日から、中国に施設または事業場所を保有しないか、中国に施設または事業場所を保有するが中国で生じる利益がかかる施設とは有効的に関係していない、QFIIおよびRQFIIは、中国株式投資資産（中国A株を含む）の譲渡により生じる利益にかかる法人所得税を暫定的に免除される。
- (ii) 中国法人所得税は、法律に従い、2014年11月17日より前に実現した、QFIIおよびRQFIIによる株式投資資産（中国A株を含む）の譲渡から生じた利益に課せられる。

この通達の発表の結果、管理会社は、サブファンドの納税引当金方針に以下の変更を行うことを決定した。

**CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）**

財務諸表の注記（続き）

3. 重要な会計上の見積りと判断（続き）

中華人民共和国（「PRC」）税引当金（続き）

2014年12月31日終了会計年度（続き）

2014年11月14日に発表された通達ア（続き）

- (i) サブファンドは、2014年11月17日以降、中国A株への投資に係る実現利益について中国所得税の源泉徴収引き当てを停止する。
- (ii) 中国A株の未実現利益については、中国源泉徴収所得税引当金は実施されていない。不動産の構成比率が高い税務上の中国居住者企業が発行した中国A株へのファンドの投資に係る未実現利益に関して実施していた納税引当金36,013,751人民元は、2014年11月17日に解消された。
- (iii) サブファンドの設定日である2012年8月23日から2014年11月14日まで、サブファンドは中国A株の取引により生じた実現利益総額についてのキャピタルゲイン税引当金を実施し、その金額は52,528,451人民元であった。これには、不動産の構成比率が高い企業が発行した中国A株をサブファンドが取引した結果生じた実現利益は含まれていない（これについては、サブファンドの設定日である2012年8月23日から2014年11月14日までの期間にキャピタルゲイン税引当金3,049,072人民元がすでに実施されている）。サブファンドのA株投資に関するキャピタルゲイン税引当金合計は、55,577,523人民元であり、2014年12月31日現在のサブファンドの受益者に帰属する純資産の0.18%となる。詳しくは注記6を参照されたい。

2015年12月31日終了会計年度

2015年4月1日、上海市役所第3支部、SAT（以下「当局」）および上海税務局第3支部は、税務問題に関する通達を共同で発表し、QFII/RQFIIが、2014年11月17日以前に実現した、A株を含めた株式投資資産の譲渡により生じた利益に関する税務関連問題を、関連中国税法および当通達に従い、2015年9月30日までに当局に宣言して処理すべきであることを通知した（以下「税務報告」）。関連する租税条約に基づく、条約による軽減措置に関するこれらのQFII/RQFIIの適格性は、租税条約適用に関する通達書第124号の要件（以下「租税条約適用」）に従う。

管理会社はサブファンドの代理人として、2012年8月23日（設定日）から2014年11月14日までの期間の税務報告書を作成し、2015年9月にサブファンドについて租税条約適用を届け出た。当局はサブファンドの税務報告および租税条約適用に関するレビューを完了し、当局が提出されたサブファンドの租税条約適用に同意することを示す書類を公式ウェブサイトで公表した。当局は、2012年8月23日（設定日）から2014年11月14日までの期間において、不動産の構成比率が高い企業が発行した中国A株の取引によってサブファンドが獲得した総実現キャピタルゲインに対する中国WITを決済するために、サブファンドに対する中国税請求書を発行した。2014年12月31日現在のサブファンドの中国税引当金55,577,523人民元のうち、サブファンドは2015年9月30日に関連する中国WIT債務2,767,468人民元を決済し、管理会社は2015年12月1日に未使用のWIT引当金52,810,055人民元を戻し入れた。

4. 発行済み受益証券口数と1口当たりの受益者帰属純資産

サブファンドの資本は、サブファンドの受益証券口数によって表示され、財政状態計算書では「受益者に帰属する純資産」として示される。また、年度中の受益証券の募集と償還は、受益者帰属純資産変動計算書で示される。投資目標の達成に向け、サブファンドは、償還要求に応じることができるよう十分な流動性を維持しながら、投資方針に基づいてファンドの資本を投資するよう努める。

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記（続き）

4. 発行済み受益証券口数と1口当たりの受益者帰属純資産（続き）

2012年7月25日付の trusts の信託証書（改訂）およびサブファンドの目論見書の規定に基づき、投資は、募集と償還のためと、様々な報酬の計算のために受益証券1口当たりの純資産価値を決定することを目的として、評価日の最終取引価格で計上される。

注記2（k）に記載したように、サブファンドの償還可能受益証券は資本に分類され、受益者がサブファンドにおける受益証券償還権を行使した場合に報告日現在において支払われるべき償還額で計上される。

2015年および2014年12月31日終了会計年度の償還可能受益証券の変動は、以下の通りである。

	2015年12月31日 終了会計年度 口数	2014年12月31日 終了会計年度 口数		
年度当初現在の発行済み受益証券口数	2,649,500,000	2,920,000,000		
発行受益証券口数	2,564,500,000	2,877,500,000		
償還受益証券口数	(3,499,000,000)	(3,148,000,000)		
年度末現在の発行済み受益証券口数	<u>1,715,000,000</u>	<u>2,649,500,000</u>		
	2015年 人民元	2014年 人民元	2015年 日本円	2014年 日本円
12月31日現在の1口当たりの受益者帰属純資産	<u>10.6884</u>	<u>11.3972</u>	<u>183.0000</u>	<u>195.0000</u>

5. 投資純利益

	2015年 人民元	2014年 人民元	2015年 日本円	2014年 日本円
投資価値に含まれる未実現利益／ 損失における公正価値の純変動	(10,027,689,463)	11,367,036,594	(171,272,936,028)	194,148,985,026
投資の売却による正味実現利益／（損失）	<u>11,197,476,825</u>	<u>4,716,234,245</u>	<u>191,252,904,171</u>	<u>80,553,280,905</u>
	<u>1,169,787,362</u>	<u>16,083,270,839</u>	<u>19,979,968,143</u>	<u>274,702,265,930</u>

6. 税金

サブファンドは、香港証券先物取引法第104節に基づく集合投資スキームとして認可され、香港内国歳入法第26A節（1A）の利益税を免除されているため、香港利益税のための引当金は計上していない。

中国税

サブファンドは中国に上場されているA株に投資しており、A株により発生する配当収入に対する10%の源泉徴収税の対象となる。源泉徴収税は、期中にA株から受け取った配当収入に対して課せられる。QFIIおよびRQFIIによるA株の売却益に対する中国源泉徴収税については、注記3を参照。

CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

財務諸表の注記（続き）

6. 税金（続き）

2015年および2014年12月31日終了会計年度において、サブファンドの税金は以下の通りである。

	2015年 人民元	2014年 人民元	2015年 日本円	2014年 日本円
実現投資利益に対するキャピタルゲイン税	-	53,221,693	-	909,026,516
キャピタルゲイン税の戻入	(52,810,055)	(41,926,788)	(901,995,739)	(716,109,539)
投資に係る未実現利益の変動に課せられた繰延税金	-	21,224,171	-	362,508,841
投資に係る未実現利益の変動により戻し入れられた繰延税金	-	(101,570,118)	-	(1,734,817,615)
	(52,810,055)	(69,051,042)	(901,995,739)	(1,179,391,797)
配当収入に対する源泉徴収税	51,583,722	111,633,077	881,049,972	1,906,692,955
利息収入に対する源泉徴収税	126,620	109,369	2,162,670	1,868,023
	51,710,342	111,742,446	883,212,641	1,908,560,978
税金（控除）／費用	(1,099,713)	42,691,404	(18,783,098)	729,169,180

2015年および2014年12月31日現在、サブファンドの繰延税金負債／資産はなかった。2014年12月31日終了年度中の未実現投資利益の変動に起因する繰延税金負債の増減は、次のとおりである。

	2014年 人民元	2014年 日本円
年度当初残高	80,345,947	1,372,308,775
投資に係る未実現利益の変動に課せられた繰延税金	21,224,171	362,508,841
投資に係る未実現利益の変動により戻し入れられた繰延税金	(101,570,118)	(1,734,817,615)
年度末残高	-	-

年度中の納税引当金の増減は、次のとおりである。

	2015年 人民元	2014年 人民元	2015年 日本円	2014年 日本円
年度当初残高	55,577,523	44,282,618	949,264,093	756,347,115
当年度包括利益計算書への税金繰入	51,710,342	164,964,139	883,212,641	2,817,587,494
当期税金負債の戻入	(52,810,055)	(41,926,788)	(901,995,739)	(716,109,539)
支払税金	(54,477,810)	(111,742,446)	(930,480,995)	(1,908,560,978)
年度末残高	-	55,577,523	-	949,264,093

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記（続き）

7. 受託会社、管理会社、および関連当事者との取引

下記の事項は、年度中にサブファンドと受託会社、管理会社、およびそれらの関連当事者との間で行われた重要な関連当事者取引もしくは取引の概要である。管理会社の関連当事者とは、香港証券先物取引委員会が定めたユニットトラストおよびミューチャルファンドに関する規約（以下「SFC規約」）で定義されている関連当事者である。年度中にサブファンドと管理会社およびその関連当事者との間で行われたすべての取引は、通常の業務過程で通常の商業的条件により実施された。管理会社の知る限り、サブファンドは、下記で開示されたものを除き、他の関連当事者取引は行っていない。

(a) 管理報酬

管理会社は、現時点では、サブファンドの純資産価値に対し、年率0.99%の管理報酬を受け取る権利を有する。この報酬は、日次で発生し、各取引日ごとに計算され、月次で後払いされる。

(b) 受託報酬と登録機関報酬

受託会社は、サブファンドの純資産価値に対し年率1%を上限に、受託報酬を受け取る権利を有する。この報酬は、日次で発生し、各取引日ごとに計算され、月次で後払いされる。2015年および2014年12月終了年度の受託報酬は、以下の料率により、サブファンドの純資産に対する年率で計算される。ただし、その最低額は、月額40,000人民元である。

	年間の受託報酬の料率
最初の200百万人民元	0.16%
次の1,000百万人民元	0.14%
次の1,000百万人民元	0.12%
次の1,000百万人民元	0.10%
それを超える部分	0.08%

受託報酬には、香港上海銀行株式会社（以下「証券保管機関」）とHSBC銀行（中国）株式会社（以下「中国側の証券保管機関」）に支払われる報酬が含まれる。

登録機関としての役割も担う受託会社はまた、取引ごと参加ディーラー1社につき、120人民元（2014年：120人民元）の報酬を受け取る権利も有する。

(c) 金融資産

受託会社の関連当事者に預け入れているサブファンドの投資有価証券および預金残高は、次のとおりである。

	2015年 人民元	2014年 人民元	2015年 日本円	2014年 日本円
投資有価証券				
HSBC銀行（中国）株式会社	<u>18,232,458,944</u>	<u>30,195,508,721</u>	<u>311,410,398,764</u>	<u>515,739,288,955</u>
預金残高				
香港上海銀行株式会社	110,734,726	1,099,780,914	1,891,349,120	18,784,258,011
HSBC銀行（中国）株式会社	<u>100,388,864</u>	<u>1,169,287</u>	<u>1,714,641,797</u>	<u>19,971,422</u>
	<u>211,123,590</u>	<u>1,100,950,201</u>	<u>3,605,990,917</u>	<u>18,804,229,433</u>

**CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）****財務諸表の注記（続き）****7. 受託会社、管理会社、および関連当事者との取引（続き）****(d) ライセンス料**

2012年7月25日付信託証書（改定）に従い、インデックスの使用に対してインデックス保有者に支払われるライセンス料および手数料が、サブファンドから支払われる。2015年1月1日より前は、サブファンドの管理会社がFTSEインデックス・ライセンス料を支払っていた。サブファンドの受託会社と管理会社との間の2015年11月16日付レターに従い、管理会社は、2015年1月1日よりサブファンドからライセンス料が支払われること、サブファンドの設定以来支払われたライセンス料19,918,378人民元は、サブファンドから払い戻されることを決定した。2015年12月31日現在、サブファンドのライセンス料は22,984,953人民元で、このうち19,918,378人民元が、2015年1月1日より前に支払ったサブファンドのライセンス料として管理会社に払い戻された。

8. 金融リスク管理

サブファンドの目標は、FTSE中国A50インデックスのパフォーマンスに連動した運用成果（報酬・費用控除前）を達成することにある。サブファンドの運用は、多くのリスクにさらされる可能性がある。例えば、市場リスク（市場価格リスク、金利リスク、通貨リスク）、信用リスクおよびカウンターパーティ・リスク、流動性リスクなどがあるがこれらに限定せず、サブファンドが投資を行う市場に関連するリスクである。

主なリスクとリスク管理の方針に関する概要は、次のとおりである。

(a) 市場リスク**(i) 市場価格リスク**

市場価格リスクは、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである（すなわち、金利リスクまたは通貨リスク以外のものである）。その際、当該の変動が個々の金融商品に特有の要因によるのか、あるいは、市場のすべての金融商品に影響を与える共通の要因によるのかは問わない。

サブファンドは、FTSE中国A50インデックスのパフォーマンスに連動するよう指定されており、このため、サブファンドの市場リスク・エクスポージャーは、連動先のインデックスとほぼ同様になる。管理会社は、銘柄別構成比や業種別構成比など、ポートフォリオの主要な特性が連動先のインデックスの特性に近いよう配慮することによって、サブファンドの市場リスク・エクスポージャーを管理する。

年：3,019,550,872人民元)増加する計算である。逆にFTSE中国A50インデックスが10%(2014年：10%)下落すると、当期営業利益は同じ金額減少する計算である。

**CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）****財務諸表の注記****8. 金融リスク管理（続き）****(a) 市場リスク（続き）****(ii) 金利リスク**

金利リスクは、市場の実勢金利水準の変動が金融資産と負債の公正価値および将来のキャッシュフローに及ぼす影響から生じる。

2015年および2014年12月31日現在、金利リスクの発生源は、預金残高に限定されている。サブファンドが保有する銀行残高はその性質上短期で、このような利付き資産の利息は些少な金額であるため、管理会社は、市場金利が変動した場合でも、かかる資産の公正価値と将来のキャッシュフローが大きく変動するとは考えていない。その結果、管理会社は金利リスクの感応度分析の表示は必要ないと考えている。

(iii) 通貨リスク

通貨リスクとは、外国為替レートの変動により、金融商品の価値が変動するリスクである。サブファンドの場合、外貨建て残高および取引から生じる通貨リスクにはさらされていない。なぜなら、大半の資産と負債は、サブファンドの機能通貨であり、かつ表示通貨でもある人民元建てだからである。その結果、管理会社は為替リスクの感応度分析の表示は必要ないと考えている。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクとは、発行体もしくはカウンターパーティがサブファンドとの間で締結したコミットメントを充足できなくなる、または充足しようとしなくなるリスクである。

サブファンドは、投資取引および契約上のコミットメント業務の大部分を、信用格付の高い、地位の確立されたブローカーディーラー、銀行および正規の証券取引所を使って行うことにより、信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクに対するエクスポージャーを抑制している。

上場有価証券のすべての取引は、免許を持ち信頼のできるブローカーを用いて、受渡時に決済もしくは支払いを行っている。また、サブファンドは、信頼のできる金融機関に預金を置いている。このため、管理会社は、サブファンドは大きな信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクにさらされていないと考えている。

2015年12月31日現在、サブファンドの証券保管機関である香港上海銀行株式会社（以下「HSBC」）におけるサブファンドの預金残高は、110,734,726人民元（2014年：1,099,780,914人民元）であった。HSBCのS&P信用格付はAである（2014年：AA-）。

2015年12月31日現在、サブファンドの中国側の証券保管機関であるHSBC銀行（中国）株式会社（以下「HSBC中国」）におけるサブファンドの預金残高は100,388,864人民元（2014年：1,169,287人民元）、預託投資有価証券は18,232,458,944人民元（2014年：30,195,508,721人民元）であった。HSBC中国のムーディーズ信用格付はA1である（2014年：A1）。

2015年および2014年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーは、財政状態計算書に計上されている金融資産の帳簿価額にあたる。

管理会社は、2015年および2014年12月31日現在、減損もしくは延滞が生じている資産はないと考えている。

CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

財務諸表の注記

8. 金融リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブファンドが債務の満期が到来した時点で、その債務の全額を決済するのに十分な原資を調達できない可能性がある、または、著しく不利な条件でしか調達できない可能性があるというリスクである。

サブファンドでは、受益証券の償還が発生する可能性は毎日ある。このため、サブファンドは、いつでも売却できるよう、資産の大部分を活発な市場で取引されている有価証券に投資している。

下記の表は、報告日現在から契約の満期までの残存期間に基づき、サブファンドの金融負債を期間ごとのグループに分けて分析したものである。表中の金額は、契約上の未割引キャッシュフローである。割引の影響は僅少なため、12ヵ月以内に満期が到来する残高は簿価に等しい。

	1ヵ月未満 人民元	1ヵ月から3ヵ月未満 人民元	3ヵ月以上 人民元	合計 人民元
2015年12月31日現在				
参加ディーラーへの未払金	50,270,324	-	-	50,270,324
ブローカーへの未払金	45,247,158	-	-	45,247,158
未払い管理報酬	15,335,223	-	-	15,335,223
その他未払金	-	6,366,428	250,681	6,617,109
契約上の現金流出額	110,852,705	6,366,428	250,681	117,469,814
2014年12月31日現在				
参加ディーラーへの未払金	1,025,177,102	-	-	1,025,177,102
未払い管理報酬	26,186,658	-	-	26,186,658
その他未払金	-	2,238,200	126,660	2,364,860
契約上の現金流出額	1,051,363,760	2,238,200	126,660	1,053,728,620
	1ヵ月未満 日本円	1ヵ月から3ヵ月未満 日本円	3ヵ月以上 日本円	合計 日本円
2015年12月31日現在				
参加ディーラーへの未払金	858,617,134	-	-	858,617,134
ブローカーへの未払金	772,821,459	-	-	772,821,459
未払い管理報酬	261,925,609	-	-	261,925,609
その他未払金	-	108,738,590	4,281,631	113,020,222
契約上の現金流出額	1,893,364,201	108,738,590	4,281,631	2,006,384,423
2014年12月31日現在				
参加ディーラーへの未払金	17,510,024,902	-	-	17,510,024,902
未払い管理報酬	447,268,119	-	-	447,268,119
その他未払金	-	38,228,456	2,163,353	40,391,809
契約上の現金流出額	17,957,293,021	38,228,456	2,163,353	17,997,684,830

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記

8. 金融リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク（続き）

受益証券は、受益者の任意により、要求があった時点で償還される。2015年12月31日現在、サブファンドの受益証券の10%以上を保有する受益者は2名である（2014年：3名）。

サブファンドは、7日以内に流動化できると予想される有価証券に投資することによって流動性リスクを管理している。下記の表は、保有する資産の予想流動性を示している。

	1か月未満 人民元	1か月から12か月 人民元	期日なし 人民元	合計 人民元
2015年12月31日現在				
資産合計	<u>17,457,520,112</u>	<u>13,191</u>	<u>990,581,622</u>	<u>18,448,114,925</u>

2014年12月31日現在

資産合計	<u>31,296,458,922</u>	<u>17,406</u>	<u>9,744,000</u>	<u>31,306,220,328</u>
------	-----------------------	---------------	------------------	-----------------------

	1か月未満 日本円	1か月から12か月 日本円	期日なし 日本円	合計 日本円
2015年12月31日現在				
資産合計	<u>298,174,443,513</u>	<u>225,302</u>	<u>16,919,134,104</u>	<u>315,093,802,919</u>

2014年12月31日現在

資産合計	<u>534,543,518,388</u>	<u>297,294</u>	<u>166,427,520</u>	<u>534,710,243,202</u>
------	------------------------	----------------	--------------------	------------------------

(d) 公正価値の見積り

サブファンドは、測定を行う際に利用するインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類している。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- ・ 同一資産もしくは負債の活発な市場の相場（未調整）（レベル1）。
- ・ レベル1に含まれる相場以外で、資産もしくは負債に係り直接的に（すなわち、価格として）または間接的に（すなわち、価格から算出された形で）観察可能なインプット（レベル2）
- ・ 観察可能な市場データに基づいていない資産もしくは負債のインプット（すなわち、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定を全体的に分類する際の基準となる公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全般にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づいて決定される。そのため、インプットの重要度は公正価値測定全般に照らして評価される。もし公正価値測定の際に、観察可能なインプットが用いられた場合でも、観察不能なインプットに基づいて大幅な調整を加える必要がある場合、そのような測定はレベル3の測定とされる。公正価値測定全般にとっての特定のインプットの重要度を評価するには、資産もしくは負債に特有の要素を考慮した判断を要する。

CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

財務諸表の注記

8. 金融リスク管理(続き)

(d) 公正価値の見積り(続き)

「観察可能」という判定には、サブファンドによる重要な判断が必要になる。サブファンドは、容易に入手でき、定期的に配信もしくは更新され、信頼性があり、検証可能で、独自の値ではなく、当該市場に積極的に関与している独立した立場の情報源から提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。

下記の表は、2015年および2014年12月31日現在の公正価値で測定されたサブファンドの金融資産を、公正価値ヒエラルキーの枠組みで(クラス別に)分析したものである。

	レベル1 人民元	レベル2 人民元	レベル3 人民元	合計 人民元
2015年12月31日現在				
資産				
損益を通じて公正価値 で測定した金融資産				
- 持分証券	17,246,396,522	986,062,422	-	18,232,458,944
資産合計	17,246,396,522	986,062,422	-	18,232,458,944
2014年12月31日現在				
資産				
損益を通じて公正価値 で測定した金融資産				
- 持分証券	30,195,508,721	-	-	30,195,508,721
資産合計	30,195,508,721	-	-	30,195,508,721
	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	合計 日本円
2015年12月31日現在				
資産				
損益を通じて公正価値 で測定した金融資産				
- 持分証券	294,568,452,596	16,841,946,168	-	311,410,398,764
資産合計	294,568,452,596	16,841,946,168	-	311,410,398,764
2014年12月31日現在				
資産				
損益を通じて公正価値 で測定した金融資産				
- 持分証券	515,739,288,955	-	-	515,739,288,955
資産合計	515,739,288,955	-	-	515,739,288,955

評価額が活発な市場の相場に基づいており、従って、レベル1に分類される投資には、活発な市場に上場されている株式が含まれる。サブファンドは、そのような金融商品の相場には調整を加えていない。

CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記

8. 金融リスク管理（続き）

(d) 公正価値の見積り（続き）

活発とは見なされていない市場で売買されているが、相場、ディーラーの気配値、もしくは観察可能なインプットによる裏付けがある代替価格情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類される。経営者は最良の見積りを用いて、すべての入手可能な情報を評価し、最終取引価格が、2015年12月31日現在のレベル2の投資の公正価値の最良の見積りであると考えている。2015年12月31日現在、上場株式投資1件（2014年：ゼロ）（986,062,422人民元、サブファンドの純資産価値の5.38%）が、自主的な事業再編のため取引停止となっている。2015年12月31日終了会計年度財務諸表承認日現在、この株式投資は引き続き取引停止となっている。

取引停止となっている株式投資986,062,422人民元はレベル1からレベル2に振り替えられて、2015年12月31日現在レベル2の投資に分類されている。公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動は、報告期間期首に発生したものとみなされる。

レベル3に分類される投資の場合、取引が少ないため、重要な観察不能なインプットが存在する。ただし2015年および2014年12月31日現在、サブファンドには、レベル3に分類される投資はなかった。

損益を通じて公正価値で評価される金融資産および負債以外の、財政状態計算書に含まれる資産および負債は、償却原価で計上され、その帳簿価額は公正価値に近似する。公正価値が開示されているが公正価値で計上されていない資産および負債は、この他にはない。

(e) 資本リスクの管理

サブファンドの資本は、発行済み償還可能受益証券によって示される。サブファンドの目標は、当該するベンチマーク指数のパフォーマンスに概ね連動する運用成果をあげることである。管理会社は以下のことを行うことができる。

- ・ サブファンドの構成を定める文書に基づき、日次で受益証券の償還と新規発行を行う。
- ・ 受益者に対するサブファンドの分配金を決定する際、裁量権を行使する。
- ・ サブファンドの目論見書で現在開示されているような特定の状況下で、受益証券の設定（クリエーション）と償還を中止する。

9. 分配

	2015年12月31日 終了会計年度 人民元	2015年12月31日 終了会計年度 日本円
2015年度末分配金		
-1,655,000,000口に係り、1口当たり0.25人民元	<u>(413,750,000)</u>	<u>(7,066,850,000)</u>
	2014年12月31日 終了会計年度 人民元	2014年12月31日 終了会計年度 日本円
2014年度末分配金		
-5,058,000,000口に係り、1口当たり0.28人民元	<u>(1,416,240,000)</u>	<u>(24,189,379,200)</u>

2015年12月18日(2014年:2014年10月7日)現在の発行済み受益証券口数1,655,000,000口
(2014年:5,058,000,000口)に係る1口当たり0.25人民元(2014年:0.28人民元)の期末分配金が2015年12
月28日(2014年:2014年10月27日)に支払われた。

CSOP FTSE中国A50 ETF （CSOP ETFシリーズのサブファンド）

財務諸表の注記

10. カテゴリー別の金融商品

2015年および2014年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類され、財務諸表で開示されている投資を除き、中国決済機関預託準備金、未収利息、および預金残高を含むすべての金融資産は、貸付金および債権に分類され、償却原価で計上されている。サブファンドのすべての金融負債もまた、償却原価で計上されている。

管理会社は、金融資産および負債の帳簿価額を公正価値の近似値と考えている。これらは事実上短期の資産および負債であり、また割引の影響は些少であるためである。

11. SFC規約に基づく投資の制限と禁止

指数連動型上場投資信託を規制するSFCのガイドライン（以下「ETFガイドライン」）に基づき、サブファンドが保有するいかなるベンチマーク指数構成銘柄も、ベンチマーク指数における各構成比を上回ることはできない。ただし、ベンチマーク指数構成銘柄の変更の結果、構成比が上回り、そうした超過状態が事実上過渡期のもので一時的にすぎない場合は、この限りではない。管理会社と受託会社は、2015年および2014年12月31日終了会計年度において、サブファンドがこの制限を遵守していることを確認している。

2015年および2014年12月31日現在、サブファンド組入銘柄のうち、個別にサブファンドの純資産価値の10%およびFTSE中国A50インデックスにおける各構成比を上回るものはない。

2015年1月1日から2015年2月27日までの期間にFTSE中国A50価格リターン・インデックスは5.57%下落し、サブファンドの1口当たり純資産価値は5.32%減少した。2015年2月27日から2015年12月31日までの期間にFTSE中国A50純リターン・インデックスは0.52%上昇し、サブファンドの1口当たり純資産価値は0.95%減少した。

2014年12月31日終了会計年度において、FTSE中国A50価格リターン・インデックスは62.19%上昇し、サブファンドの1口当たり純資産価値は59.51%増加した。

12. ソフトコミッションに関する取り決め

2015年10月1日から管理会社はいくつかのブローカーとソフトコミッションに関する取り決めを結んでいる。これに基づき、投資判断のサポートとして用いられる特定の財・サービスが第三者から提供され、ブローカーに指示されたサブファンドの取引を考慮して、ブローカーがその対価を支払う。これには以下のものが含まれる。リサーチおよび投資顧問サービス。経済・政治分析。バリュエーションやパフォーマンス測定などのポートフォリオ分析。市場分析、データ、気配表示サービス。決済、登録、管理業務および投資関連の広報活動。上記の財・サービスに付随するコンピューター・ハードウェアおよびソフトウェア。

2014年12月31日終了年度について、管理会社は、ブローカーもしくはディーラーを通じてサブファンドが行う取引の指示に関連して、年度中にソフトコミッションの取り決めはなかったことを確認している。

13. セグメント情報

管理会社は、サブファンドに代わって戦略的な経営資源の配分を行い、戦略的決定のために利用される検証済み報告書に基づき、事業セグメントを決定する。

管理会社は、サブファンドには、有価証券に投資する単一の事業セグメントしかないと考えている。サブファンドの目標は、FTSE中国A50インデックスのパフォーマンスに連動し、ほぼすべてのインデックス構成銘柄に投資して、銘柄別構成比や業種別構成比を連動先のインデックスの特性に近づけることにある。

**CSOP FTSE中国A50 ETF
（CSOP ETFシリーズのサブファンド）**

財務諸表の注記

13. セグメント情報（続き）

管理会社がサブファンドの資産、負債およびパフォーマンスのために用いる内部の財務情報は、財政状態計算書および包括利益計算書で開示される情報と同じである。

サブファンドは香港を拠点にしている。サブファンドの収益は、連動先のインデックスであるFTSE中国A50インデックスを構成する中国の有価証券への投資からもたらされる。

中国に所在するサブファンドの固定資産は、計4,519,200人民元（2014年：9,744,000人民元）である。サブファンドには、固定資産に分類される他の資産はない。2015年および2014年12月31日現在、サブファンドの投資ポートフォリオは多様化しており、サブファンドの純資産に占める割合が10%を超える個別投資はない。

14. 財務諸表の承認

本財務諸表は、2016年4月27日に受託会社および管理会社の承認を受けた。

(2) 【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、上記「(1)貸借対照表」に記載したファンドの損益計算書(包括利益計算書)をご参照下さい。

(3) 【投資有価証券明細表等】

CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

投資ポートフォリオ(未監査)

2015年12月31日現在

	保有状況	公正価値 人民元	公正価値 日本円	純資産構成比 (%)
投資(99.46%)				
上場株式(99.46%)				
中国(99.46%)				
中国農業銀行A株普通株式CNY1	175,668,007	567,407,663	9,691,322,884	3.09
中国銀行A株普通株式CNY1	104,932,872	420,780,817	7,186,936,354	2.30
交通銀行A株普通株式CNY1	84,023,304	541,110,078	9,242,160,132	2.95
比亜迪A株普通株式CNY1	2,021,628	130,192,843	2,223,693,758	0.71
中信銀行A株普通株式CNY1	14,320,870	103,396,681	1,766,015,311	0.56
中国交通建設A株普通株式NPV	7,023,666	94,187,361	1,608,720,126	0.51
中国建設銀行A株普通株式CNY1	45,069,414	260,501,213	4,449,360,718	1.42
中国光大銀行A株普通株式CNY1	69,371,179	294,133,799	5,023,805,287	1.60
中国人寿保険A株普通株式NPV	7,254,318	205,369,743	3,507,715,210	1.12
招商銀行A株普通株式CNY1	58,923,347	1,060,031,013	18,105,329,702	5.78
中国民生銀行A株普通株式CNY1	116,230,364	1,120,460,709	19,137,468,910	6.11
中国核工業集団A株普通株式CNY1	19,570,895	186,706,338	3,188,944,253	1.02
中国太平洋保険集団A株普通株式CNY1	12,546,562	362,093,779	6,184,561,745	1.97
中国石油化工A株普通株式CNY1	47,572,414	235,959,173	4,030,182,675	1.29
中国中鉄集団A株普通株式CNY1	27,830,695	303,911,189	5,190,803,108	1.66
中国鉄建A株普通株式CNY1	13,742,304	185,246,238	3,164,006,087	1.01
中国神華能源A株普通株式CNY1	9,854,422	147,520,697	2,519,653,505	0.80
中国船舶重工A株普通株式CNY1	43,875,207	412,426,946	7,044,252,238	2.25
中国建築工程A株普通株式CNY1	59,746,275	378,791,384	6,469,756,839	2.07
中国聯合網絡通信A株普通株式CNY1	42,206,052	260,833,401	4,455,034,489	1.42
万科企業A株普通株式CNY1	40,362,768	986,062,422	16,841,946,168	5.38
中信証券A株普通株式CNY1	38,693,784	748,724,720	12,788,218,218	4.08
中国中車A株普通株式CNY1	38,808,845	498,693,658	8,517,687,679	2.72
大秦鉄路A株普通株式CNY1	26,507,572	228,495,271	3,902,699,229	1.25
広発証券A株普通株式CNY1	11,497,827	223,632,735	3,819,647,114	1.22
国信証券	6,124,716	120,963,141	2,066,050,448	0.66
珠海格力電器A株普通株式CNY1	8,981,608	200,738,939	3,428,621,078	1.09
国泰君安証券A株普通株式NPV	7,589,830	181,396,937	3,098,259,684	0.99
海通証券A株普通株式CNY1	29,855,608	472,315,719	8,067,152,481	2.58
杭州海康威視数字技術A株普通株式NPV	5,262,315	180,971,013	3,090,984,902	0.99
華能国際電力A株普通株式CNY1	9,403,125	82,089,281	1,402,084,919	0.45
華泰証券A株普通株式CNY1	11,412,065	225,045,922	3,843,784,348	1.23
中国工商銀行A株普通株式CNY1	107,382,054	491,809,807	8,400,111,504	2.68
興業銀行A株普通株式CNY1	56,906,721	971,397,728	16,591,473,194	5.30
包頭鋼鉄集団A株普通株式CNY1	40,520,187	146,277,875	2,498,426,105	0.80
貴州茅台酒A株普通株式CNY1	2,256,423	492,328,934	8,408,978,193	2.69
美的集団A株普通株式NPV	8,701,731	285,590,811	4,877,891,052	1.56
新華人寿保険A株普通株式NPV	2,801,251	146,253,315	2,498,006,620	0.80
中国石油天然気A株CNY1	20,154,232	168,287,837	2,874,356,256	0.92
平安銀行A株普通株式CNY1	29,913,475	358,662,565	6,125,956,610	1.96
中国平安保険(集団)A株普通株式CNY1	45,840,592	1,650,261,312	28,186,463,209	9.00
中国電力建設A株普通株式CNY1	15,749,266	126,466,606	2,160,049,630	0.69
上海汽車工業A株普通株式CNY1	11,530,708	244,681,624	4,179,162,138	1.33

CSOP FTSE中国A50 ETF
(CSOP ETFシリーズのサブファンド)

投資ポートフォリオ(未監査)

2015年12月31日現在

	保有状況	公正価値 人民元	公正価値 日本円	純資産構成比 (%)
投資(99.46%) (続き)				
上場株式(99.46%) (続き)				
中国(99.46%) (続き)				
上海電気集団-A株普通株式NPV	10,794,753	124,571,450	2,127,680,366	0.68
上海国際港務(集団)A株普通株式CNY1	15,000,101	97,200,655	1,660,187,187	0.53
上海浦東発展銀行A株普通株式CNY1	49,220,504	899,258,608	15,359,337,025	4.91
上海萊士血液製品A株普通株式CNY1	2,170,708	86,329,057	1,474,500,294	0.47
申万宏源A株普通株式CNY1	16,277,325	174,330,151	2,977,558,979	0.95
蘇寧雲商集団A株普通株式CNY1	18,748,261	252,164,110	4,306,962,999	1.38
浙江浙能電力-A株普通株式CNY1	12,869,914	96,395,656	1,646,437,804	0.53
投資の合計		18,232,458,944	311,410,398,764	99.46
その他の純資産		98,186,167	1,677,019,732	0.54
2015年12月31日現在の受益者に帰属する純資産		18,330,645,111	313,087,418,496	100.00
投資の合計(取得原価)		17,339,275,646	296,154,828,034	

[次へ](#)

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
As at 31 December 2015

	<i>Notes</i>	2015 <i>RMB</i>	2014 <i>RMB</i>
ASSETS			
NON-CURRENT ASSETS			
Deposit reserve		4,519,200	9,744,000
CURRENT ASSETS			
Investments	7(c),8(a)	18,232,458,944	30,195,508,721
Interest receivable		13,191	17,406
Bank balances	7(c)	211,123,590	1,100,950,201
		18,443,595,725	31,296,476,328
Total assets		18,448,114,925	31,306,220,328
LIABILITIES			
CURRENT LIABILITIES			
Provision for taxation	6	-	55,577,523
Amounts due to participating dealers		50,270,324	1,025,177,102
Amounts due to brokers		45,247,158	-
Management fee payable	7(a)	15,335,223	26,186,658
Other accounts payable		6,617,109	2,364,860
		117,469,814	1,109,306,143
Total liabilities		117,469,814	1,109,306,143
EQUITY			
Net assets attributable to unitholders	4	18,330,645,111	30,196,914,185

The financial statements on pages 7 to 29 were approved by the Trustee and the Manager on 27 April 2016 and were signed on their behalf.

For and on behalf of

For and on behalf of

CSOP Asset Management Limited
as the Manager

HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited
as the Trustee

The notes on pages 11 to 29 form part of these financial statements

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2015

		Year ended 31 December 2015 RMB	Year ended 31 December 2014 RMB
INCOME			
Dividend income		515,836,928	1,059,632,544
Interest income		1,266,203	1,093,690
Net gain on investments	5	1,169,787,362	16,083,270,839
Other income		136,361,232	101,440,098
Total net income		<u>1,823,251,725</u>	<u>17,245,437,171</u>
EXPENSES			
Management fee	7(a)	(219,184,399)	(281,436,408)
Trustee fee	7(b)	(19,071,871)	(24,102,336)
Transaction costs on investments		(124,580,526)	(85,515,132)
Audit fee		(571,094)	(175,740)
Safe custody and bank charges		(1,255,328)	(212,963)
Legal and other professional fee		(145,009)	(52,147)
License fee	7(d)	(22,984,953)	-
Other operating expenses		(761,532)	(1,370,521)
Total operating expenses		<u>(388,554,712)</u>	<u>(392,865,247)</u>
Operating profit		<u>1,434,697,013</u>	<u>16,852,571,924</u>
Taxation	6	<u>1,099,713</u>	<u>(42,691,404)</u>
Total comprehensive income		<u><u>1,435,796,726</u></u>	<u><u>16,809,880,520</u></u>

The notes on pages 11 to 29 form part of these financial statements

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS

For the year ended 31 December 2015

		Year ended 31 December 2015 RMB	Year ended 31 December 2014 RMB
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the year	<i>Note</i>	30,196,914,185	20,863,824,165
Proceeds on issue of units		28,808,943,850	20,210,064,800
Payments on redemption of units		(41,697,259,650)	(26,270,615,300)
Net decrease from unit transactions		(12,888,315,800)	(6,060,550,500)
Distribution to unitholders	9	(413,750,000)	(1,416,240,000)
Total comprehensive income for the year		1,435,796,726	16,809,880,520
Net assets attributable to unitholders at the end of the year		18,330,645,111	30,196,914,185

The notes on pages 11 to 29 form part of these financial statements

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2015

	Year ended 31 December 2015 <i>RMB</i>	Year ended 31 December 2014 <i>RMB</i>
OPERATING ACTIVITIES		
Payments for purchase of investments	(35,542,981,175)	(25,758,520,431)
Proceeds from sale of investments	48,721,065,472	32,442,568,099
Dividend received	515,836,928	1,059,632,544
Interest received	1,270,418	1,097,513
Other income received	136,361,232	101,440,098
Management fee paid	(230,035,834)	(272,425,912)
Transaction costs paid	(124,580,526)	(85,515,132)
Taxation paid	(54,477,810)	(111,742,446)
Other operating expenses paid	(40,537,538)	(27,227,518)
Deposit reserve received/(paid)	5,224,800	(4,564,000)
Net cash generated from operating activities	13,387,145,967	7,344,742,815
FINANCING ACTIVITIES		
Proceeds on issue of units	28,808,943,850	20,210,064,800
Amounts (paid to)/received from participating dealers	(974,906,778)	969,229,725
Payments on redemption of units	(41,697,259,650)	(26,270,615,300)
Distribution paid	(413,750,000)	(1,416,240,000)
Net cash used in financing activities	(14,276,972,578)	(6,507,560,775)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(889,826,611)	837,182,040
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	1,100,950,201	263,768,161
Cash and cash equivalents at the end of the year	211,123,590	1,100,950,201
Analysis of balances of cash and cash equivalents		
Bank balances	211,123,590	1,100,950,201

The notes on pages 11 to 29 form part of these financial statements.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. GENERAL INFORMATION

CSOP ETF Series (the "Trust") is an umbrella unit trust governed by its a trust deed dated 25 July 2012, as amended, (the "Trust Deed") and authorised by the Securities and Futures Commission of Hong Kong (the "SFC") pursuant to Section 104(1) of the Securities and Futures Ordinance. The terms of the Trust Deed are governed by the laws of Hong Kong. As at 31 December 2015, the Trust has six sub-funds which are CSOP FTSE China A50 ETF (the "Sub-Fund"), CSOP CES China A80 ETF, CSOP MSCI T50 ETF, CSOP SZSE ChiNext ETF, CSOP China CSI 300 Smart ETF and CSOP MSCI China A International ETF. The date of inception of the Sub-Fund was 23 August 2012. The Sub-Fund is listed on The Stock Exchange of Hong Kong Limited. CSOP Asset Management Limited, the manager of the Sub-Fund, applied and obtained approval to list Japan Depository Receipt ("JDR") which represents units of the Sub-Fund on the Tokyo Stock Exchange ("TSE"). The JDR which represents units of the Sub-Fund was listed on the TSE on 27 February 2013.

The manager and the trustee of the Sub-Fund are CSOP Asset Management Limited (the "Manager") and HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited (the "Trustee") respectively.

The investment objective of the Sub-Fund is to provide investment results that, before deduction of fees and expenses, closely correspond to the performance of the underlying index, namely, FTSE China A50 Index (the "underlying Index"). In order to achieve the investment objective of the Sub-Fund, the Manager will adopt a full replication strategy by directly investing all, or substantially all, of the assets of the Sub-Fund in index securities constituting the underlying index in substantially the same weightings (i.e. proportions) as these index securities have in the underlying index. The Manager may also use a representative sampling strategy in exceptional circumstances.

Prior to 27 February 2015, the Sub-Fund has been using FTSE China A50 price return index as its underlying index. With effect from 27 February 2015, the type of the underlying index of the Sub-Fund changed from price return index to net total return index. The Manager believes that the change to the type of the underlying index will not only reduce the cash dragging but also its tracking error of the Sub-Fund.

Under current regulations in the People's Republic of China ("PRC"), generally foreign investors can invest in the domestic securities market through certain qualified foreign institutional investors that have obtained status as a Qualified Foreign Institutional Investor ("QFII") or a Renminbi Qualified Foreign Institutional Investor ("RQFII") from the China Securities Regulatory Commission ("CSRC") and have been granted quota(s) by the State Administration of Foreign Exchange ("SAFE") of the PRC to remit foreign freely convertible currencies (in the case of a QFII) and Chinese Renminbi ("RMB") (in the case of a RQFII) into the PRC for the purpose of investing in the PRC's domestic securities markets. Foreign investors can also invest in the domestic securities market through Shanghai – Hong Kong Stock Connect Program ("Stock Connect").

The Sub-Fund obtains exposure to securities issued within the PRC through the RQFII quotas of the Manager and the Stock Connect. The Manager has obtained RQFII status in the PRC and the RQFII quotas have been granted, on behalf of the Sub-Fund. To the extent that the Manager has, on behalf of the Sub-Fund, utilised its entire RQFII quota, the Manager may, subject to any applicable requirements, apply for an increase of the RQFII quota. On the other hand, the Manager actively manages the RQFII quota obtained and may impose limits on creation applications as it considers appropriate.

These financial statements are prepared for the Sub-Fund only. The financial statements for CSOP CES China A80 ETF, CSOP MSCI T50 ETF, CSOP SZSE ChiNext ETF, CSOP China CSI 300 Smart ETF and CSOP MSCI China A International ETF have been prepared separately.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

(a) Basis of preparation

The financial statements of the Sub-Fund have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRS") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of investments.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee and Manager (together the "Management") to exercise their judgment in the process of applying the Sub-Fund's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgment or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements are disclosed in Note 3.

Standard and amendments to existing standards effective 1 January 2015

There are no standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the first time for the financial year beginning 1 January 2015 that would be expected to have a significant impact on the Sub-Fund.

New standard and amendments to standards effective after 1 January 2015 that are relevant to the Sub-Fund but are not yet effective and have not been early adopted by the Sub-Fund

HKFRS 9 'Financial Instruments', addresses the classification, measurement and recognition of financial assets and financial liabilities. The complete version of HKFRS 9 was issued in July 2014. It replaces the guidance in HKAS 39 that relates to the classification and measurement of financial instruments. HKFRS 9 retains but simplifies the mixed measurement model and establishes three primary measurement categories for financial assets: amortized cost, fair value through other comprehensive income ("OCI") and fair value through profit or loss. The basis of classification depends on the entity's business model and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. Investments in equity instruments are required to be measured at fair value through profit or loss with the irrevocable option at inception to present changes in fair value in OCI not recycling. There is now a new expected credit losses model that replaces the incurred loss impairment model used in HKAS 39. For financial liabilities there was no changes to classification and measurement except for the recognition of changes in own credit risk in other comprehensive income, for liabilities designated at fair value through profit or loss. HKFRS 9 relaxes the requirements for hedge effectiveness by replacing the bright line hedge effectiveness tests. It requires an economic relationship between the hedged item and hedging instrument and for the 'hedged ratio' to be the same as the one management actually use for risk management purposes.

Contemporaneous documentation is still required but is different to that currently prepared under HKAS 39. The standard is effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2018. Early adoption is permitted. The Manager is yet to assess HKFRS 9's full impact to the Sub-Fund.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

(a) Basis of preparation (Continued)

HKFRS 15, 'Revenue from contracts with customers' deals with revenue recognition and establishes principles for reporting useful information to users of financial statements about the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from an entity's contracts with customers. Revenue is recognised when a customer obtains control of a good or service and thus has the ability to direct the use and obtain the benefits from the good or service. The standard replaces HKAS 18 'Revenue' and HKAS 11 'Construction contracts' and related interpretations. The standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018 and earlier application is permitted. The Manager of the Sub-Fund is assessing the impact of HKFRS 15.

There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are not yet effective that would be expected to have a material impact on the Sub Fund.

(b) Investments

(i) Classification

The Sub-Fund classifies its investments as financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are designated by the Management at fair value through profit or loss at inception. Financial assets designated at fair value through profit or loss at inception are those that are managed and their performance evaluated on a fair value basis in accordance with the Sub-Fund's documented investment strategies. The Sub-Fund's policies require the Management to evaluate the information about these financial assets on a fair value basis together with other related financial information.

(ii) Recognition/derecognition

Purchases and sales of investments are accounted for on the trade date basis. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Sub-Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

(iii) Measurement

Investments are initially recognised at fair value. Transaction costs are expensed in the statement of comprehensive income.

Subsequent to initial recognition, all investments are measured at fair value. Realised and unrealised gains and losses on investments are recognised in the statement of comprehensive income in the year in which they arise.

(iv) Fair value estimation

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) are based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The Sub-Fund utilises the last traded market price for both listed financial assets and liabilities where the last traded price falls within the bid-ask spread. In circumstances where the last traded price is not within the bid-ask spread, management will determine the point within the bid-ask spread that is most representative of fair value.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

(b) Investments (Continued)

(iv) Fair value estimation (Continued)

The fair value of financial assets that are not traded in an active market (for example, over-the-counter derivatives) is determined by using broker quotes or valuation techniques. Details of the fair value estimation of these securities are disclosed in Note 8(d).

(v) Transfers between levels of the fair value hierarchy

Transfers between levels of the fair value hierarchy are deemed to have occurred at the beginning of the reporting period.

(c) Amounts due from/to participating dealers

Amounts due from/to participating dealers represent the subscription receivable and redemption payable to the participating dealer at the end of the reporting year. The amounts are non-interest bearing and repayable on demand.

(d) Dividend income and interest income

Dividend income is recorded on the ex-dividend date with the corresponding foreign withholding taxes recorded as an expense.

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method.

(e) Distributions to unitholders

Distributions to unitholders are recognised in the statement of changes in net assets attributable to unitholders when they are approved by the Manager.

(f) Other income/expense

Other income/expense mainly represents the difference between the proceeds received from/paid to participating dealers and cost of investment purchased/sold.

(g) Transactions costs

Transactions costs are costs incurred to acquire/dispose financial assets or liabilities at fair value through profit or loss. They include fees and commissions paid to agents, brokers and dealers. Transactions costs, when incurred, are immediately recognised in profit or loss as an expense.

(h) Expenses

Expenses are accounted for on an accrual basis.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash in hand, demand deposits, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less and bank overdrafts.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

(j) Foreign currencies translation

Functional and presentation currency

Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Sub-Fund operates (the “functional currency”). The Sub-Fund invests in A-Shares in the PRC and the performance of the Sub-Fund is measured and reported to the unitholders in RMB. The Manager considers Renminbi as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions. The financial statements are presented in RMB, which is the Sub-Fund’s functional and presentation currency.

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the reporting date.

Foreign exchange gains and losses arising from translation are included in the statement of comprehensive income.

Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the statement of comprehensive income within “net gain on investments”.

(k) Redeemable units

The Sub-Fund issues redeemable units, which are redeemable at the holder’s option represents puttable financial instruments of the Sub-Fund. The Sub-Fund classifies its puttable financial instruments as equity in accordance with HKAS 32 (Amendment), “Financial instruments: Presentation” as those puttable financial instruments meet all the following criteria:

- the puttable financial instruments entitle the holder to a pro-rata share of net asset value;
- the puttable financial instruments are the most subordinated units in issue and unit features are identical;
- there are no contractual obligations to deliver cash or another financial asset; and
- the total expected cash flows from the puttable financial instrument over its life are based substantially on the profit or loss of the Sub-Fund.

Units are issued and redeemed at the holder’s option at prices based on the Sub-Fund’s net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Sub-Fund’s net asset value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to unitholders with the total number of outstanding units.

In accordance with the Prospectus of the Sub-Fund, investment positions are valued based on the last traded market price for the purpose of determining the net asset value per unit for creations and redemptions of the Sub-Fund.

(l) Taxation

The Sub-Fund currently incurs withholding taxes imposed by PRC on investment income. Such income is recorded gross of withholding taxes in the statement of comprehensive income. Withholding taxes are included as taxation in the statement of comprehensive income.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

(l) Taxation (Continued)

Deferred income tax is provided, using the liability method, on temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. However, the deferred income tax is not accounted for if it arises from initial recognition of an asset or liability in a transaction that at the time of the transaction affects neither accounting nor taxable profit or loss. Deferred income tax is determined using tax rates (and laws) that have been enacted or substantially enacted by the statement of financial position date and are expected to apply when the related deferred income tax asset is realised or the deferred income tax liability is settled.

Deferred income tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the temporary differences can be utilised.

Deferred income tax assets and liabilities are offset when there is a legally enforceable right to offset current tax assets against current tax liabilities and when the deferred income taxes assets and liabilities relate to income taxes levied by the same taxation authority on either the taxable entity or different taxable entities where there is an intention to settle the balances on a net basis.

(m) Establishment costs

Establishment costs are recognised as an expense in the year in which they are incurred.

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

The Manager makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. Estimates are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year are outlined below.

People's Republic of China ("PRC") tax provision

In preparing these financial statements, the Manager has made certain assumptions and used various estimates concerning the tax exposure which is dependent on what might happen in the future. The resulting accounting estimates may not equal the related actual results.

For the financial year ended 31 December 2014

The Sub-Fund invests in A-Shares securities which are issued within the PRC through the RQFII quotas of the Manager. Under the general taxing provision of PRC Corporate Income Tax Law, a 10% withholding tax may be payable on the gains derived from the sale of A-Shares by RQFIIs. The Manager considered that the enforcement of PRC tax on gains on A-Shares was uncertain for the year ended 31 December 2014 and exercised its judgment when assessing whether the Sub-Fund may be liable for taxation on its gains, the amount of potential tax liability and the probability of such tax charges being levied up to 31 December 2014. At that time, significant uncertainties existed and estimation of the Manager may substantially differ from the actual events. The Manager considered that its estimation may be impacted by any future clarification by the PRC State Administration of Taxation ("SAT") and the applicability of double tax treaty between Hong Kong and China for Hong Kong tax residents, which may be materially different from what the Manager envisioned.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS (Continued)

People's Republic of China ("PRC") tax provision (Continued)

For the financial year ended 31 December 2014 (Continued)

Reversal of tax provision as at 17 February 2014

As a result of the development of RQFII regime together with the Manager's accumulated knowledge about withholding income tax ("WIT") on PRC A-Shares, the Manager reassessed the WIT provisioning approach after the year ended 31 December 2013. Having taken and considered independent professional tax advice obtained after the financial year ended 31 December 2013 relating to the Sub-Fund's eligibility to benefit from the arrangement between the Mainland of China and the Hong Kong Special Administrative Region for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income (the "Arrangement"), and in accordance with such advice, the Manager held a view that the Sub-Fund is a Hong Kong tax resident for the purpose of the Arrangement and should be able to enjoy certain WIT exemption on gross capital gains derived from the alienation of the shares of non-immovable properties-rich China A-Shares companies under Arrangement; the Manager has determined that, with effect from 17 February 2014:

- (i) no WIT provision will be made on the gross unrealised and realised capital gains derived from trading of PRC A-Shares, except for those gross capital gains derived from trading of PRC A-Shares issued by PRC tax resident companies which 50% or more of the PRC tax resident company's assets are comprised, directly or indirectly, of immovable property situated in the PRC within 3 years prior to alienation of their shares by the Sub-Fund (an "immovable properties-rich company").
- (ii) a 10% provision for WIT will continue to be made for the gross unrealised and realised capital gains derived by the Sub-Fund from trading of PRC A-Shares issued by PRC tax resident companies which are immovable properties-rich companies.

As a result, the Sub-Fund reversed the WIT provision of RMB107,483,155 as of 14 February 2014 on 17 February 2014, which was made on the WIT provision on the gross unrealised and realised capital gains of RMB65,556,367 and RMB41,926,788 respectively derived from trading of PRC A-Shares issued by PRC tax resident companies which are not immovable properties-rich companies.

Notice issued on 14 November 2014

On 14 November 2014, the Ministry of Finance of the PRC (the "MoF"), the SAT and the China Securities Regulatory Commission (the "CSRC") jointly issued the "Notice on temporary exemption of Corporate Income Tax on capital gains derived from the transfer of equity investment assets such as PRC domestic stocks by QFII and RQFII" ("the Notice").

According to the Notice, amongst other things:

- (i) QFIIs and RQFIIs, which do not have an establishment or place of business in the PRC or have an establishment or place in the PRC but the income so derived in the PRC is not effectively connected with such establishment, will be temporarily exempt from corporate income tax on gains derived from the transfer of PRC equity investment assets (including China A-Shares) effective from 17 November 2014;
- (ii) PRC corporate income tax will be imposed on gains by QFIIs and RQFIIs from transfer of equity investment assets (including China A-Shares) realised prior to 17 November 2014 in accordance with laws.

As a result of the issue of the Notice, the Manager has decided on the following changes to the tax provisioning policy of the Sub-Fund:

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS (Continued)

People's Republic of China ("PRC") tax provision (Continued)

For the financial year ended 31 December 2014 (continued)

Notice issued on 14 November 2014 (continued)

- (i) The Sub-Fund has ceased to provide PRC withholding income tax for realised gains on investments in China A-Shares on or after 17 November 2014;
- (ii) No PRC withholding income tax provision is made for unrealized gains for China A-shares. The tax provision made in relation to unrealised gains on the Fund's investments in China A-Shares issued by PRC tax resident companies which are immovable properties-rich companies of RMB36,013,751 has been released on 17 November 2014; and
- (iii) The Sub-Fund has made capital gains tax provision for the gross realised gains derived from trading of China A-Shares, since the Sub-Fund's inception date of 23 August 2012 up to and including 14 November 2014, in the amount of RMB52,528,451. This excludes the realised gains derived from the Sub-Fund's trading of A-Shares issued by immovable properties-rich companies (for which the capital gain tax provision of RMB3,049,072 had already been made for the period from 23 August 2012 (date of inception) up to and including 14 November 2014 previously). The total capital gains tax provision in relation to A-Shares investments of the Sub-Fund amounted to RMB55,577,523 representing 0.18% of the net assets attributable to unitholders of the Sub-Fund as at 31 December 2014. Refer to Note 6 for more details.

For the financial year ended 31 December 2015

On 1 April 2015, the Third Branch of Shanghai Municipal Office, SAT (the "Authority") and the Third Branch of Shanghai Bureau of Local Taxation jointly issued the Notice on Tax Issues to notify that the QFII/RQFII shall declare and handle with the tax-related issues concerning the gains from transfer of equity investment assets, including A-Shares, realised prior to 17 November 2014 to the Authority before 30 September 2015 in accordance with the relevant PRC tax law and the Notice (the "Tax Reporting"). Those QFII/RQFII's eligible for treaty relief under an applicable tax treaty should follow the requirement of Circular 124 for tax treaty application (the "Tax Treaty Application").

The Manager had made, on behalf of the Sub-Fund, the Tax Reporting for the period from 23 August 2012 (date of inception) to 14 November 2014 inclusively, and applied the Tax Treaty Application for the Sub-Fund in September 2015. The Authority completed the review on the Sub-Fund's Tax Reporting and Tax Treaty Application and issued a document on its official web-site indicating that the Authority agrees with the Sub-Fund's Tax Treaty Application submitted. The Authority also issued a PRC tax demand note to the Sub-Fund to settle the PRC WIT on gross realised capital gains derived by the Sub-Fund from trading of PRC A-Shares issued by immovable properties-rich companies only for the period from 23 August 2012 (date of inception) up to and including 14 November 2014. Out of the PRC tax provision of the Sub-Fund as of 31 December 2014 of RMB55,577,523, the Sub-Fund settled the relevant PRC WIT liabilities in the amount of RMB2,767,468 on 30 September 2015 and the Manager reversed the unused WIT provision amounted to RMB52,810,055 on 1 December 2015.

4. NUMBER OF UNITS IN ISSUE AND NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS PER UNIT

The Sub-Fund's capital is represented by the units in the Sub-Fund, and shown as "net assets attributable to unitholders" in the statement of financial position. Subscriptions and redemptions of units during the year are shown in the statement of changes in net assets attributable to unitholders. In order to achieve the investment objectives, the Sub-Fund endeavors to invest its capital in accordance with the investment policies, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

4. NUMBER OF UNITS IN ISSUE AND NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS PER UNIT (Continued)

In accordance with the provisions of the Trust's Trust Deed dated 25 July 2012, as amended, and the Prospectus of the Sub-Fund, investments are stated at the last traded price on the valuation day for the purpose of determining net asset value per unit for subscriptions and redemptions and for various fee calculations.

As stated in Note 2(k), redeemable units of the Sub-Fund are classified as equity and they are carried at the redemption amount that would be payable at the reporting date if the unitholder exercised the right to redeem the units in the Sub-Fund.

The movements of the redeemable units for the year ended 31 December 2015 and 2014 are as follows:

	2015 units	2014 units
Number of units in issue at the beginning of the year	2,649,500,000	2,920,000,000
Units issued	2,564,500,000	2,877,500,000
Units redeemed	(3,499,000,000)	(3,148,000,000)
Number of units in issue at the end of the year	<u>1,715,000,000</u>	<u>2,649,500,000</u>
	2015 <i>RMB</i>	2014 <i>RMB</i>
Net assets attributable to unitholders per unit at 31 December	<u>10.6884</u>	<u>11.3972</u>

5. NET GAIN ON INVESTMENTS

	2015 <i>RMB</i>	2014 <i>RMB</i>
Net fair value change in unrealised gain/loss in value of investments	(10,027,689,463)	11,367,036,594
Net realised gain on sale of investments	11,197,476,825	4,716,234,245
	<u>1,169,787,362</u>	<u>16,083,270,839</u>

6. TAXATION

No provision for Hong Kong profits tax has been made for the Sub-Fund as it was authorised as collective investment schemes under Section 104 of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance and is therefore exempt from profits tax under Section 26A(1A) of the Hong Kong Inland Revenue Ordinance.

PRC tax

The Sub-Fund invests in A-Shares listed in the PRC and is subjected to 10% withholding tax on dividend income derived from A-Shares. Withholding tax was charged on dividend income received from A-Shares during the year. Refer to Note 3 for PRC withholding tax on gains derived from the sale of A-shares by QFIIs and RQFIIs.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

6. TAXATION (Continued)

The taxation of the Sub-Fund for the year ended 31 December 2015 and 2014 represents:

	2015 <i>RMB</i>	2014 <i>RMB</i>
Capital gains tax on realised gains on investments	-	53,221,693
Reversal on capital gain tax	(52,810,055)	(41,926,788)
Deferred tax charged on change in unrealised gains on investments	-	21,224,171
Deferred tax reversed on change in unrealised gains on investments	-	(101,570,118)
	<u>(52,810,055)</u>	<u>(69,051,042)</u>
Withholding tax on dividend income	51,583,722	111,633,077
Withholding tax on interest income	126,620	109,369
	<u>51,710,342</u>	<u>111,742,446</u>
Tax (credit)/ expenses	<u>(1,099,713)</u>	<u>42,691,404</u>

As at 31 December 2015 and 2014, there is no deferred tax liabilities/assets for the Sub-Fund. The movement in deferred tax liabilities arising from change in unrealised gains on investments during the year ended 31 December 2014 is as follows:

	2014 <i>RMB</i>
At the beginning of the year	80,345,947
Deferred tax charged on change in unrealised gains on investments	21,224,171
Deferred tax reversed on change in unrealised gains on investments	(101,570,118)
At the end of the year	<u>-</u>

The movement in provision for taxation during the year is as follows:

	2015 <i>RMB</i>	2014 <i>RMB</i>
At the beginning of the year	55,577,523	44,282,618
Taxation charged to the statement of comprehensive income for the year	51,710,342	164,964,139
Reversal of current tax liabilities	(52,810,055)	(41,926,788)
Tax paid	(54,477,810)	(111,742,446)
At the end of the year	<u>-</u>	<u>55,577,523</u>

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
 (A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

7. TRANSACTIONS WITH THE TRUSTEE, MANAGER AND CONNECTED PERSONS

The following is a summary of significant related party transactions/transactions entered into during the year between the Sub-Fund and the Trustee, the Manager and their Connected Persons. Connected Persons of the Manager are those as defined in the Code on Unit Trusts and Mutual Funds established by the Securities & Futures Commission of Hong Kong (the "SFC Code"). All transactions entered into during the year between the Sub-Fund and the Manager and its Connected Persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms. To the best of the Manager's knowledge, the Sub-Fund does not have any other transactions with Connected Persons except for those disclosed below.

(a) Management fee

The Manager is entitled to receive a management fee, currently at the rate of 0.99% per annum of the net asset value of the Sub-Fund accrued daily and calculated as at each dealing day and payable monthly in arrears.

(b) Trustee fee and Registrar's fee

The Trustee is entitled to receive a trustee fee of up to 1% per annum of the net asset value of the Sub-Fund, which accrued daily and calculated as at each dealing day and payable monthly in arrears. For the year ended December 2015 and 2014, the trustee fee is calculated as a percentage per annum of the net asset value of the Sub-Fund at the rate as follows, subject to a monthly minimum of RMB40,000:

	Trustee fee percentage per annum
For first RMB200 million	0.16%
For next RMB1,000 million	0.14%
For next RMB1,000 million	0.12%
For next RMB1,000 million	0.10%
Thereafter	0.08%

The Trustee's fee is inclusive of fees payable to The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited (the "Custodian") and HSBC Bank (China) Company Limited (the "PRC Custodian").

The Trustee, acting as the Registrar, is also entitled to a fee of RMB120 (2014: RMB120) per participating dealer per transaction.

(c) Financial assets

The investments and bank balances of the Sub-Fund held with related parties of the Trustee are:

	2015 <i>RMB</i>	2014 <i>RMB</i>
Investments		
HSBC Bank (China) Company Limited	18,232,458,944	30,195,508,721
Bank balances		
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	110,734,726	1,099,780,914
HSBC Bank (China) Company Limited	100,388,864	1,169,287
	211,123,590	1,100,950,201

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

7. TRANSACTIONS WITH THE TRUSTEE, MANAGER AND CONNECTED PERSONS (Continued)

(d) License fee

According to the Trust Deed dated 25 July 2012, as amended, the license fees and expenses payable to the owner of an index for the use of such index shall be payable out of the Sub-Fund. Prior to 1 January 2015, the FTSE index license fees were paid by the Manager of the Sub-Fund. Pursuant to the letter dated 16 November 2015 between the Trustee and the Manager of the Sub-Fund, the Manager has decided that the license fee shall be paid out of the sub-Fund commencing from 1 January 2015 and they will be reimbursed by the Sub-Fund for the license fee of RMB19,918,378 which was paid out by them since the inception of the Sub-Fund. As at 31 December 2015, the amount of RMB22,984,953 represents the license fee of the Sub-Fund of which RMB19,918,378 was the reimbursement to the Manager for their payment of the license fee for the Sub-Fund prior to 1 January 2015.

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The objective of the Sub-Fund is to provide investment results that, before deduction of fees and expenses, closely correspond to the performance of the FTSE China A50 Index. The Sub-Fund's activities may expose it to a variety of risks including but not limited to: market risk (including market price risk, interest rate risk and currency risk), credit and counterparty risk and liquidity risk which are associated with the markets in which the Sub-Fund invests.

The following is a summary of the main risks and risk management policies.

(a) Market risk

(i) Market price risk

Market price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether those changes are caused by factors specific to the individual instrument or factors affecting all instruments in the market.

The Sub-Fund is designated to track the performance of the FTSE China A50 Index, therefore the exposures to market risk in the Sub-Fund will be substantially the same as the tracked index. The Manager manages the Sub-Fund's exposures to market risk by ensuring that the key characteristics of the portfolio, such as security weight and industry weight, are closely aligned with the characteristics of the tracked index.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (Continued)

(a) Market risk (Continued)

(i) Market price risk (Continued)

As at 31 December, the Sub-Fund's investments were concentrated in the following industries:

	2015		2014	
	Fair value <i>RMB</i>	% of net asset value	Fair value <i>RMB</i>	% of net asset value
Listed equities in PRC – by industry				
Basic materials	293,798,572	1.60	575,364,878	1.91
Consumer goods	1,353,533,151	7.38	2,955,844,509	9.78
Consumer Services	252,164,110	1.38	-	-
Financials	12,585,400,577	68.64	21,095,145,904	69.87
Health Care	86,329,057	0.47	-	-
Industrials	2,630,961,791	14.36	3,846,295,233	12.73
Oil & gas	404,247,010	2.21	839,354,906	2.78
Technology	-	-	43,632,685	0.14
Telecommunications	260,833,401	1.42	361,930,125	1.20
Utilities	365,191,275	2.00	477,940,481	1.59
	<u>18,232,458,944</u>	<u>99.46</u>	<u>30,195,508,721</u>	<u>100.00</u>

The Sub-Fund held 50 out of 50 (2014: 50 out of 50) constituent securities comprising the FTSE China A50 Index. The Sub-Fund is therefore exposed to substantially the same market price risk as the FTSE China A50 Index.

Sensitivity analysis in the event of a possible change in the index by 10% as estimated by the Manager

As at 31 December 2015, if the FTSE China A50 Index were to increase by 10% (2014: 10%) with all other variables held constant, this would increase the operating profit for the year by approximately RMB1,798,355,679 (2014: RMB3,019,550,872). Conversely, if the FTSE China A50 Index were to decrease by 10% (2014: 10%), this would decrease the operating profit for the year by an equal amount.

(ii) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on the fair value of financial assets and liabilities and future cash flow.

As at 31 December 2015 and 2014, interest rate risk arises only from bank balances. As the bank balances held by the Sub-Fund is short term in nature and the interest arising from these interest bearing assets are immaterial, the Manager considers that changes in their fair value and future cash flows in the event of a change in market interest rates will not be material. As a result, the Manager considers sensitivity analysis of interest rate risk is not necessary to be presented.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (Continued)

(a) Market risk (Continued)

(iii) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of financial instruments will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Sub-Fund is not exposed to currency risk arising from balances and transactions in foreign currencies as the majority of its assets and liabilities are denominated in RMB, the Sub-Fund's functional and presentation currency. As a result, Managers considers sensitivity analysis of currency risk is not necessary to be presented.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into with the Sub-Fund.

The Sub-Fund limits its exposure to credit and counterparty risk by carrying out the majority of its investment transactions and contractual commitment activities with well-established broker-dealers, banks and regulated exchanges with high credit ratings.

All transactions in listed securities are settled or paid for upon delivery using approved and reputable brokers. In addition, the Sub-Fund places bank balances with reputable financial institutions. As such, the Manager does not consider the Sub-Fund to be exposed to significant credit and counterparty risk.

As at 31 December 2015, the Sub-Fund placed bank balances of RMB110,734,726 (2014: RMB1,099,780,914) with The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited ("HSBC"), which is the custodian of the Sub-Fund. The S&P credit rating of HSBC is A (2014: AA-).

As at 31 December 2015, the Sub-Fund placed bank balances of RMB100,388,864 (2014: RMB1,169,287) and investments of RMB18,232,458,944 (2014: RMB30,195,508,721) with HSBC Bank (China) Company Limited ("HSBC China"), which is the PRC custodian of the Sub-Fund. The Moody's credit rating of HSBC China is A1 (2014: A1).

The maximum exposure to credit risk as at 31 December 2015 and 2014 is the carrying amount of the financial assets as shown on the statement of financial position.

The Manager considers that none of assets are impaired nor past due as at 31 December 2015 and 2014.

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Sub-Fund may not be able to generate sufficient cash resources to settle its obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous.

The Sub-Fund is exposed to daily redemptions of units in the Sub-Fund. The Sub-Fund invests the majority of its assets in securities that are traded in an active market which can be readily disposed of.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (Continued)

(c) Liquidity risk (Continued)

The table below analyses the Sub-Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the reporting date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying balances, as the impact of discounting is not significant.

	Less than 1 month <i>RMB</i>	1 month to less than 3 months <i>RMB</i>	Over 3 months <i>RMB</i>	Total <i>RMB</i>
As at 31 December 2015				
Amounts due to participating dealers	50,270,324	-	-	50,270,324
Amounts due to brokers	45,247,158	-	-	45,247,158
Management fee payable	15,335,223	-	-	15,335,223
Other accounts payable	-	6,366,428	250,681	6,617,109
Contractual cash outflow	110,852,705	6,366,428	250,681	117,469,814
As at 31 December 2014				
Amounts due to participating dealers	1,025,177,102	-	-	1,025,177,102
Management fee payable	26,186,658	-	-	26,186,658
Other accounts payable	-	2,238,200	126,660	2,364,860
Contractual cash outflow	1,051,363,760	2,238,200	126,660	1,053,728,620

Units are redeemed on demand at the unitholder's option. As at 31 December 2015, there were 2 (2014: 3) unitholders holding more than 10% of the Sub-Fund's units.

The Sub-Fund manages its liquidity risk by investing in securities that it expects to be able to liquidate within 7 days or less. The following table illustrates the expected liquidity of assets held:

	Less than 1 month <i>RMB</i>	1 to 12 months <i>RMB</i>	No stated maturity <i>RMB</i>	Total <i>RMB</i>
As at 31 December 2015				
Total assets	17,457,520,112	13,191	990,581,622	18,448,114,925
As at 31 December 2014				
Total assets	31,296,458,922	17,406	9,744,000	31,306,220,328

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (Continued)

(d) Fair value estimation

The Sub-Fund classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is, derived from prices) (level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes “observable” requires significant judgment by the Sub-Fund. The Sub-Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following table analyses within the fair value hierarchy the Sub-Fund's financial assets (by class) measured at fair value at 31 December 2015 and 2014:

	Level 1 <i>RMB</i>	Level 2 <i>RMB</i>	Level 3 <i>RMB</i>	Total <i>RMB</i>
As at 31 December 2015				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Equity securities	17,246,396,522	986,062,422	-	18,232,458,944
Total assets	17,246,396,522	986,062,422	-	18,232,458,944
As at 31 December 2014				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Equity securities	30,195,508,721	-	-	30,195,508,721
Total assets	30,195,508,721	-	-	30,195,508,721

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets, and therefore classified within level 1, include active listed equities. The Sub-Fund does not adjust the quoted price for these instruments.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (Continued)

(d) Fair value estimation (continued)

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. Management has used best estimation and assessed all available information and considers that the last traded price is the best estimation of the fair value of level 2 investment as at 31 December 2015. As at 31 December 2015, one (2014: Nil) listed equity investment amounted to RMB986,062,422, represented 5.38% of the net asset value of the Sub-Fund, was suspended for trading due to voluntary business restructuring. The equity investment continues to be suspended as of the date of the approval of the financial statements for the year ended 31 December 2015.

The suspended equity investment of RMB986,062,422 has been transferred from level 1 to level 2 and classified as level 2 investment as at 31 December 2015. Transfer between levels of the fair value hierarchy are deemed to have occurred at the beginning of the reporting period.

Investments classified within level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. As at 31 December 2015 and 2014, the Sub-Fund did not hold any investments classified in level 3.

The assets and liabilities included in the statement of financial position, other than financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, are carried at amortised cost; their carrying value are approximation of fair value. There are no other assets and liabilities not carried at fair value but for which fair value is disclosed.

(e) Capital risk management

The Sub-Fund's capital is represented by the redeemable units outstanding. The Sub-Fund's objective is to provide investment results that correspond generally to the performance of the respective index. The Manager may:

- Redeem and issue new units on a daily basis in accordance with the constitutive documents of the Sub-Fund;
- Exercise discretion when determining the amount of distributions of the Sub-Fund to the unitholders; and
- Suspend the creation and redemption of units under certain circumstance as currently disclosed in the Prospectus of the Sub-Fund.

9. DISTRIBUTION

	2015 RMB	2014 RMB
Final Distribution		
RMB0.25 per unit on 1,655,000,000 units (2014: RMB0.28 per unit on 5,058,000,000 units)	<u>(413,750,000)</u>	<u>(1,416,240,000)</u>

The final distribution of RMB0.25 (2014: RMB0.28) per unit on 1,655,000,000 (2014: 5,058,000,000) units outstanding on 18 December 2015 (2014: 7 October 2014) was paid on 28 December 2015 (2014: 27 October 2014).

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

10. FINANCIAL INSTRUMENTS BY CATEGORY

As of 31 December 2015 and 2014, other than investments as disclosed in the financial statements which are classified as the financial assets at fair value through profit or loss, all financial assets including deposit reserve, interest receivable and bank balances are categorised as loans and receivables and carried at amortised costs. All the financial liabilities of the Sub-Fund are carried at amortised cost.

The carrying value of the financial assets and liabilities are considered by the Manager to approximate their fair value as they are short term in nature and the effect of discounting is immaterial.

11. INVESTMENT LIMITATION AND PROHIBITIONS UNDER THE SFC CODE

Pursuant to the SFC's Guidelines for Regulating Index Tracking Exchange Trade Funds (the "ETF Guidelines"), the Sub-Fund's holding of any such constituent securities may not exceed their respective weightings in the underlying index, except where the weightings are exceeded as a result of changes in the composition of the underlying index and the excess is only transitional and temporary in nature. The Manager and the Trustee have confirmed that the Sub-Fund has complied with this limit during the years ended 31 December 2015 and 2014.

There were no constituent securities that individually accounted for more than 10% of the net asset value of the Sub-Fund and their respective weightings of the FTSE China A50 Index as at 31 December 2015 and 2014.

During the period from 1 January 2015 to 27 February 2015, the FTSE China A50 price return index decreased by 5.57% while the net asset value per unit of the Sub-Fund decreased by 5.32%. During the period from 27 February 2015 to 31 December 2015, the FTSE China A50 net return index increased by 0.52% while the net asset value per unit of the Sub-Fund decreased by 0.95%.

During the year ended 31 December 2014, the FTSE China A50 price return index increased by 62.19% while the net asset value per unit of the Sub-Fund increased by 59.51%.

12. SOFT COMMISSION ARRANGEMENT

The Manager has entered into soft commission arrangements since 1 October 2015 with some brokers under which certain goods and services used to support investment decision making are obtained from third parties and are paid for by the brokers in consideration of transactions of the Sub-Fund directed to the brokers. These may include, for example, research and advisory services; economic and political analysis; portfolio analysis, including valuation and performance measurement; market analysis, data and quotation services; clearing, registrar and custodial services and investment-related publication; computer hardware and software incidental to the above goods and services.

For the year ended 31 December 2014, the Manager confirms that there has been no soft commission arrangement existing during the year in relation to directing transactions of the Sub-Fund through a broker or dealer.

13. SEGMENT INFORMATION

The Manager makes the strategic resource allocations on behalf of the Sub-Fund and has determined the operating segments based on the reports reviewed which are used to make strategic decisions.

The Manager considers that the Sub-Fund has a single operating segment which is investing in securities. The objectives of the Sub-Fund are to track the performance of the FTSE China A50 Index and invest in substantially all the index constituents with security weight and industry weight that are closely aligned with the characteristics of the tracked index.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

13. SEGMENT INFORMATION (CONTINUED)

The internal financial information used by the Manager for the Sub-Fund's assets, liabilities and performance is the same as that disclosed in the statement of financial position and statement of comprehensive income.

The Sub-Fund is domiciled in Hong Kong. The Sub-Fund's income is derived from investments in PRC securities which constitute FTSE China A50 Index, the tracked index.

The total of non-current assets of the Sub-Fund located in PRC in RMB4,519,200 (2014: RMB9,744,000). The Sub-Fund has no other assets classified as non-current assets. As at 31 December 2015 and 2014, the Sub-Fund has a diversified portfolio of investments and no single investment accounts for more than 10% of the Sub-Fund's net asset value.

14. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Trustee and the Manager on 27 April 2016.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

INVESTMENT PORTFOLIO (Unaudited)

As at 31 December 2015

	Holdings	Fair value RMB	% of net assets
Investments (99.46%)			
Listed Equities (99.46%)			
China (99.46%)			
AGRICULTURAL BANK OF CHINA A SHS ORD CNY1	175,668,007	567,407,663	3.09
BANK OF CHINA LTD A SHS ORD CNY1	104,932,872	420,780,817	2.30
BANK OF COMMUNICATIONS LTD A SHRS ORD CNY1	84,023,304	541,110,078	2.95
BYD CO LTD A SHRS ORD CNY1	2,021,628	130,192,843	0.71
CHINA CITIC BANK CORP A SHRS ORD CNY1	14,320,870	103,396,681	0.56
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION CO LTD A SHS ORD NPV	7,023,666	94,187,361	0.51
CHINA CONSTRUCTION BANK A SHS ORD CNY1	45,069,414	260,501,213	1.42
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD A ORD CNY1	69,371,179	294,133,799	1.60
CHINA LIFE INSURANCE CO A SHS ORD NPV	7,254,318	205,369,743	1.12
CHINA MERCHANTS BANK A SHR ORD CNY1	58,923,347	1,060,031,013	5.78
CHINA MINSHENG BANKING CO LTD A SHR ORD CNY1	116,230,364	1,120,460,709	6.11
CHINA NATIONAL NUCLEAR POWER CO LTD A SHS ORD CNY1	19,570,895	186,706,338	1.02
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP A SHR ORD CNY1	12,546,562	362,093,779	1.97
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP CL A ORD CNY1	47,572,414	235,959,173	1.29
CHINA RAILWAY GROUP LTD A ORD CNY1	27,830,695	303,911,189	1.66
CHINA RAILWAYS CONSTRUCTION CORP A SHS ORD CNY1	13,742,304	185,246,258	1.01
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD A SHS ORD CNY1	9,854,422	147,520,697	0.80
CHINA SHIPBUILDING INDUSTRY CO LTD A SHR ORD CNY1	43,875,207	412,426,946	2.25
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD A SHR ORD CNY1	59,746,275	378,791,384	2.07
CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD A SHRS ORD CNY1	42,206,052	260,833,401	1.42
CHINA VANKE CO LTD A SHR ORD CNY1	40,362,768	986,062,422	5.38
CITIC SECURITIES CO LTD A SHR ORD CNY1	38,693,784	748,724,720	4.08
CRRC CORP LTD A SHR ORD CNY1	38,808,845	498,693,658	2.72
DAQIN RAILWAY CO LTD A SHS ORD CNY1	26,507,572	228,495,271	1.25
GF SECURITIES CO LTD A SHR ORD CNY1	11,497,827	223,632,735	1.22
GOUSEN SECURITIES CO LTD	6,124,716	120,963,141	0.66
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI A SHS ORD CNY1	8,981,608	200,738,939	1.09
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD A SHRS ORD NPV	7,589,830	181,396,937	0.99
HAITONG SECURITIES CO LTD CL A ORD CNY1	29,855,608	472,315,719	2.58
HANGZHOU HIKVISION DIGITAL TECHNOLOGY CO LTD A SHS ORD NPV	5,262,315	180,971,013	0.99
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC A SHS ORD CNY1	9,403,125	82,089,281	0.45
HUATAI SECURITIES CO LTD A SHS ORD CNY1	11,412,065	225,045,922	1.23

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

INVESTMENT PORTFOLIO (Unaudited)
As at 31 December 2015

	Holdings	Fair value RMB	% of net assets
Investments (99.46%) (continued)			
Listed equities (99.46%) (continued)			
China (99.46%) (continued)			
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD A SHS ORD CNY1	107,382,054	491,809,807	2.68
INDUSTRIAL BANK CO LTD A SHR ORD CNY1	56,906,721	971,397,728	5.30
INNER MONGOLIAN BAOTOU STEEL UNION CO LTD A SHR ORD CNY1	40,520,187	146,277,875	0.80
KWEICHOW MOUTAI CO LTD A SHR ORD CNY1	2,256,423	492,328,934	2.69
MIDEA GROUP COMPANY LIMITED A SHR ORD NPV	8,701,731	285,590,811	1.56
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD A SHRS ORD NPV	2,801,251	146,253,315	0.80
PETROCHINA CO LTD A SHRS CNY1	20,154,232	168,287,837	0.92
PING AN BANK CO LTD A SHR ORD CNY1	29,913,475	358,662,565	1.96
PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CHINA LTD A SHR ORD CNY1	45,840,592	1,650,261,312	9.00
POWER CONSTRUCTION CORPORATION OF CHINA A SHRS ORD CNY1	15,749,266	126,466,606	0.69
SAIC MOTOR CORP LTD A SHR ORD CNY1	11,530,708	244,681,624	1.33
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO LTD-A ORD NPV	10,794,753	124,571,450	0.68
SHANGHAI INTERNATIONAL PORT GR LTD A SHR ORD CNY1	15,000,101	97,200,655	0.53
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD A SHR ORD CNY1	49,220,504	899,258,608	4.91
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUCTS CO LTD A SHR ORD CNY1	2,170,708	86,329,057	0.47
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO LTD A SHRS ORD CNY1	16,277,325	174,330,151	0.95
SUNING COMMERCE GROUP CO LTD A SHR ORD CNY1	18,748,261	252,164,110	1.38
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC - A SHRS ORD CNY1	12,869,914	96,395,656	0.53
		<hr/>	<hr/>
Total investments		18,232,458,944	99.46
Other net assets		98,186,167	0.54
		<hr/>	<hr/>
Net assets attributable to unitholders at 31 December 2015		18,330,645,111	100.00
		<hr/>	<hr/>
Total investments, at cost		17,339,275,646	
		<hr/>	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年5月9日現在)

資産総額	18,283,553,961.43人民元 (312,283,101,661円)
負債総額	670,878,959.22人民元 (11,458,612,623円)
純資産総額(-)	17,612,675,002.21人民元 (300,824,489,038円)
発行済口数	1,924,500,000口
1口当たり純資産額(/)	9.1518人民元 (156円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】**1【受益証券の名義書換】**

「第二部 第2 1(1)海外における販売手続等」をご参照下さい。

2【受益者総会】

「第二部 第2 4(1)受益者の権利等」をご参照下さい。

3【受益者に対する特典、譲渡制限】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

(2015年12月31日現在)

資本金の額	発行済資本の額：253,333,333香港ドル (約3,638百万円)
発行済株式総数	253,333,333

* 改正会社条例(第622章)(2014年3月3日施行)により、授權株式資本は廃止され、香港の会社の株式は無額面化されました。したがって、授權資本の額および発行する株式の総数は記載していません。

(2)【会社の機構】

「第二部 第1 3(2)リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

2【事業の内容及び営業の概況】

本香港ETFにおいて、資産運用会社の主たる目的は、投資運用・助言業務を提供することです。

資産運用会社は、2015年12月31日現在、以下の22本の投資信託の運用を行っており、その管理投資信託財産額の概算は3,757,801,047.93米ドル(約4,186億5,700万円)です。

(2015年12月31日現在)

設立国	種類別	ファンドの本数	純資産額の合計 (単位：米ドル)
ルクセンブルグ	株式投資信託	1	200,497,306.86
	債券投資信託	1	23,056,499.47
	小計	2	223,553,806.33
香港	株式投資信託	6	2,901,927,898.18
	債券投資信託	4	439,058,519.15
	小計	10	3,340,986,417.33
ケイマン諸島	ヘッジ・ファンド	5	122,959,797.72
	小計	5	122,959,797.72
アイルランド	株式投資信託	2	43,259,922.54
	小計	2	43,259,922.54
米国	株式投資信託	3	27,041,104.02
	小計	3	27,041,104.02
合計		22	3,757,801,047.93 (約4,186億5,700万円)

3【管理会社の経理状況】

- (1) 資産運用会社の日本文の連結財務書類は、香港における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の連結財務書類を翻訳したものです(ただし、下記(3)および(4)で示す円換算額の記載を除きます。)。資産運用会社の原文の連結財務書類は「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用を受けています。
- (2) 資産運用会社の原文の連結財務書類は、香港において、独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)の監査を受けております。なお、プライスウォーターハウスクーパースは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
- (3) 資産運用会社の原文の連結財務書類は香港ドルで表示されています。財務書類の日本語訳には、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、主要な計数についての円換算額を併記しています。日本円への換算は2016年4月25日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=14.36円)を使用しており、円未満の金額は四捨五入されています。なお、円換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、香港ドルの額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではありません。
- (4) 円換算額の記載は資産運用会社の原文の財務書類には含まれておらず、上記(2)の監査の対象にもなっておりません。
- (5) 管理会社の日本文の財務書類中、「CSOPアセットマネジメント・リミテッド」は資産運用会社を指します。

(1) 【貸借対照表】

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

(香港設立有限責任会社)

連結貸借対照表

2015年12月31日時点

	注記	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
資産					
固定資産					
有形固定資産	8	5,886,583	84,531,332	3,950,218	56,725,130
売却可能金融資産	3(a), 10	8,355,415	119,983,759	36,255,496	520,628,923
繰延税金資産	6(b)	31,114	446,797	-	-
		14,273,112	204,961,888	40,205,714	577,354,053
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3(a), 11	92,284,302	1,325,202,577	335,856,997	4,822,906,477
売却目的保有投資	3(a), 12	137,380,476	1,972,783,635	61,727,915	886,412,859
直接の親会社に対する債権	19(c)	1,372,675	19,711,613	-	-
その他未収金	13	54,813,444	787,121,056	71,517,054	1,026,984,895
投資有価証券の売却による未収金	12	34,480,738	495,143,398	-	-
投資運用会社への預け金		99,879,575	1,434,270,697	-	-
現金および現金同等物		272,878,097	3,918,529,473	272,067,487	3,906,889,113
		693,089,307	9,952,762,449	741,169,453	10,643,193,345
資産合計		707,362,419	10,157,724,337	781,375,167	11,220,547,398
株主資本					
会社株主に帰属する株主資本					
資本金	14	284,266,666	4,082,069,324	284,266,666	4,082,069,324
その他剰余金	15	3,912,902	56,189,273	14,950,900	214,694,924
利益剰余金		301,719,814	4,332,696,529	322,780,700	4,635,130,852
少数株主持分		4,779,622	68,635,372	-	-
株主資本合計		594,679,004	8,539,590,497	621,998,266	8,931,895,100
負債					
固定負債					
繰延税金負債	6(b)	-	-	1,517,175	21,786,633
流動負債					
当期税金負債	6(a)	27,629,240	396,755,886	36,081,397	518,128,861
直接の親会社に対する債務	19(c)	-	-	22,240,583	319,374,772
未払い債務およびその他の債務		85,054,175	1,221,377,953	99,537,746	1,429,362,033
		112,683,415	1,618,133,839	157,859,726	2,266,865,665
株主資本・負債合計		707,362,419	10,157,724,337	781,375,167	11,220,547,398

8ページから47ページ（訳注：CSOPアセットマネジメント・リミテッドの財務書類原文のページ番号であり、当該ページ番号は本書には含まれていない。）に記載されている連結財務諸表は、2016年3月24日付けで取締役会の承認を受けており、その証として次の者が代表して署名する。

Ding Chen

Zhang Gaobo

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結包括利益計算書
2015年度（12月31日締め）

	注記	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
収益	19(a), (b)	492,519,821	7,072,584,630	448,344,630	6,438,228,887
利息収入		2,086,858	29,967,281	2,688,528	38,607,262
配当収入		26,983	387,476	488,686	7,017,531
その他の収益		-	-	907,038	13,025,066
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の純利益	3(a)	11,177,434	160,507,952	13,521,560	194,169,602
売却目的保有投資に係る純利益／（損失）	3(a)	5,604,849	80,485,632	(2,112,826)	(30,340,181)
正味為替差損		(12,911,855)	(185,414,238)	(3,123,805)	(44,857,840)
営業利益		498,504,090	7,158,518,732	460,713,811	6,615,850,326
営業費用	17	(296,454,448)	(4,257,085,873)	(235,850,165)	(3,386,808,369)
税引前利益		202,049,642	2,901,432,859	224,863,646	3,229,041,957
法人税費用	6(a)	(35,529,697)	(510,206,449)	(36,215,398)	(520,053,115)
当期純利益		166,519,945	2,391,226,410	188,648,248	2,708,988,841
利益の帰属：					
会社株主利益		167,589,114	2,406,579,677	188,648,248	2,708,988,841
少数株主利益		(1,069,169)	(15,353,267)	-	-
		166,519,945	2,391,226,410	188,648,248	2,708,988,841
その他包括利益					
その後損益に再分類されることがある項目					
売却可能金融資産に係る評価損益	10	(9,647,900)	(138,543,844)	(3,800,730)	(54,578,483)
為替換算差額		(1,390,098)	(19,961,807)	431,157	6,191,415
税引後					
その他包括的損失		(11,037,998)	(158,505,651)	(3,369,573)	(48,387,068)
当期包括利益合計		155,481,947	2,232,720,759	185,278,675	2,660,601,773
包括利益の帰属：					
会社株主利益		156,551,116	2,248,074,026	185,278,675	2,660,601,773
少数株主利益		(1,069,169)	(15,353,267)	-	-
当期包括利益合計		155,481,947	2,232,720,759	185,278,675	2,660,601,773

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結株主資本等変動計算書

2015年度（12月31日締め）

	単位	資本金		繰上積み引当金		その他剰余金		利益剰余金		合計	
		香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2014年1月1日時点		253,333,333	3,637,306,002	22,933,333	329,372,002	13,370,473	203,681,992	249,282,209	3,327,246,743	544,395,405	7,817,512,059
新株利益		-	-	-	-	-	-	122,642,242	2,702,922,241	122,642,242	2,702,922,241
当利息利益		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その中新株利益		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売却可能証券資産に於ける評価利益	15	-	-	-	-	(3,200,730)	(54,372,423)	-	-	(3,200,730)	(54,372,423)
為替換算益	15	-	-	-	-	431,157	6,191,415	-	-	431,157	6,191,415
その中新株利益合計		-	-	-	-	(3,369,573)	(48,387,008)	122,642,242	2,702,922,241	122,703,675	2,660,601,723
資本で直接取得される会社の 所有権による減価および所有 者への分配											
2014年3月31日の無償配当への 移行	14	22,933,333	329,372,002	(22,933,333)	(329,372,002)	-	-	-	-	-	-
資本剰出	14	2,000,000	114,220,000	-	-	-	-	-	-	2,000,000	114,220,000
未配当金	14	-	-	-	-	-	-	(115,675,217)	(1,661,104,732)	(115,675,217)	(1,661,104,732)
資本剰出合計		22,933,333	444,202,002	(22,933,333)	(329,372,002)	-	-	(115,675,217)	(1,661,104,732)	(107,675,217)	(1,546,284,732)
2014年12月31日時点		254,266,666	4,082,009,304	-	-	14,950,900	214,694,984	372,720,700	4,625,130,232	621,992,266	8,931,295,100

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結株主資本等変動計算書(続き)
2015年度(12月31日締め)

	注記	資本金		その他剰余金		利益剰余金		合計		少数株主持分	
		香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2015年1月1日時点		284,266,666	4,082,069,324	14,950,900	214,694,924	322,780,700	4,635,130,852	621,998,266	8,931,895,100	-	-
包括利益											
当期純利益		-	-	-	-	167,589,114	2,406,579,677	167,589,114	2,406,579,677	(1,069,169)	(15,353)
その他包括利益											
売却可能金融資産に係る評価損益	15	-	-	(9,647,900)	(138,543,844)	-	-	(9,647,900)	(138,543,844)	-	-
為替換算差額	15	-	-	(1,390,098)	(19,961,807)	-	-	(1,390,098)	(19,961,807)	-	-
その他包括利益合計		-	-	(11,037,998)	(158,505,651)	167,589,114	2,406,579,677	156,551,116	2,248,074,026	(1,069,169)	(15,353)
所有者としての立場における所有者との取引											
新子会社で発生した少数株主持分	14	-	-	-	-	-	-	-	-	5,848,791	83,988
支払配当金	14	-	-	-	-	(188,650,000)	(2,709,014,000)	(188,650,000)	(2,709,014,000)	-	-
所有者としての立場における所有者との取引合計		-	-	-	-	(188,650,000)	(2,709,014,000)	(188,650,000)	(2,709,014,000)	5,848,791	83,988
2015年12月31日時点		284,266,666	4,082,069,324	3,912,902	56,189,273	301,719,814	4,332,696,529	589,899,382	8,470,955,126	4,779,622	68,635

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結キャッシュフロー計算書

2015年度（12月31日締め）

	注記	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
営業活動によるキャッシュフロー					
営業活動によるキャッシュフロー	16	28,165,076	404,450,491	268,107,159	3,850,018,803
法人税の支払額		(45,563,317)	(654,289,232)	(34,419,148)	(494,258,965)
営業活動によるネット・キャッシュフロー		(17,398,241)	(249,838,741)	233,688,011	3,355,759,838
投資活動によるキャッシュフロー					
有形固定資産の取得		(4,058,379)	(58,278,322)	(2,084,472)	(29,933,018)
売却可能固定金融資産の購入		(8,355,415)	(119,983,759)	-	-
売却目的保有投資の購入		-	-	(63,840,741)	(916,753,041)
損益を通じて公正価値で測定される流動金融資産および流動金融負債の取得		(40,208,085)	(577,388,101)	(107,338,639)	(1,541,382,856)
損益を通じて公正価値で測定される流動金融資産および流動金融負債の売却による収入		192,255,081	2,760,782,963	131,085,095	1,882,381,964
売却可能固定金融資産の売却による収入		24,782,279	355,873,526	-	-
売却目的保有流動投資の売却による収入		34,480,738	495,143,398	-	-
配当金の受取額		26,983	387,476	488,686	7,017,531
利息の受取額		2,086,858	29,967,281	2,688,528	38,607,262
投資活動によるネット・キャッシュフロー		201,010,060	2,886,504,462	(39,001,543)	(560,062,157)
財務活動によるキャッシュフロー					
株主からの資本拠出による受取金		-	-	8,000,000	114,880,000
少数株主持分からの資本拠出		5,848,791	83,988,639	-	-
支払配当金		(188,650,000)	(2,709,014,000)	(115,675,817)	(1,661,104,732)
財務活動によるネット・キャッシュフロー		(182,801,209)	(2,625,025,361)	(107,675,817)	(1,546,224,732)
現金および現金同等物の純増					
		810,610	11,640,360	87,010,651	1,249,472,948
1月1日時点の現金および現金同等物		272,067,487	3,906,889,113	185,056,836	2,657,416,165
12月31日時点の現金および現金同等物		272,878,097	3,918,529,473	272,067,487	3,906,889,113
現金および現金同等物残高の内訳					
要求払い預金		272,799,282	3,917,397,690	271,996,956	3,905,876,288
手元現金		78,815	1,131,783	70,531	1,012,825
		272,878,097	3,918,529,473	272,067,487	3,906,889,113

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド （香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

1 一般情報

CSOPアセットマネジメント・リミテッド（「会社」）はアセットマネジメント事業を行っている。会社は、第1種事業（証券取引）、第4種事業（証券投資顧問）および第9種事業（アセットマネジメント）を行う機関として、香港証券先物委員会の認可を受けている。

会社は香港で設立された有限責任会社である。登記住所は Suite 2802, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong である。

中華人民共和国で設立されたチャイナ・サザン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、会社の直接かつ最終的な持株会社である。

2015年および2014年12月31日現在、会社は多数の子会社を保有している（以下、総称して「グループ」）。子会社の詳細については、注記9を参照。2014年11月25日、会社の子会社の1つであるCSOPグレーター・チャイナ・アブソリュート・リターン・ファンド（以下「GCAR」）が解散された。2014年度（12月31日締め）において、グループの連結包括利益計算書には、2014年1月1日から2014年11月25日までの期間のGCARの業績が認識されている。

特に注釈がない限り、会社および子会社（以下「グループ」）の連結財務諸表は香港ドルで表示されている。

2 主要な会計方針の概略

本連結財務諸表の作成にあたり採用した主要な会計方針は以下のとおりである。こうした方針は、特に注釈がない限り表示したすべての年度で一貫して採用している。

2.1 作成の基準

グループの連結財務諸表は、適用されるすべての香港財務報告基準（以下「HKFRS」）に則って作成されている。連結財務諸表は取得原価法に従って作成されている。ただし、売却可能金融資産、金融資産および金融負債（デリバティブを含む）は損益を通じて公正価値で再評価されている。

香港財務報告基準に則った連結財務諸表の作成には一部重要な会計上の見積もりが必要になる。また、同基準はグループの会計方針の採用プロセスについて経営陣が判断するように求めている。高度な判断や複雑性が伴う分野、または仮定および見積もりが連結財務諸表に重大な影響を及ぼす分野については、注記4を参照されたい。

(a) 新香港会社条例（第622章）

上記に加えて、新香港会社条例（第622章）第9編「財務諸表および監査」の要件が当該年度に適用されていることから、連結財務諸表において特定の情報の表示と開示が変更されている。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド （香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.1 作成の基準（続き）

(b) まだ適用していない新たな基準および解釈

多数の新たな基準、および基準や解釈指針の改訂が2015年1月1日以降に開始する会計年度に発効しているが、本連結財務諸表の作成時点では未だこれらを適用していない。グループ取締役は、以下に示すものを除いて、グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼす新基準または修正はないと考えている。

香港財務報告基準9号「金融商品」は、金融資産および金融負債の分類、測定および認識に対応したものである。HKFRS 9号の完全なバージョンは、2014年7月に発表された。同基準は、金融商品の分類と測定に関するHKAS39号に取って代わる指針である。HKFRS 9号は、入り混じった測定モデルを維持しているが簡略化し、金融資産に関する主要な3つの測定カテゴリー（償却原価、その他の包括利益（「OCI」）を通じた公正価値評価、損益を通じた公正価値評価）を設定した。また分類は、金融資産に関する事業モデルおよびその契約上のキャッシュフローの特性によって決まる。持分商品への投資は、当初撤回不能な選択により、損益を通じた公正価値で測定し、公正価値の変動は戻し入れられないOCIに表示することを要求される。現在、新しく予想損失モデルが、HKAS39号で使用された発生損失モデルに取って代わられた。金融負債については、分類および測定に変化はないが、損益を通じた公正価値測定に指定されている負債に関しては、自身の信用リスクの変動をその他の包括利益に認識しなければならない。HKFRS9号は、有効性評価における定量的基準を置き換えることで、ヘッジの有効性に関する要件を緩和している。当基準では、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が要求され、「ヘッジ比率」については、マネジメントがリスク管理目的で実際に利用しているヘッジ比率と同じ比率が要求されている。

同時の文書化はまだ義務付けられているが、HKAS39号で現在作成されている文書とは異なる。当基準は、2018年1月1日以降に開始する年度から適用される。早期適用は容認されている。グループ取締役は、HKFRS9号のすべての影響をまだ評価していない。

HKFRS15号「顧客との契約から生じる利益」は、収益の認識を取扱い、事業体の顧客との契約について生じる収益とキャッシュフローの性質、金額、タイミング、および不確実性について、財務諸表の利用者にとって有益な情報の報告に関する原則を設定している。収益は、顧客が商品またはサービスの支配を取得し、商品またはサービスを直接利用し、その利益を享受する能力を持った場合に、認識される。本基準は、HKAS18号「収益」およびHKAS11号「建設契約」および関連解釈と置き替えられる。本基準は2018年1月1日以降に開始する年度から実施され、早期適用は容認されている。グループ取締役は、HKFRS15号の影響を評価中である。

この他に、まだ適用していないもので、グループに重大な影響を及ぼすと予想される香港財務報告基準または香港（国際財務報告解釈指針委員会）による解釈はない。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.2 子会社

(a) 連結

子会社とは、グループが支配しているすべての事業体（ストラクチャード・エンティティを含む）を指す。グループが事業体を支配しているのは、グループが事業体との関与によって得られる変動リターンにさらされている、またはこれに対する権利を有する場合、またグループが事業体に対する権限を通じてリターンに影響を及ぼすことができる場合である。子会社は支配権がグループに移った日から連結対象となる。また、支配権を失った日から連結対象から外れる。

グループは企業結合の会計処理については、取得法（acquisition method）を使用する。子会社の取得を目的として支払われた対価は、取得した資産、負担する債務、グループの株主持分の公正価値である。この対価には、条件付き対価契約から生じるすべての資産または負債の公正価値が含まれる。取得関連費用は発生時に費用として計上される。企業結合における識別可能な取得資産、引き継ぐ負債および偶発債務は、当初、取得日の公正価値で測定される。買収ごとに、グループは少数株主の持分を被買収企業の公正価値または被買収企業の純資産に対する少数株主の保有割合で認識する。

グループ会社間の取引、債権・債務残高、取引にかかる損益は消去される。資産として認識される「グループ間の取引にかかる損益」も消去される。必要があれば、子会社が報告する金額は、グループの会計方針に沿って調整されている。

(b) 個別財務諸表

会社レベルでの子会社への投資は、香港会計基準39号「金融商品：認識と測定」に則って、売却可能な資産として計上され、公正価値で表示される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド （香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.3 関連会社

関連会社とは、グループが重要な影響力を持つものの支配関係にないすべての事業体である。一般的にグループが議決権付き株式の20%から50%を保有している。関連会社への投資は持分法によって計上される。持分法に従い、投資は当初取得原価で認識される。取得後は投資先の損益に対する投資家の保有割合を認識することにより、帳簿価額を増減させる。グループの「関連会社への投資」には取得時に認識されるのれんが含まれる。

ある関連会社への持分が減少するが重要な影響力は残る場合、その他包括利益に従来認識されてきた額の比例持分が必要に応じて利益または損失として認識される。

取得後の損益のうちグループの持分が連結包括利益計算書において損益として認識される。また、その他包括利益における取得後の保有割合の変動は、これに対応する投資の帳簿価額の調整により、その他包括利益で認識される。関連会社の損失のうちグループの持分が、その他無担保売掛金を含め、投資額と同額であるか、これを上回った場合、法的または推定的債務の発生、関連会社に代わる支払いを行わない限り、グループは投資額以上の損失を認識しない。

グループは、各決算日に関連会社への投資が毀損したことを示す客観的な証拠があるかについて判断する。もし、毀損があれば、関連会社からの回収可能額と帳簿価額の差として減損額を計算する。そして、包括利益計算書において「関連会社に対する持分利益/損失」として認識する。

グループと関連会社間の取引から生じた損益は、関連会社における非関連投資家持分の範囲でのみ、グループの財務諸表で認識される。グループ間取引で取引された資産の減損を示す証拠がなければ、当該取引に係る未実現損失は消去される。グループが採用する会計方針との整合性を確実なものとするために必要があれば、関連会社の採用する会計方針は変更される。

会社は自身が運用する投資ファンドの一部に資金を投資している。グループは、ミューチュアル・ファンド、単位型投信、その他類似ファンドについて、香港会計基準28号「関係会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」における測定免除を適用している。こうした投資商品は、損益により公正価値で測定される金融資産に分類される。

2.4 売却目的保有投資

資産は、その帳簿価額が主に売却取引を通じて回収され、売却の可能性が高いとみなされる場合に売却目的保有として分類される。資産は帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方で計上される。報告期間末から12ヵ月以内に満期を迎えるものまたは処分することを意図していないものであれば、固定資産に含められる。

グループは多くの投資ファンドの運用マネージャーを務めており、これらのファンドの設定のためにシードキャピタルを提供している。かかる投資ファンドへの投資は、グループにより支配され、グループがこれらのファンドを販売し、可能になり次第すぐにその所有持分を経済的持分合計が支配を構成しなくなる水準まで薄める意図があるため、売却目的保有として分類されている。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.5 外貨換算

(a) 機能通貨と表示通貨

各グループ会社の財務諸表に含まれる科目は会社が事業を行っている主要な経済環境で使用されている通貨により測定される（「機能通貨」）。連結財務諸表は香港ドルで表示される。同通貨は会社の機能通貨であるとともにグループの表示通貨でもある。

(b) 取引と残高

外貨取引は取引日に一般的であった為替レートで機能通貨に換算される。また、科目が再測定される場合、その評価を行った日の一般的な為替レートで機能通貨に換算される。外貨取引の決済から生じる為替差損益、外貨建て金融資産および負債の年末時点の為替レート換算から生じる為替差損益は連結包括利益計算書で認識される。

借入金、現金または現金同等物に關係する為替差損益は連結包括利益計算書「金融収益または費用」に計上される。その他すべての為替差損益は連結包括利益計算書「その他損益」に計上される。

売却可能証券に分類される外国通貨建て貨幣性証券の公正価値の変動は、当該証券の償却原価の変動から生じる換算差額と帳簿価額におけるその他の変動に分割される。償却原価の変動に關係する換算差額は、損益として認識される。帳簿価額におけるその他の変動は、その他包括利益において認識される。

損益を通じて公正価値で測定する保有株式など非貨幣性金融資産および負債についての換算差額は、公正価値の増減の一部として損益において認識される。売却可能資産として分類される株式など非貨幣性金融資産の換算差額はその他包括利益に含まれる。

(c) グループ会社

表示通貨と異なる機能通貨を有しているグループ会社すべて（いずれも高インフレ国の通貨を機能通貨としていない）の業績と財務ポジションは以下により表示通貨に換算される。

(i) 計上する資産と負債は当年末の終値で換算する。

(ii) 損益は平均為替レートで換算する（ただし、平均レートによる換算が取引日に一般的であった為替レートの累積効果の近似として不適切な場合を除く。この場合、損益は取引日の為替レートで換算する）。

(iii) 結果として生じる為替による差額はその他包括利益において認識される。

連結財務諸表において、海外事業への純投資の為替レート換算から生じる差額はその他包括利益に含まれる。海外事業の一部処分をする場合または売却をする場合、株主資本に計上されている為替換算差額は連結包括利益計算書の売却損益の一部として認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド （香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.6 有形固定資産

有形固定資産は取得原価から累積減価償却費用を差し引いた額で計上される。取得原価には物件の取得に直接帰することができる費用も含まれる。

その後の費用は、物件に係る将来の経済的便益がグループもたらされる場合かつ物件の費用が信頼できる方法で測定できる場合のみ、必要に応じて資産の帳簿価額に含まれるか個別資産として認識される。交換された部分の帳簿価額は認識が中止される。その他のすべての修繕維持費はそれが発生した会計期間の連結包括利益計算書に計上される。

以下のように、減価償却は費用配分のため定額法を使用するか、推定耐用年数に渡り残余価値に対する再評価額を使用する。

リース物件改良費	リース期間
オフィス機器	3 - 5年
什器・備品	5年
自動車	5年

資産の残余価値と耐用年数は見直され、必要があれば、各会計報告期間末に調整が行われる。資産の帳簿価額が推定回収可能額よりも大きい場合は、帳簿価額は回収可能額に直ちに減額される。

処分損益は処分代金と帳簿価額を比較して決定し、連結包括利益計算書の「その他損益」で認識される。

2.7 非金融資産の減損

耐用年数が不確定の資産、たとえばのれんなどは償却の対象とはならず、毎年、減損テストが行われる。事象や状況の変化により帳簿価額が回収可能ではない可能性があるときにはいつでも、減損についての検討が行われる。減損損失は資産の帳簿価額が回収可能価額を超える分について認識される。回収可能価額は資産の公正価値から売却費用を差し引いたものまたは使用価値のうち大きいほうとなる。減損を評価する目的においては、資産は個別にキャッシュフローを識別できる最小単位（資金生成単位）でグルーピングされる。減損したのれんを除く非金融資産は、各報告日に減損の回復の可能性を検討する。

2.8 金融資産と金融負債

2.8.1 分類

グループは金融資産を以下のカテゴリー、すなわち、損益を通じて公正価値で測定される金融資産、貸付金および債権、売却可能金融資産、に分類する。分類は金融資産を取得した目的による。経営陣は当初認識時に金融資産の分類を決める。グループは金融負債を損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類している。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.8 金融資産と金融負債（続き）

2.8.1 分類（続き）

(a) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産と金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融資産と金融負債は、短期的な売却や買い戻しを主たる目的としてこれを取得または発生させた場合、または、当初認識において一体的に管理されている資産運用ポートフォリオの識別可能な一部であって短期的な利益獲得のパターンが直近に実際に見られるものについては、売買目的として分類される。デリバティブも売買目的として分類される。

グループは、いかなるデリバティブもヘッジ関係におけるヘッジとして分類しない。このカテゴリに入る金融資産と金融負債が12ヵ月以内に決済されることになっている場合、それぞれ流動資産と流動負債に分類される。それ以外の場合は、固定資産と固定負債として扱われる。

(b) 貸付金および未収金

貸付金および未収金とは、デリバティブ以外の金融資産で、支払が固定または確定でき、活発な市場における相場価格がないものである。これは流動資産に含まれるが、会計報告期間終了後、期間が12か月を超えるものは固定資産に分類される。グループの貸付金および未収金は、主にその他未収金と、現金および現金同等物である。

(c) 売却可能金融資産

売却可能金融資産とは、このカテゴリに入るあるいはその他のカテゴリに含まれないデリバティブ以外のものである。報告期間末から12ヵ月以内に満期を迎えるものまたは処分することを意図していないものであれば、固定資産に含められる。

2.8.2 認識と測定

通常の金融資産の購入と売却は取引日に認識される。すなわち、グループによる資産の購入または売却の契約締結日に認識される。損益を通じて公正価値で測定されていないすべての金融資産については、投資は公正価値と取引費用の合計で当初認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当初は公正価値で測定され、取引費用は連結包括利益計算書に計上される。投資からキャッシュフローを受け取る権利がなくなった場合または同権利が移転した場合であって、グループが保有による実質的なリスクおよび便益をすべて移転した場合、金融資産の認識を中止する。売却可能金融資産および損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、その後公正価値で計上される。貸付金および債権は、その後は実効金利法を使った償却原価で計上される。

「損益を通じて公正価値で測定される金融資産・負債」カテゴリの公正価値の変動から生じる損益は、それが発生した期の連結包括利益計算書の「その他損益」に計上される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当収入は、グループの配当を受け取る権利が確立している場合、連結包括利益計算書のその他の収益の一部として認識される。

売却可能として分類される貨幣性証券および非貨幣性証券の公正価値の変動はその他包括利益において認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.8 金融資産と金融負債（続き）

2.8.2 認識と測定（続き）

売却可能証券を売却または減損した場合、株主資本で認識されている累積公正価値調整額は「売却可能金融資産売却損益」として連結包括利益計算書に含まれる。

2.8.3 公正価値ヒエラルキーのレベル間での変更

公正価値ヒエラルキーのレベル間での変更は、会計報告期間の初めに生じたものとみなされる。

2.9 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債について認識された金額の相殺を法律上適用できる権利を有している場合であって、差額決済を意図している場合または資産の現金化と負債の清算を同時に行うことを意図している場合には、金融資産と金融負債は相殺され貸借対照表においては差額が記載される。法的に強制可能な権利は、将来の事象を条件とせず、通常の事業の過程、またグループ/会社あるいはカウンターパーティーの不履行、支払不能または破綻の場合に、強制可能でなければならない。

2.10 金融資産の減損

(a) 償却原価で計上されている資産

グループは各会計報告期間末に金融資産の減損を示す客観的な証拠があるかについて検討する。資産の当初認識後に生じた単一または複数の事象（「損失事象」）の結果として減損を示す客観的な証拠があり、損失事象が金融資産の将来のキャッシュフロー見通しに影響を与えることがかなりの確度で見込まれる場合のみ、金融資産は減損し減損損失が発生する。

損失額は、資産の帳簿価額と推定将来キャッシュ・フロー（まだ生じていない将来の信用損失を除く）を当該金融資産の当初の実効金利でディスカウントした現在価値との差額として測定される。資産の帳簿価額は減額され、損失額は連結損益計算書で認識される。

その後の会計期間に、減損損失額が減少し、かつこれが減損の認識後に生じた事象と客観的に関連付けられる場合（たとえば、債務者の格付け引き上げなど）、認識済みの減損損失の戻し入れが連結損益計算書において認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記**2 主要な会計方針の概略（続き）****2.10 金融資産の減損（続き）****(b) 売却可能金融資産**

グループは各会計報告期間末に金融資産の減損を示す客観的な証拠があるかについて検討する。売却可能金融資産に分類されている株式投資の場合、取得原価を下回る公正価値の大幅なまたは継続的な下落は同資産の減損を示す明らかな証拠となる。売却可能金融資産についてこのような証拠があれば、累積損失、すなわち取得原価と現在の公正価値の差から以前に損益として認識された同資産に対する減損損失を差し引いた額を株主資本から控除し、減損損失を連結包括利益計算書で認識する。連結損益計算書で認識された株式に係る減損損失は、連結損益計算書を通じて戻し入れられることはない。

2.11 未収金

未収金はブローカーから受け取ることになっている金額、預け金、前払金からなる。これらが1年以内に決済される場合、流動資産に分類される。そうでない場合には固定資産となる。

未収金は当初公正価値で認識され、その後は実効金利法を適用した償却原価から減損引当金を差し引いた金額として測定される。未収金の減損引当金は、グループが当該未収金の当初の条項に従って全額回収できないと見なすことのできる客観的な証拠がある場合に設定される。

2.12 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、手元現金、要求払い預金、その他当初償還期限が3ヵ月以内の短期の流動性の高い投資、銀行貸越が含まれる。銀行での当座貸越がある場合には、連結貸借対照表の流動負債として計上される。

2.13 資本金

普通株式は資本金に計上される。

新株またはオプションの発行に直接起因する追加費用は、株主資本において手取金からの税引後控除額として計上される。

2.14 未払金

未払金は当初公正価値で認識され、その後は、実効金利法を使った償却原価で測定される。

未払金は1年以内に決済される場合、流動負債に分類される。そうでない場合には固定負債となる。

2.15 当期法人税等と繰延法人税等

当期の税金費用は当期法人税と繰延法人税からなる。税金はその他の包括利益または直接株主資本に関係する場合を除き、連結包括利益計算書において認識される。この場合、税金はそれぞれその他包括利益または直接株主資本において認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.15 当期法人税と繰延法人税（続き）

当期法人税等は会社の子会社が事業を行い課税所得を生み出している国において、貸借対照表作成時点で実効的なあるいは事実上実効性を持つ税法に基づいて計算される。経営陣は定期的に、適用税法の解釈に従って法人税申告書における税務ポジションを見直し、税務当局に支払うと予想される税額を基に必要ならば税引当を行う。

繰延法人税等は税務上の資産および負債と連結財務諸表における資産および負債の帳簿価額の一時差異について認識される。しかし、取引時点で会計上および税務上の利益および損失に影響を与えない取引（企業結合を除く）であって、繰延法人税等が取引における資産または負債の当初認識から生じる場合には、繰延法人税等は計上されない。繰延法人税等は、貸借対照表の日付において実効的なまたは実質的に実効的な税率（および税法）を使って決定される。税率（税法）は、関連する繰延税金資産が現金化するときにまたは繰延税金負債を清算するときに適用することが想定されるものを用いる。

繰延税金資産は将来の課税所得または課税対象の一時差異が将来に減算一時差異に対し利用できると想定できる場合にのみ認識される。繰延税金負債は、連結包括利益計算書に全額計上される。

繰延法人税等は子会社への投資から生じる一時差異によってもたらされる。ただし、一時差異の解消の時期をグループが決めることができる場合および予測可能な将来において一時差異が解消しないと想定される場合は除外される。

当期税金負債と当期税金資産を相殺する法的に拘束力を持つ権利があり、ある企業または純額での決済を意図している複数の企業について、繰延税金資産および繰延税金負債が同じ税当局が課する法人税に関係する場合には、繰延税金資産および繰延税金負債は相殺される。

2.16 収益認識

収益はアセットマネジメント・サービスの対価として受け取ったまたは受け取ることができる公正価値から構成される。

収益の金額が信頼性の高い方法で測定でき、将来の経済的便益の流入が見込まれる場合、グループは収益を認識する。

2.17 収益と費用

利息収入は実効金利法により認識する。貸付金または営業債権が減損した場合、グループは帳簿価額を回収可能額まで引き下げる。これは当初実効金利で将来のキャッシュフロー見通しをディスカウントしたものである。そして利息収入としてディスカウント分の戻しを続ける。減損した貸付金および営業債権の利息収入は当初の実効金利により認識される。

配当金収入は受け取る権利が確定したとき認識される。

費用は、発生時点で認識する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記**2 主要な会計方針の概略（続き）****2.18 オペレーティング・リース（賃借人としてのリース契約）**

資産の所有による実質すべてのリスクとリターンが賃借人に留保される形式のリースは、オペレーティング・リースとして計上する。オペレーティング・リース契約に基づく支払費用は、賃借人から受け取るインセンティブ差し引き後の金額で、リース期間にわたり定額法に基づき連結包括利益計算書に計上する。

2.19 従業員給付**(i) ボーナス制度**

ボーナス（賞与）の予想費用は、従業員の勤務の結果としてグループが法的または法定義務を負い、かつ信頼できる債務の見積りが算出可能な時点で、債務として認識される。

ボーナス債務は12ヵ月以内に決済されると想定されており、決済時点で支払われる予想金額で測定される。

(ii) 年金債務

会社は強制積立年金制度に加入しており、その資産は個別の受託者管理基金で保有されている。年金制度の積立金は、従業員と会社が拠出する。

強制積立年金制度への会社の拠出金は、発生時に費用として計上される。年金制度の積立金は、従業員とグループが拠出する。拠出金の支払いが終われば、会社はそれ以上の支払義務を負わない。

(iii) 従業員有給手当の給付

年次休暇に関する従業員有給手当は、従業員に対して発生した時点で認識される。貸借対照表の日付までの従業員の勤労により生じる年次有給手当債務（見積額）について、引当金を計上する。

傷病欠勤および産休に関する従業員手当は、休暇取得時点まで認識されない。

(iv) 持分決済型株式報酬制度

グループは様々な持分決済型株式報酬制度を運営しており、これによりグループはその株式関連商品（オプション）の対価として、従業員から勤務サービスを受けている。オプションの付与と引き換えに従業員から受け取る勤務サービスの公正価値は、費用として認識される。この費用の合計金額は、付与されるオプションの公正価値を参考に決定される。

市場業績条件（事業体の株価など）を含む

勤務および市場と関係のない業績の権利確定条件（収益性、売上成長の目標、残りのある一定期間の事業体の従業員など）による影響を除く

権利確定条件以外の条件（従業員に対する貯蓄の要求など）の影響を含む

費用合計は、特定の権利確定条件のすべてが満たされている付与期間にわたって認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.19 従業員給付（続き）

また場合によっては、権利確定日以前に従業員は勤務サービスを提供することがあるため、勤務サービス開始日と権利確定日との間の費用を認識するために、権利確定日の公正価値が見積もられている。

各会計報告期間の終了時にグループは、非市場業績条件および勤務条件に基づいて付与が見込まれるオプションの件数の見積りを修整する。グループは、もしあれば、この修正およびこれに対応する資本の調整が、連結包括利益計算書の当初見積りに及ぼす影響を認識する。

2.20 比較値

必要に応じて、比較値は当該年度の表示と揃えるために修正再表示されている。

3 財務リスク管理

グループの活動には、市場リスク（為替リスク、公正価値およびキャッシュフローによる金利変動リスク、市場価格リスク）、クレジット・リスク、流動性リスクなど様々な財務リスクがある。グループの全体的なリスク管理プログラムは金融市場の予測不可能性を重視し、グループの財務パフォーマンスに対する潜在的な悪影響の最小化を目指している。グループは一部のリスク・エクスポージャーをヘッジするためデリバティブを使うことがある。

(a) 市場価格リスク

市場価格リスクとは、市場変動が金融商品の個別的要因から生じたか市場のすべての金融商品に影響する要因から生じたかにかかわらず、これにより金融商品の価値が変動するリスクである。

2015年および2014年12月31日時点で、グループの市場リスクは主に3つの構成要素、すなわち実際の市場価格の変動、金利の変動および為替レートの変動の影響を受けていた。金利と外国為替レートの変動についてはそれぞれ以下の注記3(b)と3(e)で取り扱う。グループは市場価格リスクに特定の上限を設け、慎重な証券選択によりリスク削減を図りリスク管理している。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(a) 市場価格リスク（続き）

以下の表はグループの市場価格リスクのネット・エクスポージャーをまとめたものである。

商品別金融資産と金融負債の内訳

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
固定金融資産				
売却可能金融資産				
－非上場投資信託	8,355,415	119,983,759	36,255,496	520,628,923
固定金融資産合計	8,355,415	119,983,759	36,255,496	520,628,923
流動金融資産				
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産				
－非上場投資信託	92,284,302	1,325,202,577	335,856,997	4,822,906,477
売却目的保有投資				
－非上場投資信託	137,380,476	1,972,783,635	61,727,915	886,412,859
流動金融資産合計	229,664,778	3,297,986,212	397,584,912	5,709,319,336
	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債の純利益				
－売買損益	44,327,310	636,540,172	23,015,438	330,501,690
－評価損益	(33,149,876)	(476,032,219)	(9,493,878)	(136,332,088)
純利益合計	11,177,434	160,507,952	13,521,560	194,169,602
	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
売却目的保有投資に係る純利益／（損失）				
－売買損益	(4,269,262)	(61,306,602)	-	-
－評価損益	9,874,111	141,792,234	(2,112,826)	(30,340,181)
純損益合計	5,604,849	80,485,632	(2,112,826)	(30,340,181)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(a) 市場価格リスク（続き）

グループの非上場投資信託（「投資先ファンド」）への投資は、各投資先ファンドの目論見書に記載されている条件に従い、これらの投資先ファンドの将来の価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資ポートフォリオのすべての投資先ファンドを運用しているのは、各投資先ファンドからサービスに対して報酬を得ているポートフォリオ・マネージャーである。この報酬は通常、資産ベースの手数料と、業績ベースのインセンティブ・フィーで構成され、各投資先ファンドへのグループの投資の評価に反映されている。グループの投資先ファンドへの投資に関する償還請求権を行使できる頻度は、毎日から月一回まで様々である。

以下の表は、各戦略の投資先ファンド投資への公正価値によるエクスポージャーを示している。これらの投資は、連結貸借対照表において損益を通じて公正価値で測定される金融資産に含まれる。

2015年12月31日時点

戦略	投資先 ファンドの数	投資先 ファンドの 純資産価額		投資の 公正価値		グループの純資 産価額に占める 割合(%)
		香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	
債券	3	25-178百万	339-2,556百万	115,289,728	1,655,560,494	19.4%
株式ロング/ショート	1	211百万	3,030百万	112,489,392	1,615,347,669	18.9%
株式ロング・オンリー	1	1,554百万	22,315百万	1,885,638	27,078,049	0.3%

2014年12月31日時点

戦略	投資先 ファンドの数	投資先 ファンドの 純資産価額		投資の 公正価値		グループの純資 産価額に占める 割合(%)
		香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	
債券	3	25-1,495百万	339-21,468百万	95,591,948	1,372,700,373	15.4%
株式ロング/ショート	3	37-911百万	531-13,082百万	160,068,361	2,298,981,664	25.7%
株式ロング・オンリー	1	1,102百万	15,825百万	177,973,678	2,555,702,016	28.6%

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(a) 市場価格リスク（続き）

各投資銘柄に対するエクスポージャーのうち、報告日時点でグループの純資産に占める割合が5%を超えるものは、以下の表のとおりである。

投資銘柄	2015年			2014年		
	香港ドル	日本円	グループの純資産価額に占める割合 (%)	香港ドル	日本円	グループの純資産価額に占める割合 (%)
EJFブレイカー・チャイナ・ファンド・リミテッド	-	-	-	36,255,496	520,628,923	5.8
チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - チャイナ・ニュー・バランス・オポチュニティー・ファンド (「CNBO」)	1,885,658	27,078,049	0.3	177,973,678	3,844,657,398	28.6
チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - RMBハイイールド・ボンド・ファンド (「CNBB」)	68,436,498	982,748,111	11.5	68,658,927	985,942,192	11.0
CSOPオルタナティブIPO & スペシャル・オポチュニティー・ファンド	-	-	-	36,715,625	527,236,375	5.9
CSOP中国インテリジェンスA株ファンド (旧「CSOPエルメス中国A株ファンド」)	112,489,392	1,615,347,669	18.9	87,097,240	1,250,716,366	14.0

(b) 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の価値が変動するリスクである。

グループは財務ポジションとキャッシュフローについて市場金利水準の変動から影響を受けるリスクを有している。

2015年12月31日現在、グループの金利リスクに対するネット・エクスポージャーは396,253,240香港ドル（2014年：367,659,435香港ドル）であった。他のすべての変数を一定とした場合、金利が25ベシス・ポイント上昇または低下すれば、2015年12月31日時点、株主に帰属する純資産は1,478,440香港ドル（2014年：1,412,324香港ドル）増加または減少していた計算である。

(c) クレジット・リスク

クレジット・リスクとは、金融商品のカウンターパーティーの債務不履行によりグループに損失が生じるリスクである。グループは、カウンターパーティーの慎重な選別と個々のカウンターパーティーへの依存度を最小限に抑えることで、この損失リスクの最小化を目指している。

ブローカーの破綻から損失が生じるリスクを管理するため、グループは厳選した認可ブローカーのリストを保有している。すべての上場金融商品の取引は認可ブローカーを使いDVP決済している。グループのカストディアン銀行が支払いを受け取った場合のみ売却証券を受け渡すため、デフォルト・リスクは最小限にとどまると考えられる。購入については、グループのカストディアン銀行が証券を受け取ってはじめて支払いを行う。いずれかのパーティーがその義務を果たさなかった場合、取引はフェイルとなる。

信頼性の高い金融機関に預金する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(c) クレジット・リスク（続き）

2015年および2014年12月31日時点でカウンターパーティーに預け入れていた資産の概略、およびそれぞれの信用格付は、以下の表のとおりである。

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
現金および現金同等物				
中国工商銀行	257,293,873	3,694,740,016	271,996,956	3,905,876,288
香港上海銀行	193,129	2,773,332	-	-
招商銀行	14,916,721	214,204,114	-	-
中国建設銀行	395,559	5,680,227	-	-
	<u>272,799,282</u>	<u>3,917,397,690</u>	<u>271,996,956</u>	<u>3,905,876,288</u>
投資運用会社への預け金				
安信資産管理（香港）有限公司	99,879,575	1,434,270,697	-	-
	<u>99,879,575</u>	<u>1,434,270,697</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
BOCI- プルデンシャル・トラスティー・リミテッド	-	-	2,127,152	30,545,903
シティーバンク・インターナショナル・リミテッド（ルクセンブルグ支店）	70,322,156	1,009,826,160	246,632,605	3,541,644,208
香港上海銀行	-	-	87,097,240	1,250,716,366
海通国際証券有限公司	21,962,146	315,376,417	-	-
	<u>92,284,302</u>	<u>1,325,202,577</u>	<u>335,856,997</u>	<u>4,822,906,477</u>
売却可能金融資産				
中国建設銀行	8,355,415	119,983,759	-	-
シティーグループ・グローバル・マーケットツ・インク	-	-	36,255,496	520,628,923
	<u>8,355,415</u>	<u>119,983,759</u>	<u>36,255,496</u>	<u>520,628,923</u>
売却目的保有投資				
BOCI- プルデンシャル・トラスティー・リミテッド	24,891,084	357,435,966	24,805,869	356,212,279
香港上海銀行	112,489,392	1,615,347,669	36,715,625	527,236,375
	<u>137,380,476</u>	<u>1,972,783,635</u>	<u>61,521,494</u>	<u>883,448,654</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(c) クレジット・リスク（続き）

	2015年	2015年	2014年	2014年
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
BOCI - プルデンシャル・トラスティー・リミテッド	24,891,084	357,435,966	26,933,021	386,758,182
中国建設銀行	8,750,974	125,663,987	-	-
招商銀行	14,916,721	214,204,114	-	-
シティーグループ・グローバル・マーケッツ・インク	-	-	36,255,496	520,628,923
シティーバンク・インターナショナル・リミテッド（ルクセンブルグ支店）	70,322,156	1,009,826,160	246,632,605	3,541,644,208
安信資産管理（香港）有限公司	99,879,575	1,434,270,697	-	-
海通国際証券有限公司	21,962,146	315,376,417	-	-
中国工商銀行	257,293,873	3,694,740,016	271,996,956	3,905,876,288
香港上海銀行	112,682,521	1,618,121,002	123,812,865	1,777,952,741

	2015年	2014年
	注(i)	注(i)
BOCI- プルデンシャル・トラスティー・リミテッド	格付未取得	格付未取得
中国建設銀行	A	A
招商銀行	BBB+	BBB+
シティーグループ・グローバル・マーケッツ・インク	A	A
シティーバンク・インターナショナル・リミテッド（ルクセンブルグ支店）	A	A
安信資産管理(香港)有限公司	格付未取得	格付未取得
海通国際証券有限公司	格付未取得*	格付未取得*
中国工商銀行	A	A
香港上海銀行	AA-	AA-

注(i)：スタンダード&プアーズが付与する長期発行体信用格付

* BBB（2014年：BBB）の格付を取得している海通国際証券有限公司の直接の親会社である海通国際証券集団有限公司の値。

年末時点のクレジット・リスクに対する最大エクスポージャーは、連結貸借対照表に計上されている金融資産の帳簿価額にあたる。

(d) 流動性リスク

金融負債に関連する義務の履行において困難が生じた場合、グループは流動性リスクに直面する。グループは十分な現金および現金同等物を保有することにより流動性リスクに対処する。

以下の表はグループおよび会社の金融負債である。表に表示されている金額はディスカウントされていない契約上の金額である。ディスカウントの影響はそれほど大きくないため12ヵ月以内に支払期限が来る金額は帳簿価額と等しい。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(d) 流動性リスク（続き）

グループ	1か月未満		1-6か月		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2015年12月31日時点						
未払債務およびその他の債務	11,508,542	165,262,663	73,545,633	1,056,115,290	85,054,175	1,221,377,953
負債合計	11,508,542	165,262,663	73,545,633	1,056,115,290	85,054,175	1,221,377,953
2014年12月31日時点						
直接の親会社に対する債務	-	-	22,240,583	319,374,772	22,240,583	319,374,772
未払債務およびその他の債務	14,408,943	206,912,421	85,128,803	1,222,449,611	99,537,746	1,429,362,033
負債合計	14,408,943	206,912,421	107,369,386	1,541,824,383	121,778,329	1,748,736,804

2015年12月31日現在、グループは3ヵ月以内の流動性リスク管理のために、容易に現金流入をもたらす見込みの現金および現金同等物272,878,097香港ドル（2014年：272,067,487香港ドル）、投資運用会社への預け金99,879,575香港ドル（2014年：0香港ドル）、直接の親会社に対する債権1,372,675香港ドル（2014年：0香港ドル）、その他未収金54,813,444香港ドル（2014年：71,517,054香港ドル）、投資有価証券の売却による未収金34,480,738香港ドル（2014年：0香港ドル）、損益を通じて公正価値で測定される金融資産92,284,302香港ドル（2014年：335,856,997香港ドル）を保有していた。

(e) 為替リスク

グループの機能通貨は香港ドルである。したがって、それ以外の通貨建ての資産価値は為替レートの変動により変化するため、グループは通貨リスクに晒されている。

グループの取引、資産、負債は主に米ドル建て、香港ドル建て、人民元建て、およびユーロ建てである。香港ドルが現在、限定的な変動許容幅での対ドルベッグ制を取っているため、米ドル建ての資産および負債は為替リスクにさらされるとは見なされない。

2015年12月31日現在、グループの人民元に対するネット・エクスポージャーは212,781,351香港ドル（2014年：290,657,757香港ドル）相当であった。他のすべての変数を一定とした場合、香港ドルが対人民元で20ベシス・ポイントという合理的な範囲で上昇または下落すれば、2015年12月31日時点、株主に帰属する純資産は425,563香港ドル（2014年：581,316香港ドル）増加または減少していた計算である。

2015年12月31日現在、グループのユーロに対するネット・エクスポージャーは19,194,058香港ドル（2014年：20,690,556香港ドル）相当であった。他のすべての変数を一定とした場合、香港ドルが対ユーロで20ベシス・ポイントという合理的な範囲で上昇または下落すれば、2015年12月31日時点、株主に帰属する純資産は38,388香港ドル（2014年：40,949香港ドル）増加または減少していた計算である。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(f) 資本管理

グループは資本管理において、株主に利益を提供し、その他の利害関係者に恩恵をもたらすために継続企業として存続するグループの能力を保護するとともに、資本コストを低減する最適な資本構成を維持することを目的とする。

資本構成の維持または調整のため、グループは株主への配当支払い、資本割当、新株発行、または負債を減らすための資産売却などの金額を調整できる。

2015年12月31日時点、会社は、香港証券先物条例に基づき、第1種事業「証券取引」（以下「第1種事業」）、第4種事業「証券投資顧問」（以下「第4種事業」）および第9種事業「アセットマネジメント」（以下「第9種事業」）といった規制適用対象の事業活動を行う機関として、認可を受けている（2014年：第1種事業、第4種事業、第9種事業）。このため、会社は払込資本および流動資本に関する要件に従い、毎月、証券先物委員会に財務収益を届け出ている。

(g) 公正価値の見積り

活発な市場で取引されている金融資産（上場デリバティブ、売買目的有価証券など）の公正価値は、報告日の取引終了時の市場価格に基づいている。グループは、金融資産と金融負債双方に市場での最終取引価格を用いている。

活発な市場とは、資産または負債の取引の頻度と量が十分で、継続的に価格情報が提供されている市場である。

香港財務報告基準13号の定めにより、グループは公正価値の測定に使用したインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを使い、公正価値の測定を分類しなければならない。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

- 同一の資産または負債の活発な市場における（未調整）市場価格（レベル1）
- 資産または負債に対して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から計算される金額）に観察可能な、レベル1に含まれる市場価格以外のインプット（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない、資産または負債に対するインプット（すなわち、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定が全体として分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値の測定に重要な最も低いレベルのインプットを基準に決定される。このため、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が観察不可能なインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用するならば、その測定はレベル3の測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価には、当該資産または負債に関する固有の要因を考慮した判断が必要になる。

何が「観察可能性」を構成するか決定についてグループによる重要な判断が求められている。グループは、入手が容易、定期的に発表または更新され、高信頼性と検証可能性を有し、独自のものではなく、関連市場で積極的に活動している独立した情報源が提供する市場データを観察可能なデータと考えている。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(g) 公正価値評価（続き）

以下の表は、公正価値ヒエラルキー内で年末日時点の公正価値で測定された（クラス別の）グループの金融資産の内容である。

2015年12月31日時点	レベル1		レベル2		レベル3		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
資産								
利益を通じて公正価値で測定される金融資産								
一上場投資信託	21,962,146	315,376,417	-	-	-	-	21,962,146	315,376,417
一非上場投資信託	-	-	70,322,156	1,009,826,160	-	-	70,322,156	1,009,826,160
売却可能金融資産								
一非上場投資信託	-	-	8,355,415	119,983,759	-	-	8,355,415	119,983,759
売却目的保有投資								
一非上場投資信託	-	-	137,380,476	1,972,783,635	-	-	137,380,476	1,972,783,635
合計	21,962,146	315,376,417	216,058,047	3,102,593,555	-	-	238,020,193	3,417,969,971

2014年12月31日時点	レベル1		レベル2		レベル3		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
資産								
利益を通じて公正価値で測定される金融資産								
一非上場投資信託	-	-	335,856,997	4,822,906,477	-	-	335,856,997	4,822,906,477
売却可能金融資産								
一非上場投資信託	-	-	36,255,496	520,628,923	-	-	36,255,496	520,628,923
売却目的保有投資								
一非上場投資信託	-	-	61,727,915	886,412,859	-	-	61,727,915	886,412,859
合計	-	-	433,840,408	6,229,948,259	-	-	433,840,408	6,229,948,259

活発な市場における市場価格に基づいて評価され、そのためレベル1に分類される投資には、上場投資信託が含まれる。こうした金融商品に対しては、グループは市場価格の調整を行っていない。

2015年会計年度（2015年12月31日締め）において、公正価値ヒエラルキーのレベル間で金融資産の重大な変更は行われていない（2014年：なし）。

グループの資産および負債は、償却原価で計上されており、その帳簿価額は、短期的なものであるため、公正価値の近似として適切である。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

4 重要な会計上の見積りと判断

取締役は将来に関する見積りと前提を行う。結果として得られる会計上の見積りは、実際の結果と一致しない可能性がある。資産および負債の帳簿価額の大幅な調整につながる重大なリスクを伴う見積りおよび前提は、以下の通りである。

他の投資ファンドへの投資

会社による他の投資ファンドへの投資は、取締役会の決定に従い、投資ファンドの管理会社から提供された純資産価額を基準として表示される。投資ファンドの純資産価額が入手可能でない場合、または取締役がこうした純資産価額が公正価値を反映していないと見なした場合、取締役は投資ファンドの公正価値を裁量により決定できる。取締役は、前述の評価アプローチが投資ファンドの公正価値の最良見積りであると考えている。

5 分類別の金融商品

連結貸借対照表において同一区分で開示されている「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」、「売却目的保有投資」、「売却可能金融資産」を除き、連結貸借対照表で開示されている他のすべての金融資産は、直接の親会社に対する債権、その他未収金、投資有価証券の売却による未収金、投資運用会社への預け金、ならびに現金および現金同等物を含めて、「貸付金および未収金」に分類される。

連結貸借対照表において同一区分で開示されている「損益を通じて公正価値で測定される金融負債」を除き、連結貸借対照表で開示されている他のすべての金融負債は、直接の親会社に対する債務、未払債務およびその他の債務を含めて、「その他の金融負債」に分類される。

6 当期法人税と繰延法人税

(a) 法人税費用

香港では、当該年度の課税対象所得見積りに対して16.5%の香港法人所得税率が課される（2014年：16.5%）。

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
香港法人所得税 - 当期税金	37,077,986	532,439,879	41,900,017	601,684,244
一時差異の発生または解消に関連する繰延税金 (注記6(b))	(1,548,289)	(22,233,430)	(5,684,619)	(81,631,129)
法人税費用	<u>35,529,697</u>	<u>510,206,449</u>	<u>36,215,398</u>	<u>520,053,115</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

6 当該年度法人税と繰延法人税（続き）

(a) 法人税費用（続き）

グループの税引前利益に対する税金は、会社の本国の税率を使用して計算される理論額と以下のように異なる。

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
税引前利益	202,049,642	2,901,432,859	224,863,646	3,229,041,957
現地の法人税率16.5%に基づく税額（2014年：16.5%）	33,338,191	478,736,423	37,102,502	532,791,929
非課税所得	(811,634)	(11,655,064)	(917,853)	(13,180,369)
税務上費用とならない支出	5,391,206	77,417,718	448,856	6,445,572
一時差異の発生または解消に関連する繰延税金	(1,548,289)	(22,233,430)	(5,684,619)	(81,631,129)
その他	(839,777)	(12,039,198)	5,266,512	75,627,112
税額	35,529,697	510,206,449	36,215,398	520,053,115

(b) 繰延法人税等

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
繰延税金資産／(負債)	31,114	446,797	(1,517,175)	(21,786,633)

当該会計年度のグループの繰延税金資産の変動は以下のとおり。

	税務上の加速減価償却費	
	香港ドル	日本円
2014年1月1日時点	(7,201,794)	(103,417,762)
連結包括利益計算書に計上された繰延税金資産	5,684,619	81,631,129
2014年12月31日時点および2015年1月1日時点	(1,517,175)	(21,786,633)
連結包括利益計算書に計上された繰延税金資産	1,548,289	22,233,430
2015年12月31日時点	31,114	446,797

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

7 会社の株主に帰属する利益

会社の株主に帰属する利益は、会社の財務諸表において161,430,384香港ドル(2014年:220,566,497香港ドル)まで対処されている。

8 有形固定資産

	器具・備品		オフィス機器		リース資産の改良費		自動車		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2015年度 [12月31日時点]										
期首帳簿価額 [純額]	396,800	5,698,048	1,465,631	21,046,461	1,428,484	20,513,030	659,303	9,467,591	3,950,218	56,725,130
減価償却累計額	-	-	176	2,527	253	3,633	-	-	429	6,160
取得	42,180	605,705	1,223,811	17,573,926	2,792,388	40,098,692	-	-	4,058,379	58,278,322
売却償却	(110,036)	(1,580,117)	(619,397)	(8,894,541)	(1,249,574)	(17,943,883)	(143,436)	(2,059,741)	(2,122,443)	(30,478,281)
期末帳簿価額 [純額]	328,944	4,723,636	2,070,221	29,728,374	2,971,551	42,671,472	515,867	7,407,850	5,886,583	84,531,332
2015年12月31日時点										
取得価額	705,118	10,125,494	4,188,030	60,140,111	7,309,430	104,963,415	754,927	10,840,752	12,957,505	186,069,772
累積減価償却額	(376,174)	(5,401,859)	(2,117,809)	(30,411,737)	(4,337,879)	(62,991,942)	(239,060)	(3,432,902)	(7,070,922)	(101,538,440)
帳簿価額 [純額]	328,944	4,723,636	2,070,221	29,728,374	2,971,551	42,671,472	515,867	7,407,850	5,886,583	84,531,332
2014年度 [12月31日時点]										
期首帳簿価額 [純額]	429,605	6,169,128	587,585	8,437,721	2,464,990	35,397,256	-	-	3,482,180	50,004,105
取得	62,565	898,433	1,194,480	17,152,733	72,500	1,041,100	754,927	10,840,752	2,084,472	29,933,018
売却償却	(95,370)	(1,369,513)	(316,434)	(4,543,992)	(1,109,006)	(15,925,326)	(95,624)	(1,373,161)	(1,616,434)	(23,211,992)
期末帳簿価額 [純額]	396,800	5,698,048	1,465,631	21,046,461	1,428,484	20,513,030	659,303	9,467,591	3,950,218	56,725,130
2014年12月31日時点										
取得価額	662,938	9,519,790	2,964,219	42,566,185	4,517,042	64,864,723	754,927	10,840,752	8,899,126	127,791,449
累積減価償却額	(266,138)	(3,821,742)	(1,498,588)	(21,519,724)	(3,088,558)	(44,351,693)	(95,624)	(1,373,161)	(4,948,908)	(71,066,319)
帳簿価額 [純額]	396,800	5,698,048	1,465,631	21,046,461	1,428,484	20,513,030	659,303	9,467,591	3,950,218	56,725,130

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

9 子会社および関連会社への投資

(a) 子会社への投資

以下は12月31日時点の子会社のリストである。

名称	設立地	主要事業	保有する発行済株式の 詳細	持分	
				直接的	間接的
2015年 DHFアンド・カン パニー・リミテッ ド	英領バーク 諸島	活動停止	額面1香港ドルの発行済 株式1株	100%	-
CSOPインベストメ ント・インターナ ショナル・リミ テッド	深圳	投資運用サービスの 提供	額面1人民元の発行済株 式20,000,000株	100%	-
深圳前海CSOPア セット・マネジメ ント・リミテッド	深圳	アセットマネジメン ト・サービスおよび 投資顧問サービスの 提供	額面1人民元の発行済株 式5,100,000株	-	51%
CSOPセレクトUS ダラー・ボンド・ ファンド（旧 「CSOPエンハン スト香港債券ファン ド」）	香港#	長期的で安定した収 益と資本価値の上昇 を達成するために中 国圏へ投資	無額面の発行済償還可 能残余財産分配請求権 つき株式1,700,000株の 内、1,700,000株	100%	-
CSOP中国インテリ ジェンスA株ファ ンド（旧「CSOPエ ルメス中国A株 ファンド」）	アイルランド^	中・長期キャピタル ゲインの取得を目的 に、投資運用会社の RQFII投資枠を通じ て中国の証券取引所 に上場する中国A株 に投資	無額面の発行済償還可 能残余財産分配請求権 つき受益口882,000口の 内、569,000口	64.6%	-

CSOPセレクトUSダラー・ボンド・ファンド（旧「CSOPエンハンスト香港債券ファンド」）は、2014年11月28日付で会社の子会社となった。

^ CSOP中国インテリジェンスA株ファンド（旧「CSOPエルメス中国A株ファンド」）は、2015年9月30日以前は会社の関連会社であったが、同日付で子会社となった。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

9 子会社および関連会社への投資（続き）

(a) 子会社への投資（続き）

名称	設立地	主要事業	保有する発行済株式の 詳細	持分	
				直接的	間接的
2014年 DHFアンド・ カンパニー・ リミテッド	英領バ ージン 諸島	活動停止	額面1香港ドルの発行済 株式1株	100%	-
CSOPエンハンスト 香港債券ファンド	香港#	長期的で安定した収 益と資本価値の上昇 を達成するために中 国圏へ投資	無額面の発行済償還可 能残余財産分配請求権 つき株式1,700,000株の 内、1,700,000株	100%	-
CSOP IPO & スペ シャル・オポチュ ニティーズ・ファ ンド	アイルランド@	長期的な資本価値の 上昇を達成するため に、米国と香港の株 式市場に上場してい る「新発の」株式と 株式関連証券へ投資	無額面の発行済償還可 能残余財産分配請求権 つき株式387,500株の 内、387,500株	100%	-

CSOPエンハンスト香港債券ファンドは、2014年11月28日付で会社の子会社となった。

@ グループが2014年12月24日付で持分をすべて償還したため、CSOP IPO & スペシャル・オポチュニティーズ・
ファンドは同日付で会社の子会社ではなくなった。

(b) 関連会社への投資

2015年および2014年12月31日時点のグループおよび会社の関連会社のうち、取締役の見解におい
て、会社にとって重要なものは以下のとおりである。

名称	事業地域/ 設立国	持分		関係	測定方法	公正価値			
		2015年 %	2014年 %			2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
チャイナ・サザン・ ドラゴン・ダイナミック ・ ファンド・ チャイナ・ニュー・ バランス・オポチュニ ティーズ・ファンド	ルクセンブルグ	0.12	16.15	関連会社	公正価値	1885638	27,078,049	177,973,678	2,555,702,016
チャイナ・サザン・ドラ ゴン・ダイナミック・ ファンド - RMBハイパー ールド・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	38.29	17.45	関連会社	公正価値	68,436,498	982,748,111	68,638,927	985,942,192
CSQPチャイナ・ウルト ラ・ショート・ターム・ ボンドETF	香港	27.87	-	関連会社	公正価値	21,962,146	315,376,417	-	-
CSQP中国インテリジェ ンス・ファンド (旧 「CSOPエルメス中国 ファンド」)#	アイルランド	64.6	9.96	子会社 [2014年: 関連会社]	公正価値	112,489,392	1,615,347,669	87,097,240	1,250,716,366

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

9 子会社および関連会社への投資(続き)

(b) 関連会社への投資(続き)

下表は、グループにとって重要な関連会社の未監査の財務情報をまとめたものである。開示情報は、関連会社の未監査財務諸表に表示されている数値を反映しており、グループの持分に応じた数値ではない。チャイナ・ニュー・バランス・オポチュニティー・ファンドおよびRMBハイ・イールド・ボンド・ファンドの未監査財務諸表は、集合投資の業務に関するルクセンブルグの規制に従って作成されている。CSOPチャイナ・ウルトラ・ショート・ターム・ボンドETFの未監査財務諸表は、香港の規制に従って作成されている。

	チャイナ・ニュー・ バランス・オポチュニ ティー・ファンド		RMBハイ・イールド・ボ ンド・ファンド		CSOPチャイナ・ ウルトラ・ショート・ ターム・ボンドETF		CSOP中国 インテリジェン スA株 ファンド#
	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2014年
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
要約貸借対照表							
流動資産	204,449,348	163,266,553	23,276,432	51,357,681	10,006,436	-	124,682,781
流動負債	3,952,041	21,198,453	219,933	621,657	3,773	-	7,149,211
要約包括利益計算書							
当該年度中の純資産純 増加/(減少)額	8,705,001	1,042,605	(2,853,136)	3,848,311	3,273,183	-	10,314,086

グループは、2015年会計年度(12月31日締め)にCSOP中国インテリジェンスA株ファンドの持分を増やしたため、かかる投資は2015年9月30日付で会社の関連会社への投資から子会社への投資に変わった。

2015年度および2014年度(12月31日締め)にグループおよび会社は関連会社から配当を受け取らなかった。

10 売却可能金融資産

グループは、債務商品および短期金融市場商品への投資によって投資目標の達成を目指す中国建設銀行の投資商品に投資している。かかる投資の公正価値は、2015年12月31日現在、8,355,415香港ドル(2014年:0香港ドル)であった。

グループは、EJFグレーター・チャイナ・ファンド・リミテッド(以下「EJFファンド」)に投資した。このファンドは資産すべてまたはほぼすべてを、EJFマスターファンドに投資することで、投資目標の達成を目指すものである。EJFマスターファンドは、EJFファンドと同一の投資目標をもつ。2014年12月31日時点で投資の公正価値は36,255,496香港ドルであった。また2014会計年度(2014年12月31日締め)の未実現損失の変動3,800,730香港ドルは連結包括利益計算書の「その他包括利益」で認識された。グループは、2015年12月31日付でEJFファンドの持分をすべて処分した。1,825,317香港ドルの実現損失および9,647,900香港ドルの未実現利益累計は、連結包括利益計算書において、その他包括利益から損益に振り替えられた。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記**11 損益を通じて公正価値で測定される金融資産**

グループは、チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - チャイナ・ニュー・バランス・オポチュニティー・ファンド、チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - RMBハイイールド・ボンド・ファンド、チャイナ・ウルトラ・ショート・ターム・ボンドETF（2014年：CSOP神州RMBファンド、チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - チャイナ・ニュー・バランス・オポチュニティー・ファンド、チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - RMBハイイールド・ボンド・ファンド、CSOPエルメス中国A株ファンド（2014年8月28日から））に投資している。

原投資ファンドの投資戦略の詳細、年末のそれぞれの公正価値、および年度中の原投資ファンドからの純利益は、以下に要約されている。

CSOP神州RMBファンド

CSOP神州RMBファンドは主に、中国本土で政府、準政府機関、金融機関、その他企業によって発行または分配された人民元建て債務証券に投資する。2014年12月31日時点で、グループはCSOP神州RMBファンドに投資し、その公正価値は2,127,152香港ドルであった。2014会計年度（2014年12月31日締め）に、CSOP神州RMBファンドへの投資により未実現損失698,479香港ドルおよび実現利益1,542,405香港ドルが発生し、それぞれ連結包括利益計算書で認識された。グループは2015会計年度（2015年12月31日締め）にCSOP神州RMBファンドにおける持分をすべて処分し、連結包括利益計算書で実現損失55,473香港ドルを認識した。

会社は、投資顧問サービスを提供してCSOP神州RMBファンドのマネージャーを務めている。

チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - チャイナ・ニュー・バランス・オポチュニティー・ファンド（「CNBO」）、およびチャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - RMBハイイールド・ボンド・ファンド（「CNBB」）（総称して「チャイナ・サザン・サブファンド」）

CNBOは主に、中国圏の規制市場において上場、価格設定、取引が行われている株式に投資する。CNBBは主に、中国圏の政府または機関が発行した人民元建て債務証券に投資する。

2015年12月31日時点で、会社はチャイナ・サザン・サブファンドに投資しており、その公正価値は70,322,156香港ドル（2014年：246,632,605香港ドル）である。2015会計年度（12月31日締め）には、未実現損失の変動23,613,921香港ドル（2014年：11,400,039香港ドル）および実現利益19,419,771香港ドル（2014年：22,740,583香港ドル）が、連結包括利益計算書で認識されている。

会社は、インベストメント・マネジメント・サービスを提供してチャイナ・サザン・サブファンドの投資マネージャーを務めている。

CSOP中国インテリジェンスA株ファンド（旧「CSOPエルメス中国A株ファンド」）

CSOP中国インテリジェンスA株ファンドは主に、RQFII投資枠を通じて、中国証券取引所に上場している中国A株に投資する。2014年12月31日時点で、グループはCSOP中国インテリジェンスA株ファンドに投資しており、その公正価値は87,097,240香港ドルであった。2014会計年度（12月31日締め）には、未実現利益の変動9,142,178香港ドルが連結包括利益計算書で認識された。2015年1月1日から同年9月30日までの期間には、8,198,089香港ドルの実現利益および9,439,541香港ドルの未実現利益の変動が連結包括利益計算書で認識された。グループは、2015年にCSOP中国インテリジェンスA株ファンドの持分を増やしたため、かかる投資は2015年9月30日付で会社の関連会社への投資から子会社への投資に変わった。その際、18,581,719香港ドルの未実現利益累計が、連結包括利益計算書の損益勘定で実現利益として再分類された。その後2015年10月1日以降、CSOP中国インテリジェンスA株ファンドは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産から売却目的保有投資に再分類された。詳細については、注記12を参照。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

11 損益を通じて公正価値で測定される金融資産（続き）

CSOPチャイナ・ウルトラ・ショート・ターム・ボンドETF

CSOPチャイナ・ウルトラ・ショート・ターム・ボンドETFは、RQFII投資枠を通じて、シティ中国国債・政策銀行債0～1年セレクト・インデックスの構成銘柄である中国国債と政策銀行債に主に投資している。2015年12月31日時点で、グループはCSOPチャイナ・ウルトラ・ショート・ターム・ボンドETFに投資しており、その公正価値は21,962,146香港ドルであった。2015会計年度（12月31日締め）には、未実現損失の変動402,116香港ドルが連結包括利益計算書で認識された。

12 売却目的保有投資

CSOPオルタナティブIPO & スペシャル・オポチュニティーズ・ファンド

CSOPオルタナティブIPO & スペシャル・オポチュニティーズ・ファンドは主に、米国と香港の株式市場に上場している「新発の」株式と株式関連証券へ投資している。2014年12月31日時点で、グループはCSOPオルタナティブIPO&スペシャル・オポチュニティーズ・ファンドに投資しており、その公正価値は36,715,625香港ドルであった。2014会計年度（12月31日締め）には、未実現損失の変動2,034,375香港ドルが連結包括利益計算書で認識された。グループは2015年12月31日付で、CSOPオルタナティブIPO&スペシャル・オポチュニティーズ・ファンドにおける持分をすべて償還し、実現損失4,269,262香港ドルが連結包括利益計算書で認識された。2015年12月31日現在、CSOPオルタナティブIPO & スペシャル・オポチュニティーズ・ファンドの処分にとまなう未収金残高は、34,480,738香港ドルであった。

CSOPセレクトUSダラー・ボンド・ファンド（旧「CSOPエンハンスト香港債券ファンド」）

CSOPエンハンスト香港債券ファンドは主に、政府、国際機関または企業が発行する、香港ドル建ての様々な満期の債券に投資していた。2014年12月31日時点で、グループはCSOPエンハンスト香港債券ファンドに投資しており、その公正価値は24,805,869香港ドルであった。2014会計年度（12月31日締め）には、未実現損失の変動194,131香港ドルが連結包括利益計算書で認識された。CSOPエンハンスト香港債券ファンドは、2015年12月1日付で、CSOPセレクトUSダラー・ボンド・ファンドに名称を変更するとともに、政府、国際機関または企業が発行する様々な満期の米ドル建て債に主に投資するよう、投資戦略も変更した。2015年12月31日時点で、グループはCSOPセレクトUSダラー・ボンド・ファンドに投資しており、その公正価値は24,891,084香港ドルである。未実現利益の変動85,214香港ドルが連結包括利益計算書で認識された。

CSOP中国インテリジェンスA株ファンド（旧「CSOPエルメス中国A株ファンド」）

CSOP中国インテリジェンスA株ファンドは、RQFII投資枠を通じて、中国証券取引所に上場している中国A株に主に投資する。2015年12月31日時点で、グループはCSOP中国インテリジェンスA株ファンドに投資しており、その公正価値は112,489,392香港ドルである。2015会計年度（12月31日締め）には、未実現利益の変動7,754,522香港ドルが連結包括利益計算書で認識された。

グループにこれらのファンドを販売し、可能になり次第すぐにその所有持分を経済的持分合計が支配を構成しなくなる水準まで薄める意図があるため、グループは投資ファンドに対する上記の持分を売却目的保有投資として分類している。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

13 その他未収金

公正価値の近似値となるその他未収金の帳簿価額は以下のとおり。

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
敷金	5,289,187	75,952,725	3,559,212	51,110,284
管理報酬および成果報酬の 未収金	39,435,674	566,296,279	54,056,744	776,254,844
前払い金	1,138,474	16,348,487	287,755	4,132,162
その他未収金	8,950,109	128,523,565	13,613,343	195,487,605
	<u>54,813,444</u>	<u>787,121,056</u>	<u>71,517,054</u>	<u>1,026,984,895</u>

14 資本金および株式払い込み剰余金

発行済み・払込み済み資本	株式数	資本金	
		香港ドル	日本円
2014年1月1日時点	253,333,333	253,333,333	3,637,866,662
2014年3月3日の無額面体制への移行(注a)	-	22,933,333	329,322,662
資本拠出(注b)	-	8,000,000	114,880,000
2014年12月31日、2015年1月1日、 2015年12月31日時点	<u>253,333,333</u>	<u>284,266,666</u>	<u>4,082,069,324</u>

2013年2月20日、会社は額面1.0香港ドルの普通株式66,666,667株を発行して、授權株式資本を200,000,000香港ドルから266,666,667香港ドルに引き上げた。これらの株式は既存の株式と同等に扱われる。2014年12月31日時点で、会社の授權普通株式数は266,666,667株、額面は1.0香港ドルとなっている。

注a：香港会社条例（第622章）附則11第37節に記載された暫定規則に従い、2014年3月3日に株式払い込み剰余金勘定に計上されていた金額は会社の資本金に繰り入れられた。

注b：2014年会計年度（12月31日締め）において、会社の株主は、会社に対しそれぞれ2,470,000香港ドル、5,130,000香港ドル、280,000香港ドル、および120,000香港ドルの資本拠出を行った。

既存の株主間の株式の譲渡

2014年4月17日、取締役2名は商品を譲渡し、会社の株式の譲渡に関連して、会社の既存株主と債券を売買した。取締役2名は、会社の既存の株主に、866,666株（1,239,322香港ドル）、および1,800,000株（2,574,000香港ドル）をそれぞれ譲渡した。

配当の分配

2015年4月29日、会社は、会社の株主に対し、総額188,650,000香港ドル（2014年：115,675,817香港ドル）の最終配当の分配を宣言した。かかる金額は、2015年5月21日および同年8月4日に株主に支払われた。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

15 その他剰余金

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
1月1日時点	14,950,900	214,694,924	18,320,473	263,081,992
売却可能金融資産に係る 評価損益（注記10）	(9,647,900)	(138,543,844)	(3,800,730)	(54,578,483)
為替換算差額	(1,390,098)	(19,961,807)	431,157	6,191,415
12月31日時点	<u>3,912,902</u>	<u>56,189,273</u>	<u>14,950,900</u>	<u>214,694,924</u>

16 営業活動によるキャッシュフロー

税引前利益と営業活動によるネットキャッシュの調整

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
税引前利益	202,049,642	2,901,432,859	224,863,646	3,229,041,957
調整項目				
- 減価償却費（注記8）	2,122,443	30,478,281	1,616,434	23,211,992
- 利息収入	(2,086,858)	(29,967,281)	(2,688,528)	(38,607,262)
- 配当収入	(26,983)	(387,476)	(488,686)	(7,017,531)
- 損益を通じて公正価値で測定される金融資産 および金融負債の純利益	(11,177,434)	(160,507,952)	(13,521,560)	(194,169,602)
- 売却目的保有投資に係る純利益／（損失）	(5,604,849)	(80,485,632)	2,112,826	30,340,181
- 為替換算差額	(1,390,527)	(19,967,968)	431,157	6,191,415
- その他未収金の減少／（増加）	16,703,610	239,863,840	(21,547,775)	(309,426,049)
- 投資有価証券の売却による未収金の増加	(34,480,738)	(495,143,398)	-	-
- 直接の親会社に対する債権の（増加）／	(1,372,675)	(19,711,613)	30,170,733	433,251,726
- 直接の親会社に対する債務の（減少）／	(22,240,583)	(319,374,772)	517,933	7,437,518
- プライム・ブローカーに差し入れた証拠 金	-	-	14,885,971	213,762,544
- 投資運用会社への預け金の増加	(99,879,575)	(1,434,270,697)	-	-
- 未払い債務およびその他の債務の （減少）／増加	(14,450,397)	(207,507,701)	31,755,008	456,001,915
営業活動によるキャッシュフロー	<u>28,165,076</u>	<u>404,450,491</u>	<u>268,107,159</u>	<u>3,850,018,803</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

17 営業費用

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
従業員給付費用（取締役の報酬を含む）	101,013,702	1,450,556,761	99,595,594	1,430,192,730
販売費および委託手数料	134,297,226	1,928,508,165	94,880,666	1,362,486,364
オペレーティング・リース賃料	14,056,615	201,852,991	10,506,243	150,869,649
弁護士・専門家報酬	15,477,084	222,250,926	4,548,952	65,322,951
広告費	7,314,175	105,031,553	8,301,238	119,205,778
交際費	4,651,742	66,799,015	4,894,434	70,284,072
旅費	5,403,254	77,590,727	3,092,595	44,409,664
減価償却費（注記⑧）	2,122,443	30,478,281	1,616,434	23,211,992
監査報酬	423,200	6,077,152	338,135	4,855,619
保険費用	2,156,572	30,968,374	1,076,916	15,464,514
その他営業費用	9,538,435	136,971,927	6,998,958	100,505,037
	<u>296,454,448</u>	<u>4,257,085,873</u>	<u>235,850,165</u>	<u>3,386,808,369</u>

18 契約債務

グループは解約不能のオペレーティング・リース契約によりオフィス、スタッフ用住宅および取締役用住宅をリースしている。

解約不能オペレーティング・リース契約による将来の最低限度のリース料は以下のとおりである。

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
1年以内	18,071,583	259,507,932	12,328,680	177,039,845
1年超5年以内	23,584,534	338,673,908	3,715,170	53,349,841
	<u>41,656,117</u>	<u>598,181,840</u>	<u>16,043,850</u>	<u>230,389,686</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

19 関連当事者取引

当事者が会社の関連当事者と見なされるのは、会社が直接的または間接的に、その当事者を支配する、または財務・経営に関する意思決定に重大な影響を及ぼす能力を持つ（もしくはその逆方向の力関係が成り立つ）場合、もしくは会社と当事者が共通の支配または共通の重大な影響を受けている場合である。関連当事者は個人である場合もあれば、他の企業である場合もある。

グループの関連当事者との取引の概要を以下にまとめる。

	注記	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
取締役報酬	21	22,577,621	324,214,638	24,928,500	357,973,260
年度内の関連当事者取引					
- 投資顧問料収入	(a)	2,698,849	38,755,472	19,010,090	272,984,892
- 運用報酬収入および成果報酬収入	(b)	485,206,175	6,967,560,673	427,195,083	6,134,521,392
年末時点の関連当事者取引の残高					
- 直接の親会社に対する債権	(c)	1,372,675	19,711,613	-	-
- 直接の親会社に対する債務	(c)	-	-	22,240,583	319,374,772

(a) 投資顧問料収入

会社の直接の親会社であるチャイナ・サザン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドからアドバイザー業務の提供の対価として受け取った投資顧問料収入である。

(b) 運用報酬および成果報酬

会社は運用する原ファンドのファンド・マネージャーとして行動しており、運用報酬および成果報酬を受け取っている。

(c) 直接の親会社に対する債権/債務

直接の親会社に対する債権は、直接の親会社から受け取るべき投資顧問料だが、無担保、無利息で、決められた返済期限はない。直接の親会社に対する債務は、直接の親会社に支払うべきコンサルタント料である。

(d) 既存の株主間でのその他の譲渡

詳細については、注記14を参照。

子会社および直接の親会社に対する債権は無担保、無利息で決められた返済期限はない。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

20 会社の貸借対照表および剰余金の変動

会社の貸借対照表

	2015年 香港ドル	2015年 日本円	2014年 香港ドル	2014年 日本円
資産				
固定資産				
有形固定資産	5,378,703	77,238,175	3,950,218	56,725,130
子会社への投資	25,346,616	363,977,406	1	14
売却可能金融資産	-	-	36,255,496	520,628,923
繰延税金資産	31,114	446,797	-	-
	<u>30,756,433</u>	<u>441,662,378</u>	<u>40,205,715</u>	<u>577,354,067</u>
流動資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	92,284,302	1,325,202,577	335,856,997	4,822,906,477
子会社への投資	137,380,476	1,972,783,635	61,521,494	883,448,654
直接の親会社に対する債権	1,372,675	19,711,613	-	-
子会社に対する債権	925,795	13,294,416	294,286	4,225,947
その他未収金	53,087,447	762,335,739	71,517,055	1,026,984,910
投資有価証券の売却による未収金	34,480,738	495,143,398	-	-
投資運用会社への預け金	99,879,575	1,434,270,697	-	-
現金および現金同等物	257,562,405	3,698,596,136	272,067,485	3,906,889,085
	<u>676,973,413</u>	<u>9,721,338,211</u>	<u>741,257,317</u>	<u>10,644,455,072</u>
資産合計	<u>707,729,846</u>	<u>10,163,000,589</u>	<u>781,463,032</u>	<u>11,221,809,140</u>
株主資本				
会社株主に帰属する株主資本				
資本金	284,266,666	4,082,069,324	284,266,666	4,082,069,324
その他剰余金	12,948,606	185,941,982	12,722,394	182,693,578
利益剰余金	297,877,455	4,277,520,254	325,097,071	4,668,393,940
	<u>595,092,727</u>	<u>8,545,531,560</u>	<u>622,086,131</u>	<u>8,933,156,841</u>
負債				
固定負債				
繰延税金負債	-	-	1,517,175	21,786,633
流動負債				
当期税金負債	27,596,066	396,279,508	36,081,397	518,128,861
直接の親会社に対する債務	-	-	22,240,583	319,374,772
未払債務およびその他の債務	85,041,053	1,221,189,521	99,537,746	1,429,362,033
	<u>112,637,119</u>	<u>1,617,469,029</u>	<u>157,859,726</u>	<u>2,266,865,665</u>
株主資本・負債合計	<u>707,729,846</u>	<u>10,163,000,589</u>	<u>781,463,032</u>	<u>11,221,809,140</u>

会社の貸借対照表は2016年3月24日付けで取締役会の承認を受けており、その証として次の者が代表して署名する。

.....
Ding Chen

.....
Zhang Gaobo

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

20 会社の貸借対照表および剰余金の変動(続き)

(a) 会社の剰余金の変動

	利益剰余金		その他剰余金	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2014年1月1日時点	220,206,391	3,162,163,775	47,998,068	689,252,256
当期純利益	220,566,497	3,167,334,897	-	-
2013年分の支払配当金	(115,675,817)	(1,661,104,732)	-	-
売却可能金融資産に係る評価損益	-	-	(3,800,730)	(54,578,483)
子会社への投資に係る評価損益	-	-	(31,474,944)	(451,980,196)
2014年12月31日時点	<u>325,097,071</u>	<u>4,668,393,940</u>	<u>12,722,394</u>	<u>182,693,578</u>
2015年1月1日時点	325,097,071	4,668,393,940	12,722,394	182,693,578
当期純利益	161,430,384	2,318,140,314	-	-
2014年分の支払配当金	(188,650,000)	(2,709,014,000)	-	-
子会社への投資に係る評価損益	-	-	9,874,112	141,792,248
売却可能金融資産に係る評価損益	-	-	(9,647,900)	(138,543,844)
2015年12月31日時点	<u>297,877,455</u>	<u>4,277,520,254</u>	<u>12,948,606</u>	<u>185,941,982</u>

21 取締役の手当および利害関係

(a) 取締役報酬

	2015年	2015年	2014年	2014年
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
取締役による会社およびその子会社の 取締役としての勤務に関して支払った または受け取る報酬:				
報酬	8,585,040	123,281,174	9,033,500	129,721,060
ボーナス	12,800,000	183,808,000	15,000,000	215,400,000
その他手当-住宅	1,192,581	17,125,463	895,000	12,852,200
	<u>22,577,621</u>	<u>324,214,638</u>	<u>24,928,500</u>	<u>357,973,260</u>

当該年度の会社の業務経営に関連する取締役の勤務に関して、手数料または報酬を受け取ったまたは受け取る予定の取締役はいない(2014年:0香港ドル)。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

21 取締役の手当および利害関係（続き）

(b) 取締役の退職手当

2015年度および2014年度（12月31日締め）に、会社およびその子会社の取締役としての勤務に関して会社が取締役に支払った退職手当、ならびに会社または子会社の業務経営に関連するその他の勤務に関して、会社が取締役に支払ったその他の退職手当はなかった。

(c) 取締役の退任手当

2015年度および2014年度（12月31日締め）に、会社、その子会社、支配株主すなわち会社の直接の親会社であるチャイナ・サザン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドにより任命された役職の期限前退任に対する報酬として、会社が取締役に支払った退任手当はなかった。

(d) 取締役の就任に関して第三者に支払った対価

2015年度および2014年度（12月31日締め）に、取締役の就任に関して第三者に支払った対価はなかった。

(e) 取引、取決め、または契約における取締役の重大な利害関係

2015年度および2014年度（12月31日締め）期末現在および両年度の如何なる時点においても、会社が当事者となっており、直接的か間接的かを問わず、会社の取締役が重大な利害関係を有するグループの事業上重要な取引、取決め、契約はなかった。

22 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は2016年3月24日に取締役会によって承認された。

(2) 【損益計算書】

資産運用会社の損益計算書については、上記「(1)貸借対照表」に記載した資産運用会社の損益計算書(連結包括利益計算書)をご参照下さい。

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED BALANCE SHEET
AS AT 31 DECEMBER 2015

	Note	2015 HK\$	2014 HK\$
ASSETS			
Non-current assets			
Property, plant and equipment	8	5,886,583	3,950,218
Available-for-sale financial assets	3(a), 10	8,355,415	36,255,496
Deferred tax asset	6(b)	31,114	-
		<u>14,273,112</u>	<u>40,205,714</u>
Current assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	3(a), 11	92,284,302	335,856,997
Investments held-for-sale	3(a), 12	137,380,476	61,727,915
Amount due from immediate holding company	19(c)	1,372,675	-
Other receivables	13	54,813,444	71,517,054
Receivable from sale of an investment	12	34,480,738	-
Deposit with an investment manger		99,879,575	-
Cash and cash equivalents		272,878,097	272,067,487
		<u>693,089,307</u>	<u>741,169,453</u>
Total assets		<u><u>707,362,419</u></u>	<u><u>781,375,167</u></u>
EQUITY			
Equity attributable to the owners of the Company			
Share capital	14	284,266,666	284,266,666
Other reserves	15	3,912,902	14,950,900
Retained earnings		301,719,814	322,780,700
Non-controlling interests		4,779,622	-
Total equity		<u>594,679,004</u>	<u>621,998,266</u>
LIABILITIES			
Non-current liabilities			
Deferred tax liabilities	6(b)	-	1,517,175
Current liabilities			
Current tax liabilities	6(a)	27,629,240	36,081,397
Amount due to immediate holding company	19(c)	-	22,240,583
Accrued liabilities and other payables		85,054,175	99,537,746
		<u>112,683,415</u>	<u>157,859,726</u>
Total equity and liabilities		<u><u>707,362,419</u></u>	<u><u>781,375,167</u></u>

The consolidated financial statements on pages 8 to 47 were approved by the Board of Directors on 24 March 2016 and were signed on its behalf:

.....
Ding Chen

.....
Zhang Gaobo

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015

	Note	2015 HK\$	2014 HK\$
Revenue	19(a), (b)	492,519,821	448,344,630
Interest income		2,086,858	2,688,528
Dividend income		26,983	488,686
Other income		-	907,038
Net gains on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	3(a)	11,177,434	13,521,560
Net gains/(losses) on investments held-for-sale	3(a)	5,604,849	(2,112,826)
Net foreign exchange losses		(12,911,855)	(3,123,805)
Operating profit		498,504,090	460,713,811
Operating expenses	17	(296,454,448)	(235,850,165)
Profit before tax		202,049,642	224,863,646
Tax expense	6(a)	(35,529,697)	(36,215,398)
Profit for the year		166,519,945	188,648,248
Profit attributable to:			
Equity holders of the Company		167,589,114	188,648,248
Non-controlling interest		(1,069,169)	-
		<u>166,519,945</u>	<u>188,648,248</u>
Other comprehensive income:			
Items that may be subsequently reclassified to profit or loss			
Change in fair value of available-for-sale financial assets	10	(9,647,900)	(3,800,730)
Currency translation differences		(1,390,098)	431,157
Other comprehensive loss for the year, net of tax		(11,037,998)	(3,369,573)
Total comprehensive income for the year		155,481,947	185,278,675
Total comprehensive income attributable to:			
Equity holders of the Company		156,551,116	185,278,675
Non-controlling interest		(1,069,169)	-
Total comprehensive income for the year		155,481,947	185,278,675

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015

	Note	Share capital HK\$	Share premium HK\$	Other reserves HK\$	Retained earnings HK\$	Total HK\$	Non- controlling interest HK\$
Balance at 1 January 2014		253,333,333	22,933,333	18,320,473	249,808,269	544,395,408	-
Comprehensive income							
Profit for the year		-	-	-	188,648,248	188,648,248	-
Other comprehensive income							
Change in fair value of available- for-sale financial assets	15	-	-	(3,800,730)	-	(3,800,730)	-
Currency translation difference	15	-	-	431,157	-	431,157	-
Total other comprehensive income		-	-	(3,369,573)	188,648,248	185,278,675	-
Transactions with owners in their capacity as owners							
Transition to no-par value regime on 3 March 2014	14	22,933,333	(22,933,333)	-	-	-	-
Capital contribution	14	8,000,000	-	-	-	8,000,000	-
Dividend paid	14	-	-	-	(115,675,817)	(115,675,817)	-
Total transaction with owners in their capacity as owners		30,933,333	(22,933,333)	-	(115,675,817)	(107,675,817)	-
Balance at 31 December 2014		<u>284,266,666</u>	<u>-</u>	<u>14,950,900</u>	<u>322,780,700</u>	<u>621,998,266</u>	<u>-</u>

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY (CONTINUED)**
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015

	Note	Share capital HK\$	Other reserves HK\$	Retained earnings HK\$	Total HK\$	Non- controlling interest HK\$	Total equity HK\$
Balance at 1 January 2015		284,266,666	14,950,900	322,780,700	621,998,266	-	621,998,266
Comprehensive income							
Profit for the year		-	-	167,589,114	167,589,114	(1,069,169)	166,519,945
Other comprehensive income							
Change in fair value of available- for-sale financial assets	15	-	(9,647,900)	-	(9,647,900)	-	(9,647,900)
Currency translation difference	15	-	(1,390,098)	-	(1,390,098)	-	(1,390,098)
Total other comprehensive income		-	(11,037,998)	167,589,114	156,551,116	(1,069,169)	155,481,947
Transactions with owners in their capacity as owners							
Non-controlling interests arising on new subsidiary	14	-	-	-	-	5,848,791	5,848,791
Dividend paid	14	-	-	(188,650,000)	(188,650,000)	-	(188,650,000)
Total transaction with owners in their capacity as owners		-	-	(188,650,000)	(188,650,000)	5,848,791	(182,801,209)
Balance at 31 December 2015		<u>284,266,666</u>	<u>3,912,902</u>	<u>301,719,814</u>	<u>589,899,382</u>	<u>4,779,622</u>	<u>594,679,004</u>

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015

	Note	2015 HK\$	2014 HK\$
Cash flows from operating activities			
Cash generated from operating activities	16	28,165,076	268,107,159
Tax paid		(45,563,317)	(34,419,148)
Net cash (used in)/ generated from operating activities		<u>(17,398,241)</u>	<u>233,688,011</u>
Cash flows from investing activities			
Purchase of property, plant and equipment		(4,058,379)	(2,084,472)
Purchase of non-current available-for-sale financial assets		(8,355,415)	-
Purchase of investments held for sale		-	(63,840,741)
Purchase of current financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss		(40,208,085)	(107,338,639)
Proceeds from sales of current financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss		192,255,081	131,085,095
Proceeds from sale of non-current available-for-sale financial assets		24,782,279	-
Proceeds from sale of current investment held for sale		34,480,738	-
Dividend received		26,983	488,686
Interest received		2,086,858	2,688,528
Net cash generated from/(used in) investing activities		<u>201,010,060</u>	<u>(39,001,543)</u>
Cash flows from financing activities			
Proceeds from capital contribution from shareholders		-	8,000,000
Capital contribution from non-controlling interests		5,848,791	-
Dividend paid		(188,650,000)	(115,675,817)
Net cash used in financing activities		<u>(182,801,209)</u>	<u>(107,675,817)</u>
Net increase in cash and cash equivalents		810,610	87,010,651
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>272,067,487</u>	<u>185,056,836</u>
Cash and cash equivalents at 31 December		<u><u>272,878,097</u></u>	<u><u>272,067,487</u></u>
Analysis of the balances of cash and cash equivalents			
Cash at banks		272,799,282	271,996,956
Cash in hand		78,815	70,531
		<u><u>272,878,097</u></u>	<u><u>272,067,487</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1 General information

CSOP Asset Management Limited (the “Company”) provides asset management services. The Company is licensed by the Hong Kong Securities and Futures Commission to carry out Type 1 (dealing in securities), Type 4 (advising on securities) and Type 9 (asset management) regulated activities.

The Company is a limited liability company incorporated in Hong Kong. The address of its registered office is Suite 2802, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong.

China Southern Fund Management Co. Ltd., a company incorporated in the People’s Republic of China, is the immediate and ultimate holding company of the Company.

As at 31 December 2015 and 2014, the Company owns a number of subsidiaries (together, the “Group”). Refer to Note 9 for the details of the subsidiaries. On 25 November 2014, one of the Company’s subsidiaries, CSOP Greater China Absolute Return Fund (“GCAR”) was terminated. For the year ended 31 December 2014, the consolidated statement of comprehensive income of the Group has recognised the financial results of GCAR for the period from 1 January 2014 to 25 November 2014.

These consolidated financial statements of the Company and its subsidiaries (together, the “Group”) are presented in HK dollars (“HK\$”), unless otherwise stated.

2 Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the preparation of these consolidated financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

2.1 Basis of preparation

The consolidated financial statements of the Group have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRS”). The consolidated financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of available-for-sale financial assets, and financial assets and liabilities (including derivative instruments) at fair value through profit or loss.

The preparation of consolidated financial statements in conformity with HKFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Group’s accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the consolidated financial statements are disclosed in Note 4.

(a) New Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622)

In addition, the requirement of Part 9 “Accounts and Audit” of the new Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622) come into operation during the financial year, as a result, there are changes to presentation and disclosures of certain information in the consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.1 Basis of preparation (Continued)

(b) New standards and interpretations not yet adopted

A number of new standards and amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 1 January 2015, and have not been applied in preparing these consolidated financial statements. The Directors of the Group consider none of these is expected to have a significant effect on the consolidated financial statements of the Group, except the following set out below:

HKFRS 9, 'Financial instruments', addresses the classification, measurement and recognition of financial assets and financial liabilities. The complete version of HKFRS 9 was issued in July 2014. It replaces the guidance in HKAS 39 that relates to the classification and measurement of financial instruments. HKFRS 9 retains but simplifies the mixed measurement model and establishes three primary measurement categories for financial assets: amortised cost, fair value through other comprehensive income ("OCI") and fair value through profit or loss. The basis of classification depends on the entity's business model and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. Investments in equity instruments are required to be measured at fair value through profit or loss with the irrevocable option at inception to present changes in fair value in OCI not recycling. There is now a new expected credit losses model that replaces the incurred loss impairment model used in HKAS 39. For financial liabilities there were no changes to classification and measurement except for the recognition of changes in own credit risk in other comprehensive income, for liabilities designated at fair value through profit or loss. HKFRS 9 relaxes the requirements for hedge effectiveness by replacing the bright line hedge effectiveness tests. It requires an economic relationship between the hedged item and hedging instrument and for the 'hedged ratio' to be the same as the one management actually use for risk management purposes.

Contemporaneous documentation is still required but is different to that currently prepared under HKAS 39. The standard is effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2018. Early adoption is permitted. The Directors of the Group are yet to assess HKFRS 9's full impact.

HKFRS 15, 'Revenue from contracts with customers' deals with revenue recognition and establishes principles for reporting useful information to users of financial statements about the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from an entity's contracts with customers. Revenue is recognised when a customer obtains control of a good or service and thus has the ability to direct the use and obtain the benefits from the good or service. The standard replaces HKAS 18 'Revenue' and HKAS 11 'Construction contracts' and related interpretations. The standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018 and earlier application is permitted. The Directors of the Group are assessing the impact of HKFRS 15.

There are no other HKFRS or HK(IFRIC) interpretations that are not yet effective that would be expected to have a material impact on the Group.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.2 Subsidiaries

(a) Consolidation

Subsidiaries are all entities (including structured entities) over which the Group has control. The Group controls an entity when the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. Subsidiaries are fully consolidated from the date on which control is transferred to the Group. They are deconsolidated from the date that control ceases.

The Group uses the acquisition method of accounting to account for business combinations. The consideration transferred for the acquisition of a subsidiary is the fair values of the assets transferred, the liabilities incurred and the equity interests issued by the Group. The consideration transferred includes the fair value of any asset or liability resulting from a contingent consideration arrangement. Acquisition-related costs are expensed as incurred. Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured initially at their fair values at the acquisition date. On an acquisition-by-acquisition basis, the Group recognises any non-controlling interest in the acquiree either at fair value or at the non-controlling interest's proportionate share of the acquiree's net assets.

Inter-company transactions, balances, income and expenses on transactions between group companies are eliminated. Profits and losses resulting from inter-company transactions that are recognised in assets are also eliminated. When necessary, amounts reported by subsidiaries have been adjusted to conform with the Group's accounting policies.

(b) Separate financial statements

Investment in subsidiaries at the Company level is accounted for as available-for-sale financial assets and stated at fair value in accordance with HKAS 39 "Financial Instrument: Recognition and Measurement".

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.3 Associates

Associates are all entities over which the Group has significant influence but not control, generally accompanying a shareholding of between 20% and 50% of the voting rights. Investments in associates are accounted for using the equity method of accounting. Under the equity method, the investment is initially recognised at cost, and the carrying amount is increased or decreased to recognise the investor's share of the profit or loss of the investee after the date of acquisition. The Group's investment in associates includes goodwill identified on acquisition.

If the ownership interest in an associate is reduced but significant influence is retained, only a proportionate share of the amounts previously recognised in other comprehensive income is reclassified to profit or loss where appropriate.

The Group's share of post-acquisition profit or loss is recognised in the consolidated statement of comprehensive income, and its share of post-acquisition movements in other comprehensive income is recognised in other comprehensive income with a corresponding adjustment to the carrying amount of the investment. When the Group's share of losses in an associate equals or exceeds its interest in the associate, including any other unsecured receivables, the Group does not recognise further losses, unless it has incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the associate.

The Group determines at each reporting date whether there is any objective evidence that the investment in the associate is impaired. If this is the case, the Group calculates the amount of impairment as the difference between the recoverable amount of the associate and its carrying value and recognises the amount adjacent to "share of profit/(loss) of an associate" in the consolidated statement of comprehensive income.

Profits and losses resulting from upstream and downstream transactions between the Group and its associate are recognised in the Group's financial statements only to the extent of unrelated investor's interests in the associates. Unrealised losses are eliminated unless the transaction provides evidence of an impairment of the asset transferred. Accounting policies of associates have been changed where necessary to ensure consistency with the policies adopted by the Group.

The Company has invested in certain investment funds that it manages. The Group has applied the measurement exemption within HKAS 28 "Investments in Associates and Joint Ventures" for mutual funds, unit trusts and similar entities and such investments are classified as financial assets at fair value through profit or loss.

2.4 Investments held-for-sale

Assets are classified as held for sale when their carrying amount is to be recovered principally through a sale transaction and a sale is considered highly probable. The assets are stated at the lower of carrying amount and fair value less cost to sell. They are included in non-current assets unless the investment matures or management intends to dispose of it within 12 months of the end of the reporting period.

The Group acts as an investment manager to a number of investment funds, and has provided seed capital for the set-up of these funds. Certain interest in such investment funds are controlled by the Group and are classified as held-for-sale as the Group intends to market these funds and dilute its holding as soon as practically possible to a level where its aggregate economic interest does not constitute a control.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.5 Foreign currency translation

(a) Functional and presentation currency

Items included in the financial statements of each of the Group's entities are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the "functional currency"). The consolidated financial statements are presented in HK dollars, which is the Company's functional and the Group's presentation currency.

(b) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions or valuation where items are re-measured. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

Foreign exchange gains and losses that relate to borrowings and cash and cash equivalents are presented in the consolidated statement of comprehensive income within "finance income or costs". All other foreign exchange gains and losses are presented in the consolidated statement of comprehensive income within "other gains/(losses)".

Changes in the fair value of monetary securities denominated in foreign currency classified as available-for-sale are analysed between translation differences resulting from changes in the amortised cost of the security and other changes in the carrying amount of the security. Translation differences related to changes in amortised cost are recognised in profit or loss, and other changes in carrying amount are recognised in other comprehensive income.

Translation differences on non-monetary financial assets and liabilities such as equities held at fair value through profit or loss are recognised in profit or loss as part of the fair value gain or loss. Translation differences on non-monetary financial assets such as equities classified as available-for-sale are included in other comprehensive income.

(c) Group companies

The results and financial position of all the group entities (none of which has the currency of a hyper-inflationary economy) that have a functional currency different from the presentation currency are translated into the presentation currency as follows:

- (i) assets and liabilities presented are translated at the closing rate at the year end date;
- (ii) income and expenses are translated at average exchange rates (unless this average is not a reasonable approximation of the cumulative effect of the rates prevailing on the transaction dates, in which case income and expenses are translated at the rate on the dates of the transactions); and
- (iii) all resulting exchange differences are recognised in other comprehensive income.

On consolidation, exchange differences arising from the translation of the net investment in foreign operations are taken to other comprehensive income. When a foreign operation is partially disposed of or sold, exchange differences that were recorded in equity are recognised in the consolidated statement of comprehensive income as part of the gain or loss on sale.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.6 Property, plant and equipment

Property, plant and equipment is stated at historical cost less accumulated depreciation. Historical cost includes expenditure that is directly attributable to the acquisition of the items.

Subsequent costs are included in the asset's carrying amount or recognised as a separate asset, as appropriate, only when it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Group and the cost of the item can be measured reliably. The carrying amount of the replaced part is derecognised. All other repairs and maintenance are charged to the consolidated statement of comprehensive income during the financial period in which they are incurred.

Depreciation is calculated using the straight-line method to allocate their cost or revalued amounts to their residual values over their estimated useful lives, as follows:

Leasehold improvements	over lease term
Office equipment	3 - 5 years
Furniture and fixtures	5 years
Motor vehicle	5 years

The assets' residual values and useful lives are reviewed, and adjusted if appropriate, at the end of each reporting period. An asset's carrying amount is written down immediately to its recoverable amount if the asset's carrying amount is greater than its estimated recoverable amount.

Gains and losses on disposals are determined by comparing the proceeds with the carrying amount and are recognised within "other gains/(losses)" in the consolidated statement of comprehensive income.

2.7 Impairment of non-financial assets

Assets that have an indefinite useful life, for example goodwill, are not subject to amortization and are tested annually for impairment. Assets are reviewed for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. An impairment loss is recognised for the amount by which the asset's carrying amount exceeds its recoverable amount. The recoverable amount is the higher of an asset's fair value less costs to sell and value in use. For the purposes of assessing impairment, assets are grouped at the lowest levels for which there are separately identifiable cash flows (cash-generating units). Non-financial assets other than goodwill that suffered an impairment are reviewed for possible reversal of the impairment at each reporting date.

2.8 Financial assets and liabilities

2.8.1 Classification

The Group classifies its financial assets in the following categories: financial assets at fair value through profit or loss, loans and receivables, and available-for-sale. The classification depends on the purpose for which the financial assets were acquired. Management determines the classification of its financial assets at initial recognition. The Group classifies its financial liabilities as financial liabilities at fair value through profit or loss.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.8 Financial assets and liabilities (Continued)

2.8.1 Classification (Continued)

(a) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are classified as held for trading if it is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term or if on initial recognition is part of a portfolio of identifiable financial investments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking. Derivatives are also categorised as held for trading.

The Group does not classify any derivatives as hedges in a hedging relationship. Financial assets and liabilities in this category are classified as current assets and current liabilities respectively if expected to be settled within 12 months; otherwise, they are classified as non-current.

(b) Loans and receivables

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They are included in current assets, except for maturities greater than 12 months after the end of the reporting period which are classified as non-current assets. The Group's loans and receivables comprise mainly other receivables and cash and cash equivalents.

(c) Available-for-sale financial assets

Available-for-sale financial assets are non-derivatives that are either designated in this category or not classified in any of the other categories. They are included in non-current assets unless the investment matures or management intends to dispose of it within 12 months of the end of the reporting period.

2.8.2 Recognition and measurement

Regular way purchases and sales of financial assets are recognised on the trade-date – the date on which the Group commits to purchase or sell the asset. Investments are initially recognised at fair value plus transaction costs for all financial assets not carried at fair value through profit or loss. Financial assets carried at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value, and transaction costs are expensed in the consolidated statement of comprehensive income. Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or have been transferred and the Group has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Available-for-sale financial assets and financial assets at fair value through profit or loss are subsequently carried at fair value. Loans and receivables are subsequently carried at amortised cost using the effective interest method.

Gains or losses arising from changes in the fair value of the “financial assets/(liabilities) at fair value through profit or loss” category are presented in the consolidated statement of comprehensive income within “other gains/(losses)” in the period in which they arise. Dividend income from financial assets at fair value through profit or loss is recognised in the consolidated statement of comprehensive income as part of other income when the Group's right to receive payments is established.

Changes in the fair value of monetary and non-monetary securities classified as available-for-sale are recognised in other comprehensive income.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.8 Financial assets and liabilities (Continued)

2.8.2 Recognition and measurement (Continued)

When securities classified as available-for-sale are sold or impaired, the accumulated fair value adjustments recognised in equity are included in the consolidated statement of comprehensive income as “realised gains/(losses) on available-for-sale financial assets”.

2.8.3 Transfers between levels of the fair value hierarchy

Transfers between levels of the fair value hierarchy are deemed to have occurred at the beginning of the reporting period.

2.9 Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the balance sheets when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously. The legally enforceable right must not be contingent on future events and must be enforceable in the normal course of business and in the event of default, insolvency or bankruptcy of the Group/Company or the counterparty.

2.10 Impairment of financial assets

(a) Assets carried at amortised cost

The Group assesses at the end of each reporting period whether there is objective evidence that a financial asset or group of financial assets is impaired. A financial asset or a group of financial assets is impaired and impairment losses are incurred only if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset (a “loss event”) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the financial asset or group of financial assets that can be reliably estimated.

The amount of the loss is measured as the difference between the asset’s carrying amount and the present value of estimated future cash flows (excluding future credit losses that have not been incurred) discounted at the financial asset’s original effective interest rate. The asset’s carrying amount of the asset is reduced and the amount of the loss is recognised in the consolidated income statement.

If, in a subsequent period, the amount of the impairment loss decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised (such as an improvement in the debtor’s credit rating), the reversal of the previously recognised impairment loss is recognised in the consolidated income.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.10 Impairment of financial assets (Continued)

(b) Assets classified as available-for-sale

The Group assesses at the end of each reporting period whether there is objective evidence that a financial asset or a group of financial assets is impaired. In the case of equity investments classified as available-for-sale, a significant or prolonged decline in the fair value of the security below its cost is also evidence that the assets are impaired. If any such evidence exists for available-for-sale financial assets, the cumulative loss - measured as the difference between the acquisition cost and the current fair value, less any impairment loss on that financial asset previously recognised in profit or loss - is removed from equity and recognised in the consolidated statement of comprehensive income. Impairment losses recognised in the consolidated income statement on equity instruments are not reversed through the consolidated income statement.

2.11 Receivables

Receivables are amounts due from brokers, deposits and prepayments. If their settlement is expected in one year or less, they are classified as current assets. If not, they are presented as non-current assets.

Receivables are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less provision for impairment. A provision for impairment of receivable is established when there is objective evidence that the Group will not be able to collect all amounts due according to the original terms of the receivables.

2.12 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes cash in hand, deposits held at call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less, and bank overdrafts. Bank overdrafts, if any, are shown in current liabilities in the consolidated statement of financial position.

2.13 Share capital

Ordinary shares are classified as equity.

Incremental costs directly attributable to the issue of new shares or options are shown in equity as a deduction, net of tax, from the proceeds.

2.14 Payables

Payables are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method.

Payables are classified as current liabilities if payment is due within one year or less. If not, they are presented as non-current liabilities.

2.15 Current and deferred tax

The tax expense for the period comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the consolidated statement of comprehensive income, except to the extent that it relates to items recognised in other comprehensive income or directly in equity. In this case, the tax is also recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.15 Current and deferred tax (Continued)

The current tax charge is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date in the countries where the Company's subsidiary operate and generate taxable income. Management periodically evaluates positions taken in tax returns with respect to situations in which applicable tax regulation is subject to interpretation and establishes provisions where appropriate on the basis of amounts expected to be paid to the tax authorities.

Deferred tax is recognised on temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the consolidated financial statements. However, the deferred tax is not accounted for if it arises from initial recognition of an asset or liability in a transaction other than a business combination that at the time of the transaction affects neither accounting nor taxable profit or loss. Deferred tax is determined using tax rates (and laws) that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date and are expected to apply when the related deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled.

Deferred tax assets are recognised only to the extent that it is probable that future taxable profit or taxable temporary differences will be available against which the deductible temporary differences can be utilised. Deferred tax liabilities are recognised in full in the consolidated statement of comprehensive income.

Deferred tax is provided on temporary differences arising on investments in subsidiaries, except where the timing of the reversal of the temporary difference is controlled by the Group and it is probable that the temporary difference will not reverse in the foreseeable future.

Deferred tax assets and liabilities are offset when there is a legally enforceable right to offset current tax assets against current tax liabilities and when the deferred taxes assets and liabilities relate to taxes levied by the same taxation authority on either the taxable entity or different taxable entities where there is an intention to settle the balances on a net basis.

2.16 Revenue recognition

Revenue comprises the fair value of the consideration received or receivable for provision of asset management services.

The Group recognises revenue when the amount of revenue can be reliably measured and it is probable that future economic benefits will flow to the entity.

2.17 Income and expenses

Interest income is recognised using the effective interest method. When a loan and receivable is impaired, the Group reduces the carrying amount to its recoverable amount, being the estimated future cash flow discounted at the original effective interest rate of the instrument, and continues unwinding the discount as interest income. Interest income on impaired loan and receivables are recognised using the original effective interest rate.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established.

Expenses are recognised on an accrual basis.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.18 Operating leases (as the lessee)

Leases where substantially all the risks and rewards of ownership of assets remain with the lessor are accounted for as operating leases. Payments made under operating leases net of any incentives received from the lessor are charged to the consolidated statement of comprehensive income on a straight-line basis over the lease periods.

2.19 Employment benefits

(i) Bonus plan

The expected cost of bonus payments is recognised as a liability when the Group has a present legal or constructive obligation as a result of services rendered by employees and a reliable estimate of the obligations can be made.

Liabilities for bonus are expected to be settled within 12 months and measured at the amounts expected to be paid when they are settled.

(ii) Pension obligations

The Company participates in a mandatory provident fund scheme, the assets of which are held in a separate trustee-administrated fund. The pension plans are funded by payments from employees and by the Company.

The Company's contributions to the mandatory provident fund scheme are expensed as incurred. This plan is funded by payments from both employees and the Group. The Company has no further payment obligations once the contributions have been paid.

(iii) Employee leave entitlements

Employee entitlements to annual leave are recognised when they accrue to employees. A provision is made for the estimated liability for annual leave as a result of services rendered by employees up to the balance sheet date.

Employee entitlements to sick leave and maternity leave are not recognised until the time of leave.

(iv) Equity-settled share-based payment scheme

The Group operates a number of equity-settled, share-based compensation plans, under which the Group receives services from employees as consideration for equity instruments (options) of the Group. The fair value of the employee services received in exchange for the grant of the options is recognised as an expense. The total amount to be expensed is determined by reference to the fair value of the options granted:

- including any market performance conditions (for example, an entity's share price);
- excluding the impact of any service and non-market performance vesting conditions (for example, profitability, sales growth targets and remaining an employee of the entity over a specified time period); and
- including the impact of any non-vesting conditions (for example, the requirement for employees to save).

The total expense is recognised over the vesting period, which is the period over which all of the specified vesting conditions are to be satisfied.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.19 Employment benefits (Continued)

In addition, in some circumstances employees may provide services in advance of the grant date and therefore the grant date fair value is estimated for the purposes of recognising the expense during the period between service commencement period and grant date.

At the end of each reporting period, the Group revises its estimates of the number of options that are expected to vest based on the non-marketing performance and service conditions. It recognises the impact of the revision to original estimates, if any, in the consolidated statement of comprehensive income, with a corresponding adjustment to equity.

2.20 Comparative figures

When necessary, comparative figures have been restated to conform to the current year's presentation.

3 Financial risk management

The Group's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including foreign exchange risk, fair value and cash flow interest risk, and price risk), credit risk and liquidity risk. The Group's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Group's financial performance. The Group may use derivative financial instruments to hedge certain risk exposures.

(a) Market price risk

Market price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether those changes are caused by factors specific to the individual instrument or factors affecting all instruments in the market.

At 31 December 2015 and 2014, the Group's market risk was affected by three main components: changes in actual market prices, interest rate and foreign currency movements. Interest rate and foreign currency movements are covered in Notes 3(b) and 3(e) below respectively. The Group's market price risk is managed by seeking to moderate risk through selection of securities within specified limits.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****3 Financial risk management (Continued)****(a) Market price risk (Continued)**

The table below summarises the Group's net market price risk exposure.

Analysis of financial assets and liabilities by products:

	2015 HK\$	2014 HK\$
Non-current financial assets		
Available-for-sale financial assets		
- Unlisted investment funds	8,355,415	36,255,496
Total non-current financial assets	<u>8,355,415</u>	<u>36,255,496</u>
Current financial assets		
Financial assets at fair value through profit or loss		
- Unlisted investment funds	92,284,302	335,856,997
Investments held-for-sale		
- Unlisted investment funds	137,380,476	61,727,915
Total current financial assets	<u>229,664,778</u>	<u>397,584,912</u>
	2015 HK\$	2014 HK\$
Net gains on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss		
- Realised gains	44,327,310	23,015,438
- Change in unrealised gains/losses	(33,149,876)	(9,493,878)
Total net gains	<u>11,177,434</u>	<u>13,521,560</u>
	2015 HK\$	2014 HK\$
Net gains/(losses) on investments held-for-sale		
- Realised losses	(4,269,262)	-
- Change in unrealised gains/losses	9,874,111	(2,112,826)
Total net gains/(losses)	<u>5,604,849</u>	<u>(2,112,826)</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****3 Financial risk management (Continued)****(a) Market price risk (Continued)**

The Group's investments in the unlisted investment funds (the "Investee Funds") are subject to the terms and conditions of the respective Investee Fund's offering documentation and are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future values of those Investee Funds. All of the Investee Funds in the investment portfolio are managed by portfolio managers who are compensated by the respective Investee Funds for their services. Such compensation generally consists of an asset based fee and a performance based incentive fee and is reflected in the valuation of the Group's investment in each of the Investee Funds. The right of the Group to request redemption of its investments in Investee Funds ranges in frequency from daily to monthly.

The exposure to investment in Investee Funds at fair value by strategy employed is disclosed in the following table. These investments are included in financial assets at fair value through profit or loss in the consolidated statement of financial position.

As at 31 December 2015

Strategy	Number of Investee Funds	Net asset value of Investee Fund HK\$	Investment fair value HK\$	% of net assets of the Group
Fixed income	3	25 - 178 Million	115,289,728	19.4%
Equity long/short	1	211 Million	112,489,392	18.9%
Equity long only	1	1,554 Million	1,885,658	0.3%

As at 31 December 2014

Strategy	Number of Investee Funds	Net asset value of Investee Fund HK\$	Investment fair value HK\$	% of net assets of the Group
Fixed income	3	25 - 1,495 Million	95,591,948	15.4%
Equity long/short	3	37 - 911 Million	160,068,361	25.7%
Equity long only	1	1,102 Million	177,973,678	28.6%

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(a) Market price risk (Continued)

There were exposures to individual investments representing over 5% of the Group's net assets at reporting date. The table below summarises those investments.

Name of the investments	2015		2014	
	HK\$	% of net assets of the Group	HK\$	% of net assets of the Group
EJF Greater China Fund, Ltd.	-	-	36,255,496	5.8
China Southern Dragon Dynamic Fund - China New Balance Opportunity Fund ("CNBO")	1,885,658	0.3	177,973,678	28.6
China Southern Dragon Dynamic Fund - RMB High Yield Bond Fund ("CNBB")	68,436,498	11.5	68,658,927	11.0
CSOP Alternative IPO & Special Opportunities Fund	-	-	36,715,625	5.9
CSOP China Intelligence A-Share Fund (formerly known as "CSOP Hermes China A-Share Fund")	112,489,392	18.9	87,097,240	14.0

(b) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in market interest rates.

The Group is exposed to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

At 31 December 2015, the Group's net interest rate risk exposure was HK\$396,253,240 (2014: HK\$367,659,435). If interest rates had been 25 basis points higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to owner would have been impacted by HK\$1,478,440 (2014: HK\$1,412,324) higher or lower at 31 December 2015.

(c) Credit risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty to a financial instrument will cause the Group financial loss by failing to discharge its obligations. The Group seeks to minimise this risk of loss by monitoring the selection of counterparties and by minimizing the reliance placed on individual counterparties.

The Group maintains a list of approved brokers selected to manage the risk that a broker may fail and lead to a loss on trade. All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Group's custodian banks have received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Group's custodian banks. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

Bank balances are placed with reputable financial institutions.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****3 Financial risk management (Continued)****(c) Credit risk (Continued)**

The following tables summarise the assets placed with counterparties as at 31 December 2015 and 2014 and their respective credit ratings

	2015 HK\$	2014 HK\$
<u>Cash and cash equivalents</u>		
Industrial and Commercial Bank of China (Asia)	257,293,873	271,996,956
The HongKong and Shanghai Banking Corporation Limited	193,129	-
China Merchants Bank	14,916,721	-
China Construction Bank Corp.	395,559	-
	<u>272,799,282</u>	<u>271,996,956</u>
<u>Deposits with an investment manager</u>		
Essence Asset Management (Hong Kong) Limited	99,879,575	-
	<u>99,879,575</u>	<u>-</u>
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>		
BOCI-Prudential Trustee Limited	-	2,127,152
Citibank International Limited (Luxembourg Branch)	70,322,156	246,632,605
The HongKong and Shanghai Banking Corporation Limited	-	87,097,240
Haitong International Securities Company Limited	21,962,146	-
	<u>92,284,302</u>	<u>335,856,997</u>
<u>Available-for-sale financial assets</u>		
China Construction Bank	8,355,415	-
Citigroup Global Markets, Inc.	-	36,255,496
	<u>8,355,415</u>	<u>36,255,496</u>
<u>Investments held-for-sale</u>		
BOCI-Prudential Trustee Limited	24,891,084	24,805,869
The HongKong and Shanghai Banking Corporation Limited	112,489,392	36,715,625
	<u>137,380,476</u>	<u>61,521,494</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****3 Financial risk management (Continued)****(c) Credit risk (Continued)**

	2015 HK\$	2014 HK\$
BOCI-Prudential Trustee Limited	24,891,084	26,933,021
China Construction Bank Corp.	8,750,974	-
China Merchants Bank	14,916,721	-
Citigroup Global Markets, Inc.	-	36,255,496
Citibank International Limited (Luxembourg Branch)	70,322,156	246,632,605
Essence Asset Management (Hong Kong) Limited	99,879,575	-
Haitong International securities Company Limited	21,962,146	-
Industrial and Commercial Bank of China (Asia)	257,293,873	271,996,956
The HongKong and Shanghai Banking Corporation Limited	112,682,521	123,812,865

	2015 Note (i)	2014 Note (i)
BOCI-Prudential Trustee Limited	Unrated	Unrated
China Construction Bank Corp.	A	A
China Merchants Bank Co. Ltd.	BBB+	BBB+
Citigroup Global Markets, Inc.	A	A
Citibank International Limited (Luxembourg Branch)	A	A
Essence Asset Management (Hong Kong) Limited	Unrated	Unrated
Haitong International Securities Company Limited	Unrated*	Unrated*
Industrial and Commercial Bank of China (Asia)	A	A
The HongKong and Shanghai Banking Corporation Limited	AA-	AA-

Note (i): Standard & Poor's long-term issuer credit rating

* Haitong International Securities Group Limited which is the immediate holding company of Haitong International Securities Company Limited rated as BBB (2014: BBB).

The maximum exposure to credit risk at year end date is the carrying amount of the financial assets as shown on the consolidated balance sheet.

(d) Liquidity risk

The Group is exposed to liquidity risk when it encounters difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities. It manages liquidity risk by maintaining sufficient cash and cash equivalents.

The table below analyses the Group's and the Company's financial liabilities. The amounts disclosed in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying balances, as the impact of discounting is not significant.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****3 Financial risk management (Continued)****(d) Liquidity risk (Continued)**

	Less than 1 month HK\$	1-6 months HK\$	Total HK\$
Group			
At 31 December 2015			
Accrued liabilities and other payables	11,508,542	73,545,633	85,054,175
Total liabilities	<u>11,508,542</u>	<u>73,545,633</u>	<u>85,054,175</u>
At 31 December 2014			
Amount due to immediate holding company	-	22,240,583	22,240,583
Accrued liabilities and other payables	14,408,943	85,128,803	99,537,746
Total liabilities	<u>14,408,943</u>	<u>107,369,386</u>	<u>121,778,329</u>

As at 31 December 2015, the Group held cash and cash equivalents of HK\$272,878,097 (2014: HK\$272,067,487), deposits with an investment manager of HK\$99,879,575 (2014: HK\$nil), amount due from immediate holding company of HK\$1,372,675 (2014: HK\$nil), other receivables of HK\$54,813,444 (2014: HK\$71,517,054), receivable from sale of an investment of HK\$34,480,738 (2014: HK\$nil) and financial assets at fair value through profit or loss of HK\$92,284,302 (2014: HK\$335,856,997) that are expected to readily generate cash inflows for managing liquidity risk within three months.

(e) Foreign exchange risk

The functional currency of the Group is HK dollar. The Group is therefore exposed to foreign exchange risk, as the value of the assets denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates.

The Group's transactions, assets and liabilities are mainly denominated in United States dollars ("US dollars"), HK dollars, Renminbi ("RMB") and Euro ("EUR"). Assets and liabilities denominated in US dollars is not considered as subject to foreign exchange risk as it is currently pegged to the HK dollars within a narrow range.

At 31 December 2015, the Group's net exposure to RMB was equivalent to HK\$212,781,351 (2014: HK\$290,657,757). Considering the possible reasonable shift in 20 basis points higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to owner would have been impacted by HK\$425,563 (2014: HK\$581,316) higher or lower at 31 December 2015.

At 31 December 2015, the Group's net exposure to EUR was equivalent to HK\$19,194,058 (2014: HK\$20,690,556). Considering the possible reasonable shift in 20 basis points higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to owner would have been impacted by HK\$38,388 (2014: HK\$40,949) higher or lower at 31 December 2015.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(f) Capital management

The Group's objectives when managing capital are to safeguard the Group's ability to continue as a going concern in order to provide returns for shareholders and benefits for other stakeholders and to maintain an optimal capital structure to reduce the cost of capital.

In order to maintain or adjust the capital structure, the Group may adjust the amount of dividends paid to shareholders, return capital to shareholders, issue new shares or sell assets to reduce debt.

As at 31 December 2015, the Company is licensed to carry out regulated activities of type 1 dealing in securities ("Type 1"), type 4 advising on securities ("Type 4") and type 9 asset management ("Type 9") under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance (2014: Type 1, Type 4 and Type 9). As a result, the Company is subject to capital requirements on the paid-up capital and liquid capital and files financial returns with the Securities and Futures Commission on a monthly basis.

(g) Fair value estimation

The fair value of financial assets traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) are based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The Group utilises the last traded market price for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

HKFRS 13 requires the Group to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is, derived from prices) (level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Group. The Group considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****3 Financial risk management (Continued)****(g) Fair value estimation (Continued)**

The following table analyses within the fair value hierarchy the Group's financial assets and liabilities (by class) measured at fair value at year end date:

	Level 1 HK\$	Level 2 HK\$	Level 3 HK\$	Total HK\$
At 31 December 2015				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
- Exchange-traded funds	21,962,146	-	-	21,962,146
- Unlisted investment funds	-	70,322,156	-	70,322,156
Available-for-sale financial assets:				
- Unlisted investment funds	-	8,355,415	-	8,355,415
Investments held-for-sale:				
- Unlisted investment funds	-	137,380,476	-	137,380,476
Total	21,962,146	216,058,047	-	238,020,193
At 31 December 2014				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
- Unlisted investment funds	-	335,856,997	-	335,856,997
Available-for-sale financial assets:				
- Unlisted investment funds	-	36,255,496	-	36,255,496
Investments held-for-sale:				
- Unlisted investment funds	-	61,727,915	-	61,727,915
Total	-	433,840,408	-	433,840,408

Investments which values are based on quoted market prices in active markets, and therefore classified within level 1, include an exchange traded fund. The Group does not adjust the quoted price for these instruments.

For the year ended 31 December 2015, there were no transfers of financial assets between the levels of fair value hierarchy classifications (2014: Nil).

The Group's assets and liabilities are carried at amortised cost; their carrying values are a reasonable approximation of fair value due to its short term nature.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****4 Critical accounting estimates and judgements**

The Directors make estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates may not equal the actual results. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities are outlined below:

Investments in other investment funds

The Company's investments in investment funds are stated with reference to the net asset value provided by the respective administrators of the investment funds as determined by the Directors. If the net asset value of the investment funds is not available or the Directors consider that such net asset value is not reflective of fair value, the Directors may exercise their judgement and discretion to determine the fair value of the investment funds. The Directors consider that the above valuation approach is the best estimate of fair value of the investment funds.

5 Financial instruments by category

Apart from financial assets at fair value through profit or loss, investments held-for-sale, and available-for-sale financial assets as disclosed in the consolidated balance sheet which are classified as the same, all other financial assets as disclosed in the consolidated balance sheet, including amount due from immediate holding company, other receivables, receivable from sale of an investment, deposit with an investment manager and cash and cash equivalents, are categorised as "loans and receivables".

Apart from financial liabilities at fair value through profit or loss as disclosed in the consolidated balance sheet which are classified as the same, all other financial liabilities as disclosed in the consolidated balance sheet, including amount due to immediate holding company, accrued liabilities and other payables, are categorised as "other financial liabilities".

6 Current and deferred taxation**(a) Tax expense**

Hong Kong profits tax has been provided at the rate of 16.5% (2014: 16.5%) on the estimated assessable profit for the year.

	2015 HK\$	2014 HK\$
Hong Kong profits tax – Current tax	37,077,986	41,900,017
Deferred tax relating to the origination and reversal of temporary differences (Note 6(b))	<u>(1,548,289)</u>	<u>(5,684,619)</u>
Tax expenses	<u>35,529,697</u>	<u>36,215,398</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****6 Current and deferred taxation (Continued)****(a) Tax expense (Continued)**

The tax on the Group's profit before tax differs from the theoretical amount that would arise using the tax rate of the home country of the Company as follows:

	2015 HK\$	2014 HK\$
Profit before tax	202,049,642	224,863,646
Tax calculated at local rate of 16.5% (2014: 16.5%)	33,338,191	37,102,502
Income not subject to tax	(811,634)	(917,853)
Expenses not deductible for tax purposes	5,391,206	448,856
Deferred tax relating to the origination and reversal of temporary differences	(1,548,289)	(5,684,619)
Others	(839,777)	5,266,512
Taxation charge	<u>35,529,697</u>	<u>36,215,398</u>

(b) Deferred taxation

	2015 HK\$	2014 HK\$
Deferred tax assets/(liabilities)	<u>31,114</u>	<u>(1,517,175)</u>

The movement of the Group's deferred tax assets during the year is as follows:

	Accelerated tax depreciation HK\$
At 1 January 2014	(7,201,794)
Charged to the consolidated statement of comprehensive income	<u>5,684,619</u>
At 31 December 2014 and 1 January 2015	(1,517,175)
Charged to the consolidated statement of comprehensive income	<u>1,548,289</u>
At 31 December 2015	<u>31,114</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****7 Profit attributable to owners of the Company**

The profit attributable to owners of the Company is dealt with in the financial statements of the Company to the extent of HK\$161,430,384 (2014: HK\$220,566,497).

8 Property, plant and equipment

	Furniture and fixtures HK\$	Office equipment HK\$	Leasehold improve- ments HK\$	Motor vehicle HK\$	Total HK\$
Year ended 31 December 2015					
Opening net book amount	396,800	1,465,631	1,428,484	659,303	3,950,218
Currency translation differences	-	176	253	-	429
Additions	42,180	1,223,811	2,792,388	-	4,058,379
Depreciation	(110,036)	(619,397)	(1,249,574)	(143,436)	(2,122,443)
Closing net book amount	328,944	2,070,221	2,971,551	515,867	5,886,583
At 31 December 2015					
Cost	705,118	4,188,030	7,309,430	754,927	12,957,505
Accumulated depreciation	(376,174)	(2,117,809)	(4,337,879)	(239,060)	(7,070,922)
Net book amount	328,944	2,070,221	2,971,551	515,867	5,886,583
Year ended 31 December 2014					
Opening net book amount	429,605	587,585	2,464,990	-	3,482,180
Additions	62,565	1,194,480	72,500	754,927	2,084,472
Depreciation	(95,370)	(316,434)	(1,109,006)	(95,624)	(1,616,434)
Closing net book amount	396,800	1,465,631	1,428,484	659,303	3,950,218
At 31 December 2014					
Cost	662,938	2,964,219	4,517,042	754,927	8,899,126
Accumulated depreciation	(266,138)	(1,498,588)	(3,088,558)	(95,624)	(4,948,908)
Net book amount	396,800	1,465,631	1,428,484	659,303	3,950,218

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****9 Investment in subsidiaries and associates***(a) Investment in subsidiaries*

The following is a list of subsidiaries at 31 December:

<u>Name</u>	<u>Place of incorporation</u>	<u>Principal activities</u>	<u>Particulars of issued shares held</u>	<u>Interest held</u>	
				Directly	Indirectly
2015 DHF & Co., Ltd.	British Virgin Islands	Dormant	1 issued share with par value of HK\$1	100%	-
CSOP Investment International Limited	Shenzhen	To provide investment management services	20,000,000 issued shares with par value of CNY1	100%	-
Shenzhen Qianhai CSOP Asset Management Limited	Shenzhen	To provide asset management and investment consultancy services	5,100,000 issued shared with par value of CNY1	-	51%
CSOP Select US Dollar Bond Fund (formerly known as "CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund")	Hong Kong #	Invests in the Greater China Region to achieve long term and stable income and capital growth	1,700,000 out of 1,700,000 issued redeemable participating units with no par value	100%	-
CSOP China Intelligence A-Share Fund (formerly known as "CSOP Hermes China A Share Fund")	Ireland ^	Invests in China A-Shares listed on the PRC Stock Exchanges through the Investment Manager's RQFII quota to achieve medium to long-term capital appreciation.	569,000 out of 882,000 issued redeemable participating units with no par value	64.6%	-

CSOP Select US Dollar Bond Fund (formerly known as "CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund") became the subsidiary of the Company on 28 November 2014.

^ CSOP China Intelligence A-Share Fund (formerly known as "CSOP Hermes China A Share Fund") was an associate of the Company prior to 30 September 2015 and it became the subsidiary of the Company with effect from 30 September 2015.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

9 Investment in subsidiaries and associates (Continued)

(a) *Investment in subsidiaries (Continued)*

Name 2014	Place of incorporation	Principal activities	Particulars of issued shares held	Interest held	
				Directly	Indirectly
DHF & Co., Ltd.	British Virgin Islands	Dormant	1 issued share with par value of HK\$1	100%	-
CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund	Hong Kong #	Invests in the Greater China Region to achieve long term and stable income and capital growth	1,700,000 out of 1,700,000 issued redeemable participating units with no par value	100%	-
CSOP IPO & Special Opportunities Fund	Ireland @	Invests in "newly issued" equities and equity related securities listed on stock exchange in the United States and Hong Kong to achieve long term capital growth	387,500 out of 387,500 issued redeemable participating shares with no par value	100%	-

CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund became the subsidiary of the Company on 28 November 2014.

@ CSOP IPO & Special Opportunities Fund ceased to be the subsidiary of the Company on 24 December 2014 since the Group fully redeemed its interests on the same date.

(b) *Investment in associates*

The associates of the Group and the Company as at 31 December 2015 and in 2014, which the Directors consider they are material to the Company, are as follows:

Name of entity	Place of business/ country of incorporation	% of ownership interest		Nature of relationship	Measurement method	Fair value	
		2015	2014			2015	2014
		%	%			HK\$	HK\$
China Southern Dragon Dynamic Fund - China New Balance Opportunity Fund	Luxembourg	0.12	16.15	Associate	Fair value	1,885,658	177,973,678
China Southern Dragon Dynamic Fund - RMB High Yield Bond Fund	Luxembourg	38.29	17.45	Associate	Fair value	68,436,498	68,658,927
CSOP China Ultra Short Term Bond ETF	Hong Kong	27.87	-	Associate	Fair value	21,952,146	-
CSOP China Intelligence A- Share Fund (formerly known as "CSOP Hermes China A Share Fund") #	Ireland	64.5	9.56	Subsidiary (2014; Associate)	Fair value	112,489,392	87,097,240

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****9 Investment in subsidiaries and associates (Continued)****(b) Investment in associates (Continued)**

The tables below provide summarised unaudited financial information for those associates that are material to the Group. The information disclosed reflects the amounts presented in the unaudited financial statements of the relevant associates, and not the Group's share of those amounts. The unaudited financial statements of China New Balance Opportunity Fund and RMB High Yield Bond Fund are prepared in accordance with Luxembourg regulations relative to undertakings for collective investments, and the unaudited financial statements of CSOP China Ultra Short Term Bond ETF is prepared in accordance with Hong Kong regulations.

	China New Balance Opportunity Fund		RMB High Yield Bond Fund		CSOP China Ultra Short Term Bond ETF		CSOP China Intelligence A-Share Fund #
	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2014
	US\$	US\$	US\$	US\$	US\$	US\$	US\$
Summarised balance sheet							
Current assets	204,449,348	163,266,553	23,276,432	51,357,681	10,005,435	-	124,682,781
Current liabilities	3,952,041	21,198,453	219,933	621,657	3,773	-	7,149,211
Summarised statement of comprehensive income							
Net increase / (decrease) in net assets for the year	8,705,001	1,042,605	(2,853,135)	3,848,311	3,273,183	-	10,314,086

During the year ended 31 December 2015, the Group increased its holding in CSOP China Intelligence A-Share Fund and such investment was changed from an associate to the subsidiary of the Company with effect from 30 September 2015.

During the years ended 31 December 2015 and 2014, the Group and the Company did not receive any dividends from its associates.

10 Available-for-sale financial assets

The Group invests in China Construction Bank Investment Product which seeks to achieve its investment objective by investing in debt instruments and money market instruments. The fair value of the investment amounted to HK\$8,355,415 (2014: HK\$nil) as at 31 December 2015.

The Group invested in EJJ Greater China Fund, Ltd. ("EJJ Fund") which seeks to achieve its investment objective by investing all or substantially all of its assets in the EJJ Master Fund. EJJ Master Fund has the same investment objective as the EJJ Fund. The fair value of the investment amounted to HK\$36,255,496 as at 31 December 2014 and for the year ended 31 December 2014, a change in unrealized loss of HK\$3,800,730 is recognized in the "Other comprehensive income" of the consolidated statement of comprehensive income). The Group fully disposed its interest in EJJ Fund as at 31 December 2015, the realized loss of HK\$1,825,317 and the cumulative unrealized gain of HK\$9,647,900 were recycled from the other comprehensive income to the profit and loss in the consolidated statement of comprehensive income.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

11 Financial assets at fair value through profit or loss

The Group invests in China Southern Dragon Dynamic Fund - China New Balance Opportunity Fund, China Southern Dragon Dynamic Fund - RMB High Yield Bond Fund and China Ultra Short Term Bond ETF (2014: CSOP Shen Zhou RMB Fund, China Southern Dragon Dynamic Fund - China New Balance Opportunity Fund, China Southern Dragon Dynamic Fund - RMB High Yield Bond Fund and CSOP Hermes China A-Share Fund (since 28 August 2014)).

The details of the investment strategies of the underlying investment funds, their respective fair value as at year end date and net gains from the underlying investment funds for the year are summarized as below.

CSOP Shenzhou RMB Fund

CSOP Shen Zhou RMB Fund invests primarily in Renminbi denominated debt securities issued or distributed within mainland China by governments, quasi-government organizations, financial institutions and other corporations. As at 31 December 2014, the Group invested in CSOP Shenzhou RMB Fund and its fair value was HK\$2,127,152. During the year ended 31 December 2014, the unrealized loss of HK\$698,479 and realized gain of HK\$1,542,405 incurred from the investment in CSOP Shen Zhou RMB Fund was recognized in the consolidated statement of comprehensive income. The Group fully disposed its interest in CSOP Shenzhou RMB Fund during the year ended 31 December 2015, and recognized realized loss of HK\$55,473 in the consolidated statement of comprehensive income.

The Company acts as manager of CSOP Shen Zhou RMB Fund by providing investment and advisory services.

China Southern Dragon Dynamic Fund - China New Balance Opportunity Fund ("CNBO") and China Southern Dragon Dynamic Fund - RMB High Yield Bond Fund ("CNBB") (together, the "China Southern Sub-funds")

CNBO invests primarily in equity securities listed, quoted or traded on the regulated markets in Greater China region. CNBB invests primarily in Renminbi denominated debt securities issued governments or organizations in Greater China region.

As at 31 December 2015, the Company invests in China Southern Sub-funds and its fair value is HK\$70,322,156 (2014: HK\$246,632,605) and for the year ended 31 December 2015, the change in unrealized loss of HK\$23,613,921 (2014: HK\$11,400,039) and realized gain of HK\$19,419,771 (2014: HK\$22,740,583) is recognized in the consolidated statement of comprehensive income.

The Company acts as investment manager to the China Southern Sub-funds by providing investment management service.

CSOP China Intelligence A-Share Fund (formerly known as "CSOP Hermes China A-Share Fund")
CSOP China Intelligence A-Share Fund invests primarily in China A-Shares listed on the PRC Stock Exchanges through RQFII quota. As at 31 December 2014, the Group invested in CSOP China Intelligence A-Share Fund and its fair value was HK\$87,097,240 and for the year ended 31 December 2014, the change in unrealized gain of HK\$9,142,178 was recognized in the consolidated statement of comprehensive income. For the period from 1 January 2015 to 30 September 2015, realized gain of HK\$8,198,089 and the change in unrealized gain of HK\$9,439,541 were recognized in the consolidated statement of comprehensive income. During 2015, the Group increased its holding in CSOP China Intelligence A-Share Fund and such investment was changed from an associate to the subsidiary of the Company with effect from 30 September 2015. The cumulative unrealized gain of HK\$18,581,719 was then reclassified as the realized gain in the profit and loss in the consolidated statement of comprehensive income. CSOP China Intelligence A-Share Fund was then reclassified from financial assets at fair value through profit or loss to investment held-for-sale since 1 October 2015. Refer to note 12 for more details.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

11 Financial assets at fair value through profit or loss (Continued)

CSOP China Ultra Short Term Bond ETF

CSOP China Ultra Short Term Bond ETF invests primarily in invested in the PRC Government and Policy Bank Bonds included in Citi Chinese Government and Policy Bank Bond 0-1 Year Select Index through the RQFII investment quota. As at 31 December 2015, the Group invests in CSOP China Ultra Short Term Bond ETF and its fair value is HK\$21,962,146 and for the year ended 31 December 2015, the change in unrealized loss of HK\$402,116 was recognized in the consolidated statement of comprehensive income.

12 Investments held-for-sale

CSOP Alternative IPO & Special Opportunities Fund

CSOP Alternatives IPO & Special Opportunities Fund invests primarily in "newly issued" equities and equity related securities listed on stock exchange in the United States and Hong Kong. As at 31 December 2014, the Group invested in CSOP Alternatives IPO & Special Opportunities Fund and its fair value was HK\$36,715,625 and for the year ended 31 December 2014, the change in unrealized loss of HK\$2,034,375 was recognized in the consolidated statement of comprehensive income. As at 31 December 2015, the Group fully redeemed its interests in the CSOP Alternatives IPO & Special Opportunities Fund and the realized loss of HK\$4,269,262 was recognized in the consolidated statement of comprehensive income. As at 31 December 2015, the outstanding receivable from the disposal of CSOP Alternative IPO & Special Opportunities Fund amounted to HK\$34,480,738.

CSOP Select US Dollar Bond Fund (formerly known as "CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund")

CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund invested primarily in Hong Kong dollar denominated debt securities of varying maturities issued by the government or by multi-lateral agencies or by companies. As at 31 December 2014, the Group invested in CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund and its fair value was HK\$24,805,869 and for the year ended 31 December 2014, the change in unrealized loss of HK\$194,131 was recognized in the consolidated statement of comprehensive income. On 1 December 2015, CSOP Enhanced Hong Kong Bond Fund renamed as CSOP Select US Dollar Bond Fund and changed its investment strategy to invest primarily in US dollar denominated debt securities of varying maturities issued by the government or by multi-lateral agencies or by companies. As at 31 December 2015, the Group invests in CSOP Select US Dollar Fund and its fair value is HK\$24,891,084 and the change in unrealized gain of HK\$85,214 was recognized in the consolidated statement of comprehensive income.

CSOP China Intelligence A-Share Fund (formerly known as "CSOP Hermes China A-Share Fund")

CSOP China Intelligence A-Share Fund invests primarily in China A-Shares listed on the PRC Stock Exchanges through RQFII quota. As at 31 December 2015, the Group invested in CSOP China Intelligence A-Share Fund and its fair value is HK\$112,489,392 and for the year ended 31 December 2015, the change in unrealized gain of HK\$7,754,522 was recognized in the consolidated statement of comprehensive income.

The Group classified the above interests in investment funds as investments held-for-sale as the Group intends to market these funds and dilute its holdings as soon as practically possible to a level where its aggregate economic interests does not constitute a control.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****13 Other receivables**

The carrying amounts of other receivables, which approximate to their fair values, are as follows:

	2015 HK\$	2014 HK\$
Rental deposits	5,289,187	3,559,212
Management fee and performance fee receivable	39,435,674	54,056,744
Prepayments	1,138,474	287,755
Other accounts receivable	8,950,109	13,613,343
	<u>54,813,444</u>	<u>71,517,054</u>

14 Share capital and premium

Issued and fully paid	Number of shares	Share capital HK\$
At 1 January 2014	253,333,333	253,333,333
Transition to no-par regime on 3 March 2014 (Note a)	-	22,933,333
Capital contribution (note b)	-	8,000,000
	<u>253,333,333</u>	<u>284,266,666</u>
At 31 December 2014, 1 January 2015 and 31 December 2015	<u>253,333,333</u>	<u>284,266,666</u>

On 20 February 2013, the Company increased its authorised share capital from HK\$200,000,000 to HK\$266,666,667 by creation of 66,666,667 ordinary shares respectively at par value of HK\$1.0 each. These shares rank pari passu with the existing shares. As at 31 December 2014, the total authorised number of ordinary shares of the Company was 266,666,667 shares at par value of HK\$1.0 each.

Note a: In accordance with the transitional provisions set out in section 37 of Schedule 11 to Hong Kong Companies Ordinance (Cap. 622), on 3 March 2014, any amount standing to the credit of the share premium account has become part of the Company's share capital.

Note b: During the year ended 31 December 2014, the shareholders of the Company had made capital contributions to the Company for an amount of HK\$2,470,000, HK\$5,130,000, HK\$280,000 and HK\$120,000 respectively.

Transfer of shares between existing shareholders

On 17 April 2014, the two directors have executed instruments of transfer and bought and sold notes in relation to the transfer of shares of the Company to the existing shareholders of the Company. The two directors have transferred 866,666 shares and 1,800,000 shares amounted to HK\$1,239,322 and HK\$2,574,000 respectively to the existing shareholders of the Company.

Dividend distributions

On 29 April 2015, the Company declared final dividend distribution in an aggregate amount of HK\$188,650,000 (2014: HK\$115,675,817) to the shareholders of the Company. Such amount has been paid to the shareholders on 21 May 2015 and 4 August 2015, respectively.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****15 Other reserves**

	2015 HK\$	2014 HK\$
Balance at 1 January	14,950,900	18,320,473
Change in fair value of available-for-sale financial assets (Note 10)	(9,647,900)	(3,800,730)
Currency translation differences	(1,390,098)	431,157
Balance at 31 December	<u>3,912,902</u>	<u>14,950,900</u>

16 Cash generated from operations

Reconciliation of profit before tax to net cash generated from operating activities:

	2015 HK\$	2014 HK\$
Profit before tax	202,049,642	224,863,646
Adjustments for:		
- Depreciation (Note 8)	2,122,443	1,616,434
- Interest income	(2,086,858)	(2,688,528)
- Dividend income	(26,983)	(488,686)
- Net gains on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(11,177,434)	(13,521,560)
- Net (gains)/losses on investments held-for-sale	(5,604,849)	2,112,826
- Currency translation difference	(1,390,527)	431,157
- Decrease/(increase) in other receivables	16,703,610	(21,547,775)
- Increase in receivable from sale of an investment	(34,480,738)	-
- (Increase)/decrease in amount due from immediate holding company	(1,372,675)	30,170,733
- (Decrease)/ increase in amount due to immediate holding company	(22,240,583)	517,933
- Decrease in margin deposit and cash at prime broker	-	14,885,971
- Increase in deposit with an investment manager	(99,879,575)	-
- (Decrease)/increase in accrued liabilities and other payables	(14,450,397)	31,755,008
Cash generated from operating activities	<u>28,165,076</u>	<u>268,107,159</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****17 Operating expenses**

	2015 HK\$	2014 HK\$
Employee benefit expenses (including directors' emoluments)	101,013,702	99,595,594
Selling expenses & brokerage commission	134,297,226	94,880,666
Operating lease rental	14,056,615	10,506,243
Legal and professional fees	15,477,084	4,548,952
Advertising fees	7,314,175	8,301,238
Entertainment expense	4,651,742	4,894,434
Travelling expense	5,403,254	3,092,595
Depreciation (Note 8)	2,122,443	1,616,434
Auditor's remuneration	423,200	338,135
Insurance expenses	2,156,572	1,076,916
Other operating expenses	9,538,435	6,998,958
	<u>296,454,448</u>	<u>235,850,165</u>

18 Commitments

The Group leases office, staff quarter and director's quarter under non-cancellable operating lease agreements.

The future aggregate minimum lease payments under non-cancellable operating leases are as follows:

	2015 HK\$	2014 HK\$
Not later than one year	18,071,583	12,328,680
Later than one year but not later than five years	23,584,534	3,715,170
	<u>41,656,117</u>	<u>16,043,850</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

19 Related party transactions

Parties are considered to be related to the Company if the Company has the ability, directly or indirectly, to control the party or exercise significant influence over the party in making financial and operation decisions, or vice versa, or where the Company and the party are subject to common control or common significant influence. Related parties may be individuals or other entities.

The table below summarises the transactions with related parties of the Group:

	Note	2015 HK\$	2014 HK\$
Directors' emolument	21	22,577,621	24,928,500
Related party transactions during the year:			
- Advisory fee income	(a)	2,698,849	19,010,090
- Management fee and performance fee income	(b)	485,206,175	427,195,083
Related party transactions as at year end:			
- Amount due from immediate holding company	(c)	1,372,675	-
- Amount due to immediate holding company	(c)	-	22,240,583

(a) Advisory fee income

The amount represents advisory fee income received from China Southern Fund Management Co. Ltd., the immediate holding company of the Company, for the provision of the advisory service.

(b) Management fee and performance fee income

The Company acts as the fund manager for underlying funds it manages and received the management fee and performance fee income.

(c) Amount due from/to immediate holding company

The amount due from immediate holding company represents the advisory fee income receivable from the immediate holding company, which is unsecured, interest-free and have no fixed repayment terms. The amount due to immediate holding company represents the consultancy fee expense payable to the immediate holding company.

(d) Transfer of others between existing shareholders

Refer to Note 14 for details.

The amounts due from subsidiaries and immediate holding company are unsecured, interest-free and have no fixed repayment terms.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

20 Balance sheet and reserve movement of the Company

Balance sheet of the Company

	2015 HK\$	2014 HK\$
ASSETS		
Non-current assets		
Property, plant and equipment	5,378,703	3,950,218
Investment in subsidiary	25,346,616	1
Available-for-sale financial assets	-	36,255,496
Deferred tax asset	31,114	-
	<u>30,756,433</u>	<u>40,205,715</u>
Current assets		
Financial assets at fair value through profit or loss	92,284,302	335,856,997
Investment in subsidiaries	137,380,476	61,521,494
Amount due from immediate holding company	1,372,675	-
Amount due from subsidiaries	925,795	294,286
Other receivables	53,087,447	71,517,055
Receivable from sale of an investment	34,480,738	-
Deposit with an investment manager	99,879,575	-
Cash and cash equivalents	257,562,405	272,067,485
	<u>676,973,413</u>	<u>741,257,317</u>
Total assets	<u>707,729,846</u>	<u>781,463,032</u>
EQUITY		
Equity attributable to the Company's equity shareholders		
Share capital	284,266,666	284,266,666
Other reserves	12,948,606	12,722,394
Retained earnings	297,877,455	325,097,071
	<u>595,092,727</u>	<u>622,086,131</u>
LIABILITIES		
Non-current liabilities		
Deferred tax liabilities	-	1,517,175
Current liabilities		
Current tax liabilities	27,596,066	36,081,397
Amount due to immediate holding company	-	22,240,583
Accrued liabilities and other payables	85,041,053	99,537,746
	<u>112,637,119</u>	<u>157,859,726</u>
Total equity and liabilities	<u>707,729,846</u>	<u>781,463,032</u>

The balance sheet of the Company were approved by the Board of Directors on 24 March 2016 and was signed on its behalf:

.....
Ding Chen

.....
Zhang Gaobo

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS****20 Balance sheet and reserve movement of the Company (Continued)**

(a) Reserve movement of the Company	Retained earnings HK\$	Other reserves HK\$
At 1 January 2014	220,206,391	47,998,068
Profit for the year	220,566,497	-
Dividends paid relating to 2013	(115,675,817)	-
Change in fair value of available-for-sale financial assets	-	(3,800,730)
Change in fair value of investment in subsidiaries	-	(31,474,944)
At 31 December 2014	325,097,071	12,722,394
At 1 January 2015	325,097,071	12,722,394
Profit for the year	161,430,384	-
Dividends paid relating to 2014	(188,650,000)	-
Change in fair value of investment in subsidiaries	-	9,874,112
Change in fair value of available-for-sale financial assets	-	(9,647,900)
At 31 December 2015	297,877,455	12,948,606

21 Benefits and interests of directors

(a) Directors' emoluments

	2015 HK\$	2014 HK\$
Emoluments paid or receivable in respect of directors' services as directors of the Company and its subsidiary undertakings:		
Remuneration	8,585,040	9,033,500
Discretionary bonuses	12,800,000	15,000,000
Other benefits - quarter	1,192,581	895,000
	22,577,621	24,928,500

None of the directors received or will receive any fees or emoluments in respect of the directors' services in connection with management of the affairs of the Company during the year (2014: Nil).

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

21 Benefits and interests of directors (Continued)

(b) Directors' retirement benefits

No retirement benefits and other retirement benefits were paid by the Company to the director during the years ended 31 December 2015 and 2014 in respect of the services as a director of the Company and its subsidiaries and other services in connection with the management of the affairs of the Company or its subsidiary undertaking respectively.

(c) Directors' termination benefits

No termination benefits were paid by the Company to the director as compensation for the early termination of the appointment by the Company, subsidiaries of the Company and the controlling shareholder China Southern Fund Management Co. Ltd., the immediate holding company of the Company for the years ended 31 December 2015 and 2014.

(d) Consideration provided to third parties for making available directors' services

No considerations were provided by the Company to third parties for making available directors' services during the years ended 31 December 2015 and 2014

(e) Directors' material interests in transactions, arrangements or contracts

No significant transactions, arrangements and contracts in relation to the Group's business to which the Company was a party and in which the directors of the Company had a material interest, whether directly or indirectly, subsisted at the end of the year or at any time during the years ended 31 December 2015 and 2014.

22 Approval of consolidated financial statements

The consolidated financial statements were approved by the Board of Directors on 24 March 2016.

4【利害関係人との取引制限】

潜在的利益相反、関係者取引、現金割戻しおよびソフト・コミッション

資産運用会社および受託会社またはそれぞれの関係者は随時、本香港投資信託およびサブ・ファンドから独立し、これらと区別される他の集団投資スキーム(サブ・ファンドと類似の投資目的を有するものを含まず。)について資産運用会社、投資顧問、受託会社、保管者その他の資格において行為することができ、その他の方法で当該他の集団投資スキームに関与することができ、または、相互にもしくはサブ・ファンドのいずれかの投資家、もしくはその株式もしくは有価証券がサブ・ファンドの一部を構成する会社もしくは組織との間で契約もしくは金融取引、銀行取引その他の取引を締結することができ、もしくはかかる契約もしくは取引における持分を有することができるものとし、

さらに、以下のとおりとします。

- (a) 資産運用会社またはその関係者は、サブ・ファンドの計算で、当該サブ・ファンドの代理人として投資の購入および売却を行うことができます。
- (b) 受託会社、資産運用会社およびそれぞれの関係者は、相互にまたは受益者との間で契約または金融取引、銀行取引その他の取引を締結することができます。
- (c) 受託会社もしくは資産運用会社またはそれぞれの関係者は、サブ・ファンドに係る受益証券の保有者となり、かつ、受託会社もしくは資産運用会社またはそれぞれの関係者でなければ有してははずのものと同じの権利をもって当該受益証券を保有、処分またはその他の方法により取引することができます。
- (d) 受託会社、資産運用会社およびそれぞれの関係者は、自己の計算でまたはそれぞれの他の顧客(自己もしくはその顧客のために行う指定参加者を含みます。)の計算で、インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄を購入、保有および取引することができます。当該インデックス構成銘柄および/または非インデックス構成銘柄がサブ・ファンドの一部として保有されている場合であっても同様とします。
- (e) 銀行その他の金融機関としての受託会社、資産運用会社、投資顧問またはそれぞれの関係者との間で、サブ・ファンドの計算で金員の借入れまたは預金に関する取決めを行うことができます。ただし、かかる受託会社等は、同等の規模および期間、同一の通貨ならびに同等の地位にある金融機関との取引について一般的な利率または金額を上回らない(借入れの場合)または下回らない(預金の場合)利率または金額で利息または手数料の請求または支払い(場合に依りて)を行うことを前提とします。

資産運用会社、受託会社およびそれぞれの各関係者はいずれも、上記の取決めについて支払われる一切の手数料その他の金員を自己の使用および利益のために留保する権利を有し、信託証書に基づく自己の義務の履行過程以外の、他者へのサービス提供の過程においてまたはその他のあらゆる資格もしくは方法において行う業務の過程において認識した事実または事項について、これを認識したことにより影響を受けるものとはみなされず、また本香港投資信託、サブ・ファンド、受益者その他の関係当事者に対する開示義務を負うものとはみなされません。資産運用会社、受託会社およびそれぞれの各関係者はいずれも、かかる事実または事項に起因または関連して得た収益または利益について(上記(a)ないし(e)の場合におけるものを含まず。)、本香港投資信託もしくはサブ・ファンドまたは本香港投資信託もしくはサブ・ファンドの投資家に説明する責任を負いません。したがって、資産運用会社、受託会社またはそれぞれの関係者は、業務の過程において、サブ・ファンドとの間で潜在的な利益相反を有することがあります。

資産運用会社および受託者またはそれぞれの関係者はいずれも、常に、利益相反が生じた場合は、サブ・ファンドおよび投資家に対して自らが負う義務を考慮するとともに、当該利益相反が公正に解消されるよう努力するものとし、

資産運用会社、受託会社またはそれぞれの関係者は、潜在的な利益相反の状態に対処する際は合理的かつ慎重に行為するとともに、受益者および顧客の利益を考慮するものとし、

資産運用会社および受託会社がサブ・ファンドに対して提供するサービスは専属的なものとはみなされず、資産運用会社および受託会社は、他者に対しても自由に類似のサービスを提供することができますが、本書に基づくサービスがそれによって損なわれないことを条件とします。また、かかる類似のサービスの提供により支払われる一切の報酬その他の金員を自己の使用および利益のために留保する権利を有するものとし、資産運用会社および受託会社は、信託証書に基づく自己の義務の履行過程以外の、他者への類似サービスの提供の過程においてまたはその他のあらゆる資格もしくは方法において行う業務の過程において認識した事実または事項について、これを認識したことにより影響を受けるものとはみなされず、また本香港投資信託またはサブ・ファンドに対する開示義務を負うものとはみなされません。

サブ・ファンドによってまたはサブ・ファンドを代理して実行される一切の取引は、適用ある法令を遵守した対等取引であるものとし、サブ・ファンドと資産運用会社またはその関係者との間で本人として締結される取引は、受託会社の事前の書面による同意を得た場合に限り行うことができます。かかる取引はすべて、当該サブ・ファンドの年次報告書において開示されます。

サブ・ファンドの計算で行われる仲介取引その他の代理取引は、資産運用会社またはその関係者と関係のある投資仲介業者または投資売買業者を通じて行う場合に認められます。ただし、サブ・ファンドが委員会による認可を受けている限り、資産運用会社は、自らまたは自らの関係者と関係のある投資仲介業者または投資売買業者との間で取引を行う際に下記の要件を遵守することを確実にするものとし、ただし、規約に基づき許容される要件または委員会から免除を取得した要件についてはこの限りではありません。

- (a) かかる取引が対等取引であること。
- (b) 資産運用会社が、投資仲介業者または投資売買業者の選定にあたり相当の注意を払うこと、およびかかる業者が当該状況において適切な資格を有することを確実にすること。
- (c) かかる取引が最良執行基準に沿って執行されること。
- (d) 取引について当該投資仲介業者または投資売買業者に支払われる報酬または手数料が、同等の規模および性質の取引について一般的な市場料率にて支払われる金額を上回らないこと。
- (e) 資産運用会社が、自己の義務の履行を確保するためにかかる取引を監視すること。
- (f) かかる取引の性質および当該投資仲介業者または投資売買業者が受領する手数料総額その他の定量化可能な利益が当該サブ・ファンドの年次報告書において開示されること。

資産運用会社およびその関係者のいずれも、当該投資仲介業者または投資売買業者に取引を斡旋する対価としてかかる業者から現金その他の割戻しを受領してはならないものとします。

資産運用会社およびその関係者のいずれも、資産運用会社またはその関係者のいずれかが、商品、サービスその他の利益を資産運用会社またはその関係者のいずれかに随時提供または調達する旨の取決めを締結している他の者によってまたはその仲介によって取引を実行することができるものとします。かかる商品、サービス等にはリサーチおよび顧問サービス、経済および政治分析、ポートフォリオ分析(評価およびパフォーマンス測定を含みます。)、市場分析、データおよび気配表示サービス、これらの商品およびサービスに付随するコンピュータ・ハードウェアおよびソフトウェア、決済および保管サービスならびに投資関連の広報を含みます。

資産運用会社は、以下の条件が充足されない限り、上記のような契約上の取決めは締結しないものとします。

- (a) かかる契約上の取決めの内容が、サブ・ファンドに明らかな利益をもたらす性質のものであること。
- (b) かかる取引が最良執行基準に沿って執行されること。
- (c) 仲介手数料率が業界の一般的な総合仲介業務に係る仲介手数料率を上回らないこと。

かかる者に発注することを約束した資産運用会社またはその関係者に対して、直接給付を行うことはできないものとします。

なお、かかる商品およびサービスには、出張手配、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般オフィス機器もしくは設備、会費、従業員給与または直接的な金銭の支払いは含まれません。ソフト・コミッションに関する取決めの詳細は、当該サブ・ファンドの年次報告書において開示されます。

5【その他】

(1)【定款の変更等】

資産運用会社の付属定款は、臨時株主総会において4分の3以上の同意をもって随時変更できるものとします。

(2)【事業譲渡又は事業譲受】

香港の規制および当局の事前承認を条件として、資産運用会社の事業は、当該管理会社が有する集団投資事業を承継することにつき適用のある香港法により適法に権限が授与されている他の香港の金融会社に譲渡することができます。

(3)【出資の状況】

名称	資産運用会社による株式保有数	比率
該当なし	-	-

(4)【訴訟事件その他の重要事項】

本書の提出日現在、資産運用会社および本香港ETFに重大な影響を与えるか、または与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)【受託会社兼受益者名簿管理人】

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：50,000,000香港ドル(718,000,000円)

() 事業の内容：顧客に対し、受託業務およびファンド一般管理事務業務を提供します。受託会社は、香港法第29章受託会社条例に基づく登録受託会社です。受託会社兼受益者名簿管理人は、イングランドおよびウェールズ法に基づき設立された公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの間接完全子会社です。

(2)【アドバイザー】

南方基金管理有限公司(China Southern Asset Management Co. Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：150,000,000人民元(2,562,000,000円)

() 事業の内容：資産運用業

(3)【上場代理人】

東英亜州有限公司(Oriental Patron Asia Limited)

() 資本金の額(2012年4月25日現在)：12,000,000香港ドル(172,320,000円)

() 事業の内容：投資銀行業および資産運用業

(4)【保管会社】

香港上海滙豐銀行有限公司(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：58,968,707,252.5香港ドル(846,790,636,146円)、10,233,500,000米ドル(1,140,114,235,000円)

() 事業の内容：顧客に対し、商業銀行業務を提供します。保管会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき設立された公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの完全子会社です。

(5)【中国保管会社】

HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド(HSBC Bank (China) Company Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：12,400,000,000人民元(211,792,000,000円)

() 事業の内容：顧客に対し、商業銀行業務を提供します。中国保管会社は、中国で設立された会社であり、香港上海滙豐銀行有限公司の完全子会社です。

(6)【指定参加者】

ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド(ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited)、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ(BNP Paribas Securities Services)、中国国際証券有限公司(BOCI Securities Limited)、中国国際金融香港証券有限公司(China International Capital Corporation Hong Kong Securities Limited)、招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)、連昌証券有限公司(CIMB Securities Limited)、中信証券經紀(香港)有限公司(CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)、シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)、ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)、安信国際証券(香港)有限公司(Essence International Securities (Hong Kong) Limited)、ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド(Goldman Sachs (Asia) Securities Limited)、国泰君安証券(香港)有限公司(Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)、海通国際証券有限公司(Haitong International Securities Company Limited)、ジェー・ピー・モルガン・ブローキング(ホンコン)リミテッド(J.P. Morgan Broking (Hong Kong) Limited)、マッコリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)、メリルリンチ・ファー・イースト・リミテッド(Merrill Lynch Far East Limited)、モルガン・スタンレー・ホンコン・セキュリティーズ・リミテッド(Morgan Stanley Hong Kong Securities Limited)、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド(Nomura International (Hong Kong) Limited)、東英亜州証券有限公司(Oriental Patron Securities Limited)、法国興業証券(香港)有限公司(SG Securities (HK) Limited)、香港上海滙豐銀行有限公司(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)、UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)、元大証券(香港)有限公司(Yuanta Securities (Hong Kong) Company Limited)

* 本書の提出日現在

指定参加者	払込資本金	事業の内容
ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド(ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited)	(2012年1月19日現在) 269,300,000香港ドル (3,867,148,000円)	仲介業
BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ(BNP Paribas Securities Services)	(2015年12月31日現在) 178,000,000ユーロ (22,262,460,000円)	同上です。
中国国際証券有限公司(BOCI Securities Limited)	(2015年12月31日現在) 2,000,000,000香港ドル (28,720,000,000円)	同上です。
中国国際金融香港証券有限公司(China International Capital Corporation Hong Kong Securities Limited)	(2012年1月19日現在) 843,220,000香港ドル (12,108,639,200円)	同上です。
招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)	(2012年6月30日現在) 2,000,000,000香港ドル (28,720,000,000円)	同上です。
連昌証券有限公司(CIMB Securities Limited)	非開示	同上です。
中信証券經紀(香港)有限公司(CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)	(2012年8月25日) 250,000,000香港ドル (3,590,000,000円)	同上です。
シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)	(2012年4月29日) 301,951,240香港ドル (4,336,019,806円)	同上です。
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)	(2012年12月2日) 530,902,000香港ドル (7,623,752,720円)	同上です。

ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)	(2012年3月2日) 1,264,089,200香港ドル (18,152,320,912円)	同上です。
安信国際証券(香港)有限公司(Essence International Securities (Hong Kong) Limited)	(2015年12月31日) 1,000,000,000香港ドル (14,360,000,000円)	同上です。
ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド(Goldman Sachs (Asia) Securities Limited)	(2011年12月24日) 31,094,981米ドル (3,464,291,833円)	同上です。
国泰君安証券(香港)有限公司(Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)	(2015年12月31日) 4,700,000,000香港ドル (67,492,000,000円)	同上です。
海通国際証券有限公司(Haitong International Securities Company Limited)	(2012年3月6日) 1,500,000,000香港ドル (21,540,000,000円)	同上です。
ジェー・ピー・モルガン・ブローキング(ホンコン)リミテッド(J.P. Morgan Broking (Hong Kong) Limited)	(2012年6月8日) 1,153,365,600香港ドル (16,562,330,016円)	同上です。
マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)	(2015年3月31日) 163,000,000豪ドル (13,969,100,000円)	同上です。
メリルリンチ・ファー・イースト・リミテッド(Merrill Lynch Far East Limited)	(2011年12月19日) 17,000,000香港ドル (244,120,000円)	同上です。
モルガン・スタンレー・ホンコン・セキュリティーズ・リミテッド(Morgan Stanley Hong Kong Securities Limited)	非開示	同上です。
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド(Nomura International (Hong Kong) Limited)	(2012年6月23日) 2.00香港ドル (29円) 3,200,000,000円	同上です。
東英亜州証券有限公司(Oriental Patron Securities Limited)	(2012年7月6日) 20,000,000香港ドル (287,200,000円)	同上です。
法国興業証券(香港)有限公司(SG Securities (HK) Limited)	非開示	同上です。
香港上海滙豐銀行有限公司(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)	(2012年12月18日) 58,968,707,252.5香港ドル (846,790,636,146円) 10,233,500,000米ドル (1,140,114,235,000円)	同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)	(2012年10月31日) 430,000,000香港ドル (6,174,800,000円)	同上です。

元大証券(香港)有限公司(Yuanta Securities (Hong Kong) Company Limited)	(2015年12月31日) 9,151,651,000新台幣ドル (31,481,679,440円)	同上です。
---	--	-------

(7)【マーケットメイカー】

人民元カウンター：

ブルーフィンHKリミテッド(Bluefin HK Limited)、招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)、中信証券經紀(香港)有限公司(CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)、シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)、コムルツ・セキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(Commerz Securities Hong Kong Limited)、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)、ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)、海通国際証券有限公司(Haitong International Securities Company Limited)、IMCアジア・パシフィック・リミテッド(IMC Asia Pacific Limited)、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド(Nomura International (Hong Kong) Limited)、オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Optiver Trading Hong Kong Limited)、UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)

香港ドルカウンター：

ブルーフィンHKリミテッド(Bluefin HK Limited)、BNPパリバ・セキュリティーズ(アジア)リミテッド(BNP Paribas Securities (Asia) Limited)、コムルツ・セキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(Commerz Securities Hong Kong Limited)、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)、ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)、エクリプス・オプションズ(ホンコン)リミテッド(Eclipse Options (HK) Limited)、国泰君安証券(香港)有限公司(Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)、海通国際証券有限公司(Haitong International Securities Company Limited)、IMCアジア・パシフィック・リミテッド(IMC Asia Pacific Limited)、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド(Nomura International (Hong Kong) Limited)、オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Optiver Trading Hong Kong Limited)、ティブラ・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Tibra Trading Hong Kong Limited)、UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)、躍鯤研発有限公司(Yue Kun Research Limited)

* 本書の提出日現在

マーケットメイカー	払込資本金	事業の内容
ブルーフィンHKリミテッド(Bluefin HK Limited)	(2012年9月26日) 6,170,000香港ドル (88,601,200円)	証券取引
BNPパリバ・セキュリティーズ(アジア)リミテッド(BNP Paribas Securities (Asia) Limited)	(2015年12月31日) 178,000,000ユーロ (22,262,460,000円)	証券取引
招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)	(2012年6月30日) 2,000,000,000香港ドル (28,720,000,000円)	証券取引、先物契約取引、有価証券に係る投資助言、コーポレートファイナンスに関する投資助言および資産運用
中信証券經紀(香港)有限公司(CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)	(2012年8月25日) 250,000,000香港ドル (3,590,000,000円)	証券取引および有価証券に係る投資助言
シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)	(2012年4月29日) 301,951,240香港ドル (4,336,019,806円)	証券取引、有価証券に係る投資助言、コーポレートファイナンスに関する投資助言および自動取引サービスの提供

コメルツ・セキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(Commerz Securities Hong Kong Limited)	非開示	非開示
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)	(2012年12月2日) 530,902,000香港ドル (7,623,752,720円)	証券取引および有価証券に係る投資助言
ドイチュ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)	(2012年3月2日) 1,264,089,200香港ドル (18,152,320,912円)	証券取引、先物契約取引、有価証券に係る投資助言、先物契約に関する投資助言、コーポレートファイナンスに関する投資助言および自動取引サービスの提供
エクリプス・オプションズ(ホンコン)リミテッド(Eclipse Options (HK) Limited)	非開示	証券取引および先物契約取引
国泰君安証券(香港)有限公司(Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)	(2015年12月31日) 4,700,000,000香港ドル 67,492,000,000円)	仲介業
海通国際証券有限公司(Haitong International Securities Company Limited)	(2012年3月6日) 1,500,000,000香港ドル (21,540,000,000円)	仲介業
IMCアジア・パシフィック・リミテッド(IMC Asia Pacific Limited)	(2012年6月14日) 5,000,000香港ドル (71,800,000円)	証券取引および先物契約取引
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッド(Nomura International (Hong Kong) Limited)	(2012年6月23日) 2.00香港ドル (29円) 3,200,000,000円)	証券取引、先物契約取引および自動取引サービスの提供
オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Optiver Trading Hong Kong Limited)	(2012年5月16日) 23,500,000香港ドル (337,460,000円)	証券取引および先物契約取引
ティブラ・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Tibra Trading Hong Kong Limited)	非開示	証券取引および先物契約取引
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)	(2012年10月31日) 430,000,000香港ドル (6,174,800,000円)	証券取引、コーポレートファイナンスに関する投資助言および自動取引サービスの提供
躍鯤研発有限公司 (Yue Kun Research Limited)	非開示	証券取引および先物契約取引

(8) 【事務代行会社】

香港証券兌換代理服務有限公司(HK Conversion Agency Services Limited)

- () 資本金の額：非開示
() 事業の内容：事務代行

(9) 【受託者】

三菱UFJ信託銀行株式会社 / 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

上記「第一部 有価証券信託受益証券の発行の仕組み」をご参照下さい。

2【関係業務の概要】

(1)【受託会社兼受益者名簿管理人】

本香港投資信託およびサブ・ファンドの受託会社は、HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッドです。

受託会社は、受託会社条例(香港法第29章)に基づく登録信託会社であり、また、強制性公積金計画管理局(Mandatory Provident Fund Schemes Authority)によって、強制性公積金条例(Mandatory Provident Fund Schemes Ordinance)に基づく登録MPFの受託者として承認されています。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッドは、イングランドおよびウェールズにおいて設立された株式公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシー(HSBC Holdings plc)の間接全額出資子会社です。

受託会社は、本香港投資信託および各サブ・ファンドの受益者名簿管理人も兼任します。

受託会社は、信託証書に基づき、信託証書の規定に従い、本香港投資信託の資産を保管する責任を負っています。

ただし、受託会社は、サブ・ファンドの一部資産を保有する代理人、ノミニ、保管者、共同保管者および/または副保管者として一または複数の者(受託会社の関係者を含みます。)を任命し、かかる者に受託会社の事前の書面による同意を得たうえで共同保管者および/または副保管者を任命する権限を付与することができます。受託会社はまた、信託証書に基づく自己の職務、権限または裁量権の履行および行使を委託する者を任命することができます。受託会社は、(a)かかる者の選定、任命および監視のために合理的な注意および努力を尽くさなければならず、かつ、(b)起用されるかかる者がサブ・ファンドに対して当該保管業務を提供するための適切な資格および能力を有する点を満たさなければならないものとします。ただし、受託会社は、上記(a)および(b)記載の義務を履行した場合には、サブ・ファンドの一定の資産の代理人、ノミニ、保管者または共同保管者に任命された受託会社の関係者ではないかかる者の作為、不作為、支払不能、清算または破産について責任を負いません。なお、受託会社は、受託会社の関係者であり、サブ・ファンドの一定の資産を保有するために代理人、ノミニ、保管者、共同保管者および/または副保管者に任命されたかかる者(いずれも受託会社の関係者である、受託会社および資産運用会社が任命する保管会社ならびに保管会社が任命する中国保管会社を含みます。)の作為または不作為については引続き、自らの作為および不作為と同様に責任を負います。

受託会社は、(A)ユーロクリア・クリアリング・システム・リミテッド(Euro-clear Clearing System Limited)もしくはクリアストリーム・バンキング・エス・エー(Clearstream Banking S.A.)または受託会社および資産運用会社が随時承認するその他の公認もしくは中央預託機関もしくは決済システムの作為、不作為、支払不能、清算または破産、ならびに(B)本香港投資信託またはサブ・ファンドのために受託会社が行った借入れに関して貸付人またはその代理人が保管または保有する投資、資産その他の財産の保管または管理について責任を負いません。

受託会社は、信託証書の規定に従うことを前提として、本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドに関連する義務または職務の遂行にあたって受託会社に発生するまたは受託会社に提起される一切の訴訟、手続き、債務、費用、請求、損害、経費(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用その他類似の費用を含みます。)について本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有するものとします。上記にかかわらず、受託会社は、香港の法律に基づき課される受益者に対する責任または詐害行為もしくは過失による信託違反に係る責任を免除されることはできず、また、かかる責任について受益者によりまたは受益者の費用負担で補償を受けることもできないものとします。受託会社は、適用ある法律および信託証書の規定に従うことを前提として、自己の詐害行為、過失または故意によらない場合は、本香港投資信託、サブ・ファンドまたは受益者に生じたいかなる損失、費用または損害についても責任を負わないものとします。

受託会社は、サブ・ファンドに係る受益証券または原投資について、保証人または募集者としては一切行為しません。受託会社は、本香港投資信託またはサブ・ファンドについて投資決定または投資助言を行う責任および権限を有さず、資産運用会社のみがこれらに責任を負います。

受託会社は、米ドル建ての取引もしくは活動に参加し、または米ドル建ての支払いを行う予定はありません。かかる行為は、米国人によって行われた場合、米国財務省外国資産管理局(The Office of Foreign Assets Control of the US Department of the Treasury)(OFAC)による制裁の対象となります。OFACは、外交政策および国家安全保障上の目的を達成するために、主に国家ならびにテロリストおよび麻薬密売人等の個人の集団に対して、資産の凍結および取引制限を行うことにより、経済制裁を実施します。OFACは、経済制裁を実施するにあたり、「禁止取引」の防止に努めています。OFACの説明によると「禁止取引」とは、OFACによる認可または法律による明示的な適用除外を受けない限り、米国人が従事することのできない貿易または金融取引およびその他の取引をいいます。OFACは、一定の種類の取引について一般的な免許を発行することまたは個別に特定の免許を発行することにより、かかる取引禁止の適用除外を認める権限を有しています。HSBCグループは、OFACによる制裁を遵守する方針を採用しており、受託会社は、かかる方針の一環として、必要に応じて追加情報を請求する場合があります。

受託会社は、辞任または解任のときまで本香港投資信託の受託会社を務めるものとします。受託会社が辞任または解任される場合については、信託証書をご参照下さい。証券先物条例第104条に基づく認可を受けているサブ・ファンドの場合、受託会社の変更には委員会の事前承認が必要となります。受託会社は、信託証書の規定に従い新たな受託会社が任命されるまで、引続き本香港投資信託の受託会社を務めるものとします。受託会社に変更される場合は、委員会が定める要件に従い、受益者に対して適式に通知を行います。

受託会社は、上記「第二部 第1 4(3)()サブ・ファンド 受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬」の項に記載される報酬を受領するとともに、信託証書の規定に従い一切の費用および経費の弁済を受ける権利を有します。

資産運用会社は、本香港投資信託および/または各サブ・ファンドについて投資決定を行う単独の責任を負っており、受託会社(およびその受託者)は、投資決定を行わず、資産運用会社が行った投資決定についていかなる責任も負いません。本目論見書および信託証書に明示的な記載がある場合ならびに/または規約により義務付けられる場合を除き、受託会社ならびにその従業員、サービス提供者および代理人のいずれも、本香港投資信託またはサブ・ファンドの業務、組織、資金援助または資産運用に直接・間接を問わず関与しておらず、今後も関与しません。また、受託会社、その従業員、サービス提供者および代理人のいずれも、本目論見書の作成または発行に責任を負わず、本目論見書に含まれる情報について、本項「受託会社兼受益者名簿管理人」の記載内容を除き、一切責任を負いません。

(2)【アドバイザー】

本香港ETFはクロスボーダー取引であることから、資産運用会社は、香港における本香港ETFの運営について支援を受けるために、中国の親会社である南方基金管理有限公司(以下「CSAM」といいます。)が有する関連あるインフラおよび専門知識をしばしば利用することがあります。

CSAMは、資産運用会社のアドバイザーとして、本香港ETFの運営を支援するために助言および後方業務支援を行います。

CSAMは、インデックス構成銘柄に関する重要なコーポレート・アクションについて資産運用会社に助言を行います。また、資金管理および国際的な資金移動の金額についても助言します。ただし、CSAMは、本香港ETFによる投資について投資裁量権を行使することはなく、本香港ETFの運用については、資産運用会社が自由裁量権を保持します。

さらに、CSAMは、本香港ETFの資産の評価を行うとともに、自動化されたシステムによる取引マッチングサービスを提供します。

資産運用会社は、CSAMが適正に業務を遂行するよう、CSAMによる業務の検査および綿密な監視を行います。

資産運用会社は、適切であると判断した場合には、上記の業務の一部または全部を自ら行う場合があります。

(3)【上場代理人】

東英亜州有限公司は、資産運用会社により、本香港ETFの上場代理人に任命されています。上場代理人は、委員会より、証券先物条例に基づき第一種(有価証券取引)、第六種(コーポレート・ファイナンスに関する助言)および第九種(資産運用)規制対象業務を行う認可を取得しています。

(4)【保管会社および中国保管会社】

本香港ETFは、資産運用会社が有するRQFII割当枠を使用して中国A株式に直接投資を行います。香港上海滙豐銀行有限公司は、受託会社および資産運用会社により、受託者である中国保管会社を通じて行為する保管会社(以下「保管会社」といいます。)に任命されており、RQFII保管契約(以下に定義します。)に従い、RQFII制度に基づき中国国内において資産運用会社のRQFII割当枠を通じて取得した本香港ETFの資産の保管を行います。

RQFII保管契約によると、保管会社は、HSBC企業グループに属する自己の子会社または関連会社を、RQFII保管契約に基づく業務を遂行する受託者に任命することができます。本書の提出日現在、保管会社は、HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド(以下「中国保管会社」といいます。)を中国保管会社に任命しています。中国保管会社は、中国において設立された保管会社の全額出資子会社です。中国保管会社は、RQFIIに対して保管業務を提供するための適切な資格を有しています。

RQFII保管契約の規定によると、保管会社は、中国保管会社の任命が行われなかった場合と同様に、中国保管会社の不作為または故意について引続き自ら責任を負います。

「RQFII保管契約」とは、保管会社、中国保管会社、資産運用会社および受託会社の間で締結された保管契約(随時なされる変更を含みます。)をいいます。

中国保管会社の作為または不作為に対する受託会社の責任の範囲については、上記「(1)受託会社兼受益者名簿管理人」の項をご参照下さい。

保管会社およびその受託者はいずれも、本目論見書の作成に責任を負わず、本目論見書に含まれる情報について、本項「保管会社および中国保管会社」の記載内容を除き、一切責任を負いません。

(5)【指定参加者】

指定参加者は、当該参加契約の規定に従い、随時サブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還の申込みを行います。

指定参加者が指定参加者代理人を任命している場合、指定参加者が締結した関連する参加契約または事務代行契約（該当する場合）に基づく義務の範囲で、指定参加者代理人は指定参加者の代理人としてサブ・ファンドの受益証券の設定および償還において指定参加者を支援します。指定参加者代理人が任命される場合、かかる任命は、指定参加者、受託会社および資産運用会社によって承認されます。

資産運用会社は、サブ・ファンドに係る指定参加者を選任する権利を有します。指定参加者または指定参加者代理人の適格基準および選定基準は、(i)当該指定参加者または指定参加者代理人が少なくとも証券先物条例に基づく第一種規制対象業務を行う認可を取得しており、香港において事業を行っていること、(ii)当該指定参加者および（該当する場合）指定参加者代理人が資産運用会社および受託会社との間で参加契約を締結していること、(iii)当該指定参加者（および、該当する場合、指定参加者による指定参加者代理人の任命）が資産運用会社の承認を受けること、および (iv)当該指定参加者（および、該当する場合、指定参加者によって任命された指定参加者代理人）がCCASSの参加者であることです。

各サブ・ファンドに係る指定参加者または指定参加者代理人の一覧は、www.csopasset.com/etfにおいて入手可能です。指定参加者または指定参加者代理人は、本目論見書の作成に責任を負わず、本目論見書において開示される情報について、いかなる者に対しても責任を負いません。

（６）【マーケットメイカー】

マーケットメイカーとは、SEHKの流通市場においてサブ・ファンドに係る受益証券のマーケットメイクを行うことにより、SEHKよりマーケットメイカーとして行為する許可を得ている投資仲介業者または投資売買業者をいいます。マーケットメイカーの義務には、SEHKにおいて、サブ・ファンドに係る受益証券の実勢買値と売値とが著しく乖離する場合に、潜在的な売り手に買値を提示し、潜在的な買い手に売値を提示することも含まれます。このようにマーケットメイカーは、SEHKにおけるマーケットメイク需要に応じて、必要なときに流通市場において流動性を提供することにより、サブ・ファンドに係る受益証券の効率的な取引を促進します。

資産運用会社は、適用ある規制上の要件に従うことを前提として、効率的な取引の促進を図るために各サブ・ファンドについて少なくとも1社以上のマーケットメイカーが存在するよう確保する予定です。デュアル・カウンターが採用されている場合、資産運用会社は、人民元カウンターにおいて取引されるサブ・ファンドに係る受益証券について常に少なくとも1社以上、香港ドルカウンターにおいて取引されるサブ・ファンドに係る受益証券について少なくとも1社以上のマーケットメイカーが存在するよう確保することを要求されます（ただし、両カウンターのマーケットメイカーが同一である場合があります。）。SEHKが既存のマーケットメイカーに対する許可を取り消した場合、資産運用会社は、サブ・ファンドの受益証券の効率的な取引の促進を図るために、当該マーケットメイカーの他に、1つのカウンターにつき少なくとも1社以上のマーケットメイカーを確保するよう努めます。資産運用会社は、1つのカウンターにつき少なくとも1社以上のマーケットメイカーに対して、当該マーケットメイク契約に基づきマーケットメイクを終了するためには少なくとも90日以上前の事前通知を行うことを義務付けるよう確保します。

各サブ・ファンドに係るマーケットメイカーの一覧は、資産運用会社のウェブサイトにおいて入手可能です。また、www.hkex.com.hkにおいても随時掲載されます。マーケットメイクに関する取決め（デュアル・カウンターが採用されている場合のマーケットメイクに関する取決めを含みます。）については、本書の該当箇所をご参照下さい。

資産運用会社は、人民元カウンターにおいて取引される本香港ETF受益証券について常に少なくとも1社以上、香港ドルカウンターにおいて取引される本香港ETF受益証券について少なくとも1社以上のマーケットメイカーが存在するよう確保することを要求されます（ただし、両カウンターのマーケットメイカーが同一である場合があります。）。SEHKが既存のマーケットメイカーに対する許可を取り消した場合、資産運用会社は、本香港ETF受益証券の効率的な取引の促進を図るために、当該マーケットメイカーの他に、1つのカウンターにつき少なくとも1社以上のマーケットメイカーを確保するよう努めます。資産運用会社は、1つのカウンターにつき少なくとも1社以上のマーケットメイカーに対して、当該マーケットメイク契約に基づきマーケットメイクを終了するためには少なくとも90日以上前の事前通知を行うことを義務付けるよう確保します。

本香港ETFに係るマーケットメイカーの一覧は、資産運用会社のウェブサイトにおいて入手可能です。また、www.hkex.com.hkにおいても随時掲載されます。

（７）【事務代行会社または転換代理人】

香港証券兌換代理服務有限公司は、サブ・ファンドに係る事務代行会社または転換代理人として行為します（詳細については、本書の該当箇所をご参照ください。）。事務代行会社または転換代理人（該当する場合）は、事務委託契約、参加契約または転換代理人契約（該当する場合）の規定に基づき、HKSCCを通じて、指定参加者または指定参加者代理人（該当する場合）によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還に関連するHKSCCの業務の一部を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. 概要

(a) リテール・ファンド

香港におけるリテール・ファンドは、主に証券先物条例(以下「SFO」といいます。)およびその付屬法令に基づき規制されています。また、主要な証券規制当局である香港証券先物委員会(以下「SFC」といいます。)は、ファンドの認可を取得するために遵守すべき原則および要件を定めた規約およびガイドラインを公表しています。一般に売り出されるファンドの認可に関する主なガイドラインは、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド、投資リンク型保険スキームならびに非上場ストラクチャー投資商品に関するSFCハンドブック(以下「ハンドブック」といいます。)特にハンドブックの一部であるユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド規約(以下「UT規約」といいます。)に規定されています。

UT規約は、オープンエンド型投資信託、ミューチュアル・ファンドおよびその他の類似のオープンエンド型集団投資スキームの認可に関する条件の詳細が定められています。UT規約は、先物およびオプション・ファンド、保証付きファンド、インデックス・ファンド、ヘッジ・ファンド、ストラクチャード・ファンド、従来の株式のほか金融デリバティブ商品に投資するファンド、債券ファンド、マネーマーケット・ファンド、ワラント・ファンドならびにファンド・オブ・ファンズに適用される具体的な認可基準を規定しています。

リテール・ファンドの認可手続の詳細は、下記第2項をご参照下さい。

一般に、香港におけるリテール・ファンドは、オープンエンド型ファンドです。SFCは、上場されている場合、すなわち香港証券取引所の上場規則に従っている場合に限り、クローズドエンド型リテール・ファンドを認可します。クローズドエンド型リテール・ファンドの主要な市場は、不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)です。リテールREITは、SFCの不動産投資信託に関する規約も遵守する必要があります。

通常、香港法に基づき香港で設立されたオープンエンド型リテール・ファンドは、受託会社および資産運用会社を当事者とする二者間の信託証書に基づき設立されたユニット・トラストです。現行の香港会社法上、流動資本を有する会社に関する規定はありません。

香港籍のユニット・トラストは、一般に、衡平法およびコモンローを準拠法としており、香港法の改正に従うものとします。コモンローおよび衡平法は、主に香港の最高裁判所の判決およびその他のコモンローの管轄権を根拠としています。コモンロー上、受託会社は、ユニット・トラストおよび受益者に対して忠実義務を負います。受託会社の特定の権限および責任は、受託会社条例等の法令に規定されています。

(b) ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド

香港におけるヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの大部分は、SFCにより一般向け売出しが認可されていません。当該ファンドの大半は、ケイマン諸島および英国ヴァージン諸島等に所在するオフショア籍ファンドであり、運用を担当するオフショアの資産運用会社はその投資運用業務を香港を拠点とする投資顧問会社に委託しています。これらのファンドは、SFCの規制対象ではなく、またSFCにおいて登録されていません。ただし、香港を拠点とする投資顧問会社は、資産運用業(第九種許認可)を営むためにSFCから許認可を取得する必要があります。

香港におけるヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドに係る持分は、通常、私募方式により、または特定投資家限定で付与されます。そのため、会社条例に基づく要件を遵守することなく、または発行前にSFCによる認可を取得することなく、当該ファンドの募集書類を香港の潜在的な投資家に対して提供することができます。

会社型ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドは、以下を含む会社条例に基づく私募に関する除外規定に依拠することができます。

- ・ 50名以下を対象とした募集であること
- ・ 募集総額が5百万香港ドル(またはこれに相当する他の通貨建て金額)を超過しない募集であること(小規模募集)
- ・ 投資家1名当たりの最小申込単位が500,000香港ドル以上(またはこれに相当する他の通貨建て金額)であること(最小申込募集)
- ・ SFOに定義される範囲内における特定投資家向けの募集であること

また、募集書類には、香港の規制当局による当該書類の審査を経ていない旨が記載された所定の警告文を付すものとします。

ユニット・トラストおよびリミテッド・パートナーシップ等の非会社型ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドは、SFOに服するものとし、会社条例に基づく小規模募集または最小申込募集に関する適用除外の対象とはなりません。SFCは、かかる種類のファンドについては、SFOが定義する特定投資家については無制限の数に対し、かつ特定投資家以外の投資家については50名以下に私募を行うことを認めています。

会社条例およびSFOの両方に基づき、「特定投資家」(SFOで定義されます。)向けに人数制限なく募集を行うことができます。かかる定義には、認定金融機関、銀行、認定保険会社および認定集団投資スキームが含まれます。

SFCはまた、証券先物(特定投資家)規則に基づき、「特定投資家」に別カテゴリーを追加しています。かかるカテゴリーには、8百万香港ドル以上の資産ポートフォリオを有する超富裕層および40百万香港ドルの資産もしくは8百万香港ドル以上のポートフォリオを有する法人またはパートナーシップが含まれます。

2. 香港におけるファンド公募に対する認可

SFCに認可されたファンドに限り、香港のリテール市場において売出しを募集することができます。SFCは、SFO第104条(1)に基づき、香港におけるファンドを認可する権限を有しており、かかる認可は、SFCが適切と判断する条件に基づき付与されます。

ファンドの認可手続は、2つの部分から構成されており、1つはファンドの主要な運営当事者、すなわちファンドの資産運用会社(投資運用一任業を行うその受託者を含みます。)、受託会社(当該ファンドがユニット・トラスト型である場合)および保管者を取り扱うものであり、2つ目はファンド自体の取扱いに関するものです。

(a) 主要な運営当事者

資産運用会社

() 資産運用会社の要件

認可ファンドの資産運用会社は、香港における公募ファンドを運用するためにSFCから認可を取得する必要があります。これは、資産運用会社が自国の規制当局において既に許認可を取得し、その規制下にあっても適用されます。一般に、SFCは、許容可能な検査体制(以下「AIR」といいます。)を有するオーストラリア、フランス、ドイツ、アイルランド、香港、ルクセンブルグ、英国および米国等の規制下にある資産運用会社に限り認可します。マレーシアは、一部のイスラム圏の島々のみAIR法域とみなされるものとし、また台湾については一部の相場インデックス・トラッキング・ファンドに関する場合に限りAIR法域とみなされます。

資産運用会社の取締役は、信用のある者で、かつ職務遂行に必要な経験を有するとSFCが考える者とし、SFCは、資産運用会社が承認可能か否かを判断するにあたり、資産運用会社の社員および任命された投資顧問の資格および経験を検討します。

SFCは、資産運用会社による公募ファンドの運用を認可するためには、かかる資産運用会社が専らファンド運用に従事していること、適切に規制されていること、公募ファンドの運用について十分な経験を有していること、適切な適格従業員(公募ファンドの運用に関する投資経験が5年以上ある主要な社員2名以上)を有していること、ならびに十分な人的・技術的資源を有していることに満足しなければなりません。また、資産運用会社は、100万香港ドル(またはこれに相当する金額(約130,000米ドル))以上の払込済資本および準備金を有するものとし、多額の貸付を行わないものとし、また純資産を常にプラスで維持するものとし、

SFCは、資産運用会社の全般的な整合性について満足するものとし、内部統制が十分であること、および手続が書面として存在することに関して合理的に保証しなければならず、上級経営陣は、最新の状態の保持および法令遵守について定期的に監督するものとし、投資家の利益の保護のために、利害相反に適正に対処されなければなりません。

香港において資産運用会社が資産運用業を行う場合、香港で資産運用業を営む許認可(第九種)を取得しなければなりません。

投資一任業務をAIR法域外の資産運用会社の関連会社に委託することは認められますが、かかる関連会社が資産運用会社のものに類似する内部統制体制および法令遵守に従っていること、ならびにUT規約上の要件に遵守することを条件とします。SFCは、AIR法域外の非関連会社に対する委託の可否については、個々のケースに応じて検討します。

香港外で資産運用活動を行う香港の認可ファンドを運用する資産運用会社は、SFCの許認可を取得する義務または香港内に事務所を設置する義務を負いません。資産運用会社は、香港内に事務所を有さない場合に、香港における代表者を任命するものとし、香港における代表者は、ファンドに関する香港の投資家の連絡窓口を務めるため、資産運用会社は、資産運用会社のグループ会社の中から香港における代表者を任命することが推奨されます。香港における代表者は、SFCから認可を取得し、かつUT規約の要件を充足するものとし、

() 資産運用会社の一般的な義務

SFC認可ファンドの資産運用会社は、以下を行うものとし、

(A) 投資家の最善の利益のためにファンドの設立書類に基づきファンドを運用すること、また、一般法に基づき課せられる義務を履行すること。

(B) ファンドの帳簿および記録を保持することまたは保持せしめること、ならびにファンドの財務書類および報告書を作成すること。各会計年度につき2つ以上の報告書を発行するものとし、かかる報告書は、すべての登録受益者に送付し、UT規約の定める期限内にSFCに提出します。

(C) 香港において、通常の営業時間中に、事業所または香港における代表者の所在地において、設立書類を無料で公衆の縦覧に供するものとします。また、合理的な手数料の支払をもって設立書類の写しが入手可能となるように手配します。

() 資産運用会社の退任

資産運用会社は、以下の場合において受託会社またはミューチュアル・ファンド会社の取締役から書面による通知を受けた場合に解任されるものとします。

- (A) 資産運用会社が清算する場合、破産する場合または資産管財人が任命される場合
- (B) 正当かつ十分な理由を根拠に、受託会社またはミューチュアル・ファンド会社の取締役が資産運用会社を変更することが受益者の利益の上で望ましい旨を書面により表明する場合
- (C) ユニット・トラストの場合、発行済ユニットの価値の50%以上(資産運用会社が保有するまたは保有するとみなされる保有分を除きます。)を保有する受益者が受託会社に対し、資産運用会社の解任を書面により請求する場合

また、資産運用会社は、以下の場合に退任します。

- (A) 設立書類に記載されるその他すべての場合
- (B) SFCが資産運用会社に対する認可を取り消す場合

受託会社 / 保管者

() 受託会社 / 保管者の要件

信託として設立され、SFCの認可の取得を目指すファンドには、SFCが容認し得る受託会社が存在するものとし、またミューチュアル・ファンド会社の場合は保管者が存在するものとします。かかる受託会社または保管者は、香港で許認可を受けた銀行、当該銀行の子会社である信託会社または香港受託会社条例第8部に基づく信託会社のいずれかとし、また、SFCが容認し得る香港外で設立された銀行または信託会社も、香港における認可ファンドの受託会社または保管者として任命することができます。

受託会社または保管者は、独立した監査を受けるものとし、10百万香港ドルまたはこれに相当する金額の払込済資本および分配不可の資本準備金を有するものとします。ただし、大手金融機関の完全子会社である場合には、その親会社から所定の様式による容認可能な念書が提出されるならば、払込済資本および分配不可の資本準備金が10百万香港ドルを下回るものが認められます。

容認される受託会社または保管者は、規制当局の監督に継続的に服するものとするか、または内部統制および体制を定期的にレビューする独立監査人をSFCと合意する権限の下で任命し、その報告書をSFCに提出するものとします。

SFC認可ファンドの受託会社 / 保管者および資産運用会社は、相互に「独立」しているものとします。

() 受託会社 / 保管者の一般的な義務

SFC認可ファンドの受託会社 / 保管者は以下を行わなければなりません。

- (A) (i) ファンドの全資産を自ら保管または管理し、設立書類の規定に従って、受益者(ユニット・トラストの場合)またはファンド(ミューチュアル・ファンド会社の場合)のために信託として保有すること。
 - () 現金および登録可能な資産を受託会社 / 保管者の名義でまたはその指図により登録すること。ファンドの計算において借入を行う場合、当該資産は、貸付人または貸付人の任命するノミニーの名義で登録することができます。
 - () ファンド資産の一部を構成する資産に関連するノミニーおよび代理人の作為・不作為について責任を負うこと。
- (B) ファンドによる受益権 / 投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が設立書類の規定に従って行われるように合理的な注意を払うこと。
- (C) 資産運用会社が採用する受益権 / 投資口の価値の計算方法が、設立書類の規定に従って販売価格、発行価格、買戻価格および消却価格を確実に計算するために適正であるように合理的な注意を払うこと。
- (D) 資産運用会社の投資指図を遂行すること。ただし、かかる指図が募集書類、設立書類またはUT規約に反する場合はこの限りではありません。
- (E) 設立書類に定める投資および借入制限ならびにファンドの認可条件が確実に遵守されるために合理的な注意を払うこと。
- (F) 受益者に対し、年次報告書に含まれる報告書を発行すること。同報告書の中では、資産運用会社がすべての重要な事項について設立書類に基づいてファンドを運用したか否かに関する受託会社 / 保管者の意見を記載するものとし、また資産運用会社が上記のとおり運用していない場合には、設立書類

に基づいて行われなかった事項およびそれに対する受託会社/保管者の措置について記載するものとします。

(G) 必要に応じて、申込金の払込みが完了するまで受益権/投資口の券面が発行されないように合理的な注意を払うこと。

() 受託会社/保管者の退任

受託会社/保管者は、新しい受託会社/保管者が任命され、かつSFCにより事前に承認されるまで退任できないものとします。受託会社/保管者の退任は、新しい受託会社/保管者の就任と同時にその効力が発生します。

(b) ファンド

(i) 一般事項

ファンド自体は、基本的な株式・債券ファンドと、ファンド・オブ・ファンズ、マネーマーケット・ファンド、ワラント・ファンド、先物およびオプション・ファンド、保証付きファンド、インデックス・ファンド、ヘッジ・ファンド、インデックス・トラッキング上場ファンド、ストラクチャード・ファンドおよび金融デリバティブ商品(以下「FDI」といいます。)に投資するファンド等の特殊スキームという2つのカテゴリーに大きく分類することができます。かかる各ファンドは、とりわけ投資制限および禁止事項に関するUT規約の明確な要件に従うものとします。

ただし、SFCは、UCITSを含む一部のファンドが、特定の認定された法域で従前に取得した認可ゆえに、UT規約を事実上既に遵守していることを認めます。現時点において認定された法域とは、オーストラリア、フランス、ドイツ、アイルランド、ガーンジー、マン島、ジャージー、ルクセンブルグ、マレーシア、台湾、英国および米国が含まれます。

認定された法域のスキームの認可申請は、ファンドの構造上の要件、運営上の要件および中核的な投資制限が実質上、UT規約を既に遵守していることを前提に審査されます。SFCは、認可条件としてUT規約の遵守を課す権利を留保するため、認定された法域スキームの優位性は実際には限定的です。

SFCは香港におけるUCITS IIIファンドの認可に関して実際的なアプローチを採用しています。この中には、香港におけるUCITS IIIファンドの認可処理手続の簡易化が含まれます。投資目的としてFDIを利用するものを含む広範な投資権限を駆使するUCITS IIIファンドの認可手続は、近年簡易化され、SFCは、ファンドの資産運用会社のリスク管理方針が既に十分であり、かつかかる資産運用会社の自国の規制当局の監督下に置かれることを前提として、認可申請を審査します。したがって、ファンドの資産運用会社のリスク管理統制手順(以下「RMP」といいます。)をSFCに提出する必要がなくなりました。申請者は、その代わりに、SFCに対し、ファンドのリスク因子に応じた適正なリスク管理統制制度が存在する旨を記載したファンドまたはその資産運用会社の書面による確認書、および自国の規制当局によるRMPに関する認可証明または自国の規制当局に対してRMPが提出され、自国の規制当局の追加コメントが皆無であるという内容の確認書を提出する必要があります。

非UCITSファンドは、新設されたUT規約第8.9章に基づき、FDIにも投資できるものとし、ストラクチャード・ファンドは、SFCの認可を取得することができます。ストラクチャード・ファンドとは、FDIへの実質的な投資を通じて投資目的の達成を目指す受動的運用型スキームと定義されます。新設されたUT規約の第8.8章では、UCITS IIIファンドとして設立されたストラクチャード・ファンドおよび第8章に基づくその他の特殊スキームの範囲内の特徴を有するストラクチャード・ファンドを含むストラクチャード・ファンドの認可の取得に関する要件が規定されています。

() 設立書類(例：信託証書)の要件

ファンドの設立書類には、UT規約の附属書類D記載の情報を含むものとします。設立書類のいずれも、香港法またはファンドの所在国の法律に基づく受託会社/保管者、資産運用会社またはファンドの取締役の受益者に対する責任、または詐欺行為もしくは過失による信託違反に関する責任が免除される旨を規定しないものとします。また、受託会社/保管者、資産運用会社またはファンドの取締役のいずれも、受益者によってまたは受益者の費用負担により、かかる責任について補償されません。

資産運用会社および受託会社/保管者は、受益者と協議することなく、設立書類を変更できるものとします。ただし、受託会社/保管者が、変更案が以下のいずれかに該当すると判断する旨を書面により証明することを条件とします。

- (a) 会計上、法定上または公的な要件を遵守するために必要であること。
- (b) 受益者の利益を大幅に損なわないこと、受託会社/保管者、資産運用会社その他の者が受益者に対して負う重大な責任を免除するものではないこと、ならびにスキームが負担すべき費用および経費を増加させないこと。
- (c) 重大な誤謬を訂正するために必要であること。

上に掲げるもの以外のすべての場合については、受益者の特別決議もしくは臨時決議またはSFCの承認による場合に限り、変更できるものとします。

() 募集書類の要件

SFC認可ファンドは、投資家が情報に基づく投資判断を行うことができるように最新の募集書類を発行するものとし、かかる募集要項には、特に規約の附属書類C(ならびにETF規約第8.6章および附属書類I)に記載の情報を含むものとします。

募集書類は、英語および中国語で提供されなければなりません。当該スキームが情報公開に使用される言語に十分堪能な者を対象とする旨を資産運用会社がSFCを納得させた場合に、SFCは、個々の状況に応じて、情報を両言語で提供する義務を免除することができます。

SFC認可ファンドは、商品要項(Product Key Fact Statement)も発行することが要求されます。当該商品要項は、募集書類の一部を構成するものとみなされ、その中には投資家が当該スキームの主な特徴およびリスクを理解するための情報が含まれます。SFCは、自国の法域における法的要件に優先することを条件に、商品要項を、特定の外国スキームに関する募集書類の一部とみなさないことを例外的に認める場合があります。

ファンドの認可申請を行う場合には、適式に記入済かつ署名入りの申請書および情報チェックリストならびにSFCに対する特定の確認および約束も一緒に提出しなければなりません。

3．SFC認可ファンドの保有者に対する報告

SFC認可ファンドの場合、各会計年度において2つ以上の報告書を提出することが要求されます。ファンドの会計年度末から4か月以内に、規約の附属書類Eに記載の情報を含む年次報告書および財務書類を発行して受益者に配布するものとし、また、当該会計年度の上半期末から2か月以内に半期報告書を発行して受益者に配布するものとし、

一般に、ファンドの最新の募集価格および償還価格または純資産価額を、少なくとも月1回、香港の主要な英字日刊新聞1紙および中国語の日刊新聞1紙に掲載するものとします。

4．UT規約に基づく投資制限

UT規約第7章では、集団投資スキームの投資制限および禁止事項に関する中心的な要件が定められています。

UT規約第8章では、各種の特殊スキームに関する投資制限を含むガイドラインが定められています。

UT規約の第7章および第8章の内容は、以下のSFCのウェブサイトをご参照下さい。

http://en-rules.sfc.hk/net_file_store/new_rulebooks/h/k/HKSFC3527_3038_VER10.pdf

5．SFC認定ファンドの取引

1か月毎に定期的な取引日を1日以上設定する必要があります。資産運用会社または販売会社が割り当てるまたは公表する募集価格は、買い取引で支払い可能な最大金額とし、償還価格は償還時に受領可能な純額とします。

適正な書面による受益権 / 投資口に係る償還請求が受領されてから受益者に対して償還金が支払われるまでの期間が、1暦月を超過してはなりません。ただし、大部分の投資が行われている市場の法的要件または規制上の要件(為替管理等)に従い、上記の期限までに償還金の支払を行うことが実行不能である場合にはこの限りではありません。かかる場合、償還金の支払時期は、当該市場の特殊な状況を考慮して必要な期間を反映して延長されます。

6．SFC認可ファンドの受益者総会

SFC認可ファンドは、受益者総会を以下に従って開催します。

- (a) 受益者は、代理人を任命することができます。
- (b) 議決権数は、受益権 / 投資口の保有数または累積する場合は、受益権 / 投資口がある場合には受益権 / 投資口の保有価値に比例するものとします。
- (c) 特別決議または臨時決議に必要な定足数は発行済受益権または投資口の25%以上を有する受益者とし、また普通決議の場合には発行済受益権または投資口の10%以上とします。
- (d) 受益者総会の所定の開催時刻から30分以内に定足数が満たされない場合には、15日以上延会されるものとし、延会における定足数は、本人または代理人により延会に出席する受益者とし、
- (e) 別種類の受益者間で利害相反のおそれがある場合、種類受益者総会に関する規定を設けるものとします。
- (f) 以下の場合には、臨時受益者総会が招集されます。
 - () 6.7に定める場合を除き、設立書類を修正、変更または追加する場合
 - () ファンドを終了する場合(設立書類にファンドの終了方法が規定されている場合を除くものとし、その場合には規定されたとおり終了します。)
 - () 資産運用会社、受託会社 / 保管者またはファンドの取締役を支払われる報酬の上限額を増額する場合
 - () その他の種類の報酬を課す場合
- (g) 無記名の受益権が発行されている場合、香港における無記名の受益権の受益者に対して次回の総会の開催時期、議案および議決権の取扱いに係る通知に関する規定を設けるものとします。

- (h) ファンドの取締役、受託会社 / 保管者、資産運用会社、投資顧問会社およびそれらの関係者は、自らが重大な利害を有している議案を取り扱う総会において、実質的に保有する投資口に係る議決権を行使すること、または定足数に算入されることはできません。
- (i) 普通決議は、適式に招集された受益者総会に本人または代理人により出席し、かつ議決権を行使できる出席者による単純過半数をもって採択することができます。
- (j) 特別決議または臨時決議は、適式に招集された受益者総会に本人または代理人により出席し、かつ議決権を行使できる出席者の75%以上が賛成する場合に限り採択することができます。

7. SFC認可ファンドの報酬

- (a) SFC認可ファンドの資産から支払われるべきすべての費用および手数料の計算基準 / 根拠は明記されなければならない。その料率は年率ベースで記載されます。投資運用または投資顧問担当者に支払われる報酬基準の合計も開示するものとします。
- (b) パフォーマンス報酬を課す場合、報酬は以下の場合に限り支払われます。
- () 最大で年1回とすること。
 - () 受益権 / 投資口1口当たり純資産価額が、前回のパフォーマンス報酬が計算されて支払われた受益権 / 投資口1口当たり純資産価額を上回る場合(「ハイ・オン・ハイ」方式)
- (c) 以下の報酬、費用および手数料は、SFC認可ファンドの資産から支払われないものとします。
- () ファンドの受益権 / 投資口取引に関連して販売代理人に支払われるべき手数料
 - () ファンドに関連する広告または販促活動に起因する費用
 - () 一般的に、香港において認可されているファンド資産から支払われない費用
 - () ファンドの設立書類に開示されていない費用

8. 規約に基づくETFの追加要件

ETFには、規約第8.6章および附属書類Iが適用されます。

ETFが香港で設立された場合(以下「現地ETF」といいます。)、現地ETFは、SFCに対し、対象インデックスがSFCに容認し得るものであることを証明する必要があります。SFCは、インデックスの容認性の有無を検討するにあたり、(i) インデックスが明瞭な目的を設置しおよび / または対象とする市場もしくは業種があるか否か、(ii) インデックスが広範な対象を有しているか否か、(iii) インデックスが投資可能か否か、(iv) インデックスが透明性をもって適切な方法で公表されているか否か、ならびに(v) インデックス・プロバイダーがインデックスの方式 / ルールを設定し、維持し、見直すために必要な経験および技術的資源を保有しているか否かの各要素を考慮します。

オフショアの法域で設立されたETF(以下「海外ETF」といいます。)が規約で定める中心的な構造および運用上の要件を充足する場合には、「許容可能な検査制度」において規制され、かつ関連する条件を満たす場合、かかる海外ETFは、SFCに対し、「簡略化された認可手続」を通じて認可を取得することができます。簡略化された認可手続を通じて認可された海外ETFは、設立書類に関する要件、インデックスの容認性および財政報告書に関する所定の内容を含む規約の特定の要件を遵守するものとみなされます。

ETFがオフショア法域で設立され、規約に基づく主要な認可要件を満たし、かつ当該ガイドライン上で認められる規制体制に準拠する場合、当該ETFは、簡略化された手続によりSFCの認可を申請することができます。

9. 香港証券取引所におけるETFの上場手続

香港においてETFを設立し、かつ取引を開始するために必要な手続の概要は以下のとおりです。

- (a) SFCの認可申請
- (b) 香港証券取引所(以下「SEHK」といいます。)に対するETFの受益権または投資口の上場申請および取引開始申請
- (c) ETFの受益権または投資口を香港の決済システムである中央決済システム(以下「CCASS」といいます。)において預託、決済および清算される適格証券として認めることを求めるHKSCCに対する申請

第4【その他】

外国投資信託受益証券の様式

資産運用会社および受託会社のいずれも、本香港ETFの証券を発行する義務はありません。資産運用会社および受託会社が別途合意しない限り証券は発行されないものとし、信託証券上における証券の発行に関する全ての条項は、これに従って解釈されます。証券は、記名式とし、信託証券別紙2の様式または資産運用会社および受託会社が随時合意するその他の様式によるものとし、各証券には通し番号を付し、当該証券によって表章される受益証券の数およびクラスならびに受益者名が明記されます。

独立監査人の監査報告書

CSOP FTSE中国A50 ETF（香港で設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるCSOP ETFシリーズのサブファンド）受益者各位

財務諸表に関する報告

当監査法人は、7ページから30ページ（訳注：CSOP FTSE中国A50 ETFの財務書類原文のページ番号であり、当該ページ番号は本書には含まれていない。）に掲載されているCSOP ETFシリーズのサブファンドであるCSOP FTSE中国A50 ETF（以下「サブファンド」）の財務諸表、すなわち2015年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した会計年度の包括利益計算書、受益者帰属純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

サブファンドの受託会社および管理会社（以下「経営者」と総称）には、香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準に準拠して真正かつ適正な概況を示す財務諸表を作成する責任、財務諸表が2012年7月25日付信託証書（改訂）（以下「信託証書」）および香港証券先物取引委員会が公表したユニットトラストおよびミューチャルファンドに関する規約（以下「SFC規約」）付録Eの関連する開示規定に準拠して、適切に作成されているよう取り計らう責任、ならびに不正もしくは誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制に関する責任がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、自らの監査に基づいてかかる財務諸表に対する意見を表明すること、および他の目的は一切なく一つの集団としての受益者だけに、その意見を報告することである。当監査法人は、本報告書の内容について、他者に対する責任を負うもしくは引き受けるものではない。

当監査法人は、香港公認会計士協会が公表した香港監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は、当監査法人が倫理要件に従いつつ、財務諸表における重要な虚偽表示の有無について合理的な保証を得るため、監査を計画し実施することを求めている。また、サブファンドの財務諸表が、あらゆる重要な点において、信託証書およびSFC規約の関連する開示規定に準拠して適切に作成されているかを評価することも、求めている。

監査においては、財務諸表の金額および開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。選択される手続は、監査人の判断によって決められる。かかる判断には、不正もしくは誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価も含まれる。それらのリスク評価においては、監査人は、真正かつ適正な概況を示すサブファンドの財務諸表の作成に係る内部統制を検討する。これは状況に適した監査手続を設計するためであって、サブファンドの内部統制の有効性について意見を表明するためではない。また監査では、経営者が適用した会計方針の妥当性、経営者が行った会計上の見積りの合理性、および財務諸表全体の表示を評価する。

当監査法人は、自ら入手した監査証拠は、監査意見の根拠とするに十分かつ適切であると考えている。

独立監査人の監査報告書**CSOP FTSE中国A50 ETF（香港で設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるCSOP ETFシリーズのサブファンド）受益者各位（続き）****意見**

当監査法人は、財務諸表は、香港財務報告基準に準拠して、2015年12月31日現在のサブファンドの財政状態、ならびに同日に終了した会計年度における財務取引およびキャッシュ・フローの真正かつ適正な概況を示しているものと認める。

法令等が要求するその他の事項および開示に対する報告

当監査法人は、本財務諸表は、あらゆる重要な点において、信託証書およびSFC規約の関連する開示規定に準拠して適切に作成されているものと認める。

プライスウォーターハウス・コーパーズ
公認会計士

香港、2016年4月27日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE UNITHOLDERS OF CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES, AN UMBRELLA UNIT TRUST ESTABLISHED IN HONG KONG)

Report on the Financial Statements

We have audited the financial statements of CSOP FTSE China A50 ETF (the “ Sub-Fund ”), a sub-fund of CSOP ETF Series, set out on pages 7 to 29, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2015, and the statement of comprehensive income, statement of changes in net assets attributable to unitholders and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

The Trustee and the Manager (the “ Management ”) of the Sub-Fund are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standard issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and are responsible for ensuring that the financial statements have been properly prepared in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed dated 25 July 2012, as amended, (the “ Trust Deed ”) and Appendix E of the Code on Unit Trusts and Mutual Funds issued by the Securities and Futures Commission of Hong Kong (the “ SFC Code ”), and for such internal control as the Management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit and to report our opinion solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

We are also required to assess whether the financial statements of the Sub-Fund have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed and the SFC Code.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT**TO THE UNITHOLDERS OF CSOP FTSE CHINA A50 ETF (CONTINUED)****(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES, AN UMBRELLA UNIT TRUST ESTABLISHED IN HONG KONG)**

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Sub-Fund's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Sub-Fund as at 31 December 2015, and of its financial transactions and cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the financial statements have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed and the SFC Code.

PricewaterhouseCoopers

Certified Public Accountants

Hong Kong, 27 April 2016

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド株主に対する独立監査人の会計監査報告書

（香港設立有限責任会社）

当監査人は、8ページから47ページに記載されているCSOPアセットマネジメント・リミテッド（以下「会社」）およびその子会社の連結財務諸表の監査を行った。かかる連結財務諸表は、2015年12月31日時点の連結貸借対照表、当該会計年度の連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュフロー計算書、主要な会計方針の概略、その他の注釈から構成されている。

連結財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、香港公認会計士協会および香港会社条例による香港財務報告基準に則り、真正かつ公正な状態を示す連結財務諸表の作成義務を負うとともに、作為的または不作為的にかかわらず、重要な虚偽の表示のない連結財務諸表の作成に必要と取締役が判断する内部統制にも責任を負う。

監査人の責任

香港会社条例セクション405に則り監査人は、その監査に基づいて連結財務諸表についての意見を表明するとともに、これを会社にのみ報告する責任を有する。本報告について会社以外のいかなる者に対しても責任または負債を負うものではない。

監査人は、香港公認会計士協会公表の香港監査基準に従い監査を行った。この基準は、監査人が倫理基準に従い、かつ連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないことについて、合理的な保証が得られるような監査を計画し実行することを、監査人に求めている。

監査は連結財務諸表にある金額および表示に関する監査証拠を入手するための一定の手続きに従って実行される。監査人の判断によりその手続きは選定される。この判断には、作為的または不作為的にかかわらず、連結財務諸表に重要な虚偽の表示がある可能性のリスクについての評価が含まれる。このリスク評価を行うため、監査人は会社の真正かつ公正な状態を示す連結財務諸表の作成に関係する内部統制を検討する。これは、状況に応じた適切な監査手続きの作成を目的とするもので、会社の内部統制の実効性について意見を表明するためのものではない。また監査には、採用した会計方針の適切性、取締役による会計上の見積もりの合理性、全体としての連結財務諸表の表示などが含まれる。

監査人は、入手した監査証拠が監査意見を表明する基礎として十分かつ適正であると考えている。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド株主に対する独立監査人の会計監査報告書
(香港設立有限責任会社)

監査意見

本連結財務諸表は、香港財務報告基準に則り2015年12月31日時点の会社および子会社の財政状態、ならびに当会計年度の財務業績およびキャッシュフローについて真正かつ公正な状態を示すものであり、香港会社条例に則って適切に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース
公認会計士

香港、2016年3月24日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

We have audited the consolidated financial statements of CSOP Asset Management Limited (the "Company") and its subsidiaries set out on pages 8 to 47, which comprise the consolidated balance sheet as at 31 December 2015, and the consolidated statement of comprehensive income, the consolidated statement of changes in equity and the consolidated statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' Responsibility for the Consolidated Financial Statements

The directors of the Company are responsible for the preparation of consolidated financial statements that give a true and fair view in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and the Hong Kong Companies Ordinance, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit and to report our opinion solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of consolidated financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED (CONTINUED)
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Opinion

In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company and its subsidiaries as at 31 December 2015, and of their financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

PricewaterhouseCoopers
Certified Public Accountants

Hong Kong, 24 March 2016